
令和4年 2月24日開会

令和4年 3月25日閉会

令和4年 第1回
大分県議会定例会会議録

大 分 県 議 会

日程と目次

会期30日間〔本会議9日間、休会21日（議案調査2日、委員会及び予備日9日、議事整理1日、県の休日9日）〕

月 日	曜	議 事	ページ
2. 24	木	本 会 議（第1号）	
		1 林教育委員の再任挨拶……………	1
		1 鈴木教育委員の再任挨拶……………	2
		1 開会……………	2
		1 諸般の報告（令和3年度の行政監査結果報告、11月、12月及び1月の例月出納検査結果、報告2件、議員派遣報告）……………	2
		1 議席の一部変更の件……………	2
		1 会議録署名議員の指名……………	2
		1 会期決定の件……………	2
		1 第1号議案から第41号議案まで及び第1号報告を一括議題……………	3
		1 広瀬知事の提案理由説明……………	4
		1 協議等の場の構成員変更の件……………	10
2. 25	金	休会（議案調査のため）	
2. 26	土	休会（県の休日のため）	
2. 27	日	休会（県の休日のため）	
2. 28	月	本 会 議（第2号）	
		1 第42号議案から第54号議案までを一括議題……………	11
		1 広瀬知事の提案理由説明……………	12
3. 1	火	休会（議案調査のため）	
3. 2	水	本 会 議（第3号）	
		1 第40号議案から第54号議案までを一括議題……………	15
		1 堤議員（日本共産党）の質疑……………	15
		・令和3年度大分県一般会計補正予算（第13号）について	
		1 第40号議案から第54号議案までを所管の常任委員会に付託……………	22
		1 付託表……………	22
3. 3	木	本 会 議（第4号）	
		1 第40号議案から第54号議案までに対する各常任委員長の報告……………	25
		1 衛藤福祉保健生活環境委員長の報告……………	26
		1 木付商工観光労働企業委員長の報告……………	26
		1 後藤農林水産委員長の報告……………	26
		1 大友土木建築委員長の報告……………	26
		1 駕海文教警察委員長の報告……………	26
		1 森総務企画委員長の報告……………	27
		1 堤議員の討論……………	27
		1 第40号議案から第50号議案まで、第53号議案及び第54号議案を委員長の報告のとおり可決……………	28

		1 第51号議案及び第52号議案を委員長の報告のとおり可決……	28
		1 特別委員会の報告（新型コロナウイルス感染症対策）……	28
		1 平岩新型コロナウイルス感染症対策特別委員長の報告……	28
		1 代表質問……	29
		1 三浦議員（自由民主党）の質問……	29
		・新型コロナウイルス感染症対策について	
		・県政について	
		・県勢の浮揚に向けた政策展開について	
		・県民の安全安心の実現について	
		・農林水産業の成長産業化について	
		・福祉政策について	
		・誰もが活躍できる社会づくりについて	
		・地方創生につながる社会全体の教育力の向上について	
3.	4	金 本 会 議（第5号）	
		1 代表質問……	49
		1 守永議員（県民クラブ）の質問……	49
		・ポストコロナを見据えた大分県の挑戦について	
		・県と大分市との連携の在り方について	
		・職員の確保と職場環境の充実について	
		・日出生台における米軍実弾射撃訓練等への対応について	
		・健康寿命日本一に向けた取組について	
		・感染症対策に係る保健所の体制等について	
		・南海トラフ地震への対応について	
		・再生可能エネルギー等を活用したカーボンニュートラルへの取組について	
		・発達障がい児への早期支援の取組について	
		・土木建築技術者の確保について	
		・交差点に関する交通ルールの広報啓発活動について	
		1 河野議員（公明党）の質問……	65
		・子育て支援と健康管理について	
		・パートタイムの公務員の処遇改善について	
		・永住可能な外国人労働者の拡大による県産業への影響について	
		・JR九州の路線や駅の確保について	
		・カーボンニュートラルについて	
		・犬・猫の殺処分減少に向けた取組について	
		・枯葉剤原料の国有林での保管について	
		・土木建築行政について	
3.	5	土	休会（県の休日のため）
3.	6	日	休会（県の休日のため）
3.	7	月	本 会 議（第6号）
		1 議員提出第1号議案（ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する	

		決議) を議題……………	79
		1 木付議員の提案理由の説明……………	80
		1 議員提出第1号議案を原案のとおり可決……………	80
		1 一般質問及び質疑……………	80
		1 藤田議員(県民クラブ)の質問……………	80
		・公共交通を巡る諸課題について	
		・リスク・マネジメントについて	
		・海洋科学高校実習船の共同運航について	
		・大分県消防広域化推進計画について	
		1 森議員(自由民主党)の質問……………	91
		・DXを用いたデータ分析による政策県庁の実現について	
		・地域医療の確保について	
		・こども政策における学童の保育について	
		・ヤングケアラーへの支援について	
		・大分県の魅力ある資源を生かしたツーリズムの展開について	
		1 猿渡議員(日本共産党)の質問……………	103
		・中小事業者への支援策の強化について	
		・退職手当について	
		・新型コロナウイルス感染症への対応について	
		・日出生台での米軍演習について	
		・子育て支援策等について	
		・温泉を生かした観光振興について	
		・人権尊重社会づくり推進条例について	
		1 元吉議員(自由民主党)の質問……………	113
		・農林水産物の輸出戦略について	
		・産業政策の今後の展開について	
		・観光振興と基盤整備について	
		・教育行政について	
3.	8	火 本 会 議 (第7号)	
		1 一般質問及び質疑……………	125
		1 浦野議員(県民クラブ)の質問……………	125
		・精神障がいに対する理解の促進について	
		・精神障がい者に関する通報等への対応について	
		・措置入院の現状と患者の権利保障について	
		・精神障がい者の就労について	
		1 吉竹議員(自由民主党)の質問……………	135
		・畜産振興について	
		・地域公共交通について	
		・今後の県立高校の在り方について	
		1 荒金議員(しんせい大樹会)の質問……………	145
		・DX推進戦略について	
		・インバウンド復活に向けた取組について	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内水産物の販売戦略について ・ 大分県立病院の今後の運営方針について ・ 防災対策について 	
		<ul style="list-style-type: none"> 1 今吉議員（自由民主党）の質問…………… 151 ・ 多文化共生社会の形成について ・ 発達障がい児などの子どもたちへの支援について ・ 空き家対策について ・ 健康長寿のための口腔ケアの推進について ・ 中津港について ・ 県立工科短期大学校について ・ 技術者の能力向上について 	
3.	9	水	本
			<p style="text-align: center;">会 議（第8号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 東日本大震災犠牲者に対し黙祷…………… 163 1 諸般の報告（人事委員会意見聴取結果）…………… 163 1 一般質問及び質疑…………… 164 1 太田議員（自由民主党）の質問…………… 164 ・ 県の観光政策について ・ 空港を核とした地域交通について ・ 農業の経営戦略について ・ 県民生活の充実について 1 木田議員（県民クラブ）の質問…………… 172 ・ 地方移住について ・ ポストコロナのツーリズムについて ・ フードテックについて ・ 在来種苗の継承について ・ 青少年のICTの利用について 1 井上（伸）議員（自由民主党）の質問…………… 183 ・ 山の恵みを活用した政策展開について ・ 道路網の整備について ・ 久大本線での新幹線路線調査について 1 平岩議員（県民クラブ）の質問…………… 192 ・ 時代の潮流と県政の基本方針について ・ 子育て満足度日本一について ・ 職場の専門人材育成について ・ 子どもと共にいる教職員を支えることについて ・ 子どもへの新型コロナワクチン接種について ・ 夜間中学校について 1 第16号議案から第39号議案まで及び第1号報告並びに請願 2件を所管の常任委員会に付託…………… 202 1 付託表…………… 203 1 特別委員会設置の件…………… 203 1 予算特別委員会を設置し、第1号議案から第15号議案までを

		付託……………	204
		1 予算特別委員の選任……………	204
3. 10	木	休会（予算特別委員会のため）	
3. 11	金	休会（予算特別委員会のため）	
3. 12	土	休会（県の休日のため）	
3. 13	日	休会（県の休日のため）	
3. 14	月	休会（予算特別委員会のため）	
3. 15	火	休会（予算特別委員会のため）	
3. 16	水	休会（予算特別委員会のため）	
3. 17	木	休会（予算特別委員会分科会及び常任委員会のため）	
3. 18	金	休会（予算特別委員会分科会及び常任委員会のため）	
3. 19	土	休会（県の休日のため）	
3. 20	日	休会（県の休日のため）	
3. 21	月	休会（県の休日のため）	
3. 22	火	休会（予算特別委員会分科会及び常任委員会のため）	
3. 23	水	休会（予算特別委員会のため）	
3. 24	木	休会（議事整理のため）	
3. 25	金	本 会 議（第9号）	
		1 諸般の報告（2月の例月出納検査結果、住民監査請求通知、包括外部監査結果）……………	208
		1 第1号議案から第15号議案までに対する大友予算特別副委員長の報告……………	208
		1 堤議員の反対討論……………	208
		1 駕海議員の賛成討論……………	212
		1 馬場議員の賛成討論……………	215
		1 第2号議案から第5号議案まで、第7号議案から第9号議案まで及び第12号議案から第14号議案までを委員長の報告のとおり可決……………	217
		1 第1号議案、第6号議案、第10号議案、第11号議案及び第15号議案を委員長の報告のとおり可決……………	217
		1 第16号議案から第39号議案まで及び第1号報告並びに請願14、請願15に対する各常任委員長の報告……………	217
		1 今吉福祉保健生活環境副委員長の報告……………	218
		1 太田商工観光労働企業副委員長の報告……………	218
		1 後藤農林水産委員長の報告……………	218
		1 大友土木建築委員長の報告……………	218
		1 清田総務企画副委員長の報告……………	219
		1 猿渡議員の討論……………	219
		1 第16号議案、第18号議案、第19号議案、第21号議案から第27号議案まで、第29号議案から第39号議案まで及び第1号報告並びに請願14を委員長の報告のとおり決定……………	221
		1 第17号議案、第20号議案及び第28号議案を委員長の報告	

	のとおり決定……………	221
	1 請願15を委員長の報告のとおり不採択……………	221
	1 第55号議案及び第56号議案を一括議題……………	221
	1 広瀬知事の提案理由説明……………	221
	1 第55号議案及び第56号議案に同意……………	222
	1 議員提出議案第2号（「手話言語法（仮称）」の制定を求める 意見書）、議員提出議案第3号（医学部入学定員削減の方向性 を見直し、医療現場、地域医療の実態に即し、医師数をOEC D平均以上の水準とするよう求める意見書）、議員提出議案第 4号（女性や子どもの自殺防止対策の強化を求める意見書）、 議員提出議案第5号（日米地位協定の見直しを求める意見書） を一括議題……………	222
	1 羽野議員の提案理由の説明……………	223
	1 議員提出議案第2号を原案のとおり可決……………	224
	1 議員提出議案第3号及び第4号議案を否決……………	224
	1 議員提出議案第5号を原案のとおり可決……………	224
	1 委員会提出第1号議案（大分県議会会議規則の一部改正につい て）及び委員会提出第2号議案（大分県議会委員会条例の一部 改正について）を一括議題……………	225
	1 井上（伸）議員の提案理由の説明……………	225
	1 委員会提出第1号議案及び委員会提出第2号議案を原案のお り可決……………	225
	1 閉会中の継続審査及び調査の件……………	225
	1 常任委員の選任……………	226
	1 議会運営委員の選任……………	227
	1 閉会……………	227
付	1 請願……………	229
	1 継続請願……………	231

令和 4 年 第 1 回
大分県議会定例会会議録

第 1 号 2 月 2 4 日

令和4年第1回大分県議会定例会会議録（第1号）

令和4年2月24日（木曜日）

議事日程第1号

令和4年2月24日
午前10時開会

- 第1 議席の一部変更の件
第2 会議録署名議員の指名
第3 会期決定の件
第4 第1号議案から第41号議案まで及び第1号報告
（議題、提出者の説明）
第5 協議等の場の構成員変更の件

本日の会議に付した案件

- 日程第1 議席の一部変更の件
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期決定の件
日程第4 第1号議案から第41号議案まで及び第1号報告
（議題、提出者の説明）
日程第5 協議等の場の構成員変更の件

出席議員 43名

議長 御手洗吉生	副議長 三浦 正臣
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
古手川正治	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦

玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治
副知事	黒田 秀郎
教育長	岡本天津男
公安委員長	石田 敦子
人事委員長	石井 久子
代表監査委員	長谷尾雅通
労働委員会会長	深田 茂人
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	浦辺 裕二
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	磯田 健
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	森山 成夫
防災局長	梶原 文男
観光局長	秋月 久美

午前10時

御手洗議長 開会に先立ち、先般教育委員に再任された林浩昭君、鈴木恵君から御挨拶があります。林浩昭君。

林教育委員 12月22日付けで教育委員に再任いたしました林浩昭です。どうぞよろしくお願ひします。（拍手）

御手洗議長 鈴木恵君。

鈴木教育委員 2月1日付けで教育委員に再任いたしました鈴木恵です。どうぞよろしくお願
いします。(拍手)

午前10時 開会

御手洗議長 ただいまから令和4年第1回定例
会を開会します。

御手洗議長 これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

御手洗議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告
をします。

まず、監査委員から、地方自治法第199条
第9項の規定により令和3年度の行政監査の結
果について、また、同法第235条の2第3項
の規定により、昨年11月、12月及び本年1
月の例月出納検査の結果について、文書をも
って報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、知事から、損害賠償の額の決定につ
いて、2件の報告がありました。

なお、報告書は、お手元に配付の議案書の
末尾に添付してあります。

次に、会議規則第125条第1項ただし書の
規定により、お手元に配付のとおり、議員を派
遣しました。

以上、報告を終わります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第
1号により行います。

日程第1 議席の一部変更の件

御手洗議長 日程第1、議席の一部変更の件
を議題とします。

お諮りします。会議規則第5条第3項の規定
により、お手元に配付の変更議席番号表のと
おり議席を変更したいと思います。これに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、議席は、お手元の変更議席番号表
のとおり変更されました。

変更議席番号表

議席番号	変更前	変更後
20	麻生栄作	阿部英仁
21	阿部英仁	成迫健児
22	成迫健児	浦野英樹
23	浦野英樹	高橋 肇
24	高橋 肇	木田 昇
25	木田 昇	羽野武男
26	羽野武男	二ノ宮健治
27	二ノ宮健治	守永信幸
28	守永信幸	藤田正道
29	藤田正道	原田孝司
30	原田孝司	小嶋秀行
31	小嶋秀行	馬場 林
32	馬場 林	尾島保彦
33	尾島保彦	玉田輝義
34	玉田輝義	平岩純子
35	平岩純子	吉村哲彦
36	吉村哲彦	戸高賢史
37	戸高賢史	河野成司
38	河野成司	猿渡久子
39	猿渡久子	堤 栄三
40	堤 栄三	荒金信生
41	荒金信生	麻生栄作

御手洗議長 事務局に氏名標及び議席番号を
変更させます。

議席を変更された諸君は、変更後の議席に
御着席願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

御手洗議長 日程第2、会議録署名議員の
指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の
規定により、古手川正治君及び原田孝司君を
指名します。

日程第3 会期決定の件

御手洗議長 日程第3、会期決定の件を
議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日か

ら3月25日までの30日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は30日間と決定しました。

日程第4 第1号議案から第41号議案まで
及び第1号報告

(議題、提出者の説明)

御手洗議長 日程第4、第1号議案から第41号議案まで及び第1号報告を一括議題とします。

- 第 1号議案 令和4年度大分県一般会計予算
- 第 2号議案 令和4年度大分県公債管理特別会計予算
- 第 3号議案 令和4年度大分県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4号議案 令和4年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 5号議案 令和4年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算
- 第 6号議案 令和4年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算
- 第 7号議案 令和4年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 第 8号議案 令和4年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第 9号議案 令和4年度大分県県営林事業特別会計予算
- 第10号議案 令和4年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
- 第11号議案 令和4年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
- 第12号議案 令和4年度大分県用品調達特別会計予算
- 第13号議案 令和4年度大分県病院事業会計予算
- 第14号議案 令和4年度大分県電気事業会計予算
- 第15号議案 令和4年度大分県工業用水道事業会計予算
- 第16号議案 包括外部監査契約の締結につい

て

- 第17号議案 大分県個人情報保護条例等の一部改正について
- 第18号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について
- 第19号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第20号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- 第22号議案 大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について
- 第23号議案 大分県医師研修資金貸与条例の一部改正について
- 第24号議案 大分県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部改正について
- 第25号議案 大分県介護福祉士等修学資金貸与条例の廃止について
- 第26号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 第27号議案 大分県自然海浜保全地区条例の一部改正について
- 第28号議案 大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について
- 第29号議案 権利の放棄について
- 第30号議案 大分県立工科短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第31号議案 令和4年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について
- 第32号議案 権利の放棄について
- 第33号議案 大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について
- 第34号議案 大分県道路占用料徴収条例等の一部改正について
- 第35号議案 令和4年度における土木事業に要する経費の市町村負担について
- 第36号議案 工事請負契約の締結について

- 第37号議案 工事請負契約の締結について
- 第38号議案 工事請負契約の締結について
- 第39号議案 工事請負契約の変更について
- 第40号議案 県有地の売却について
- 第41号議案 県有地の売却について
- 第1号報告 令和3年度大分県一般会計補正
予算(第12号)について

御手洗議長 提出者の説明を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 冒頭、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

お陰さまで、県内の感染状況は2月4日前後をピークに改善の兆しが見られるようになりました。特に飲食店の皆様には営業時間の短縮に御協力いただき、会食を原因とした感染は大幅に減少しています。まん延防止等重点措置も予定どおり今月20日で解除することができました。

心配なのは、クラスター発生など感染が続く幼児教育・保育施設や高齢者施設です。そのため幼稚園等に関しては、来月6日までの間、クラスで感染拡大が懸念される場合の登園自粛などをお願いしており、高齢者施設には抗原検査キットによる職員の一斉検査などを求めているところです。

もとより、感染力の強いオミクロン株には油断は禁物です。県民の皆様一人一人におかれても、常時換気やマスクの適切な着用、密の回避など基本的対策のほか、会食の際には認証店を選択するといった点について、引き続きその徹底をお願いします。

感染拡大を抑え切るかどうか、今が大事な時期です。御不便をおかけしますが、県民総ぐるみでの感染対策について、ぜひとも御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、令和4年第1回定例県議会の開会にあたり、新年度の県政執行に臨む基本的な考え方とともに、ただいま上程されました諸議案の説明を申し上げます。

まず、県政執行の方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染者の県内初確認から2年が経とうとしています。数次にわたる感染拡大は、我々の日常生活や社会経済活動に大きな打撃を与えました。そして現在、オミクロン株の驚異的な感染力を目の当たりにしているところです。

新型コロナ対策で肝腎なのは、これまでの経験を踏まえ、前広に対応することです。例えば、検査キットの早期手配や入院病床・宿泊療養施設の事前確保は、今回の感染拡大に対する初動を極めて円滑にしました。また、自宅療養者の健康状態をオンラインで把握するシステムの導入は、患者自身の安心感を確保するとともに、保健所業務を随分と効率化しています。

このような備えの中、今後ともワクチンの追加接種を急ぎ、足下の感染状況に即した実効性ある対応を臨機に取りながら、疲弊する社会経済を何とか再起動させていきたいと思っています。そのためにも、コロナ禍で収入が減少した生活困窮者への支援や中小企業・小規模事業者の事業継続・雇用維持に向けた対策には、引き続き、重きを置いて取り組みます。あわせて、国による総需要喚起策や、所得政策などを中心とする、いわゆる新しい資本主義にも注視しながら、県経済の局面転換を確実なものにしていきたいと考えています。

加えて忘れてならないのは、地域活力に大きな影を落としている少子高齢化・人口減少への対応です。コロナ禍にあっても、人を育て、仕事を作り、人と仕事の好循環で地域を活性化する大分県版地方創生を常に前進させなければなりません。幸い現在、暮らしの中で、また産業活動において、さらには国・地方の行政の場で、DX、デジタル革命の波が押し寄せています。我々もこの流れをしっかりと捉え、積極的にこれに取り組むことで、生産性の向上やサービスの高度化、創造活動の活性化等を進めていきます。

また、ドローンやアバターなど先端技術で地域課題の解決を図り、これをシーズとして新しい産業を興し、デジタル人材の育成につなげていくという視点も大変大事になってきます。

先端技術といえば、これから楽しみなのは、世界的に成長する宇宙産業です。人工衛星による通信ネットワークの形成や高精度な地球観測など、市場規模は拡大を続け、2050年には現在の約5倍となる200兆円規模に達するとも言われています。

こうした中、大分空港をアジア初の宇宙港とするプロジェクトは、大分県民の宇宙への夢や期待を大きく膨らませています。衛星データを利用した海洋浮遊ごみの効率的回収など、将来のビジネス展開を見据えたチャレンジも見られるようになりました。先月は、アバターを宇宙開発等に活用する本県参画の産学官連携プロジェクトが、政府表彰で最高位の内閣総理大臣賞を獲得したところです。

宇宙関連のイベントも盛んに行われています。例えば、今週末からは、世界の専門家が注目する宇宙技術および科学の国際シンポジウムの大分府大会が開催されます。大分空港の地元国東高校では、宇宙港の取組で結ばれた英国コーンウォール州にある中高一貫校の生徒を相手に、オンライン交流会が実施されました。

宇宙港の開港が、様々な形で将来世代の夢を育み、宇宙への挑戦意欲をかき立てる好機になればと思っています。目指すべきは宇宙港を核とした経済循環であり、県外ベンチャーも巻き込みながら、宇宙ビジネスを幅広く創出していきます。

こうして来年度も新型コロナへの守りを固めつつ、進展する技術革新を広範に取り込むことで、ポストコロナ社会における大分県づくりを力強く、効率的・効果的に展開していきます。

このような考えの下、令和4年度の一般会計当初予算案は7,178億4,100万円、前年度比2.2%増となる9年連続プラスの積極予算としました。以下、新規重点事業を中心に説明します。

重点事業の第1は、やはり新型コロナウイルス感染症対策の強化です。

感染の予防から早期発見・早期治療まで一連の対応に万全を期すため、ワクチン接種の体制整備やPCR等検査の無償化、入院病床・宿泊

療養施設の確保などには十分な予算を投じていきます。

中でも今回の当初予算では、医療提供体制のさらなる強化を図ります。まずは、感染症の専門的知見を有する感染管理認定看護師の確保に向け、医療機関で働く看護師の資格取得を支援します。庁内にも有資格者を配置し、高齢者施設等への指導やクラスター発生時の初動を強化します。

救急医療の充実も急がれます。このため、医師研修資金貸付制度の対象に救急科を追加し、各救急医療圏に専門医2人以上を配置していきます。コロナ禍で再認識されたのが対面診療を補充するオンライン診療です。コロナ対策の選択肢を広げるためにも、その普及が求められることから、これに必要な聴診音伝達システムの有用性を実証するほか、オンライン診療を導入する訪問看護ステーションの体制整備を支援します。

重点事業の第2は、県経済の再興です。

本県経済は長引くコロナ禍で痛手を被っていますが、明るい未来づくりのためにも、ポストコロナの経済発展に向けて動き出す、その時期に来ているものと考えます。

まずは商工業の振興です。地域を支える中小企業・小規模事業者の多くは、対人サービス業を中心に業績回復が遅れています。雇用調整助成金や事業復活支援金などで何とか踏ん張ってもらっていますが、さらに来年度も県制度資金に1千億円の新規融資枠を設定します。

今後、県内企業の体質強化に必要なのは、やはりDXの実践です。このため、経営者の理解促進に向けたセミナーや相談会を開催するほか、IT企業の伴走により、多様な業種でDXを試行し、好事例を横展開していきます。また、身近な経営指導員が、タブレットの機能を生かした高度な指導力を発揮できるよう、そのリスクリングを支援します。

昨今、事業承継の問題も表面化しています。民間調査では、後継者不在の県内企業は6.7%に上りました。中には、何ら策を講ずることなく黒字廃業に至る事業者も見られます。こ

のため、銀行等の支援機関やM&A事業者を交えたセミナーで廃業以外の選択を促し、貴重な経営資源の引継ぎを図ります。先代のノウハウを生かし、次の段階に踏み出そうとする後継ぎ候補にも、リスク回避的な意見に対する社内調整などに苦勞があるようです。これを乗り越えてもらうべく、試作品作りやテストマーケティングといった新事業創出に向けた挑戦を応援します。

経済活動の基盤を拡大する企業誘致については、10ヘクタールを超える広大な工業用地の需要が高まっています。これに応えるため、大規模工業団地の整備に対する市町村補助を拡充するとともに、民間ディベロッパーなども開発事業に取り込みながら、団地確保を加速します。誘致企業の人材確保も課題です。そのため、工業系高校の生徒と企業の橋渡し役を担うキャリアプロデューサーを増員し、県内就職率の低い西部・北部地域での活動を強化します。

経済再生には、裾野の広い観光業の復活も欠かせません。今週再開した新しいおおいの旅割などを対策の中心に据え、移動自粛で蓄積している旅行需要を取り込みます。今後は、コロナ禍を経て人気が高まっている自然体験型の観光コンテンツにもさらに力を入れていきたいと考えています。こうした中、姫島と豊後大野、両地域の誇るジオパークが晴れて再認定を受けました。他にも祖母・傾・大崩ユネスコエコパークなど、本県は自然豊かな地域資源に恵まれており、これを温泉と並ぶ求心力のある観光素材とすべく、アウトドアガイド認証制度を創設します。

また、ツール・ド・九州2023を契機に、サイクルツーリズムを県下全域に広げるため、宿泊を伴う滞在型モデルコースの造成に取り組みます。大会の機運醸成に向けても、県内開催地となる日田市の若手団体が企画するサイクル体験イベントなどを応援します。

日中韓交流の東アジア文化都市2022も、5月22日の開幕式典を皮切りに、県民総参加の多彩な関連行事が各地域で開催されます。これを芸術文化活動の再活性化や地域主体の草の

根国際交流につなげるとともに、インバウンド回復の足掛かりにもしていきます。

農林水産業は県下全域で営まれ、地域の隅々まで仕事を生み出す基幹産業であり、県経済再興のためにも、魅力ある、儲かる産業へと成長させます。

農業では低迷する産出額向上のため、現在、生産者、農業団体、行政の3者総意に基づく実践が展開されています。今回が農業再生の最後のチャンスであることを互いに確認し合って、関係者は退路を断って前に進んでいるところです。その覚悟の取組の重点は、マーケットニーズが高く、短期間での産地拡大が期待できる園芸4品目、ねぎ、ピーマン、ベリーツ、高糖度かんしょの振興です。県としても各品目の生産、流通対策を全力で支え、JA全農おおいが主軸となる販売対策を全面的にバックアップします。

まず、白ねぎですが、西日本有数の生産量を誇るまでになりました。さらに、新規栽培者の機械導入をはじめ、出荷作業を外部化する共同調製施設の整備などを支援します。おおいのピーマンは、関西の市場でトップブランドとなっていますが、さらに産地拡大に対応した共同選果体制を急ぎ構築するため、今年度の補正予算で野津選果場の作業レーン増設を支援したいと考えています。加えて中京圏進出に向け、販路開拓アドバイザーを現地に配置します。ベリーツも販売開始5年目になりますが、収量、品質の高位平準化が課題です。そのため、徹底した分業化により、生産者が栽培管理に労力を集中できるよう、県下3か所のパッケージセンターを5か所に拡充します。甘太くんに代表される高糖度かんしょでは、共同貯蔵施設の整備をはじめ、全国で多発する基腐病の侵入防止に必要な土壤消毒器の導入などを支援します。

農業のもう一つの柱、畜産では、繁殖農家で産まれた和牛子牛を預かり、共同育成するキャトルステーションについて、新たに西部地区での整備を支援します。これによる作業外部化で、各農家の労力が軽減されるだけでなく、牛舎の空きスペースを生かした飼養頭数の純増も期

待できます。そして10月には、全国和牛能力共進会鹿児島大会が開催されます。おおいた和牛の全国ブランド化に向けて好成績が獲得できるよう、関係者一丸で総仕上げに入ります。

林業では、循環型林業の確立を目指します。そのためにも、高齢化した人工林から生産される大径材の利用促進が不可欠です。現状、建築用材としての強度は実証されているものの、曲がりなどが発生しやすいとの先入観から、市場流通は限定的です。そこで、プレカット工場に試供品を提供し、実利用を通じた品質不安の解消により、通常材と同等価格での需要創出を図ります。また、11月の全国育樹祭大分県大会を成功させ、そのレガシーを今後の森林・林業教育に生かします。

水産業では今年度、ブリ養殖の種苗に使う天然モジャコが不漁となり、大変苦勞しました。そのため、種苗の安定確保に向け、通常は種苗として採捕しておらず、給餌方法等も判明していない、小型天然モジャコの育苗手法を確立したいと考えています。流通に関しては、ブリ等の輸出拡大に資する高次加工施設の整備を支援します。また、県産魚全体の国内対策として、関東圏の飲食チェーン店とパートナーシップを組み、旬魚フェアなどを展開します。

脱炭素社会への対応は、暮らしや経済活動の基礎的課題です。2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、地熱や木質チップなどを利用した水素の製造実証が県内でも進捗しています。来年度は次の段階となる水素の貯蔵、運搬から利活用に至る検証事業を支援し、水素エネルギーの社会実装を前進させます。また、国が推進する脱炭素先行地域の枠組みを活用しながら、農業大学の農地や加温ハウスに太陽光発電設備を試験的に設置し、農業生産との両立について、その可能性を検証します。

グリーン社会の構築には、柔軟な創造力を有する若い世代のつながりを作り、課題解決に向けた新たな可能性を紡ぎ出すことも大切です。そこで、地球温暖化防止活動の企画、実践を担う学生推進員制度を創設するほか、九州、山口9県連携の学生気候変動フォーラムを県内開催

します。

重点事業の第3は、活力創出型DXと先端技術への挑戦です。

現在、日常のあらゆる面でデジタル化が急速に進展しています。ポストコロナ時代はDXの時代になると思います。この流れに乗り遅れることなく、経済や生活、行政など多様な分野でDXを推進しなければなりません。

商工業のDXに関してはさきほど申しましたが、他にも、例えば交通分野では、大分空港起点のMa a Sを実証し、令和5年度中のホバー就航にあわせた本格導入を目指します。介護関係でも、職員の負担軽減やサービスの質を高めるものとして、DXには多くの期待が寄せられています。そこで、県社会福祉介護研修センターにDXアドバイザーを配置し、介護記録の音声入力システムなど、ICT機器の選定から導入後のフォローアップまで、各事業所に直接出向き支援します。

行政のデジタル化も急がなければなりません。そのためにも、基盤となるマイナンバーカードの活用機会を広げ、交付率を向上させる必要があります。そこで、電子申請の利用や小規模集落応援隊への参加などにより、量販店等で使用可能なポイントが獲得できる県版マイナポイント制度を創設します。

先端技術の発展も著しく、世の中のありようまで変える勢いですが、中でもドローンは多くの分野で活用されるようになりました。全国に先駆けて実証実験を始めた本県のドローン物流も、今や全国トップレベルの技術とノウハウを有するまでに進展しています。来年度からは、運航事業者の育成、収益モデルの検証など、ビジネス化をにらんだ運航体制の構築に本格着手します。

国も航空法を改正し、ドローンの機体認証や操縦ライセンスの導入を決めました。これにより、有人地帯での補助者なし、目視外での飛行が実現することとなり、ドローンの活用機会は、これからますます広がりを見せていくものと考えています。こうした中、大分県は民間企業との共同によって、ドローンの飛行性能をオール

インワンで評価するドローンアナライザーを開発し、県産業科学技術センターに導入しています。今後、機体認証制度に合致した性能試験の手法を確立し、実績を重ねることで、本県がドローン産業の拠点になっていくものと期待を持って注目しているところです。

重点事業第4は、ポストコロナの人づくりです。

少子高齢化、人口減少社会の中、本県の底力を維持、強化するために必要なのは、やはり人づくりです。

県では、子育て満足度日本一を目指して、出会い、結婚から妊娠、出産、そして子育てまで、ライフステージに応じた、切れ目のない支援に引き続き全力を傾けます。まずは、好調な出会いサポートセンターによる結婚応援をさらに充実させるため、AIが相性のよい相手を提案するマッチングシステムも導入していきます。

4月からは、体外受精など不妊治療に公的医療保険が適用されます。しかし、保険治療とあわせて行う先進医療は保険が適用されず、全額自己負担となります。これでは従前より支援が後退することから、子どもを望む方が治療を諦めることのないよう、県独自助成で先進医療に係る自己負担を、保険治療と同様に3割まで軽減します。

大分県の、人を大事にし、人を育てる政策では、誰一人取り残さないという理念の下、必要な方に必要な支援が行き渡るようにします。来年度は、これまで十分な支援が行き届いていなかった子どもへの対応に注力したいと考えます。

初めは、コロナ禍で家族時間が増える中、浮かび上がってきたヤングケアラーの問題です。家庭内のことで表面化しづらく、本人や家族にも自覚のないことが多いため、県民フォーラム等でその社会的認知度を高めていきます。また、子どもがいつでも相談できるよう、SNS対応の専用窓口を開設します。学校現場でも、スクールソーシャルワーカー等の配置拡充とともに、過去に悩みを抱えていた当事者の出前授業などを実施します。こうして対象者を早期に把握し、状況に応じ、児童家庭支援センター等の職員に

よる自宅訪問で信頼関係を築きながら、ヘルパー派遣や子ども食堂などの個別支援につなげます。

学習障害などの症状があるにもかかわらず、発達障害の確定診断には至らない子どもへの支援も、教育現場等での今日的な課題となっています。そこで、母子保健や児童福祉、教育など関係者による連携支援のガイドラインを策定し、就学前後の一貫支援体制を各地域で構築していきます。

人工呼吸器の装着など、医療的ケアを常時要する子どもとその家族への支援も重要です。そのため、医療的ケア児支援センターを設置し、多職種連携でサポートするほか、保育所等で対象児童を受け入れる際の訪問指導を実施します。また、在宅での緊急対応に必要な非常用発電装置の購入費を助成します。特別支援学校の看護師配置も拡充し、通学等に付き添う保護者の負担軽減を図っていきます。

健康寿命日本一にもしっかりと取り組みます。令和元年の健康寿命に関する調査では、男性が全国1位となり、女性も4位と大きく飛躍しました。現在、介護予防に資する通いの場への参加率は全国トップ、さらに健康経営に対する企業理解も進み、648の認定事業所が働く世代の健康管理を応援しています。こうした県民総参加の健康づくり運動が好成績として結実したものであり、大変うれしく思っているところです。今後とも、健康寿命日本一おおい創造会議を中心に、男女で日本一が獲得できるよう前進を続けます。

障がい者雇用率日本一には苦戦しています。本県の障がい者雇用率は全国7位と、平成19年以降、久しく1位の座から遠ざかっています。このため、ワークセンター方式などで5人以上の障がい者を一斉雇用する企業には、共に働く職場づくりに向けた施設改修等を支援します。また、就労系事業所を対象に、一般就労の実績に応じた奨励金制度を創設します。

特別支援学校からの一般就労率も30%に届かないところで推移しており、伸び悩みが見られます。そこで、4月開校のさくらの杜高等支

援学校では、販売・接客等の企業現場に教員が出向いて、生徒が身につけるべき知識・技能を教員自ら実地で学ぶことにより、実践的な指導力を高めます。あわせて、学校運営に企業にも参画をいただき、生徒全員の一般就労を目指します。

次に、教育県大分の創造です。学校の先生方には、児童生徒の感染防止に大変な心配をいただきながら、知、徳、体の基本の習得に立派な成果を挙げていただいております。心から敬意を表します。お陰で、本県児童生徒の学力は、コロナ禍でも九州トップレベルを維持しています。体力も、体育専科教員等による指導が奏功し、小5男子は全国1位、小5女子、中2男子は全国2位と、いずれも過去最高を達成しました。この基礎的な学力・体力をもって健やかに育ち、自己実現に向けてさらに力をつけてもらいたいと思います。加えて、子どもたちに必要なのは主体的・対話的で深い学びです。エドテック教材など、ここでもデジタル技術が役割を果たすものと期待しています。そこで、一人1台端末の機能をフル活用した授業が展開できるよう、ICT教育サポーターを随時派遣します。また、タブレット活用の優良事例などを集約したポータルサイトを開設し、教員の授業デザインに生かしてもらいます。

多様化する時代の流れの中、活力の源泉として欠かせないのは女性の活躍です。例えば、女性技術者の層にも厚みを持たせ、多面的な気付きを商品開発に取り入れるといったことが今後ますます重要になってきます。このため、女子教育の歴史を有する私立学校の女子生徒等に、理工系の分野をより深く知ってもらい、進路選択の幅が広がるよう、ものづくり企業の職場体験会などを実施します。私学振興に関しては、他にもICT教育等の支援を拡充し、魅力ある学校づくりを後押しします。

気掛かりなのは、増え続ける不登校です。様々な事情を抱える児童生徒の社会的自立や学びの継続に向け、スクールカウンセラー等の対応時間を拡充するとともに、フリースクールへの派遣も開始します。不登校対策において留意す

べき大事なことは、児童生徒の僅かな変調をいち早く察知することです。教員や保護者の目配りは当然ですが、AIを活用したメンタルヘルス分析も一部県立高校等に試験導入し、指導上の課題や有用性の検証に着手します。

本県発展の基盤を創り上げるには、こうした人材の育成、教育の振興にあわせ、ハード面でのインフラ整備も重要です。頻発・激甚化する自然災害に対応するため、国土強靱化5か年加速化対策を最大限に受け入れ、河川護岸や砂防堰堤の整備、ため池改修などを集中的に実施しているところであり、滞りなく確実に進捗させていきます。

移住の促進にも力を入れていきます。九州トップの移住施策により、今年度の本県移住者数も順調に推移し、5年連続の1千人超えが見えてきました。このような中、移住決断の大きな壁は、やはり仕事とされています。このため、伸びゆくIT分野に着目し、スキル習得から移住・就職までのワンストップ支援に力を注いでいるところです。これにより、若い世代を中心に、家族を含め50人を超える移住が見込まれます。大変好評なことから、来年度は支援対象に保育や介護、看護の3職種を加え、より幅広く移住者の仕事確保を応援します。

移住者の住まいづくりの面からも、空き家対策の必要性は増えています。まず不可欠なのは、県内4万8,700戸の空き家をもたらす諸問題への所有者の気付きです。そのため、徹底した広報により、専門相談窓口所有者を導き、解決への第一歩を踏み出してもらいたいと考えています。空き家を求める移住者等には、建築士や宅建士、行政職員などによるマッチングチームを県下6ブロックで編成し、物件交渉等を支援します。さらに、空き家の購入、改修や家財処分への助成により、空き家取引の実効性を確保します。

次に、予算外議案について、主なものを説明します。

第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正については、特に技能検定受検料に関し、高校等の在籍者は来年度より国の減免対象

外となることから、県独自に減免し、従前の金額で受検できるように規定改正を行うものです。

第28号議案大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正については、部落差別の解消の推進に関する法律等が施行されたこと、また、SNS上での誹謗中傷や新型コロナ感染者への偏見など人権を取り巻く情勢が変化していることなどを踏まえ、全ての人の人権が尊重される社会づくりのさらなる推進のため、規定等を見直すものです。

以上をもって提出した諸議案の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

御手洗議長 これをもって提出者の説明は終わりました。

—————→…←—————

日程第5 協議等の場の構成員変更の件

御手洗議長 日程第5、協議等の場の構成員変更の件を議題とします。

お諮りします。協議等の場として臨時的に設けられた政策検討協議会及び議員定数調査会の構成員をお手元に配付の表のとおり変更したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、政策検討協議会及び議員定数調査会の構成員を変更することに決定しました。

—————→…←—————

御手洗議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

お諮りします。明25日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、明25日は休会と決定しました。

なお、26日、27日は県の休日のため休会とします。

次会は、2月28日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

御手洗議長 本日は、これをもって散会します。

午前10時51分 散会

令和 4 年 第 1 回
大分県議会定例会会議録

第 2 号 2 月 2 8 日

令和 4 年第 1 回大分県議会定例会会議録（第 2 号）

令和 4 年 2 月 2 8 日（月曜日）

議事日程第 2 号

令和 4 年 2 月 2 8 日
午前 1 0 時開議

第 1 第 4 2 号議案から第 5 4 号議案まで
（議題、提出者の説明）

本日の会議に付した案件

日程第 1 第 4 2 号議案から第 5 4 号議案まで
（議題、提出者の説明）

出席議員 4 3 名

議長 御手洗吉生	副議長 三浦 正臣
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
駕海 豊	木付 親次
古手川正治	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事 広瀬 勝貞

副知事	尾野 賢治
副知事	黒田 秀郎
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	浦辺 裕二
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	磯田 健
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	森山 成夫
防災局長	梶原 文男
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	法華津敏郎
労働委員会事務局長	稲垣 守

午前 1 0 時 開議

御手洗議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御手洗議長 本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 2 号により行います。

日程第 1 第 4 2 号議案から第 5 4 号議案まで

（議題、提出者の説明）

御手洗議長 日程第 1、第 4 2 号議案から第 5 4 号議案までを一括議題とします。

第 4 2 号議案 令和 3 年度大分県一般会計補正予算（第 1 3 号）

第 4 3 号議案 令和 3 年度大分県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）

第 4 4 号議案 令和 3 年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1

- 号)
- 第45号議案 令和3年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
- 第46号議案 令和3年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
- 第47号議案 令和3年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 第48号議案 令和3年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 第49号議案 令和3年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 第50号議案 令和3年度大分県県営林事業特別会計補正予算(第1号)
- 第51号議案 令和3年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算(第1号)
- 第52号議案 令和3年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 第53号議案 令和3年度大分県用品調達特別会計補正予算(第1号)
- 第54号議案 令和3年度大分県病院事業会計補正予算(第1号)

御手洗議長 提出者の説明を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 冒頭、大分宇宙港に関して、新たな動きがあったので、御報告します。

一昨日の26日、大分県と米国の宇宙開発企業シエラ・スペース社、そして、日本の代理店である兼松株式会社の3者で、パートナーシップを締結しました。

シエラ・スペース社は、再利用型の宇宙往還機、行ったり来たりという意味ですが、宇宙往還機ドリーム・チェイサーによって、地球と国際宇宙ステーションをつなぎ、物資や人員の輸

送を成し遂げようと準備を進めている世界的企業です。今回のパートナーシップは、このドリーム・チェイサーが宇宙から地球に帰還する際の着陸場所として、大分空港を利用できないか、本格的な検討をしていこうというものです。

プロジェクト推進にあたり、まずは安全性や環境面での検討から始めていきますが、これが前に進んでいけば、ヴァージン・オービット社との人工衛星打ち上げのプロジェクトとあいまって、大分宇宙港を日本やアジア全体の宇宙産業の拠点として活用しようという、大きな期待の実現に、また強力な足掛かりができるものと思っています。

ただいま追加提案した議案は、第42号議案から第54号議案までの13件です。

初めに、第42号議案令和3年度大分県一般会計補正予算(第13号)について説明します。

本県では、国土強靱化5か年加速化対策など、国の経済対策の大部分を既に予算措置し、前倒しで事業に着手しています。続いて今回、農林水産業関連の施設整備や教育現場におけるネットワーク環境の強化などに関する予算を追加で受け入れ、ポストコロナの大分県づくりを前進させます。

県経済を大きく動かす観光業に関しても、ゴールデンウィーク明けの開始を予定している大分県版新たなGoToトラベルについて、国からの配分額を予算計上します。これにより、先週再開した新しいおおい旅割とあわせ、旅行需要を切れ目なく喚起していきます。

コロナ禍を経て、アウトドア観光などのニーズが高まる中、とみに面白くなったと評判なのが、大分農業文化公園です。これから春先のネモフィラシーズンもまた楽しみなところですが、さきに発表した愛称るるパークに思いを込めた、自然の中で憩える、遊べる、健康になれる、そして学べる、楽しさ満載の公園として、さらなる高みを目指します。そのためには、どういった園内整備などが必要か、その調査分析、計画立案に着手したいと考えています。なお、来園者の安全、安心のため、早めの対応を要する遊具の修繕やトイレの洋式化などは、これを待た

ずに整備を始めます。

そして、児童虐待対応力も強化します。子育て満足度日本一を掲げる大分県として、こうした公園整備をはじめ、子どもを産み育てやすい環境づくりに注力する中、虐待によって幼い命が奪われる大変痛ましい事件が依然、全国的に後を絶ちません。

県内でも、児童虐待の相談は多様化、複雑化し、その件数も高止まり傾向にあります。そのため来年度、中央児童相談所の児童福祉司等を増員するとともに、新たに部を設けて組織力を強化します。とりわけ、この中央児童相談所が対応する虐待事案の半数以上は、大分市内の案件となっています。そこで4月からは、城崎分室を設置し、大分市とより緊密に連携して対策を講ずることとしました。

このような取組により、児童虐待は絶対に許さないという強い覚悟の下、虐待防止はもとより、事案の早期発見から迅速な対応、アフターケアに至るまで、組織を挙げて、盤石の支援体制で臨んでいきます。

今回の補正予算では、これらに加え、感染症対策や生活福祉資金の特例貸付などの執行状況等を勘案した増額のほか、災害復旧費の減額や予算執行段階の節約などの結果、差引き補正予算額の合計は、65億6,611万2千円の増額となります。

このほか、特別会計では、公債管理特別会計など11の会計で67億5,632万2千円を増額するとともに、病院事業会計でも10億4,517万5千円を増額します。

以上をもって提出した諸議案の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

御手洗議長 これをもって提出者の説明は終わりました。

御手洗議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

お諮りします。明1日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、明1日は休会と決定しました。

次会は、2日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

御手洗議長 本日は、これをもって散会します。

午前10時9分 散会

令和 4 年 第 1 回
大分県議会定例会会議録

第 3 号 3 月 2 日

令和 4 年第 1 回大分県議会定例会会議録（第 3 号）

令和 4 年 3 月 2 日（水曜日）

議事日程第 3 号

令和 4 年 3 月 2 日
午前 10 時開議

第 1 第 40 号議案から第 54 号議案まで
(議題、質疑、委員会付託)

本日の会議に付した案件

日程第 1 第 40 号議案から第 54 号議案まで
(議題、質疑、委員会付託)

出席議員 43 名

議長 御手洗吉生	副議長 三浦 正臣
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
駕海 豊	木付 親次
古手川正治	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事 広瀬 勝貞

副知事 尾野 賢治
副知事 黒田 秀郎
教育長 岡本天津男
代表監査委員 長谷尾雅通
総務部長 和田 雅晴
企画振興部長 大塚 浩
企業局長 浦辺 裕二
病院局長 井上 敏郎
警察本部長 松田 哲也
福祉保健部長 山田 雅文
生活環境部審議監 御沓 稔弘
商工観光労働部長 高濱 航
農林水産部長 佐藤 章
土木建築部長 島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長 森山 成夫
防災局長 梶原 文男
観光局長 秋月 久美
人事委員会事務局長 法華津敏郎
労働委員会事務局長 稲垣 守

午前 10 時 開議

御手洗議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御手洗議長 本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 3 号により行います。

日程第 1 第 40 号議案から第 54 号議案まで

(議題、質疑、委員会付託)

御手洗議長 日程第 1、第 40 号議案から第 54 号議案までを一括議題とし、これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。堤栄三君。

[堤議員登壇]

堤議員 おはようございます。共産党の堤です。上程された議案に対する質疑を行います。

まず、まん延防止等重点措置解除についての

問題です。

知事は、1月27日からのまん延防止等重点措置を2月20日付けで解除しました。その理由として新規感染者数の減少、病床使用率も下がってきている、飲食店への営業時間短縮などの規制が一定の効果を上げたなどや、感染状況が落ち着きピークアウトも見えてきたとも述べています。2月17日の対策本部会議でも、改善の兆しが見られることから新しいおおいた旅割の再開、プレミアム商品券の活用など推進するとしています。しかし、第6波の感染者数は今年の第5波の3倍近くにも達し、19人が亡くなっています。最近の感染状況を見てもまだまだ深刻な状況です。今回、第6波において、いくら感染者数が減少したといっても、昨年と比べて人口10万人当たりの感染者数も多く、ステージ3が現状です。

県民の中には、なぜ感染が収まってもいないのに解除したのか、解除したとしてもすぐに顧客は戻らない、その上に時短協力金もなくなるなどの声も聞かれます。このような声に真摯に向き合い、対策を講じることが必要です。

また、他県の多くがまん延防止等重点措置の延長を申請したにもかかわらず、大分県は解除しています。どのような科学的な知見に基づいて解除したのでしょうか、答弁を求めます。

次に、今後、幼児や学校、高齢者施設への対策強化とも言っています。当然対策は必要ですが、それを発することによって、それ以外は安全というイメージを県民に与えることになるのではないのでしょうか。今年の感染者減少時に、オミクロン株は感染力が弱く、重症化リスクは低いなど様々な誤ったメッセージによって、今年初めのオミクロン株の大流行につながったと考えられます。そして、新たなオミクロン株亜種も現れてきています。新しいおおいた旅割やプレミアム商品券の実施に当たっては、感染が収まったような安堵感を与えては本末転倒です。感染流行に関する情報の提供には、誤解を与えるメッセージとならないように、正確性と迅速性が求められると思いますが、どう情報を徹底していくのでしょうか。福祉保健部長及び教育

長の答弁を求めます。

以下、対面にて。

〔堤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

御手洗議長 ただいまの堤栄三君の質疑に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 堤栄三議員から、まん延防止等重点措置の解除について御質問いただきました。

本県では、感染力の強いオミクロン株の感染者が年明け早々に確認され、その後、他県同様に急速に拡大しました。病床使用率も急上昇し、医療逼迫のおそれがあったことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を国へ要請しました。

1月27日からの重点措置の間、飲食店をはじめ県民の皆様には大変御不便をおかけしましたが、お陰をもって、予定どおり2月20日をもって解除することができました。

2月20日時点で、人口10万人当たりの1週間の新規感染者数は、ピーク時の267.9人から198.2人へと減少し、重点措置開始前の水準まで改善しました。また、一人の感染者が何人に感染させるかという実効再生産数も0.85と減少局面の数値となりました。加えて、病床使用率は、ピーク時の46.3%から38.8%まで改善し、現在は32.1%です。また、これまで重症者は一人も発生していません。このように感染の改善傾向が明らかことから、解除要請の判断に至ったところです。

政府の分科会においても、本県は新規感染者数が継続的に前の週を下回っており減少傾向にあること、また、医療への負荷が低下していることから、まん延防止等重点措置の解除が認められたところです。

解除を判断したもう一つの理由は、感染拡大の場が変化したことです。重点措置適用以降は、会食に起因する感染が大幅に減少し、飲食店等でのクラスターも発生していません。飲食店への時短要請を主体とする重点措置の効果は十分だったと考えています。

かわって、幼児教育・保育施設や高齢者施設のクラスターが多発しました。このため、これ

らの施設を対象として、登園自粛の要請や高齢者施設職員の一斉感染調査など県独自の重点的な対策を講じることとしたものです。

新型コロナ対応の要諦は、感染拡大の防止と社会経済の再活性化の両立です。今後とも、このバランスを重視して、その対策に全力を挙げて取り組んでいきます。

もう一つ、感染情報について御質問いただきましたが、これについては担当の部長、教育長から答弁します。

御手洗議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 私からは、感染情報の県民への提供についてお答えします。

新型コロナの感染防止には、県民一人一人の取組が必要であることから、県民への正確かつ迅速な情報提供は極めて重要と考えています。

このため本県では、感染状況が落ち着いているときであっても、対応に万全を期すため新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、常時の換気や不織布マスクの着用など基本的な感染対策の徹底を再三にわたり県民に呼びかけています。

また、新規感染者の情報や感染対策上注意すべき点については、毎日資料を作成して報道機関に提供するとともに、必要に応じて、記者向けのブリーフィングも行っています。

加えてホームページでは、感染状況を適宜分析し、グラフ等を用いて分かりやすく情報提供しています。

さらに、夏休みや年末年始などの帰省シーズンには、ホームページ等にアクセスできない方も含め、全ての方に行き渡るように新聞や県広報誌等に注意喚起の情報を掲載しています。

今後も引き続き、県民に対する正確かつ迅速な情報提供に努めていきます。

御手洗議長 岡本教育長。

岡本教育長 私からは、学校での感染情報の提供についてお答えします。

今回の措置解除等については、県対策本部会議で決定されたメッセージを含めて、速やかに各県立学校等や市町村教育委員会に通知しました。その際、措置解除に至った経緯を丁寧に説

明するとともに、学校においては、警戒感を緩めることなく、これまで要請している行動基準を踏まえた取組を継続するよう求めています。

例えば、授業や部活動において、できるだけ対面や身体接触を避けること、体調が悪い場合には躊躇なく学校を休むことなど感染拡大防止策の徹底を図っています。

さらには、これまで実際に県内の学校で発生し、感染拡大につながった事例及び望ましい対応策を具体的に示しました。これらを踏まえ、各学校においては、基本的な感染対策の徹底について全職員に周知するとともに、児童生徒への指導を行っています。

引き続き県内の感染状況に留意しながら、学校における衛生管理マニュアルに沿って、感染拡大防止の取組を進めていきます。

御手洗議長 堤栄三君。

堤議員 まん延防止等重点措置の解除の問題について、やはり情報提供は本当に大事だと思う。特に知事は記者会見等の中で、感染者数の減少とか病床使用率の減少、実効再生産数の減少が非常に大きく取り上げられる。そうすると、どうしてもそれがマスコミに出てくると、感染対策はもういいのかなと、やっぱり気持ち的にはそうになってしまう。その辺は十分に情報を発信していかないと、早い話が、第5波から第6波の間は感染がかなり減りましたね。ゼロという数字も続きました。しかし、第6波で急激に増えてきました。今回も同じパターンになる可能性もある。亜種も出てきているし、新たなものが出てくる危険性もあり、そういうところは常日頃から注意が必要である。マスクの着用やワクチンの接種もきちっとやっていく。正にそういう情報を正確に発信していくことは絶対大事だと思います。その点はぜひお願いしたい。

最近、実効再生産数も1.03だったか、351人で上がりました。兆しとしてそれを捉えて具体的な対策を取っていかねばならないと思いますが、その辺を具体的にされるのか。マスコミ会見では、まん延防止等重点措置延長の申請をしないと言っていました。それも含めてどうされるのかを再度お聞きします。

教育長は、学校が休校になると、子どもが家にいるわけですから、そういう点では保護者の負担も出てくる。たしか国の制度は6月まで延期されましたね。休校に対する休業支援金というのがね。保護者に対して、どういう制度がある、どういう支援策があるという徹底について、教育委員会としてはどうされているかを再度お聞きします。

御手洗議長 広瀬知事。

広瀬知事 私ども、まん延防止等重点措置の解除にあたり、実は議員御指摘のとおり、まん延防止等重点措置を解除しても、全体として感染の問題がなくなったわけではなく、むしろ自分で警戒して十分に気をつけていかなければならない分野が大きくなった。用心しなきゃならないところが非常に増えた中で、解除すると全体が緩むのではないかということは、我々も一番心配したところでした。したがって、解除するときの県民へのアピールの中でも、そこは十分気をつけて書いたつもりです。

また、新たにこういう問題が起こっているから、幼稚園の問題と、それから、高齢者施設の問題が残っているからということも含めて、そちらはこういうことに、むしろ警戒を強化しますよとも申し上げて十分注意したつもりですが、やっぱりちょっと緩みがあったのかもしれないので、御指摘のとおりしっかりとまた引き締めていきたいと思っています。

それから、これまで5波、6波まで来たわけです。それで、解除したのは解除したが、またちょっと横ばいの数字が出てきたりして、また次なる波が来るのではないかと、そこは大丈夫かという御心配だと思います。我々は解除するにあたって、やっぱりこの新型コロナの問題は、これまでも1波からずっと始まって5波まで悩まされてきて、6波目がここまで来たが、この次の波が来ないとは限らないということは我々も実は念頭に置いています。もう2年間の経験からして、しかもこれまで6波まで経験したわけですから、7波がないとは限らないということも十分に頭に置いています。それが怖いからといって、いつまでもまん延防止等重点措置

の規制を県民の皆さんにお願いしておくことも果たして妥当なことだろうか。むしろ、ここまで県民の皆さんに御努力を願って成果が上がってきたんだから、これはこれでひとつまん延防止等重点措置を解除して、自分たちでできる基本的な感染対策をやっていくということではないかなと判断した次第です。

嘗々ずっとこれから感染がないということ、今そういう甘いことを考えているわけでは決してありません。十分に警戒しなきゃいけないと思っています。

御手洗議長 岡本教育長。

岡本教育長 私からは、学校の関係でお答えします。

休校等々の件ですが、児童生徒の感染の状況に応じて、その児童生徒の行動履歴、あるいは接触履歴等々を調査した上で、感染拡大の懸念がある場合に限り、その児童生徒が所属する部活動の部員や、あるいは学級で、かなり散発される場合にはやむを得ず学年を閉鎖する措置を感染拡大防止の観点で講じています。できるだけ拡大しない、最小限はどこまでか都度都度判断して、学校で決定してもらっています。

休校することは、児童生徒だけではなく、保護者にも当然連絡するし、その際、必要に応じ、活用できる制度等も情報提供に努めてもらっています。

御手洗議長 堤栄三君。

堤議員 学校現場で、さきほど正確に言えばよかったです。学校に対して休業等対応助成金の申請が6月まで延期されました。そういう情報は常に教えてあげないと、なかなか一般には分かりにくい点があるから、その辺は情報をぜひ提供するようにきちっとしておいてください。

では、次に行きます。

中小事業者の原材料高騰対策の問題ですが、多くの中小事業者から、原材料費高騰で営業が大変、材料そのものが入ってこない、価格転嫁ができないなどの声が聞かれ、帝国データバンクのデータでも、その影響が大きいことが発表されています。その上、ロシアによるウクライナ侵略戦争によって、原油や穀物の高騰が拍車

をかけています。新型コロナ感染拡大と原材料費高騰の影響で、県内中小事業者の営業となりわいは大変になっています。

また、2月15日公表の2021年10月から12月のGDPは、前期の7月から9月期と比べ年率換算では5.4%増えているが、前期が第5波の影響でマイナス3.6%だったのでプラスになるのは当然です。今期は、第6波によって1月から3月のGDPもマイナスに転じることが予想されます。二重苦の中小事業者支援が今こそ必要なときですが、県としての支援策はどう考えているのでしょうか、答弁を求めます。

御手洗議長 広瀬知事。

広瀬知事 中小事業者の原材料高騰対策について御質問いただきました。

企業間で取引される物品の価格変動を示す企業物価指数は、1月には36年4か月ぶりの高さとなっており、ガソリンの店頭価格も170円を超える状況です。県内の中小企業団体の調査でも、製造業や建設業、サービス業の事業者から、原材料費やガソリン価格の高騰による影響を受けているとの声が出ています。

コロナ禍を脱し、社会経済を再活性化化する局面に入ろうとしている中で、原材料費の高騰はその足かせになりかねないと懸念しています。

このような状況に対応するため、中小企業にとって重要となるのが、価格上昇分について適切な価格転嫁を可能とする取引企業との条件改善と、自らの生産性向上です。

国では現在、下請取引に関する監督の強化や、下請事業者との価格交渉に応じることなどを宣言、公表するパートナーシップ構築宣言の普及等、様々な対策を講じています。価格交渉促進月間である3月は、重点的に対策を実施中です。また、原油高対策として、石油元売への補助制度も実施されています。

県ではこれまで、金融相談窓口を設置し、県制度資金を活用して支援する体制を整えてきたほか、産業創造機構でも下請事業者からの相談に対応しています。また、パートナーシップ構築宣言の周知も行っており、県内でも57社が

登録しています。

今後も、価格交渉促進月間にあわせ、商工団体や企業会等を通じて登録の呼びかけを強化するなど、価格転嫁が行いやすい環境づくりに努めていきます。

また、これとあわせて、業務の効率化や販売商品、仕入先の見直しなどにより、生産性の向上を図ることもやはり大事です。経営革新やIT導入補助金などの制度を活用して、中小企業の地道な努力を応援していきます。

二重苦の対策としては、これらの原材料高対策に加えて、その大本にある新型コロナの影響にも引き続きしっかりと対策を講じていきます。

現在、プレミアム率が30%で、全県民を対象に販売する商品券事業を、市町村と連携して、順次実施しています。また、県民の県内旅行の割引とあわせて地域クーポン券を発行する新しいおおいの旅割を2月21日から再開しています。このような事業により、県下一体となって、事業者を支えることにもつながる個人消費を活性化させていきます。

加えて、経営状況が厳しい事業者については、事業復活支援金や雇用調整助成金の特例措置など、国の支援策の活用を徹底します。

今後も、原材料価格の動きや企業に与える影響を注視しながら、県内の中小企業・小規模事業者を下支えして、社会経済の再活性化を目指していきます。

御手洗議長 堤栄三君。

堤議員 下請との取引の関係では、元下関係は大変厳しい。これは長くずっと言われている問題です。公取委の取組もあるし、下請代金支払遅延等防止法の問題もあるし、適正価格の転嫁の問題、本当にいっぱいあります。ただ、そういうものを国も今の制度でやっていますが、なかなかそれが改善できない、価格を転嫁できないのが実態です。そこをぜひつかんでいただいて、対策を立てていただきたいことが一つ。

それと、旅割の問題とプレミアム商品券、さきほど多分言葉の中で、そういう感染対策をきちっとやることになると思いますが、その辺をどう活用して感染を拡大させないという思いが

あるのかを最後伺います。

御手洗議長 高濱商工観光労働部長。

高濱商工観光労働部長 二ついただきました。一つ目は、下請についてです。やはり価格転嫁は難しいという実態は、我々も当然お話を聞いてそこを実感しています。

国もしっかり説明会も含め、そしてまたGメンも含め活動しています。我々も国ともよく相談しながら対応しています。また個別の相談にも応じながら、実態としてそういった取引の改善が進むようにやっていきたいと考えています。

二つ目は、旅割のお話とプレミアム商品券についてです。まず、旅割は、実態として旅館、ホテルでこれまでしっかり対策を講じてきて、クラスターは発生していない状況です。ただ、やはり大事なのは、国でも言われていますが、旅先での行動です。例えば、飲食とか、密のある場所に行かないといったことです。そこは我々は今現在、県の対策としても食事中の対策をしっかりやりましょう、若しくは密となる場所は避けましょうという対策を取っています。我々も旅館、ホテルの対策がしっかり継続されているか会話しながら担保していきたいと思っています。

そして、プレミアム商品券は、各市町村に結構実施を委ねています。各市町村も、タイミングも含めてしっかり考えながら実施しているので、県としても各市町村の状況をよく見ながら対応していきたいと考えています。

御手洗議長 堤栄三君。

堤議員 次に行きます。

消費税制についてです。まず、免税事業者の対策です。

3月は個人自営業者の確定申告のちょうど真っ最中です。大分市内のある個人事業者は、消費税の免税事業者ですが、この新型コロナウイルス感染拡大によって、過去2年間、売上げが減少、持続化給付金や家賃支援給付金など2020年に185万円の給付、2021年は事業継続支援金の64万5千円の給付しかありませんでした。助成も前年と比べ3分の1に減り、所得もマイナス131万円となっています。生

活を切り詰め、なけなしの預貯金を切り崩しながら営業と生活を支えてきたのが実態です。

そして、今後問題なのは、消費税のインボイス制度が来年10月から始まることによる免税事業者への対応です。このインボイス制度が実施されると、インボイスを発行できない免税事業者は、取引先から仕入代が控除できなくなるので、課税事業者になりインボイスを発行してくれとか、今後、他の課税事業者と取引すると言われ、やむなく課税事業者への転換等々があり、死活問題となります。

インボイス制度では、当面3年間は80%、その後3年間は50%の仕入税額控除の特例がありますが、それ以降は何も特例がなくなります。国会でもこの問題は取り上げられ、全国で488万社ある免税事業者のうち161万社が課税事業者へ転換せざるを得ないことや、農業者や荷物配達などのギグワークなど、多岐にわたる事業者に影響が出ることも明らかとなりました。コロナ感染拡大や原材料の値上げ等で本当に零細業者は赤字経営を余儀なくされていますが、今回のインボイス制度導入によってさらなる廃業が出る危険性があります。県としてこれまで、課税が適切に行われるよう説明会などで啓発していくと答弁していますが、この制度で取引から除外されることを防いだり、消費税の転嫁がスムーズにできるとは考えられません。業界団体へ実効性のある指導が必要ですが、答弁を求めます。

また、県内の免税事業者はどれくらいあるのか。また、どれくらいが課税事業者に転換せざるを得ないと考えているのでしょうか、答弁を求めます。

消費税の減税とインボイス制度についてです。

消費税については、コロナ禍で景気後退が進み、中小零細業者はなりわいさえ継続できない状況です。これまでも求めてきましたが、消費税の減税を行うべきと考えます。地方議会でも意見書が採択され始めています。県として、消費税は廃止を目指して、当面は減税を、そしてインボイス制度の中止を国に求めるべきと考えますが、答弁を求めます。

御手洗議長 和田総務部長。

和田総務部長 消費税制に関して、2点御質問いただきました。

まず、免税事業者についてです。

インボイス制度は、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、消費税の適正な課税に必要なものと考えています。

事業者が円滑にインボイス制度を導入できるよう、国においては、説明会の開催だけではなく、経営相談等に係る体制強化や、IT導入補助金によるデジタル化の推進などにより、事業者の準備を支援することとしています。

また、制度移行に伴い、中小事業者が不当な取扱を受けないよう、独占禁止法や下請法等の法令に基づき、相談窓口での対応や、下請Gメンによる取引実態把握機能の強化などの対策が講じられています。

県においても、今後とも国や関係団体と連携しながら、制度の円滑な導入と、制度移行に伴い中小事業者に不利益が生じないよう取り組んでいきます。

次に、県内の免税事業者数については、各種統計を基に推計すると約3万3千者と見込まれます。このうち、課税事業者に転換する事業者数は、個々の事業者の置かれる状況が様々であるため、推計するのは困難ですが、国の試算と同様に約3分の1の事業者が転換すると仮定して試算すると約1万1千者となります。

次に、消費税とインボイス制度についてお答えします。

消費税は、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、財政健全化への内外の信認を得て、世界に誇るべき社会保障制度を次世代へ引き継ぐために必要な財源であると認識しています。

消費税率の引上げによる増収分は、その全額が幼児教育・保育の無償化などに活用されており、全世代を通じた社会保障の充実にもつながっているため、消費税率を引き下げることが適切ではないと考えています。

インボイス制度については、消費税の適正な課税を行うため、売手が買手に対し正確な適用

税率や消費税額等を伝える手段であり、税制の公平性や透明性の確保の観点から、必要な制度であると考えています。

また、インボイスにより、売手は納税に必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、事業者にとっては消費税を転嫁しやすくなる面もあると考えています。

今後とも国や関係団体と連携しながら、インボイス制度の円滑な導入に取り組んでいきます。

御手洗議長 堤栄三君。

堤議員 適正な課税とよく言うが、今の消費税の申告は帳簿方式でもできるわけです。これまでしてきたわけです。そういう点では、帳簿方式で今までのような形で当然できる上に、なぜインボイスを導入するのか。できた上になぜするのかを再度答えてください。

もう一個は、1万1千者がインボイスによって課税に転換するということですが、この1万1千者の方々は、本当に零細業者です。つまり、1千万円未満の売上げの方ですからね。こういう方々が課税事業者に転換するということは、納税の義務は事業主にあるわけだから、そういう点に対しての対策はどうされるかも答弁を求めます。

御手洗議長 和田総務部長。

和田総務部長 現行の帳簿方式でもよいのではないかと御指摘かと思いますが、やはりインボイスにより、消費税額がはっきり書かれた、しかも登録事業者が自分の登録された登録事業者番号と消費税率、それから消費税額が書かれたものをやり取りすることの方が、より消費税額のやり取りについての透明性、あるいは公平性が高まるものと考えており、諸外国においても、基本的にOECD各国においては、消費税のないアメリカを除いて、全てインボイスが導入されていると承知しています。

それから、1万1千者については、正に御指摘のとおり、免税事業者から課税事業者になるので、単にインボイスを発行するだけではなく、当然消費税を納税する義務が生じるので、その点については各種窓口を通じて支援することは

当然だと考えているので、しっかり支援していきます。

御手洗議長 堤栄三君。

堤議員 消費税は世界的にも優遇制度は廃止するという事が出てきているから、ぜひ国にもそのことを伝えていただきたいと思います。

以上で終わります。

御手洗議長 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案は、お手元に配付の付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

付 託 表		
件 名	付 託 委 員 会	
第 40 号議案	県有地の売却について	土 木 建 築
第 41 号議案	県有地の売却について	土 木 建 築
第 42 号議案	令和3年度大分県一般会計補正予算（第13号）	総 務 企 画 福祉保健生活環境 商工観光労働企業 農 林 水 産 土 木 建 築 文 教 警 察
第 43 号議案	令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算（第2号）	総 務 企 画
第 44 号議案	令和3年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	福祉保健生活環境
第 45 号議案	令和3年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	福祉保健生活環境
第 46 号議案	令和3年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	商工観光労働企業
第 47 号議案	令和3年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第1号）	商工観光労働企業
第 48 号議案	令和3年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）	農 林 水 産
第 49 号議案	令和3年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	農 林 水 産
第 50 号議案	令和3年度大分県県営林事業特別会計補正予算（第1号）	農 林 水 産
第 51 号議案	令和3年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第1号）	土 木 建 築
第 52 号議案	令和3年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第2号）	土 木 建 築
第 53 号議案	令和3年度大分県用品調達特別会計補正予算（第1号）	総 務 企 画
第 54 号議案	令和3年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）	福祉保健生活環境

御手洗議長 以上をもって本日の議事日程は終

わりました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は決定

次第通知します。

—————→…←—————

御手洗議長 本日は、これをもって散会します。

午前10時36分 散会

令和 4 年 第 1 回
大分県議会定例会会議録

第 4 号 3 月 3 日

令和4年第1回大分県議会定例会会議録（第4号）

令和4年3月3日（木曜日）

議事日程第4号

令和4年3月3日
午前10時開議

- 第1 第40号議案から第54号議案まで
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 第2 特別委員会の報告（新型コロナウイルス感染症対策）
- 第3 代表質問

本日の会議に付した案件

- 日程第1 第40号議案から第54号議案まで
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 日程第2 特別委員会の報告（新型コロナウイルス感染症対策）
- 日程第3 代表質問

出席議員 43名

議長 御手洗吉生	副議長 三浦 正臣
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
駕海 豊	木付 親次
古手川正治	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史

河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治
副知事	黒田 秀郎
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	浦辺 裕二
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部審議監	御沓 稔弘
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	森山 成夫
防災局長	梶原 文男
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	法華津敏郎
労働委員会事務局長	稲垣 守
監査委員事務局長	牧 敏弘

午前10時 開議

御手洗議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御手洗議長 本日の議事は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

日程第1 第40号議案から第54号議案まで
（議題、常任委員長の報告、質疑、

討論、採決)

御手洗議長 日程第1、日程第1の各案を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長衛藤博昭君。

〔衛藤議員登壇〕

衛藤福祉保健生活環境委員長 福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案4件です。

委員会は昨日開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第42号議案令和3年度大分県一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会関係部分、第44号議案令和3年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、第45号議案令和3年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)及び第54号議案令和3年度大分県病院事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告とします。

御手洗議長 商工観光労働企業委員長木付親次君。

〔木付議員登壇〕

木付商工観光労働企業委員長 おはようございます。商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案3件です。

委員会は昨日開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第42号議案令和3年度大分県一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会関係部分、第46号議案令和3年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算(第1号)及び第47号議案令和3年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告

とします。

御手洗議長 農林水産委員長後藤慎太郎君。

〔後藤議員登壇〕

後藤農林水産委員長 農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案4件です。

委員会は昨日開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め慎重に審査した結果、第42号議案令和3年度大分県一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会関係部分、第48号議案令和3年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)、第49号議案令和3年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)及び第50号議案令和3年度大分県営林事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって農林水産委員会の報告とします。

御手洗議長 土木建築委員長大友栄二君。

〔大友議員登壇〕

大友土木建築委員長 土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案5件です。

委員会は昨日開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第40号議案県有地の売却について、第41号議案県有地の売却について、第42号議案令和3年度大分県一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会関係部分、第51号議案令和3年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算(第1号)及び第52号議案令和3年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって土木建築委員会の報告とします。

御手洗議長 文教警察委員長鴛海豊君。

〔鴛海議員登壇〕

鴛海文教警察委員長 文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受け

た議案1件です。

委員会は昨日開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第42号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第13号）のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、全会一致をもって決定しました。

以上をもって文教警察委員会の報告とします。

御手洗議長 総務企画委員長森誠一君。

〔森議員登壇〕

森総務企画委員長 おはようございます。総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案3件です。

委員会は昨日開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第42号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第13号）のうち本委員会関係部分、第43号議案令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算（第2号）及び第53号議案令和3年度大分県用品調達特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって総務企画委員会の報告とします。

御手洗議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。堤栄三君。

〔堤議員登壇〕

堤議員 おはようございます。共産党の堤です。

上程された補正予算案について討論を行いますので、よろしくお願ひします。

まず、第42号議案2021年度大分県一般会計補正予算（第13号）についてです。この問題点と要望について、賛成の立場から討論を行います。

総額約65億6,600万円の予算は、全体

的には生活福祉資金貸付事業の拡充や障がい者工賃向上支援事業など積極的な施策の予算も含まれています。

特に生活福祉資金貸付事業は、コロナ禍で困窮する県民に、無利子で幅広く貸し付ける事業で、大変助かっているとの声が聞かれます。しかし、償還免除者は住民税非課税世帯に限られており、それ以外の方は返済しなければなりません。コロナ禍で非正規雇用者の解雇や営業自粛や売上減少による給与の減少、自営業者も休業で収入がなくなった方など、その影響は弱者ほど大きくなっています。返済免除を住民税非課税者に限るのではなく、所得の減少に応じて減免できるような制度にするよう求めていただきたいと考えます。

また、観光誘客緊急対策事業費として、約114億円が計上されています。5月連休明けから新たなGOTトラベルとして、クーポン券を発行するものですが、質疑で指摘したように、新型コロナウイルス感染症、特にオミクロン株は感染力が大変強いことなど、正確な情報を発信し、県民に注意喚起を促すことを忘れてはなりません。

農業分野では、魅力ある農業実践教育推進事業として農業大学校に先端技術機器であるGPSトラクターなどの導入が計上されています。農業の省力化に資するとは考えますが、このようなICTなど高価なハイテクを使いこなせる大規模化、企業化した農業を重点とした施策にならないようにしていただきたいと思ひます。

また今回、児童相談所費で約6千万円が計上されています。児童福祉司の増員や4月から中央児童相談所に城崎分室を設置し大分市と緊密に連携して対策を講じるとなっています。複雑化する家庭環境や格差の拡大による子どもへのしわ寄せなどが社会問題化している現在、その対策強化は極めて大切です。そして、非正規雇用の拡大問題や、賃金格差、ジェンダー問題など根本的な解決を図る体制と取組が欠かせません。今後、積極的に施策を講じていただくことも要望しておきます。

以上、課題等を若干指摘し、補正予算に対する賛成討論とします。

次に、第47号議案2021年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算です。

本補正予算は売却代金を積立金へと充当する予算です。これまで土地造成のため多くの予算を投じてきましたが、結局は売却が進まなかった負の遺産です。今回、その一部でも売却ができたことは評価し、賛成します。

続いて、第51号議案2021年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算及び第52号議案2021年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算は、これまで主張してきましたが、大企業優遇の負の遺産であり、反対します。

以上で上程された議案に対する討論を終わります。

御手洗議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第40号議案から第50号議案まで、第53号議案及び第54号議案を採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第51号議案及び第52号議案について起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。

各案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

御手洗議長 起立多数であります。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

—————→…←—————
日程第2 特別委員会の報告（新型コロナウイルス感染症対策）

御手洗議長 日程第2、特別委員会の報告を議題とし、これより新型コロナウイルス感染症対

策特別委員長の報告を求めます。新型コロナウイルス感染症対策特別委員長平岩純子君。

〔平岩議員登壇〕

平岩新型コロナウイルス感染症対策特別委員長

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会のこれまでの調査の経過を御報告します。

本委員会は、県民生活に甚大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、安全・安心な日常を取り戻す新しい生活様式への対応と、経済活動の活性化を促進することを目的として、昨年第2回定例会において設置されたものであり、感染症対策など、3件が付託されています。

報告書はお手元に配付しているので、簡潔に申し上げます。

まず、広く県民の声を伺うことが何より重要であることから、新型コロナウイルス感染症の影響について、昨年9月から11月初旬にかけてアンケート形式で御意見を伺い、420人の方から御回答いただきました。

収集期間中に感染者が急速に減少したことも影響したのか、最も困ったことは何ですかとの問いに対する回答で最も多かったことは、感染の不安ではなく、外出自粛等により出かけられないことや人と会えないことでした。

また、外出自粛は飲食業以外の業種にも大きな影響を及ぼしたことなどを訴える声も届いています。

支援策として、感染症対策では、ワクチンに関することも含め、正しい情報を迅速に発信すること、事業支援では、業種や規模などによる不公平感の解消や、支援条件の緩和が求められています。

県民の方の情報の入手先として、県からの情報発信は重要な位置を占めており、正確な情報を迅速に発信することが求められていることが分かりました。

アンケート調査のほかにも、参考人からの意見聴取や、福祉保健生活環境委員会と合同で県の対応状況の確認なども行ってきました。

参考人からの意見について、詳細は報告書に譲りますが、医療関係では、中等症以下の患者

を受け入れた社会医療法人三愛会の三島康典理事長と、重症患者を受け入れた県立病院井上敏郎病院局長からお話を伺いました。

どちらの病院も、リソースが限られる中、知恵を絞って臨機に対応していること、そして何より、職員の高い使命感に支えられて、ぎりぎりの状況でも乗り切ることができたことを実例を挙げて御説明いただきました。

医療関係者の皆様に対し、改めて心からの尊敬と感謝を申し上げます。

中小事業者等の支援に関しては、大分商工会議所の中島英司専務理事と大分県よろず支援拠点の関谷忠チーフコーディネーターからお話しいただきました。

外出自粛やテレワークの増加による影響は、外食や弁当注文の減少といった分かりやすいものだけでなく、飲食店以外の事業者からの、来客自体の激減による売上減少という切実な相談も寄せられていることを伺いました。

アンケート結果とも一致する内容なので、県民の痛みに寄り添いながら、解決を目指して立ち向かう覚悟を新たにしましたところ です。

これまでの調査、研究により、いくつもの課題が明らかになってきました。

今後は、これらの課題の解決と、コロナ禍を契機とする価値観の大きな変化を有利なものに導くウィズコロナ、ポストコロナへの対応を中心に、さらに調査、研究を進めていきます。

報告は以上です。

御手洗議長 これをもって特別委員会の報告を終わります。

日程第3 代表質問

御手洗議長 日程第3、これより代表質問に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。
三浦正臣君。

〔三浦議員登壇〕（拍手）

三浦議員 15番、自由民主党の三浦正臣です。本日は会派を代表して代表質問をします。質問の機会をいただき、会派の皆様方には感謝します。

その代表質問の前に、緊迫するウクライナ情勢について触れます。

ロシアは2月24日、ウクライナに対する軍事侵攻に踏み切り、現在も緊迫した状況が続いています。国連においても停戦と平和を求める動きが広がり、昨日の緊急特別会合でウクライナに侵攻したロシアを非難し、即時撤退を求める議案を賛成多数で採択しました。

また、両国による直接交渉も続いています。両国の主張の開きは大きく、依然として先行きは不透明です。

日本国内でもロシア軍の即時撤収を求める声各地で上がっており、国会でも衆参両議院でロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を採決しました。現在、子どもを含めた市民の犠牲や女性、子どもが難民となって出国している痛ましい状況が報道されており、我々も人道的な支援についてしっかり取り組んでいかなければと考えます。

政府においては、引き続き国際社会と連携してウクライナの主権維持のための停戦と平和の回復並びにウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くしてもらいたいと願っています。また、経済制裁等による経済及びエネルギー不安への対応にも力を尽くしていただくようお願いします。

それでは、代表質問に入ります。知事はじめ、執行部の皆さんは御答弁よろしく申し上げます。

まず初めに、この1月から再び感染が拡大した新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

今回のオミクロン株に起因すると思われる新型コロナウイルス感染症の特徴は、学校現場や保育所、幼稚園といった子どもたちの感染が多かったことにあると思います。感染力も強く、発症までの期間が短いため、学校のようなところでは、教職員の皆様が懸命な努力をし、注意を払ったとしてもなかなか防ぐことができなかったと思います。そのため、これまでの5回の感染の波に比べ、多くの罹患者が生じ、医師、看護師をはじめとする医療従事者や保健所などの公衆衛生関係の皆様には、一方ならぬ負担が

生じたことと思います。この間の御奮闘に厚くお礼と敬意を表します。

幸いなことに比較的軽症の方が多かったことから、重症者用病床使用率は10%未満で推移しているものの、病床使用率はステージⅢまで上がり、医療提供体制に負担がかかっていたと思います。県では宿泊療養施設の確保に万全を図り、3回目のワクチン接種を勧奨し、県営接種センターの再開を迅速に行ったと思います。また、先月の3連休期間を感染対策短期集中期間として、ステイホームを呼びかけ、接触による感染拡大を防止する取組を行いました。一方で、直近の実績としては新規感染者数は横ばいの状況が続いています。

今後、同感染症に対する医療提供体制の安定的な確保に尽力していただきたいと思います。しかしながら、全国的な問題として、今回のオミクロン株が比較的軽症の方が多いものの、感染が急拡大したことから、他の救急医療との競合が問題となった例もあります。また、感染の波が落ち着いた後にはしっかりとした感染防止のための検証をしていく必要があると思います。特に、県下には24医療機関で34人の感染管理認定看護師がいらっしゃいます。今後の対応について、こうした方々の知見を生かしていくことで、地域の感染対策を向上させていくことが重要ではないかと思います。

新型コロナウイルスへの感染拡大防止対策と今後の地域の感染対策の向上について、どのように取り組むのか知事の見解を伺います。

次に、県経済の再活性化について伺います。

一昨年から続いたコロナ禍も、県、医療機関をはじめとする関係者による医療提供体制の確保とワクチン接種が進んだものの、感染力の非常に強いオミクロン株による急激な感染拡大により、まん延防止等重点措置を県内全市町村に適用し、飲食店には営業時間の短縮を要請するなど、県内経済にも影響が出てしまいました。影響の幅は、知事をはじめ、執行部と医療関係者の迅速な対応や県民の皆さんの落ち着いた対応により最小限に抑えられたと思いますが、飲食業や観光業の方々には、たび重なる行動制限

により経営再建に向けた足取りが非常に重く感じられていると思います。

一方、経口薬の開発も着実に進み、昨年12月にはメルク社の経口治療薬が、先月にはファイザー社製のものが承認され、今後、国内メーカーも含め治療薬が承認される見通しと聞いています。この感染症は、対応を間違えば死に至る病であり、軽々な取扱いはできませんが、医療の進展により、徐々に新型コロナウイルスとともにあるウィズコロナの世界が見えてきたと思います。

今年こそ県経済のエンジンを回し、県民所得の向上への取組を加速化していくべきであると考えます。知事は、まん延防止等重点措置期間の延長を国に申請しませんでした。感染状況を考慮した上での判断と伺っています。そういった中、日本銀行大分支店が先月発表した大分県内の景気動向によると、オミクロン株の急拡大以前に続き、企業の設備投資は依然として増加傾向であるものの、景気を支える個人消費の持ち直しの動きが鈍化し、全体として、緩やかに持ち直していた動きも鈍化に転じています。オミクロン株の流行が県経済に暗い影を落とす中、個人消費や企業の設備投資をいち早くコロナ禍前の水準に持っていくべく、県は新年度予算の各政策を実行すべきと考えます。

また、飲食業、観光業の落ち込みは非常に深刻なものがあります。昨年末から年始にかけては久しぶりににぎわいを取り戻し、低い水準ながら回復の萌芽を見せていました。しかし、オミクロン株の影響や、今後も新たな変異株への警戒も必要であり、回復に向けた角度を上げることが難しい状況です。また、2年にわたるコロナ禍により、従業員の確保がままならないとの声も聞いています。オミクロン株の影響も受けた飲食業、観光業には特に重点的な支援が必要ではないでしょうか。

県として、現況の県経済をどのように分析し、今後の県経済の再活性化に向けて、中小企業や観光業をどのように支援し、個人消費をどのように回復させていこうと考えているのか知事に伺います。

次に、県政運営について伺います。

広瀬知事は平成15年の就任以来、県民中心の県政を掲げ、安心・活力・発展の大分県政を一貫して進めてこられました。また、就任当時は国の三位一体改革の影響等により厳しい財政状況でしたが、直ちに行財政改革プランを策定し、他県に先駆けて徹底した聖域なき行財政改革に取り組み、県政を支える強固な行財政基盤を構築してきました。

一昨年度に改訂した県行政運営の長期的、総合的な指針である安心・活力・発展プラン2015では、大分県版地方創生の加速前進、先端技術への挑戦、強靱な県土づくりを柱に係施策を着実に進めており、特に本県最大の課題である少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるための対策を積極的に展開されています。

こうした取組により、例えば、昨年4月の保育所待機児童ゼロの達成や、平成29年度以降、毎年千人を超える勢いで推移する移住者数の増加、地域に雇用や新たなビジネスチャンスを生み出す企業誘致の積極的な推進、東九州自動車道の開通をはじめとする社会資本の整備など、今日まで大きな成果を上げています。さらには、記憶に新しいラグビーワールドカップ2019の大分開催など、県民に元気と希望を届けるプロジェクトも積極的に進めてきました。直近では、健康上問題のない状態で日常生活を送ることができる期間である健康寿命について、男性は目標の日本一を達成し、女性は4位と飛躍的に全国順位を伸ばしました。

他方、思いもかけなかった新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、県民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えています。今年の第1四半期もオミクロン株の影響により、飲食業を中心に3度目となる営業時間の短縮も余儀なくされました。今後も新たな変異株の発生が懸念される中、国においては、岸田内閣が発足し、成長も分配も実現する新しい資本主義を掲げ、科学技術によるイノベーションや発展著しいデジタルを活用した地域活性化など、ポストコロナを見据えた成長のための大胆な投資にも力を入れています。

このように、ポストコロナに向けて大きな転換期を迎える中、5期目県政の最終年度、仕上げの年に臨むにあたり、どのような県政運営のかじ取りを行っていくのか、知事の考えをお聞かせください。

次に、今後の財政収支の見通しについてです。

令和4年度の一般会計当初予算では、新型コロナウイルスへの適切な対応を図りながら、その先にあるポストコロナの時代に向けて、県民が夢と希望にあふれる安心・活力・発展の大分県づくりを力強く進めていくとされています。

特に、新型コロナウイルスの影響が大きい中小企業者等の再興を図りながら、引き続き人口ビジョンの実現を目指して大分県版地方創生を加速させるとともに、多様な分野でのDXの推進や先端技術の活用による地域課題の解決を図り、変革の波を起こし、新産業の創造や宇宙への挑戦など、ポストコロナに向けた構造改革につなげていくため、9年連続プラスの積極予算となっています。

中でも歳入面に目を転じると、県税収入は法人2税や地方消費税を中心に155億円の増額となるとともに、借金である臨時財政対策債を228億円も減額するなど体質改善が図られているようです。

一方、財源不足を補う財政調整用基金は65億円が取り崩されることとなり、令和3年度末には一旦320億円を確保できるものの、4年度末には自然体で約257億円と、再び目減りしてしまう見込みとなっています。コロナ禍での突発的な対応を余儀なくされる可能性を勘案すると、行財政改革推進計画における財政調整用基金残高の目標330億円を早期に確保しておきたいところです。

県債については、発行額が減少したようですが、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の積極的な受入れに伴う本格的な償還が始まることから、今後の公債費の増嵩が懸念されます。加えて、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になることから、社会保障関係費の高い伸び率が確実であり、今後の財政運営について心配しています。

そこで、目標としている財政調整用基金残高330億円の確保及び県債残高の適正管理を含め、今後の財政収支の見通しをどのように考えているのかお聞かせください。

次に、財務事務の業務効率化について伺います。

財政運営の先々を見通し、次の手を打っていくのも重要ですが、その結果を検証することも大事です。その意味では会計、監査業務を着実に実行していくことも県政には不可欠であると言えます。

さきほども述べたように、広瀬知事は就任以来、常に行財政改革を進めており、職員定数の適正化や地方機関の再編などを実施し、行政の効率化を図り、大きな成果を上げています。

その一方で、地球環境や国際情勢など社会環境が大きく転換していく中で、行政に対するニーズはますます増加しています。加えて、毎年のように発生する大規模な自然災害に備えるため、県土強靱化と防災・減災対策は喫緊の課題であり、深刻化する地球温暖化への対策も必要です。また、2年にわたって県民の身体生命はもとより社会経済活動にも大きな打撃を与え続けている新型コロナウイルス感染症等、前例のない事象への対応も想定する必要があります。

このように多様化し、増大する行政ニーズに限られた人員体制で即応していくためには、安易に職員定数を増加させるのではなく、最も重点的に取り組むべき課題に職員を手厚く配置できる柔軟な組織体制の整備が必要です。そのためには、選択と集中は当然のこと、DX推進などにより県庁全体の業務の効率化、省力化を図り、一層進めていくことが必要ではないかと考えます。

特に、県の内部的な業務、具体的には予算編成、会計処理、庶務経理等の財務事務は県庁全体に共通する事務であり、ICTの活用による負担軽減と効率化が顕著に認められる分野と考えます。

現在、財務事務の根幹をなす財務会計システムの再開発に取り組んでいると聞いていますが、このシステム開発を通じ、財務事務全体の省力

化、効率化をどのように図ろうとしているのか伺います。

次に、監査業務の効率的な実施についてです。

地方公共団体の財務に関する事務と経営に係る事業の管理については、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査を行う必要がありますが、昨年度と今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大や大規模な自然災害の発生に伴う業務対応のため、監査対象期間の受入体制等が整わないなどの理由により、監査実施に少なからず影響が生じるような事例があったのではないかと思います。

監査委員事務局では、これまでの対応等を生かし、関係部署における不測の事態や変化がある中であっても適正に監査ができるよう対応してきたと思いますが、コロナ禍での対応と今後の効率的な監査の実施に向けた取組について伺います。

次に、県勢の浮揚に向けた政策展開についてです。

まず、スペースポートがもたらす本県への影響について伺います。

石油化学コンビナート、半導体、自動車など、時代の移り変わりとともに、様々な産業が集積し、本県の経済を牽引してきました。さらに県では、これに満足することなく、医療、エネルギー、近年ではドローンなど、新たな産業創出に向けた挑戦を続けています。常にアンテナを高く保ち、新しい産業の芽を探し続けることは、将来世代のために取り組むべき重要な役割の一つであると考えます。

こうしたことを前提に改めて産業を取り巻く状況を俯瞰したとき、脚光を浴びているものとして宇宙産業があります。

近年の宇宙産業の特徴は、民間企業の参入が活発化していることです。ロケットの回収や再利用で価格破壊を起こしたスペースXや、昨年相次いで宇宙旅行に成功したブルー・オリジン社、本県とパートナーシップを結ぶヴァージン・オービット社などはその代表です。

国内企業に目を転じると、宇宙と異業種、例えば、農林水産や運輸などを組み合わせること

による価値創造を目指したベンチャー企業が多く現れていることが印象的です。宇宙産業には、ベンチャー企業から大企業まで、規模や業種において様々な企業が参入してきており、今後は、データ通信やロボット、さらには旅行など様々なビジネスや産業とつながっていくのではないかと考えます。

また、人材という観点からも波及効果がありそうです。宇宙は探求的な学習を行う上で格好の素材だと思います。既に、県内の高校生を対象に、宇宙を題材として、科学、技術、工学、芸術、数学から構成されるSTEAM教育が展開されており、子どもたちの今後の成長が楽しみです。

このように宇宙産業への期待が高まる中、先月26日、27日には、私も参加しましたが、宇宙技術および科学の国際シンポジウム（ISTS）大分別府大会の県民向けイベントおおいたそらはくが開催され、ISTSの学会はオンラインで今週末まで開催されています。

大分空港がスペースポートとなれば、これを契機に宇宙に関わる研究者や企業との交流が一層盛んになっていくことも予想され、予測できないような相乗効果が生まれてくることも期待できると考えます。

様々な可能性を秘めているスペースポート化ですが、県民の中には、自分たちに何が還元されるのか今一つ分からないという声があることも事実です。県としては当然、大分空港を単にロケットの水平型発射の拠点とするだけでなく、産業振興から人材育成まで様々な可能性を視野にこの事業を進めようとしていることと思います。

今後、スペースポート化にどのような期待をしているのか、また、産業や人材をどのように育てていこうとしているのか、知事の見解を伺います。

次に、物流の拠点化に向けた交通インフラの整備について伺います。

本県は九州の東に位置していることから、関西及び関東に近い地理的優位性を有しており、九州と本州、四国との間を結ぶフェリーの約8

割が発着しています。また、北九州―宮崎間の東九州自動車道が平成28年4月に開通した効果もあり、人の流れ、物の流れの結節点、すなわち九州の東の玄関口としてのポテンシャルが高まっています。

県では、こうした強みを生かし、広域道路ネットワークと港湾や空港をつなぎ、人や物の流れをさらに活性化させるため、平成29年3月に九州の東の玄関口としての拠点化戦略を策定し、交通インフラの整備などを進めています。

こうした中、大分港大在地区では、デイリー運航されている清水港行きをはじめ、関東向けのRORO船便数が九州1位となるなど、海上輸送のニーズは高まっています。大分港を発着するRORO船が運搬する貨物数は増加傾向にあります。

また、フェリー航路が就航している別府港や臼杵港では、コロナ禍の移動制限の影響もあり、旅客や乗用車の乗船台数は大きく減少していますが、トラックなどの貨物輸送への影響は少なく、依然として貨物輸送のニーズは高い状況です。これら取扱貨物量は、東九州自動車道の北九州から宮崎までの開通後に伸びています。これを踏まえると、現在着実に整備が進められている中九州横断道路が、今後、順次開通されていくのに伴い、熊本方面からのアクセスが向上し、さらに取扱貨物量が増加していくのではないかと考えています。

一方、運送業界においては、働き方改革の推進により、令和6年度から時間外労働時間の上限規制が適用され、現状にも増してトラックドライバー不足が予想されることから、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトがさらに進み、海上輸送のニーズは今後ますます高まっていくと考えています。

このような増加する海上輸送ニーズに対応するため、港湾の整備は待ったなしの状況です。そこで、ポストコロナを見据え、九州における物の流れの拠点化に向けて、今後どのように港湾や道路などの交通インフラの整備を進めていくのか、知事の考えをお聞かせください。

次に、県民の安全安心の実現についてです。

まず、今後の防災対策について質問します。

近年、大雨による災害が激甚、頻発化しています。気象庁の資料によると、1時間降水量50ミリ以上の年間発生回数は、45年前の昭和51年から60年の10年間と、直近の平成22年から令和元年の10年間とで比較すると、約1.4倍の発生回数となっています。気候変動は、もはや気候危機と言える状況であり、毎年のように全国各地で甚大な自然災害が発生し、多くの尊い生命が奪われています。近年では、平成30年7月豪雨で271人、令和元年東日本台風で108人、そして、記憶に新しい令和2年7月豪雨では、県内の6人を含む86人の方々が犠牲となっています。また、南海トラフ巨大地震は、今後30年以内の発生確率が70から80%と予測されており、発生した場合には、激しい揺れや押し寄せる津波などによる甚大な被害が想定されています。

これまで、我が会派からも強く要望してきた県土強靱化対策などによりハード対策は着実に進んでいると思いますが、まだ急傾斜地など多くの危険箇所も未整備であるところもあり、さらに迅速に整備を進めていただくことを重ねて要望します。一方、これまでの経験や想定を超える災害は、いつ、どこでも発生するおそれがあることを県民一人一人がしっかりと認識する必要があります。そのためには、これまで以上に効果的なソフト対策を講じる必要があると考えます。

ここ2年ほどはコロナの影響により、防災訓練や講演会など多くの人が集まる取組が低調と聞いています。密を避けるため、感染拡大を防ぐためには仕方がないことかもしれませんが、県民の防災活動の停滞は、個々の防災意識や地域の防災力の低下を招くのではないかと危惧しています。

一方、目覚ましい進化を見せるICTや新たなテクノロジーなど先端技術を積極的に活用し、適切に社会に実装することは、人命最優先とする観点から早急に取り組むべきと考えます。

今後の県の防災対策について、何を課題と捉え、どのように推進していくのか、知事の見解

を伺います。

次に、子どもたちの通学の安全確保への対策について伺います。

近年、全国的に通学路での交通事故が多く、県民にとっては、ある意味で災害以上に身近な危険であり、大変危惧している事案です。

昨年6月28日に千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。

その後も、昨年12月9日には静岡県菊川市で、登校中の小学生の列に軽自動車衝突し、5人が負傷するなど、登下校中の小学生が被害に遭う事故が後を絶ちません。

本県では、千葉県八街市の事故を受け、学校関係者と警察、道路管理者による通学路の合同点検が例年より1か月前倒しで実施されました。

八街市の事故現場が見通しのよい直線道路であったことから、点検を行う際の新たな観点として、幹線道路の抜け道など速度が上がりやすい箇所や、大型車の進入が多い箇所、ヒヤリ・ハット事例があった箇所、保護者や地域住民などから改善要請があった箇所が加えられました。

その結果、記録の残る過去5年間では最多となる900余りの危険箇所が確認されています。

危険箇所の対策としては、一般的に、警察による信号や横断歩道の設置のほか、学校関係者による交通指導なども行われると聞いているが、特に、道路管理者による歩道の整備やガードレール等の設置など、車両から直接子どもたちを守る対策を行うことが重要であると考えます。

県では、過去に点検を行った箇所については、一部前倒しで工事を行うほか、歩道の整備など完成までに時間を要する箇所についても、路肩部の歩行者空間をカラー舗装で明示するなどの暫定的な対策を行うと聞いています。

今回の点検により確認された危険箇所についても、早期に対策を進めていただきたいと考えていますが、箇所数が過去5年で最多であることから、対策に時間を要するのではないかと懸念しています。

今回の点検結果を受け、道路管理者としてどのように対策を進めていくのか、部長に伺いま

す。

次に、農林水産業について伺います。

農林水産業の振興は、県勢の発展にとって欠くことのできない課題であり、長期的な視野とスピード感を持った取組が必要だと思います。

まず、農業振興についてです。農業総合戦略会議の取組を受けた振興策については、昨年第4回定例会、我が会派の木付政調会長から質問を行いましたので、ここでは、もう一つの柱である担い手確保対策を中心に伺います。

2020年農林業センサスによると、本県の農業経営体数は1万9,133経営体と、5年前の平成27年と比べ6,283経営体、率にして24.7%の大幅な減少となりました。基幹的農業従事者のうち、65歳以上の割合は77.3%となり、5年前と比べて4.5ポイント上昇するなど、本県農業は経営体が減る中で、頑張る高齢者によって何とか支えられているのが実態です。こうした構造的な問題が結果として大分県農業非常事態宣言につながったものと考えています。

昨年10月にJAグループ、生産者、県、市町村など関係者が議論を重ね、農業システム再生に向けた行動宣言が取りまとめられ、担い手の育成、確保については、取り組むべき重要課題として明記されました。農業生産のバトンを次世代に確実につなぐことは、農山漁村の維持や食料自給率の改善、何より本県農業の発展につながる根本的な政策であり、今後の巻き返しに大いに期待しています。

一方で、本県の令和2年農業産出額が4年ぶりの増加といううれしいニュースも昨年末に飛び込んできました。こうした産出額の増加は、農業をなりわいとして発展させていく希望の光であり、農業のモチベーションを上げるとともに、次代を担う後継者の確保にもつながるものと考えています。この流れを続けていけば、令和6年度の農林水産業創出額2,650億円という目標も達成できると期待しています。

また、最近では、コロナによる都市部から地方への人の流れや、働き方の多様化などを背景に、希望を持って農業にチャレンジする若者も

増えています。こうした担い手確保には絶好の環境が整った今、どのように担い手の確保、育成を進めて本県農業の振興に取り組んでいくのか、知事の考えをお聞かせください。

次に、日向灘地震による水産業関係の被害について質問します。

1月22日未明に日向灘を震源とするマグニチュード6.6の地震が発生し、県内でも大分市、佐伯市、竹田市で震度5強の非常に強い揺れを観測し、各地で水道管の破裂や建物被害等、多くの被害が発生しました。被害に遭われた方々に対してこの場を借りて心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震では、地域的には震源に近い県南部の水産業を中心に被害が生じており、農林水産関連の被害額は2月18日の時点で39件、7.5億円となっています。このうち38件、7.4億円が佐伯市で発生しており、漁港施設や水産関連施設を中心に被害が発生しています。

実際に現場を確認した我が会派の清田議員によると、漁業者のライフラインとも言える漁港においては、長さ100メートルにわたり、段差や亀裂によって車で船まで近づくことができず、漁の準備や水揚げに支障を来しているとのこと。

また、陸上養殖施設においても配管の破損等が発生したため、応急復旧で急場をしのいでいますが、次に同規模の地震が来たら、さらに被害が広がり、養殖自体が続けられなくなるのではないかという不安の声があると聞いています。加えて、漁協設置の製氷・貯氷施設や荷さばき施設などの共同利用施設も被災しており、指定量の氷が出てこなかったり、沈下により荷さばき場の一部に水がたまってしまなどの問題も生じており、現場ではその対応に大変苦労されていると聞いています。

県内の水産業者は新型コロナウイルス感染症拡大や燃料費等の高騰の中、必死で頑張っています。水産業関係者が今回の災害から一日でも早く立ち直り、安心して生産活動ができるよう県としてどのように復旧支援を行っていくのか伺います。

次に、福祉政策について。

まず、本県が掲げる三つの日本一の一つ、障がい者雇用率日本一についてお尋ねします。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障がいに関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会の実現という理念の下、民間企業や国、地方公共団体において一定割合以上の障がい者を雇用しなければならないとされています。この法定雇用率は、昨年3月に0.1%引き上げられ、民間企業では2.3%となっており、対象となる事業主の範囲が従業員45.5人以上から43.5人以上へと拡大されました。

法定雇用率の引上げ後、初めてとなった本県の令和3年6月1日現在の障がい者雇用状況集計結果は全国順位7位に据え置かれました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により解雇や雇止めが危惧される中、雇用障がい者の実人数は2,937人と前年の2,905人から32人増え、実雇用率も2.59%と前年比で0.04ポイント上昇しています。また、県内900の対象企業のうち法定雇用率達成企業の割合は、前年の60.8%から0.4ポイント上がり61.2%、全国順位は前年の13位から7ランク上昇して6位となっており、民間企業での障がい者雇用への理解も広がりつつあるとうかがえます。

本県は、40回の長い歴史を誇る大分国際車いすマラソンの提唱者、中村裕博士が保護より働く機会を理念として設立した太陽の家の存在もあり、障がい者雇用の先進県として、今回も身体障がい者の雇用率は1位を堅持していますが、知的・精神障がい者の雇用率は依然として下位にあり、障がい者全体での雇用率日本一は平成18年を最後にしばらく遠ざかっています。

本県が障がい者雇用率日本一を実現するためには、やはり知的及び精神障がいがある方の雇用促進が大きな壁になると思います。今後どのようにして障がい者雇用率日本一の奪還を目指していくのか、知事の考えをお聞かせください。

次に、医療的ケア児への支援について伺います。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が昨年9月18日に施行され、半年が経過しました。

同法の趣旨は、医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的でつくられ、障がいや医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子どもを産み、育てることができる社会を目指すことにあります。

その中で、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すると定められました。

県内の医療的ケア児を持つ保護者からは、子どもの成長発達を促すため、他の子どもとの関わりを増やし、様々な体験をさせてあげたい。そのためには児童発達支援事業所や保育所等を利用することが必要であり、また、利用することが私たちのレスパイトにつながるが、受け入れてもらえる施設が少ない。災害時にはどのように避難したらよいか分からない、避難所が受け入れてくれるのかも不安があるとの声を伺っています。医療的ケア児とその保護者への支援には、不安や困り事をしっかりと把握し、適切な支援を提供することが求められます。

県は、今回提案された予算案において、医療的ケア児支援センターの新設や災害時の非常用発電装置の購入費の助成を盛り込んでいますが、保護者の求めや不安にどのように応えることとしているのか、部長の考えをお聞かせください。

次に、誰もが安心できる社会づくりについて質問します。

まず、女性の活躍について伺います。少子高齢化や人口減少が進む中で、大分県版地方創生を推し進め、その道筋を確かなものとするためには、老若男女、障がいの有無を問わず、誰もがその個性を尊重され、活躍できるような社会づくりが重要です。男女が共に責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる機会の確保は、その実現に向けて非常に重要な要素の一つです。

県では、男女共同参画を推進するため、昨年3月に第5次おおいた男女共同参画プランを策

定しており、その目指す姿として、誰もが人権を尊重され、尊厳を持って暮らせる大分県、女性のもとより多様な人材を生かすダイバーシティ社会を実現し、誰もが個性と能力を發揮できる大分県、暴力やハラスメント等が根絶され、誰もが生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせる大分県の三つを掲げ、取り組むこととしています。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大は、男性と女性に対して異なる影響を及ぼしており、特に女性に対しては就業から生活面において様々な形で深刻な影響を及ぼしています。国の研究会がまとめた報告書では、新型コロナの影響は短期的に見ると、業種間や正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の格差を拡大する方向に及んでおり、結果として女性への影響として現れている。我が国においては、既に存在した固定的な性別役割分担意識等に基づく構造的な問題が加わることによって、男女間の格差が拡大していく可能性をはらんでいるとしています。

このようにコロナ禍を契機として、これまで戦後日本の社会の根底を支えてきた家族像やライフスタイルを前提とした固定的な性別役割分担意識、無意識の偏見が進んでいるとすれば、非常に重大な問題です。

私はこの1年間、県議会の政策検討協議会の会長として、このジェンダーギャップの解消について有識者の方々からアドバイスをいただきながら、県議会議員の皆様と会派を超えて議論してきました。今議会会期中に議長に中間報告をする予定ですが、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見によって、女性の活躍の可能性を決して奪うことのないよう、県、市町村、企業、地域団体やNPOなどとそれぞれの立場で、連携、協働を図りながら取り組む必要があると思います。

今後、県として、女性がさらに活躍できる社会を実現させるため、どのように女性の就労機会の確保や格差の是正を図り、男女共同参画を推進するのか、知事の考えをお聞かせください。

また、今後の県政発展のためには、民間企業での人材確保だけでなく、政策県庁を担う人材

確保も不可欠です。近年、本県を志望する受験者は、行政職では民間企業の採用意欲の高まりなどにより平成24年度の523人をピークに減少傾向にあり、令和元年度は311人まで落ち込んだと聞いています。令和2年度からは、特別枠の上級試験も実施するなど、行政職の受験者確保に向けた対策を講じましたが、退職者の増加に伴い、より多くの採用予定者が必要となったことから、競争率は低水準のまま推移するなど受験者の確保にはまだ課題があると思います。

加えて、技術職の中でも土木系の人材は民間企業を含めて全国的に人手不足が続いています。本県の採用状況も国や他の地方公共団体との競合などにより厳しくなっているのではないかと思います。

ここ最近の状況を見ると、上級試験の総合土木については、平成30年度は受験者29人に対して合格者は15人、競争率は1.9倍、令和元年度は受験者37人で合格者は14人、競争率は2.6倍、令和2年度は受験者32人に対して合格者は19人、競争率は1.7倍となっており、上級試験全体では4倍から5倍の競争率がある中で、特に低調な職種の一つになっています。

県の総合土木職の方は主に土木建築部や農林水産部で、頻発する自然災害への復旧、復興に向けた対応や地方創生を実現する社会インフラの整備などの役割を担っており、今後多様化する行政ニーズの中でますますその存在が重要になってくるものと思います。

さきほど述べたように、県職員の確保については厳しい状況が続いていますが、特に総合土木職の確保に向けたこれまでの取組と今後の対応策について伺います。

さらに、本県で働く環境を整えることも重要です。近年、労働環境をめぐる状況は大きく変わってきています。特に平成31年4月以降順次施行された働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制や正規、非正規の不合理な処遇差の解消に向けた取組が進んできています。また、男性の育児休業をより柔軟に取得できるよ

うにする育児・介護休業法の改正が令和4年4月1日から段階的に施行され、男性が育児により参加しやすい環境が整備されるなど、利用者にとっても求められる対策が変わってきています。

一方で、近年の働き方改革とともに大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大であったと思います。感染者が国内で確認されて以降、在宅での勤務など、これまであまり進んでいなかったテレワークやリモートワークといった、職場に必ずしも常駐しない働き方の進展は、労使共に働き方の大きな変革を余儀なくされた事態だったのではないのでしょうか。

働き方改革の進展とコロナ禍での働き方は、本県においても、使用者側、労働者側双方に大きな影響を与え、それに伴い労使紛争の増加や新しい形の労使紛争の発生も懸念されます。

そこで、今年度1年間で労働委員会が扱った労使紛争の状況及びその特徴と労働委員会が果たすべき役割について、労働委員会事務局長に伺います。

最後に、地方創生につながる社会全体の教育力の向上について伺います。

近年、ライフスタイルの変化とともに、共働き家庭の児童数が増加し、放課後の子どもたちの居場所づくりが大きな課題となっています。また、少子化、核家族化が進み、子どもたちが様々な世代の人々と生活する機会は減少しています。このような社会の変化を受けて、地域社会は全ての子どもたちに対して安全・安心な放課後の居場所を確保するだけでなく、地域の人々と触れ合い、地域の人々から様々なことを学ぶ機会を提供することが必要ではないのでしょうか。

また現在、小中学校では、様々な教育活動等の中で自分たちの住む地域に関する学習を行っています。しかしながら、学校の教職員は必ずしもその地域出身者ではなく、人事異動により他の地区から赴任してきた教職員も多いと思います。このような状況の中、子どもたちが自分たちの住む地域について学習し、郷土に対する愛着を深めるには、地域のことをよく知る方々

との関わりの中で学習することも有効ではないでしょうか。

近年、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化、多様化しており、それらの課題解決のためには、社会総掛かりでの教育が求められています。そのため、国は学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組むことができるコミュニティスクールを推進しています。県もその方針を踏まえ、小中学校を中心にコミュニティスクールの導入を促進し、現在、県内の小中学校への導入率は約85%と、全国で3番目に高いと聞いています。これら県内に広がるコミュニティスクールと地域における教育活動を連携させることで、それぞれの活動が充実するとともに、地域の教育力の向上につながるのではないのでしょうか。また、多くの地域住民が活動に参加することにより、地域住民それぞれの生きがいづくりや、地域の活性化、地方創生につながると考えますが、コミュニティスクール等を通じた社会全体の教育力の向上について、県教育委員会としてどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

以上で自由民主党会派を代表して質問を終わります。

皆さん御清聴ありがとうございました。

御手洗議長 ただいまの三浦正臣君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 三浦正臣議員から、自由民主党を代表して種々御質問をいただきました。

冒頭、ロシアのウクライナ侵略についてお話をいただきました。私もこのたびのロシアの暴挙は国際法を無視したものであり、国際法秩序の下で日本の安全保障を採ろうという我が国にとって、決して他人事ではないと思います。大変緊張感を持って成り行きを見守っています。

さて、感染症への対応について御質問をいただきました。本県では年明けからオミクロン株による感染が急拡大し、病床の逼迫が懸念されたことから、1月27日から2月20日の間、国のまん延防止等重点措置を適用し、加えて、2月11日からの3連休を県独自の感染対策短

期集中期間と位置づけ、県を挙げて感染拡大の防止に取り組みました。

その結果、県民の皆様の御理解、御協力のおかげで県内の感染状況は明らかに改善し、当初の予定どおり、重点措置の解除に至りました。

この2年間のコロナ対策の経験から、感染拡大防止には次の3点が重要だと考えます。

一つは、検査体制です。行政検査の体制整備に加え、無料検査場を54か所まで拡充し、クラスターが発生しやすい学校や社会福祉施設等に抗原検査キットの配布も行いました。こうした検査機会の確保は、県民の不安解消と早期診断に結びついています。

二つは、医療提供体制です。受入病床を508床確保し、宿泊療養施設は11棟1,360室まで拡大しました。さらに、重症化リスクの低い患者は自宅療養も可能とし、スマホを活用して迅速な健康観察を行っています。

このように症状に応じて療養先を適切に使い分けることで、医療への負荷を軽減し、救急医療を含む一般診療との両立に努めています。

三つは、ワクチン接種です。3回目接種による感染予防と重症化予防の効果は明らかです。引き続き市町村と一体となって3回目接種を加速します。

さらに、御指摘いただいた地域の感染対策の強化も重要です。第6波では、クラスターが多発していますが、感染管理認定看護師を派遣し、感染拡大を抑えた事例もありました。しかし、認定看護師の地域偏在が課題となっており、豊肥や西部など手薄な地域の医療機関に勤務する看護師の資格取得を支援したいと考えています。

また、県に感染管理アドバイザーを配置し、施設等に対する研修を随時行うとともに、クラスター発生時には施設へ出向き、直接指導に当たります。

引き続き、この流行の収束に向け、全力で取り組むとともに、今後の新たな感染拡大にも万全の備えを講じたいと思います。

新型コロナのもう一つの課題、県経済の再活性化についても御質問をいただきました。

直近1年間の状況を見ると、本県の解雇見込

労働者数は全国より低い水準で推移しており、有効求人倍率も全国を上回って回復しています。コロナ禍が長期化する中、金融機関、市町村と連携した下支えにより、経済への打撃は最小限にとどめられてきました。しかし、コロナ第6波により、足元の観光や個人消費の動きは再び弱まっています。

1月の宿泊客数は、コロナ前の令和元年同月比で35%の減少と、依然低調です。中小企業団体の調査でも年末に向けて好転傾向にあった景況感は、1月には大幅に悪化しており、飲食店からは時短要請が解除になっても、すぐに客足は戻らないだろうとの声も聞かれ、これ以上のダメージを避けるためにも、オミクロン株の感染状況を分析し、有効な感染防止対策を重点的に強化した上で、社会経済の再活性化にもしっかり取り組んでいかなければならないと思います。

まず、営業時間の短縮要請に協力いただいた飲食店には、協力金を申請から2週間程度で迅速に支給します。加えて、売上げが30%以上減少し、打撃を受けている全ての事業者には、国の事業復活支援金の活用を促します。

また、観光では、県民の県内旅行を促進する新しいおおい旅割を2月21日から再開しました。地域クーポン券をセットにすることで、県内の旅先での消費を促進します。

さらに加えて、個人消費のテコ入れとして、市町村と連携したプレミアム商品券事業を順次実施します。プレミアム率は30%に統一し、県民が地元に限らず、全市町村で購入できるスキームとすることで、県下一体となり消費を盛り上げていきます。

もう一つ忘れてならないのは、長期的な観点を持った対応です。経営体質を強化し、持続的成長を可能にする生産性の向上に取り組めます。作業の自動化などを業務改善助成金等で支援するほか、商工団体による経営指導のデジタルトランスフォーメーションを進め、経理や在庫管理などのバックオフィスの効率化を図り、営業や企画業務に注力できる環境をつくり出していきたいと思います。

長らく続くコロナ禍で、県内事業者の体力も限界に近づいていると心配しています。様々な活性化策を的確に実行することで、社会経済の再起動、その先の成長に向けた局面転換を着実に実現していきます。

県政運営についても御質問をいただきました。

令和4年度の県政運営に当たっては、目まぐるしく変化する時代の流れをしっかりと読み取りながら、三つの柱を基本方針として取り組んでいきます。

第1は、足元の課題である新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済の再活性化です。コロナ対応はこれまでの経験を生かし、前広に対応することが肝要です。引き続きワクチン追加接種の体制整備や入院病床、宿泊療養施設の確保など、一連の対応に万全を期します。

あわせて、社会経済の再活性化も重要です。コロナ禍で苦しむ生活困窮者への支援や中小企業、小規模事業者の事業継続に向けた支援にもしっかりと取り組んでいきます。

第2は、本県最大の課題である少子高齢化、人口減少への対応です。コロナ禍にあっても、人を育て、仕事をつくり、人と仕事の好循環で地域を活性化させる大分県版地方創生のさらなる前進は不可欠です。

人の分野では、引き続き子育て満足度、健康寿命、障がい者雇用率の三つの日本一の実現に向けた取組を強化します。また、好調が続く移住についても、スキル習得から移住、就職までのワンストップ支援などをさらに拡充します。

仕事の分野では、県下全域で仕事の間を産み出す農林水産業の成長産業化を図ります。地域経済を支える商工業では、産業の基盤を拡大する企業誘致について、需要が高まっている大規模工業団地の整備に対する支援等に力を入れます。裾野の広い観光業では、コロナ禍で人気が高まる自然体験型の観光コンテンツをさらに拡充させ、復活を図っていきます。

地域の分野では、発展の基盤をつくり上げるため、県土の強靱化を着実に進めます。また、本県が誇る魅力的で多彩な文化を生かした日中韓交流の東アジア文化都市2022を開催し、

芸術、文化の振興にも取り組みます。

第3は、未来を切り拓くためのポストコロナ社会への挑戦です。デジタルトランスフォーメーション、デジタル革命の波が押し寄せる中、発展著しいドローンやアバターなど、先端技術の活用により、地域課題の解決を図りながら、新産業の創出やデジタル人材の育成につなげていきます。

さらに楽しみなのは、世界的に成長する宇宙産業です。つい先日、ヴァージン・オービット社との提携に続き、米国のシエラスペース社等との間で宇宙往還機「ドリーム・チェイサー」の大分空港の活用に向けたパートナーシップを締結しました。これをはずみに宇宙関連企業とのネットワークを広げ、アジアにおける宇宙ビジネスの中核拠点化を目指します。

こうした新型コロナへの守りとポストコロナ社会に向けた攻めの両面から、夢を追い、希望あふれる大分県づくりに力強く取り組みます。

次に、今後の財政収支見通しについて御心配をいただきました。

新型コロナウイルス感染症という歴史的危機にスピード感を持って対処する。そして、少子高齢化、人口減少に大分県版地方創生で対応する等のため、これまで当初予算に加え、課題を踏まえた累次の補正予算を編成してきました。

予算編成に当たっては、国の臨時交付金等を効果的に活用するとともに、こういうときのために蓄えていた財政調整用基金を取り崩して対応しました。

こうして迅速に対処できたのも、不断の行財政改革による財政基盤の構築があったからだと思います。したがって、今後とも常任行革の心がけを忘れずに中期的な見通しを持ちながら財政運営を行います。

お手元の財政収支見通し、参考の表を御覧いただきたいと思います。

左側上段の表の歳入歳出の見通しです。左側3段、上段、中段、下段と表がありますが、上段の歳入歳出の見通しです。これは今後の世界的な社会経済情勢には不透明感が漂っているものの、国が本年1月に示した経済成長率等をベ

ースに機械的に試算したものです。

経済成長率等々により、税収の見込み等々が計算できるわけですが、こういう形で計算したものがこのとおりです。

左側中段の表、中段と言いましたが、だいぶ下ですが、中段の表の財政調整用基金残高を御覧ください。県税の回復等により、行財政改革推進計画の目標よりも前倒し、5年度末までに330億円を確保できる見通しが立ったところ です。

今後とも行財政改革を徹底し、さらなる前倒しを目指します。

一方で、7年度以降は高齢化の進展による社会保障関係費の伸びや、防災・減災、国土強靱化の推進等による公債費の増嵩などにより、基金の取崩額はまた増えていき、330億円を切る こととなります。このため、県有施設整備基金を有効に活用することなどにより、可能な限り財政調整用基金の取崩額を抑制するとともに、安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保、充実を国に対し、強く求めています。この一般財源総額の確保は、国によるところが大きいので、ここは国に対して強く求めていくということ です。

さて、続いて左側、今度は下段一番下の表ですが、県債残高が書いてあります。これを御覧 いただくと、国土強靱化のための5か年加速化 対策事業の積極的な受入れなどにより、一時的 に県債残高は増加しますが、行財政改革推進計 画で目標とする臨財債等を除く実質的な県債残 高は下段の表の一番上に、この実質的な県債残 高は行財政改革推進計画でも6,500億円以 下を堅持するということが書いてあり、その見 通しの範囲内に入っています。

今後とも、交付税措置率の低い県債の発行を できる限り抑制するなど、引き続き県債残高の 適正管理に努めたいと思います。

今後の財政運営を展望すると、社会保障関係 や公債費などの義務的経費が増加する見込みで、 そのような状況下で必要な事業に対する投資と 財政健全化の確保をどのようにバランスよくさ せるかが肝要です。

新型コロナや不安定な世界情勢など、先行き が見通しにくい中ではありますが、計画の目標 を念頭に置きながら、安定的な財政運営が行え るよう、行財政改革の取組を徹底し、確固たる 行財政基盤の構築に努めていきます。

続いて、スペースポートがもたらす本県への 影響について御質問をいただきました。

2月26日、大分県は米国シエラ・スペース 社、兼松株式会社と宇宙往還機ドリーム・チェ イサーの活用検討に向けたパートナーシップを 締結しました。これはヴァージン・オービット 社に続く二つ目の提携となります。

本県は宇宙港を通じ、アジアにおける宇宙ビ ジネスの中核拠点となることで、日本を含むア ジアの企業や人々に、地球を越えた新たなビジ ネスや暮らしの選択肢を提供するというビジョ ンを持って、この取組を進めています。

今回の提携は、まさにこのビジョンと宇宙港 という基盤が、新たなビジネスを呼んだ結果で あると言えます。

このようにビジョンを掲げることで、県経済 の活性化につながる国内外の企業との連携が可 能になると考えます。

先日のおおいたそらはくでも議論されました が、お許しを得て夢のような将来の期待を述べ させていただくと、人工衛星などのものづくり 施設や地球観測、解析の拠点が県内にできるこ とで、県民生活が豊かになることが期待されま す。

また、製造工程の一部が宇宙ステーションで 行われることもあるかもしれません。そうする と、宇宙に近い大分に立地したいと材料開発や バイオ等の産業が県内で活躍する可能性があり ます。

また、そうなると大分が宇宙を巻き込んだサ プライチェーンの一翼を担うことになるわけだ す。大きなサプライチェーンがこれからはでき ていくこととなります。

また、既に挑戦を始めている県内企業も出て きています。衛星画像を用いた海上ごみの検出 や、土砂崩れ箇所の特的手法の開発など、アジ アに貢献可能な取組も始まっています。日本や

アジアの人々になじみのある食べ物を宇宙食にする取組も進んでいます。加えて、地球を越えた新しいビジネスとして、宇宙人を歓迎する店舗が県内に100以上生まれています。県としても、宇宙企業とのマッチングや人材育成支援により、宇宙利用を進める皆さんの挑戦を後押しします。

ビジネスだけにとどまらず、教育分野の可能性も広がります。本年度のSTEAM教育のプログラムでは、宇宙で着用できるスカートなどの研究が行われたほか、英国で宇宙港の取組を進めるコーンウォール州の学校と国東高校との国際交流も始まりました。

今後も県内のみならず、世界にまで目を向けて、ビジョンの共有を通じた価値創造、未来を担う人材育成を進めていきたいと思えます。

物流の拠点化に向けた交通インフラの整備についても御質問をいただきました。

本県が競争力をもって発展していくためには、多くの人と物が本県を介して九州内外を行き来する状況をつくり出し、経済の活性化や雇用創出等につなげることが重要です。

このため、平成29年3月に策定した九州の東の玄関口としての拠点化戦略に基づき、港湾や道路のインフラ整備に加え、定期航路の誘致や海上輸送の利用促進などのポートセールスにも力を入れています。

こうした取組により、大分港では外国貿易のコンテナ数が年々増加するとともに、RORO船の取扱シャーシ台数も5年間で約3.7倍となるなど、定期航路がある各港湾の取扱貨物量が大変増加しています。

このような海上輸送の需要増加に対応するため、大分港では2隻同時に着岸できるRORO船ターミナルを整備するほか、増加するシャーシを自動管理する新たなシステムを導入し、物流分野の効率化を図るDXも進めています。

また、隣接するコンテナターミナルでは、ガントリークレーンが老朽化しているため、本年度から更新事業に着手しました。

次に、別府港では、12月に予定されている大阪航路フェリーの大型化に伴い、必要となる

シャーシ置場の拡張等、埠頭の整備を進めています。

さらに、臼杵港では、フェリーの需要が多く、トラックが乗船できない便もあることから、今後予想される増便や大型化に対応するため、一つだけではなく、2バース目の岸壁整備にも着手したところです。

一方、九州内外の潜在的な海上輸送の需要を県内の港に呼び込むためには、港湾整備とあわせ、陸送時間の短縮や定時性向上により、集荷エリアを拡げる広域道路ネットワークの整備が不可欠です。

現在、東九州自動車道では、信頼性の高い物流網の構築に向け、県北、県南それぞれで4車線化が進められています。

実はこの4車線化は、全国から要望が出ており、限られた資金の争奪戦になっています。大分県としては皆さんのお力をいただきながら、ぜひ4車線化の予算を確保し、これをさらに進めていきたいと考えています。

さらに、中九州横断道路では、竹田阿蘇道路の進捗とともに、大分宮河内一犬飼間の早期事業化に向け、熊本県と連携し、国に強く要望しています。

海上輸送へのモーダルシフトの進展を見据え、港湾と道路網を両輪とする交通インフラの整備を戦略的に進め、九州の東の玄関口としての拠点化を実現していきます。

今後の防災対策です。

近年、気象現象の激化により、経験値を上回る災害が毎年のように各地で起きています。

本県では、これまで豪雨や台風、火山噴火、それに切迫度が増す南海トラフ地震など、様々な自然災害に備え、県民とともに地域の防災力向上に取り組んできました。しかし、最大の課題はやはり避難です。安全な時期に、安全なルートで、安全な場所に避難することが何よりも大事です。

そのため、まず一つは、日常からの心の備えが重要です。自宅周辺のリスクや避難場所までの経路の把握、誰と、いつ避難するかをあらかじめ決めておくマイタイムラインの普及を一層

進めていきます。

二つは、近所の人や家族からの声かけなど、避難行動の後押しが重要です。私は大丈夫という正常性バイアスの払拭に取り組み、避難に対する意識と行動の変容を促します。

このため、人的被害を防いだ日田市天瀬町杉河内班での声かけ避難の事例などを参考に、地域の皆さんが誰一人取り残されることなく避難できる取組を進めていきます。

また、防災VRなど、コロナ禍でも有用なデジタル技術も積極的に取り入れていきます。

防災アプリの機能を拡充し、あらかじめ設定した水位情報などを避難スイッチとして通知できるようにします。

さらに、遠く離れたお子さんやお孫さんにも避難情報を知らせ、声かけしてもらうことで、早期避難を促していきます。

三つは、地域による要配慮者の避難支援の態勢づくりが重要です。過去3年の大規模災害では、高齢者が犠牲者の約7割を占めています。このため、避難のタイミングと手助けする人をあらかじめ決めておく要配慮者向けマイタイムラインと地区タイムラインの普及を図っていきます。

あわせて、避難所のバリアフリー化や福祉避難所の環境整備に対する新たな助成制度を設け、誰もが避難を躊躇しない避難所づくりを支援していきます。

今後も災害から尊い命を守るため、市町村や関係団体と連携し、早期避難が本県の防災文化となるよう取り組んでいきたいと思います。

次に、農業振興についても御心配をいただきました。

本県農業を成長産業へと押し上げるには、その原動力となる担い手の確保、育成は大変重要です。これまでも5年連続で過去最多となる新規就農や、累計300社を超える企業参入などに成果を上げてきました。

その結果、例えば、販売額が3千万円以上の大規模経営体が10年前と比べ、約10%も増加するなど、生産現場では構造改革の動きも出てきており、園芸品目を中心とした農業産出額

の増加につながっています。

この流れを加速し、農業システム再生に向けた行動宣言を早期に実現するため、次の3点に重点を置いて取り組んでいます。

一つは、産地による若手人材育成の体制づくりです。産地自らが目指すべき目標を掲げ、しっかりと発信するとともに、若手農業者の技術習得から生活支援まで、責任を持って支えていく取組を強化し、産地の継続、発展につなげていきます。

二つは、時代の潮流を捉え、変革に果敢にチャレンジする企業家として、農業者自身がスキルアップしていくことが重要です。そのために必要となる経営戦略が先進的な生産技術、ネット販売といった多様な流通の仕組みなど、学び続けられる環境を整えます。

三つは、次の世代への経営資源の引継ぎです。園芸や畜産の施設などは、一旦廃止すると、生産を再開することが難しいことから、あらかじめそうした経営資源情報のデータベース化や簡易的な資産評価を行い、第三者への円滑なマッチングを進めます。

さらに、親子間での継承を促進するため、後継者が同業他社から技術や経営の実践的な研修を受けられるように支援します。なかなか親からは学びにくいので、同業他社の人や第三者から学ぶということです。

最近、県内各地で頑張っている農業青年の話をよく聞きます。親元就農後、親とは異なる品目で独立した方や、自ら販路を開拓し、それに合った商品を生産する方、そして雇用から独立自営の夢をかなえる方など、研さんを重ねるその姿を非常に頼もしく思っています。

今後もこうした若者を県内各地域に増やして、産地の活力向上につなげられるよう、本県農業の再生に向け、全力で取り組んでいます。

障がい者雇用率日本一に向けた取組についても御心配をいただきました。

昨年未公表された障がい者雇用率では、2年ぶりに率は上昇に転じたものの、全国順位は7位と横ばいでした。

県ではこれまで、雇用アドバイザーによる仕

事の切り出しの助言や企業とのマッチング支援、定着アドバイザーによる就職後の職場定着に力を入れ、雇用の拡大を図ってきました。

今年度は、障がい者雇用の優良事例を紹介する情報誌の創刊や、障がい者団体と企業の経営者が参画する障がい者雇用支援合同会議を設置するなど、企業との連携を深め、障がい者の就労促進に努めてきたところです。

今回は、法定雇用率引上げ後、初の調査であり、対象企業数は増加しましたが、雇用率達成企業の割合が全国的に減少する中、本県はその割合を伸ばし、全国3位の伸び率となっています。これまでの取組が、県内企業へ着実に浸透してきたものと考えています。

しかし、議員御指摘のとおり、今回も知的、精神障がい者の雇用率は低迷したままです。かねてから課題解決に向け、新年度は知的、精神障がい者の雇用促進に重点を置いた新たな取組を考えています。

まず、知的、精神障がい者を年間5人以上新たに雇用しようとする企業への支援です。就労の場となる専用作業室の設置や、体調管理システムの導入など、多数雇用に伴う経費を助成し、企業の環境整備を後押しします。

次に、就労系福祉事業所に対する支援です。これらの事業所では、利用者の大半が知的、精神障がい者で占められており、企業へ送り出した事業所に対し、実績に応じた奨励金を支給することで、福祉的就労から一般就労への移行を促進します。

また、4月に開校予定のさくらの杜高等支援学校は、一般就労100%を目指し、職業教育を充実させた新設学校であり、今後の成果が大いに期待されます。

同じく昨年末公表された健康寿命では、本県男性は日本一を達成し、大変勇気づけられました。障がい者雇用においても、先進県としての矜持を持って、日本一の早期奪還を目指します。

次に、女性の活躍について御質問をいただきました。

昨年暮れの小学生プログラミングコンテストでは、大分県内の女子児童が見事日本一に輝き

ました。また、スポーツの世界でも、さきの冬季オリンピックで最多となる18個のメダル獲得に女性選手が大きく寄与し、勇気づけられました。

この勢いを大分県版地方創生の加速にもつなげるため、これまで以上に女性の活躍に力を入れていきたいと考えています。

そこで、女性の活躍の推進を柱の一つとして掲げた第5次おおいた男女共同参画プランに基づき、様々な取組を着実に進めます。中でも、働く場における女性の活躍は重要です。県では、経済界と連携し、女性が輝くおおいたアクションプランを策定し、三つの視点で取組を強化しています。

一つは、働きたい女性への支援です。自分に合った仕事や職種があるか分からないという方に向けて、合同企業説明会の開催や、インターンシップの導入により、再就職を支援するほか、女性の創業や起業、スタートアップを後押しします。

二つは、働いている女性への支援です。初めは働きたい女性、今度は働いている女性への支援です。女性の継続就労や、職域拡大、管理職登用に向け、障壁となっているのが家庭の仕事は女性がするものや、子育て中の女性に出張は無理といったアンコンシャス・バイアス、すなわち無意識の思い込みです。これまでの習慣や経験から、当たり前と思っていたことが、実は女性の活躍を阻む要因となっているおそれがあります。そのため、来年度は、職場におけるアンコンシャス・バイアスに気づき、その解消に向けての意見交換をするセミナー等を実施します。

三つは、仕事と家庭を両立できる環境づくりです。女性の活躍には、男性の家事参画や働き方改革も不可欠です。そのため、今年度は男性の家事力を向上させるセミナーを開催するとともに、夫婦やカップルで家事をシェアするための大分県版家事シェアブックを作成し、先月から市町村の婚姻届窓口での配布を始めたところです。また、男性の育休取得促進やテレワーク促進など、働き方改革の取組にも引き続き支援

していきます。

このような取組をしっかりと進め、女性がさらに活躍できる男女共同参画社会の実現を目指していきます。

私からは以上です。その他の御質問については、担当部長からお答えします。

御手洗議長 和田総務部長。

〔和田総務部長登壇〕

和田総務部長 私からは、今後の財政収支見通しについて、知事答弁に補足的にお答えします。

お配りしている資料、今後の財政収支見通し試算を再度御覧ください。

右側に試算の前提条件を記載していますが、まず1の歳入についてです。

表の2段目、県税については、国が1月に公表した中長期の経済財政に関する試算における成長実現ケースの名目成長率を反映し、試算しています。

国においては、経済がコロナ前の水準に回復すると見込んでおり、本県でもさきの2月補正で県税が過去最高額となったところです。

その下の交付税・臨財債については、令和5年度以降の一般財源総額が引き続き同水準で確保されるという仮定のもとで試算しています。

その結果、左の表になりますが、県税は8年度には4年度と比較し、177億円増の1,475億円となる見込みです。

他方、交付税・臨財債は、財政需要の増加の一方で、税収の伸びにより減少し、8年度には1,854億円になるものと試算しています。

このほか、(2)国庫支出金や(3)県債は、投資的経費等に連動させて試算しており、国庫支出金は、コロナ対応の臨時交付金の減等により、8年度には338億円減の973億円と見込んでいます。

県債は、国土強靱化5か年加速化対策事業が現在のところ、令和7年度までとされていることから、一旦は増加するものの、8年度には530億円となる見込みです。

次に歳出です。(1)の義務的経費のうち、①人件費は職員の若返りによる新陳代謝等に伴う減が見込まれ、令和8年度には4年度と比較

して48億円減の1,474億円と試算しています。

なお、段階的な定年の延長に伴い、退職手当は隔年で所要額が少ない年度が発生する見込みとなっています。

②社会保障関係費は、団塊の世代の後期高齢者入りに伴い、4年度と比較し72億円増の954億円と見込んでいます。

また、③公債費は、県土強靱化関係の償還が始まることから、毎年度30億円程度増加し、令和8年度には882億円になるものと試算しています。

この結果、義務的経費全体では、8年度には4年度から約114億円増の3,310億円となる見込みです。

その下の(2)投資的経費は、①補助・直轄、②単独とも、令和4年度と同額を基本としつつ、5か年加速化対策事業については、今年度の予算額と同規模が7年度まで継続するものとして試算しています。

加えて大分空港の海上アクセス整備や特別支援学校再編など、個別事業の影響を反映させています。

なお、(3)その他の経費では、コロナ対応の医療機関の空床確保料等のコロナ関連事業を令和5年度から皆減させて試算しています。

二つ目の表の一番上には、各年度の歳入から歳出を差し引いた財源不足を補うための財政調整用基金取崩額を、一番下には基金残高を記載しています。今後、令和5年度末には330億円を確保できる見通しが立ったところです。

一方で、団塊の世代が75歳以上の高齢者になることによる社会保障関係費の伸びや、防災・減災、国土強靱化の推進等による公債費の増嵩などにより、基金の取崩額が増えていく見込みです。

また、一番下の表には、県債残高を記載しており、その一番上の臨財債等除きの実質的残高は、適正管理の目安である6,500億円以下で推移させることができる見込みとなっています。

今後とも、安定的な財政運営が行えるよう、

より一層の歳入確保や節約等、常在行革の精神で不断の取組に努めていきます。

御手洗議長 森山会計管理者兼会計管理局長。

〔森山会計管理者兼会計管理局長登壇〕

森山会計管理者兼会計管理局長 財務事務の業務効率化についてお答えします。

現行の財務会計システムは、予算管理や公金の収入、支出、決算データの出力など、県の予算執行に係る機能を備えており、ほぼ全ての職員が関わっています。

そのほかにも、財務に関連するシステムとして、予算編成、公会計、県有財産管理などがありますが、これらは随時、個別に開発、運用されてきており、システム相互の連携ができていない部分も多く、業務が非効率となる一因となっています。

このため、これらのシステムを統合するとともに、関連の深い人事給与、総務事務、税務等のシステムとデータ連携させる財務総合システムを開発中で、令和6年度予算編成業務からの稼働を目指しています。

この新しいシステムでは、毎月の公共料金等、定例的な支払いの自動化機能を加えるほか、収納のキャッシュレス化や証拠書類の削減、決裁の100%電子化などを行うこととしています。

あわせて、財務事務の適正化を確保しながら、業務フローや規則なども思い切って見直し、多様化する行政ニーズに職員が集中して取り組めるよう、効率化、省力化を図っていきます。

御手洗議長 牧監査委員事務局長。

〔牧監査委員事務局長登壇〕

牧監査委員事務局長 私からは監査業務の効率的な実施についてお答えします。

この2年、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や、監査対象機関の感染対策業務等を考慮し、所属ごとに実施時期を定めた年間計画を逐次見直しながら財務監査を実施した結果、全ての対象機関の監査を終えることができました。

具体的には、陽性者対応等で繁忙な保健所の監査時期を柔軟に調整したほか、飛沫防止シートの設置、短時間、最少人数対応など、感染防止対策を徹底し、実施しました。

また、県外事務所の監査をリモートにより行ったほか、一部の土木事務所等においては、電子化した財務書類の提出を求め、書面のみでの監査を試行的に取り入れました。

効率性の面では、今年度から事務局職員に貸与している個人用パソコンを監査場所に持ち込み、法令や規則、過去の監査事例等の検索をその場で行っています。

さらに、財務会計システムの収入や支出のデータを分析し、不自然な会計処理を事前に把握するなど、監査の精度と効率性を高めています。

今後ともICTの活用などを図り、災害等不測の状況下においても、行政の質の向上を支援する監査に取り組みます。

御手洗議長 島津土木建築部長。

〔島津土木建築部長登壇〕

島津土木建築部長 私から通学路の安全対策についてお答えします。

今年度の通学路合同点検の結果、県全体で対策が必要な約900か所のうち、歩道の新設など、道路管理者が対策を実施する箇所は約6割、543か所で、このうち県管理分は202か所です。

県では、点検完了後、速やかに対策工事の計画を策定し、視認性を高める区画線の更新やガードレールの設置など、即効性の高い対策を県単独費で優先的に実施してきました。

加えて、八街市の事故を受け、国が措置した補正予算も活用しながら、歩道新設等の進捗を図っています。

その結果、2月末時点で県管理分の約9割に当たる177か所の工事に着手しており、このうち、82か所について対策を完了しました。

令和4年度には、速度規制や通学路の変更などのソフト対策と歩道設置などのハード対策を組み合わせ、総合的に安全対策を講じる際の国の補助制度も新設されることとなっています。

引き続き、国や市町村、県警や学校関係と緊密に連携し、新たな補助制度も積極的に活用しながら、スピード感を持って安全、安心な通学環境の確保に努めます。

御手洗議長 佐藤農林水産部長。

〔佐藤農林水産部長登壇〕

佐藤農林水産部長 日向灘地震による水産業関係の被害についてお答えします。

今回の地震では、佐伯市を中心に災害が発生し、10漁港などで係留施設や荷さばき施設での地盤沈下、ひび割れ、製氷貯氷施設の傾斜などの被害が確認されています。

まずは、係留施設などの日常的に使用する施設について、鉄板やアスファルトによる段差解消などの応急措置を講じています。

その上で県では、一日も早い復旧に向け、地震発生翌週の1月27日、28日に国に出向き要望活動を行いました。

これを受け、早速2月2日から3日にかけて国による事前調査が行われ、早期復旧に向けた助言をいただきました。

その結果、3月上旬に通常より前倒して、災害査定が実施されることとなりました。

査定終了後は速やかに入札手続を進め、本年度内に復旧工事に着手します。

また、陸上養殖施設については、県独自の災害パッケージを活用し、施設の修繕を支援します。

今後も国や佐伯市などと連携し、水産関係施設の早期復旧に努めます。

御手洗議長 山田福祉保健部長。

〔山田福祉保健部長登壇〕

山田福祉保健部長 私からは医療的ケア児への支援についてお答えします。

県内の医療的ケア児は、約130人と把握しています。昨年7月にその保護者にアンケートを実施したところ、児童の病状に応じた福祉サービスの利用などについて、相談先も分からず不安があった等の声が多く寄せられました。

そこで、来年度早々にワンストップで相談を受ける医療的ケア児支援センターを新設し、入院時から在宅生活の不安や困りの相談に応じ、地域のコーディネーターと連携し、退院後も速やかに支援につなげる体制を整備したいと思います。

また、保育所や福祉サービス事業所等での医療的ケア児の受入れが進むよう、訪問指導や助

言を行うこととしています。

アンケートでは、災害時に医療的ケアを継続できるか不安との声も寄せられました。特に、人工呼吸器等を使用している成人も含めた医療的ケア児者にとって、災害時等の停電は命に関わるため、早急に全ての対象者に非常用発電装置等が行き渡るよう、市町村と連携し、その購入費を助成します。

あわせて、福祉専門職に対する研修等を通じ、市町村の個別避難計画作成を後押しし、災害時の安全確保を図ります。

御手洗議長 法華津人事委員会事務局長。

〔法華津人事委員会事務局長登壇〕

法華津人事委員会事務局長 総合土木職の確保についてお答えします。

公務員志望者が減少傾向にある中、次代の大分県を担う優秀な人材を継続的に確保するため、受験者拡大に取り組んでいます。

総合土木職については、令和2年度から民間志望者も受験しやすいように、上級職の基礎能力試験を民間企業で導入実績の多いSPI3に変更しました。

3年度は、試験を他県より1か月早めて5月に実施したほか、11月に2回目の試験を追加で実施しました。これにより、受験者は増えたものの、辞退率も上昇しました。

このため、4年度は上級試験をさらに早め、1回目を4月に、2回目も他県の1回目試験と同時期の6月に実施することとし、現在周知を図っています。

あわせて、高専の学生等が対象の中級試験も9月から6月に前倒して実施する予定です。

受験者拡大と辞退防止には情報発信も重要です。4年度の試験に向け、SNSはもとより、大学訪問やガイダンス等を通じて県職員の魅力を伝えています。

また、昨年12月に工事現場等を見学するバスツアーを実施しました。参加者からは、仕事のやりがいを実感できたとの評価を得ました。

今後とも、試験方法や情報発信の工夫、改善により、受験者の拡大を図り、総合土木職をはじめ、県職員の確保に努めます。

御手洗議長 稲垣労働委員会事務局長。

〔稲垣労働委員会事務局長登壇〕

稲垣労働委員会事務局長 労使紛争解決に向けた取組についてお答えします。

労働委員会では、コロナ禍で雇用環境が厳しくなり、労使紛争の増加が懸念されたため、労働組合や経営者団体、企業等を訪問し、状況の把握に努めるとともに、特別相談会を開催するなど、取組を強化しました。

多くの労働組合で、コロナ禍の厳しい環境を労使一体で乗り越えようとしており、本年度の労使紛争対応件数は5件と例年並みの件数で、内容はハラスメントや解雇、賃金等に関するものとなっています。

一方、労働者等からの相談件数は、令和4年1月末現在239件で、対前年度同期比約40%増となっており、産業別では医療、福祉分野が最多の23%を占め、内容別ではハラスメント、退職、賃金未払いの順で多くなっています。

議員御指摘のとおり、働き方改革やコロナ禍をきっかけにリモートワーク等、働き方がより多様化しています。

育児や介護など、労働者の個々の事情に応じて、働く時間や場所を決定する柔軟な働き方については、労使双方で話し合い、納得した上で導入していくことが重要と考えます。

こうした働き方の変革をしっかりと捉えながら、引き続き労使紛争の早期解決と将来の健全な労使関係の構築に努めていきます。

御手洗議長 岡本教育長。

〔岡本教育長登壇〕

岡本教育長 地方創生につながる社会全体の教育力の向上についてお答えします。

県では平成19年から、公民館を拠点として地域の皆さんにも教育活動に協力していただくネットワーク整備を推進してきました。この枠組みの下、学校と地域をつなぐコーディネーターを中心に、現在、述べ10万人を超える地域ボランティアが活動しています。

この地域ボランティアは、様々な体験活動や学習支援を行うほか、学校でも文化財や伝統産業などの郷土学習、本の読み聞かせなどにグ

トティーチャーとして参加していただいています。あわせて、県内の多くの小中学校で地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入を進めてきましたが、どんな学校、どんな地域をつくりたいかというビジョンの共有が活動のさらなる充実につながると考えます。

そのため、コミュニティ・スクールの委員に豊富な活動実績を持つコーディネーターを加えるよう進めており、令和3年度は県内の小中学校の約50%に当たる192校で委員として活動しているところです。

また、日出総合高校の生徒が先生役となり、地元の農家や洋菓子店の協力を得て小学生にマーケティング活動を指導するなど、高校生を地域人材とする新たな取組も進めています。

このような事例を共有し、地域住民のつながりや生きがいを生み出すことで、地域の教育力向上を図り、地方創生につなげたいと思います。

御手洗議長 以上で三浦正臣君の質問及び答弁は終わりました。

お諮りいたします。本日の代表質問はこれまでとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の代表質問を終わります。

御手洗議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

次会は、明日定刻より開きます。

日程は、決定次第通知します。

御手洗議長 本日は、これをもって散会します。

午後0時24分 散会

令和 4 年 第 1 回
大分県議会定例会会議録

第 5 号 3 月 4 日

令和 4 年第 1 回大分県議会定例会会議録（第 5 号）

令和 4 年 3 月 4 日（金曜日）

議事日程第 5 号

令和 4 年 3 月 4 日
午前 10 時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した案件

日程第 1 代表質問

出席議員 43 名

議長 御手洗吉生	副議長 三浦 正臣
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
古手川正治	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治
副知事	黒田 秀郎

教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	浦辺 裕二
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部審議監	御沓 稔弘
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	森山 成夫
防災局長	梶原 文男
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	法華津敏郎
労働委員会事務局長	稲垣 守

午前 10 時 開議

御手洗議長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

御手洗議長 本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 5 号により行います。

日程第 1 代表質問

御手洗議長 日程第 1、これより代表質問に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。守永信幸君。

〔守永議員登壇〕（拍手）

守永議員 皆さんおはようございます。27番、県民クラブの守永信幸です。県民クラブを代表しての質問の場を与えていただいた同僚議員の皆様へ感謝します。

質問に入る前に、昨日も三浦議員からロシアのウクライナ侵攻について触れられていたのですが、昨日行われた停戦交渉も合意には至らず、3回目の交渉が設定されているようです。一国

のトップが戦争にかじを切ったときに、常に戦火に追われ、痛ましい思いをするのは、現地に暮らす住民であり、何も分からないまま最前線に送られる兵士たちです。かつての日本がたどった道を、今、ロシアが繰り返したどろろとしているように思えてなりません。いち早く停戦合意が取り交わされるように働きかけを求め、子どもたちや一般市民が戦火に追われる状態を一刻も早く止めなければなりません。

また、日本国民は、さきの大戦の惨禍を繰り返してはならないとの思いを共有し、戦争放棄を憲法でうたっています。集団的自衛権をも否定してきた平和主義は、国連憲章を超越した理念でした。世界規模の平和を創造するために、これからどのようにあるべきかを国連で議論されることに期待します。

それでは、代表質問に入ります。知事もぜひ答弁をよろしくお願いします。

最初は、ポストコロナを見据えた取組について、3点ほど質問します。

本県の人口は、1985年を境に減少を続けています。また、昨年11月末に公表された2020年国勢調査の確報値によると、2015年から2020年の5年間で、4万2千人余りの人口が減少しています。これまで県内で唯一増加傾向にあった県都大分市の人口も減少に転じ、本県では、全市町村の人口が減少する事態となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した2018年推計では、2015年から2020年にかけて、県全体では3万5千人余りの人口が減少するものの、大分市の人口は1千人余り増加し、そこから減少に転じる見込みが示されていました。しかしながら、2020年の国勢調査の結果では、本県の人口減少はさらに進み、また、大分市の人口も推計より早く減少し始めたこととなります。

県では、第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を策定する前提となる大分県人口ビジョンを2020年3月に改訂しました。同ビジョンでは、当面、人口減少が続くことは避けられませんが、これまでの政策に新しい政策を

重ねていくことにより、人口減少に歯止めをかけるだけでなく、さらなる発展を図っていきますと記述されています。

同ビジョンの想定よりも早く県全体の人口減少幅が大きくなっていることを踏まえると、人口減少に歯止めをかける取組をより強力に推進していく必要があると考えます。

2022年度は、県知事も私たち県議会議員も今任期最後の1年となります。将来に向けた大分県の発展のために、いかに地方創生に取り組むべきか、この1年、真剣に議論しなければなりません。人口減少が想定よりも早く進む本県において、広瀬知事は、地方創生にどのように取り組む考えか伺います。

人口減少と高齢化の状況に改善が見られない中で、大分空港に関して、今後の本県の発展に大きな影響を及ぼすと思われる二つの大きなプロジェクトが進められています。一つは、ホーバークラフトの再就航、もう一つは、大分空港の宇宙港計画です。そのうち、私からは、ホーバークラフトの再就航について質問します。

2018年に大分空港利用者数が16年ぶりに200万人を突破し、LCCのシェア拡大やインバウンドの増により、利用者数は今後もさらに増加することが見込まれました。空港や航空路線は地域の発展にとって重要な交通基盤であり、航空需要増を確実に取り込むことで、地方創生を加速化させることが重要です。そこで最大の課題とされたのが、他の空港よりも著しく時間がかかる大分空港のアクセスの改善でした。大分空港のアクセス改善については、高速の船舶を活用した海上アクセスが最も有効かつ効果的であるとの判断により、ホーバークラフトの運航再開が決定されました。しかし、コロナ禍により人の流れが抑制され、海外からの観光客はこの2年間ほとんどない状態ですし、国内観光客も激減しています。さらに、会議をWebで行うなど労働環境も大きく変化しています。コロナ禍での環境変化を改めて考慮した上で、空港利用者数の試算をやり直すなどの必要があるのではないかと思います。

このホーバークラフト再就航の計画は、大分

空港の利用者が増加することを大前提としています。この前提を見誤るとホーバークラフトの運営に影響を与えるだけでなく、大分空港への陸路のアクセスを担うバス会社の経営にも影響が及びます。

県は、ホーバークラフトで輸送する人員は、今後増大する利用者を輸送するものと説明しており、従来の空港バスなどの利用者がホーバーの就航によって奪われるものではないと考えていると私は理解しています。さきほども申したように、空港利用者の今後の動向について試算をやり直し、どのようにしたらホーバーとバスの経営が安定するのかを具体的に検討し、大分空港の新たな利用の在り方について計画を練り、必要な施策を上乗せしていくべきと考えますが、見解を伺います。

三つ目は、地域コミュニティの活性化についてです。

昨年12月4日付けの大分合同新聞に、杵築市大田地区で、地域で唯一のガソリンスタンドを存続させるために、住民自治協議会大田ふるさとづくり協議会が中心となって合同会社おた夢楽を立ち上げるという記事が掲載されました。このおた夢楽は、平仮名のおた、そして、漢字で夢、楽と書いて「むら」と読ませています。夢、楽から「く」を取って「むら」と読ませるのは、よいネーミングだなと感じました。

高齢者への暖房用灯油の配達や給油といった生活に欠かせないサービスの維持を図るために、今回立ち上げた合同会社が、閉店する予定だったガソリンスタンドの経営を引き継ぐということなのです。引き継ぐにあたって地下貯蔵タンクの更新が必要で、そのための改修工事に500万円ほどの資金が必要とのことでした。資金を用意するために杵築市と連携して、ガバメント・クラウドファンディングを立ち上げ、400万円を目標として寄附金を募ったとのことです。

新聞報道等の効果もあって目標額400万円は早々に達成できたとのことで、ガソリンスタンドの前経営者から合同会社おた夢楽に経営

を引き継いで、2月1日にオープンしました。今後、貯蔵タンクの改修をして更新手続きをした上で、向こう10年間は経営を続けていく予定だそうです。

この事例は、大分県下の周辺地域で生活する上で必要なインフラが消え去ろうとしている現状に対し、地域に残る有志でインフラを支える決意をし、新たな一歩を踏み出した一例です。

人口減少、高齢化が進む地域の生活を支えるインフラをどのように維持していくのか、今後の大分県の発展に向けての大きな課題だと思っています。

そのためには、地域のコミュニティが結束し、地域の課題解決のための自助が大切ですが、そのためにはその地域を残していこうとする活動を公が支援することが必要です。こうした人口減少、高齢化の著しい地域の生活をいかに維持していくかが、その地域の人口減少に歯止めをかけ、さらには増加させ、ひいては県勢の発展、県民の幸せの実現へとつなげていくために重要であると考えます。地域コミュニティの活動をどのように支援していく考えか伺います。

次に、大分県と大分市との連携の在り方について伺います。

昨年末、広瀬知事と佐藤大分市長が政策協議を行い、今年4月から県中央児童相談所の分室を大分市庁舎城崎分館に設けることに合意したとの報道がなされました。分室は、県中央児童相談所が対応する虐待事案のうち、半数相当を占める大分市の案件を担当するとのことで、城崎分館内にある大分市中央子ども家庭支援センターとの連携を深め、大分市内の児童虐待防止体制を強化するものです。現在、県中央児童相談所では、大分市から7人のケースワーカー等が派遣され、県中央児童相談所で働いているとのことですが、分室には、さらに職員が追加派遣される可能性があり、20人以上の体制となることを想定しているとのことです。これまで以上に確実な児童虐待防止につながることを期待されます。

広瀬知事も、県の児童相談所については、機能の充実を図って職員数を増やしていただいて

いますが、職場を訪問してみると、所狭しと机が並び、所長席にまで机が迫るような状況になっていました。勤務環境としては、決してよいとは言えない状況です。そういう状況にしながら、職員は、極めて慎重に対応しなければならない案件に当たっています。このような環境の改善にもつながるのではないかと期待しています。

政策協議の場では、産業用地の確保に関する連携についても話し合われたと伺いました。企業誘致を進める上では、誘致企業に提案できる産業用地の確保が喫緊の課題であると、改めて確認されたとのこと。人口減少に歯止めをかけるためには、若者の雇用の場を確保することが重要ですから、そのためにも適地の確保や整備について、これまでの県のノウハウを生かすべきだと考えます。

今回の協議の場には上がってはいないようですが、例えば、大分市では、市内豊海にある公設地方卸売市場の整備についても検討しているようです。この公設地方卸売市場は大分市の運営する市場ですが、2020年の取扱実績では青果を年間5万8,804トン、約150億円、水産物では年間8,394トン、約70億円の取引がある市場です。大分県下各地からも農水産物が出荷されています。県下の産地と市場とを結ぶ上で、近隣の青果物生産地域の農家や農業者団体、市町村の意見を市場の整備に反映させることも必要だろうと考えます。各市町村と大分市との意見調整にも県に調整役を担っていただきたいと考える次第です。

これらの事例以外にも、大分県と大分市が連携を密にして取り組むことで、県政、市政の発展へとつなげていくべき課題は山積していると考えます。今後、県と大分市との連携をこれまで以上に強め、県として指導力を発揮していくことが重要と思いますが、知事はどのようにお考えか伺います。

次に、県職員の確保と職場環境の充実について質問します。

2022年度当初予算は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策関連予算として16事業2

47億2,600万円を計上するほか、ポストコロナおおいた挑戦枠とする予算特別枠で109事業23億5,100万円、社会経済再活性化対策として71事業62億200万円を計上し、感染拡大防止対策とあわせて、コロナ禍が収束したらすぐに地域経済の立て直しに取りかかる予算編成としています。当初予算総額で7,178億4,100万円、対前年度比2.2%増となっています。

ここで気掛かりなのが歳入です。コロナ禍によって県下の各企業は厳しい経営を強いられています。特に飲食関係企業は営業時間やお酒の提供について制限を受け、食材提供をはじめとする資材提供をする関連企業も業績が伸び悩んでいるようです。また、人流の抑制もあり、旅行関連企業等も辛抱しなければならない状態で3年目を迎えています。雇用調整助成金や休業支援制度により、一定の支援は受けられましたが、体力的には限界に来ている企業も多数あると思われまます。

このような中、来年度予算の歳入では県税が対前年比で13.6%上昇する見通しとされています。企業業績の回復による法人2税と地方消費税の伸びを見ているとのこと。

一方で、国・地方の長期債務残高が2021年度末、約1,200兆円に膨らむ見通しになったと、財務省が発表しました。高齢化に伴う社会保障費の増加が続く中、新型コロナウイルス対策の歳出増が拍車をかけたものです。国が後年度に交付税で措置することになっている臨時財政対策債について、本当に国が責任を持って負担してくれるのか不安に思わざるを得ないような状況です。県から示された県債残高の推移を見ても、2018年度まで徐々にではあるものの県債残高は減少してきていましたが、2019年度から2021年度まで増加する見込みとなっています。増加の特徴としては臨時財政対策債の増加によって全体が増加していることです。

かつて、三位一体の改革により、地方の歳出の徹底的な見直しがなされ、地方財政計画の歳出が抑制されたことに伴い、地方交付税の増額

が抑制されたことがありました。このとき、県は行財政改革を進めるにあたって、行財政改革に伴う痛みを県民と県職員とが共有するとして、一般職の給料を2004年7月から2007年3月まで2年9か月にわたって、2%カットしました。その後、様々な行財政改革が進められ、県の職員数は当時、行政職員や教職員などを合わせて1万9千人であったのが、現在は1万7千人ほどに削減されています。

人件費の削減は、合理化手法としては取り組みやすい手法、緊急的な対応として当時はやむを得なかったとは思いますが、しかしながら、定数削減の一方で、業務の高度化、多様化、困難性の増大などにより、職場は多忙を極めています。地方創生のための政策立案機能の強化、実践のためには、人件費の削減を繰り返してはならないと考えます。新たな人材の雇用にあっても優秀な人材の確保が困難となることも心配されます。

県庁は貴重なU I J ターン者の受皿でもあります。人件費や福利厚生面がしっかり確保しておくことが若者の就業につながる重要なポイントです。ブラック企業のような県庁であっては十分に帰りたいという意識が薄らいでいくと思います。

さらに、給与面は当然のこととして、職務へのモチベーションをどのように維持していくかも課題ではないでしょうか。職務に専念し、充実した県職員生活を送ることができるよう、休暇の取りやすい職場環境の整備や相談しやすい環境づくりを図ることは若い職員の早期離職防止、メンタルケアにもつながります。人件費の在り方も含め、優秀な職員の確保と職場環境の充実を図っていただきたいと思いますが、知事の見解を伺います。

同様のことは、学校教育の現場にも当てはまります。現に学校職場では定数を満たしていない実態があるようです。

優秀な教職員の確保と職場環境の充実を図ることについては、教育長の見解を伺います。

次に、日出生台における米軍実弾射撃訓練等への対応について質問します。

日出生台米軍実弾射撃訓練は、2020年2月以降、2年間実施されていませんが、前回、2020年2月の日出生台演習場での米軍移転訓練では、九州防衛局と地元とで結んだ協定で冬季の夜間訓練は、米軍も20時までとされていたにもかかわらず、20時を超えての実弾射撃訓練が行われました。その際には、広瀬知事も防衛大臣に強く抗議していただいたことで、国と米軍の姿勢に憤りを感じていた多くの県民の皆さんも、知事の姿勢に感謝したものと受け止めています。このことは、地方自治をないがしろにする米軍のスタンスの問題であるとして、国会でも吉川衆議院議員が取り上げ、総務大臣から防衛省に地方公共団体及び住民の方々への丁寧な対応が促されました。

しかしながら、米軍の日本国内での行動は依然として課題が多く、沖縄をはじめとする日本各地の米軍基地において新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大が問題視されています。米軍関係者は日米地位協定に基づき、日本側の検疫の対象とはなっていませんが、政府と在日米軍との申合せで日本の水際対策に近い総合的な措置を取ることを確認していたのです。しかし、実態としては、アメリカ側は日本への入国後5日目以降にPCR検査を実施するのみで、アメリカ出国前や日本入国直後の検査は行っておらず、行動制限の期間中でも基地内では自由に行動し、基地で働く日本人従業員とも接触できる状態であったことが新聞で報じられました。このような事態を知った林芳正外務大臣が12月22日に強い遺憾の意を伝え改善を要請し、12月26日から在日米軍関係者全員について、アメリカ出発72時間前の検査を開始することとなりました。また、12月30日からは日本入国後24時間以内の検査も行うようになったのですが、在日米軍が実施している抗原検査は抗原定性検査であり、日本が空港で行っている抗原定量検査よりもウイルスの検査精度の劣る方法であることが判明するなどのそごが頻発しているようです。

これは、地方自治以前に日本の主権が保全されていないということなのかもしれません。こ

の問題に関しては、私は、日本の主権に対する姿勢とあわせて日米地位協定の在り方について主権者である国民として議論しなければならないのではないかと考えました。

今年の5月15日で、沖縄が日本に返還されて50年となります。半世紀が経過してもなお、沖縄では米軍基地の脅威にさらされる状況が続いています。日米地位協定を背景に、様々なトラブルも発生しています。地位協定以前に、米国の日本に対する姿勢には、両国が同じ立場にあるのか疑問に感じざるを得ません。終戦直後から変わっていないと感じるばかりです。

そして、この問題が、米軍の軍事行動や軍事訓練に関わりを持つ自治体に多大な影響を与えています。沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練分散実施については、2022年度は第1四半期の4月から6月に日出生台演習場で実施されることが2月17日付けで発表されました。これまでにない日程ですが、前回の日出生台での訓練では、夜間訓練の問題以外に機関銃などの小火器を使用した訓練を、155ミリリゅう弾砲の実弾射撃訓練とは別にカウントするなど異例なことがされています。今回はゴールデンウィークとも重なることが懸念されるだけに、訓練計画の詳細について事前に情報提供させる必要があると感じます。

知事は、県民の安全を維持し、演習場周辺住民に安心して暮らしていただくために、どのように対処されるのか伺います。

次に、本県が目標として掲げる三つの日本一の一つ、健康寿命日本一についてお尋ねします。

昨年12月20日に厚生労働省から発表された都道府県別令和元年時点の健康寿命の最新値によれば、本県の男性の健康寿命は73.72歳で2016年の前回調査から2.18年延伸して全国1位となり、女性も前回調査から1.22年延伸して76.60歳と全国順位は過去最高の4位となりました。

特に男性の健康寿命は、2010年から2016年の間、全国順位は中位から低位で推移しており、前回、2016年調査の時点では、2013年調査の16位から36位へと大きく順

位を下げていたことから、今回の全国1位は正に大躍進と言っても過言ではなく、その成果は全国ニュースでも大きく取り上げられました。

本県は、県民の健康寿命を2024年までに2歳以上延伸するといった高い目標を2015年に掲げ、官民挙げて健康寿命日本一に向けた取組を進めてきましたが、目標年よりも早期に日本一を達成することができるとは、誰も予想できなかったと思います。正になせば成るとの言葉を改めて実感しています。

これまでの取組に御尽力いただいた関係者の皆様の御努力に思いを馳せながら、県民の皆様と共に、今回の成果に対する喜びを分かち合いたいと思います。

また、今回の順位が36位から1位へと大躍進したことで、全国的な注目を集めたことから、本県の健康寿命延伸に関する取組などについて、現在、全国の自治体からも非常に関心が高まっているものと思います。

これからは、この成果に満足することなく、さらに健康寿命の延伸を図るとともに、女性においても健康寿命日本一を達成するために、今回の成果を冷静かつ客観的に分析し、その活用と展開を図っていくことが大切です。

そこで、知事に伺います。今回、男性の健康寿命日本一や女性が過去最高の4位といった成果を達成することができたことについて、県として、その要因をどのように分析、評価しているのか。そして今度は、今回の成果を踏まえ、どのようにこの成果を維持していくのか。加えて、県民ぐるみの健康づくりに向けた機運を高めると同時に、より一層の高みを目指して、男女ともに日本一に向けた取組をどのように進めていくのかについて、知事の考えをお聞かせください。

この2年の間、新型コロナウイルス感染症対策について、福祉保健部の各職場を中心に多くの部局にわたり、職員の皆さんに御苦労いただいています。皆様に心から感謝します。

国内2例目となる新型コロナウイルス感染症の飲み薬が特例承認され、日本製の薬剤も開発が進み、厚生労働省に製造販売承認申請をして

います。また、早くにまん延防止等重点措置の適用を申請した都府県では、一時、緩やかに新規感染者の発生数が減少に向かい、本県においても新規感染者が減少してきました。しかし、この1週間は下げ止まっている状態ですが、県民の皆様へ注意を呼び掛けながら、収束に向けて進むよう取り組んでいただきたいと思います。

まだ完全に収束したわけではないので、県民の皆様へ安心していただくためにも、今後、県としてワクチンや治療薬などに関する情報提供をしっかりと行うとともに、重症化回避のために早く普及させ、使用していかねばならないと考えます。

第6波で猛威を振るったオミクロン株は、感染力が非常に強く、また発症のスピードも速かったことから、新規感染者の数が急激に増加しました。本県では、1月3日に、昨年11月26日以来の新規陽性者が確認され、5日にオミクロン株への感染を確認して以来、1月31日の検査結果が報告されるまでに、新規陽性者の数は5,372人を数えています。また、クラスターの発生例も1月31日までの1か月弱の間に57例が確認されました。第5波までのクラスター発生状況と比べ、発生数が多く、感染力の強さが分かります。

一方で、重症患者の発生率は低いものでした。これだけの数の感染者が発生しながら、重症患者は発生せず、軽症患者が多かったのは、言葉の使い方としてやや適切さを欠くとは思いますが、幸いであったと思っています。

しかし、東京都内の感染者のうち74%がオミクロン株の亜種、BA.2に来月初めには置き換わるとの試算もされており、大分県では第6波が2月8日の523人の新規陽性者の発生をピークに、以後、発生数が減少してきましたのですが、さきほど申したように下げ止まっており、なお注意を要する状況となっています。

また、来年度の予算編成にあたり、知事は、3回ほどの流行を見込んだとのことですが、今後の流行に備えるには、新たな変異株がオミクロン株に比べ重症化リスクが高いものであるこ

とを想定し、また、いつ変異株による陽性患者が発生してもすぐに対応できる体制を整えなければならないと考えます。

その意味で、感染症対策を行う上で、保健所の果たす役割が非常に重要です。今後の流行に備え、保健所の体制をとのように入れていく考えか、お聞かせください。

南海トラフ地震への対応について質問します。

1月22日の未明、日向灘を震源とするマグニチュード6.6の地震が発生し、県内では大分市、佐伯市、竹田市で最大震度5強を観測しました。

住家や水道、漁港施設の被害とあわせ、6人の重軽傷者が発生しています。被災された方々には心からお見舞い申し上げます。しかしながら、家屋の倒壊や死者などは発生せず、大きな被害に至らなかったことに胸をなで下ろす思いでした。今回の地震は、むしろ今後への警鐘と捉えるべきと考えています。

今回の地震に関し、気象庁は、南海トラフ地震が想定される領域内を震源としているものの、想定とは異なりプレートの内部で起こっているため、南海トラフ地震との関連性は低いとの見解を示しています。

しかし、政府の地震調査研究推進本部は、南海トラフ地震の発生確率を、今後30年間に70から80%と評価しており、甚大な被害が想定される南海トラフ地震への対応は大分県の喫緊の課題です。

加えて、南海トラフ地震は、必ずしも全域で地震が発生するとは限らず、半割れと呼ばれ、東日本と西日本とが時間差で発生する場合もあるとも言われています。

現に、1854年に発生した安政南海地震は安政東海地震の32時間後に、1946年に発生した昭和南海地震は昭和東南海地震の2年後に発生しています。

このように、時間差で発生する巨大地震によるリスクを回避する防災対応が取れるよう、2019年3月に国が公表した南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインにおいて、気象庁は、南海トラフ地震の想

定震源域内でマグニチュード6.8以上の地震が起きた場合、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表して南海トラフ地震につながるかを調査して、モーメント・マグニチュードを割り出すこととなっています。

調査の結果、モーメント・マグニチュードが8.0以上であった場合は半割れとして南海トラフ地震臨時情報の巨大地震警戒が発表され、事前避難対象地域の避難行動要支援者は1週間程度避難することとなります。モーメント・マグニチュードが7.0以上8.0未満であった場合の一部割れやゆっくり滑りの場合には南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意が発表され、日頃からの地震への備えを再確認することとしています。

このように、南海トラフ地震は多様な発生形態が想定されており、その形態に備えた防災対応の必要性が指摘されていることから、県では2019年度から臨時情報を適切な住民避難につなげるための取組を進めてきたことと思います。

今回の地震は、マグニチュードが6.6であり基準に達しなかったことから発表されませんが、実際に臨時情報が発表された場合には、制度の趣旨が十分に浸透していなければ、県民の間に混乱が生じる恐れがあります。

そこで、県では、臨時情報について県民にどのように周知し、臨時情報が発表された場合にどのような対応を行うようにしているのか伺います。

次に、企業局における工業用水道施設の地震・津波対策について伺います。

今回の日向灘地震では、幸いにも企業局の施設に大きな被害はなかったようですが、工業用水の送水管が一部被災したというニュースを拝見しました。

企業局では、工業用水道事業に関し、給水ネットワークの再構築事業に取り組み、地震・津波対策を講じられていると伺っています。今回の震度5強の地震で、どのような破損が生じたのでしょうか。また、沿線の契約者への給水に支障はなかったのでしょうか。

各工場群に安定的に用水を提供することは、災害発生時でも重要なことだと考えます。特に企業局の工業用水契約者には、日本製鉄や、九州電力の火力発電施設、大分バイオマスエナジーやJX金属製錬といった企業群があります。各工場群の施設の保安維持のために用水は欠かせないのではないかと心配しています。

加えて、今後発生が予測されている南海トラフを震源域とする大規模地震では、今回以上の揺れが想定されますが、その備えとして、工業用水供給だけでなく電気事業も含めて、企業局の施設自体の耐震性をチェックし、受益者である工場群に副次的な被害をもたらさないようにする必要があります。

そこで、今回の被害の具体的な状況と復旧に至った経緯について伺います。

また、各工場群に安定的に用水を供給するために、日頃どのような危機管理を心がけ、今後の南海トラフ地震を見据え、どのような対策を考えておられるのか伺います。

次に、再生可能エネルギー等を活用したカーボンニュートラルについて質問します。

昨今、原油価格が高止まりしており、電気料金、ガス料金をはじめ石油由来の商品価格が上昇に転じ、私たち県民の生活や企業活動を圧迫しているとの報道をよく耳にします。コロナ禍で落ち込んでいる県経済を再活性化するためにも脱炭素社会の実現に向け、炭素由来のエネルギーの活用から、カーボンニュートラルの達成に向けて、再生可能エネルギーを活用する取組を加速させることが重要です。

炭素由来のエネルギーから再生可能エネルギーへの早期の転換は、待ったなしの状態となりつつあると考えます。県下では、地熱発電や水力発電を軸に、太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーと木質バイオマス発電などCO2の固定と燃料化のバランスを維持した上での取組などが行われています。

こうした転換を進めていく上で、このエネルギーの活用が地域と共生していることが最も重要であると考えます。例えば、風力発電については、他県において発電施設の稼働に伴う騒音

や低周波による体調不良を訴える事例があります。国において、風力発電所の環境影響評価に係る参考項目が見直され、評価されるべき環境要素から超低周波音が削除されましたが、当該地区の地形により状況は様々で、きちんとした説明がなければ住民の不安は解消されるはずがありません。また、太陽光発電においては、林地開発許可に際し、自然災害防止の観点から審査されることになっていますが、乱開発の防止や景観保全などの点から住民の反発がある事例も散見されます。こうした開発を行う際には、開発業者、設置業者、あるいは施工業者が丁寧に住民に説明する必要があると考えています。国の法規制が待たれるところであり、しっかりとした対応を要請したいと思いますが、県としても再度業者に説明責任を果たすように助言していただきたいと考えます。

一方で、再生可能エネルギーを中心としたエコエネルギーの利用を進めることについて本県には優位性があります。温泉資源を利用した地熱発電であったり、臨海工業地帯から収集可能な水素であったり、豊富な森林資源がそれに当たると考えます。地域住民の理解の下、再生可能エネルギー等活用日本一を目指し、研究に力を注ぎ、技術力を高め、本県企業が国内外に対して同エネルギーの活用で優位に立つことができるように取組を加速化していく必要があります。

県としては、再生可能エネルギー等を活用したカーボンニュートラルの取組をどのように進めていくのか、知事の見解を伺います。

県では、子育て満足度日本一の実現を目指し、子育てしやすい環境づくりの推進、結婚、妊娠の希望がかない、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備、児童虐待の未然防止、早期対応等切れ目ない支援、子どもの貧困対策やひとり親家庭・障がい児へのきめ細やかな支援、こういった4本の柱を様々な取組を進めていただいています。

障がい児へのきめ細かな支援の中で、発達障がい児への早期支援の取組について質問します。子どもの発達障がいの気付きに関しては、20

12年度に子どもの心の診療ネットワーク会議を立ち上げ、大分大学医学部附属病院と関係機関とが連携して子どもの心の支援体制の在り方について検討してられました。

発達障がいは、発達の仕方に生まれつきでこぼこがある障がいで、できる限り早期に気付き、適切な支援につなげていくことが重要です。この発達のでこぼこについて、5歳児健診のときに注意して観察すると早期に気がつくことができるということで、県では10年ほど前から、5歳児健診の際に発達障がいについて、早期に気付ける体制を整備してきました。子どもの発達障がいに早く気付き、保護者や周囲の教職員などがその子に適した教育環境を整え、接することができれば、その子の人生、生き方に大きな変化をもたらします。障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくりを進める上で、この県を取組を息の長い取組として、今後も続けていかなければならないと考えます。

そこで伺います。大分県がこの10年間にやってきたことが、どのような成果につながっているのでしょうか。また、今後、発達障がいの早期の気付き、早期支援の取組を続けていく上での課題と今後その課題にどう対応していこうと考えているのでしょうか。

次に、土木建築に携わる人材の育成について伺います。

厚生労働省の公表した2021年3月の一般職業紹介状況を見ると、建築、土木、測量技術者の有効求人倍率は5.28であり、担い手が不足している状況が見てとれます。さらに、国土交通省の作成した資料によると、60歳以上の建設技能者が全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる一方、これからの建設業を支える29歳以下の技能者の割合は全体の約1割程度と、若年層の入職者が少ないのことであり、若年入職者の確保、育成が喫緊の課題とのことです。

現在、県内の高等学校には、土木建築系の学科が合計六つ設置されており、昨年9月に発表された県立高等学校の入学定員を見ると、2022年度の土木建築系学科コースの入学定員数

は230人余りとのこと。こうした高校生の受皿となるよう、大分大学の工学部に土木建築学科を設けるよう求めていく機運を高めていく取組なども面白いのではないかと考えています。大学の学部設置については、県の所管するところではないので、このことについての答弁を求めるものではありません。

しかしながら、国の統計で示したように、本県でも技術者不足は同様であると推察します。本県における土木建築業の担い手不足をどのように分析し、どう対応していく考えでしょうか。土木建築部長に伺います。

次に、交通ルールの広報啓発活動について伺います。

本県では、交通事故のない安全で安心して住める豊の国づくりの実現を目指し、県を挙げて、飲酒運転の根絶、自転車の運転ルール遵守の徹底、横断歩道でのマナーアップ向上など、様々な交通安全の啓発活動に取り組んでいただいています。

そうした取組のお陰だと思いますが、最近では、横断歩道を渡ろうと待っているときに止まってくれる車が増えてきているように感じます。

広報啓発活動の重要性を再認識しています。交通安全に関する啓発活動に取り組んでおられる方々に、改めてお礼申し上げます。

ところで、私は、常々交差点における車両通行時の交通ルールが守られていないと感じています。幅員がほぼ同じ交差点で、どちらが優先道路かはっきりしないような場合は特に、優先道路についての判断がドライバーによってまちまちのように思っています。

これはやはり、交差点を通過するときの優先順位についての認識があやふやで、さらに優先道路の見分け方が分かっていないドライバーがおられるからではないでしょうか。私は毎朝、児童の登校指導で交差点に立って、児童が安全に横断していけるようにしていますが、そのとき優先道路を通行している車両が、脇から入ってきた車両に道を譲る状況が時々見受けられます。優先道路であることは、明らかに道路標示で分かりますが、それを知らないのだと思いま

す。そういうドライバーが譲っていく。対向車がいたときに、対向車が優先道路ということ意識してそのまま直進してしまえば、そこで事故が発生することも心配される状況をよく見かけます。かなりの方が交差点を通行する際に、どのようなルールがある、こういうルールだったということやうろ覚えの状態ではないかと心配しています。交差点に関するルールがこういうふうに守られない状態は、円滑な道路の流れの妨げとなり、ひいては重大事故につながるものと考えます。

このような状況を改善するためには、免許証の所有者がその更新の際に必ず受講する法定講習を利用するなど、広報啓発活動を積極的に展開すべきではないかと思いますが、これについては県警本部長の見解を伺います。

御手洗議長 ただいまの守永信幸君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 守永信幸議員に県民クラブを代表して御質問いただきました。まず、私から答弁します。

初めに、地方創生について御心配いただきました。

本県の人口は、昨年10月1日現在で111万3,749人であり、国勢調査以降の1年間で1万人を超える減少となりました。少子高齢化、人口減少は地域活力に大きな影響を及ぼします。人口減少に歯止めをかけ、人を育て、仕事をつくり、人と仕事の好循環で地域を活性化させる大分県版地方創生を加速前進させなければならないと思います。

まずは、人づくりです。出生数の増加には息の長い取組が必要であり、出会い・結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援に引き続き全力を傾けます。

中でも、出会い応援を強化するため、AIが相性のよい相手を提案するマッチングシステムを導入します。また、不妊治療においても、保険が適用されない先進医療に県独自に助成することにより、子どもを望む方が治療を諦めることがないように支援します。

人の受皿となる仕事づくりも大事です。

D X、デジタル革命の流れをしっかりと捉え、ドローンやアバターなど先端技術で地域課題の解決を図り、これをシーズとして新産業の創出やデジタル人材の育成につなげていきます。

さらに楽しみなのは、世界的に成長する宇宙産業です。ヴァージン・オービット社との提携に続き、米国のシエラ・スペース社等との間で、大分宇宙港の活用に向けたパートナーシップを締結しました。これをはじめに宇宙関連企業とのネットワークを広げ、アジアにおける宇宙ビジネスの拠点化を目指します。

県下全域で営まれる農林水産業は、地域の隅々まで仕事を生み出す基幹産業です。魅力あるもうかる産業へと成長させることで、新規就業者を呼び込みます。

移住決断の大きな壁は、仕事と住まいと言われています。好調なIT分野のスキル習得から移住・就職までのワンストップ支援を福祉や医療分野に拡充するとともに、空き家対策を抜本的に見直し、移住者のニーズに沿った空き家の探索や取得をサポートします。

県では、市町村長をメンバーとする創生本部会議を設置し、知恵を出し合って議論を重ねています。これからも県と市町村が互いに手を携えて、この難局を打破し、夢と希望あふれる大分県を実現していきます。

次に、県と大分市との連携の在り方について御質問いただきました。

大分県のさらなる発展のためには、県と市町村がしっかりと連携しながら行政運営を行うことが重要です。

もとより、住民に密着した基礎的な行政サービスを提供する市町村と、広域的な対応や、事の性質上、市町村では処理できない業務も行う県とでは立場が異なる場合もあります。

しかしながら、住民にとって何が重要か、あるいは住民のために何をなすべきかといった住民本位の視点を持って考え、役割を果たしていく上で、連携協力していくことは大変なことだと思っています。

私は就任以来、このような考え方の下で市町

村長と機会あるごとに意見交換を行い、県と市町村の垣根を越えて課題解決に取り組んできました。

特に大分市は、県人口の約4割を占め、行財政規模も大きく、中核市として保健所業務など一般市町村以上の権能を有しています。こうした大分市の状況も念頭に置きながら、毎年度、大分市長と重要課題について政策協議を行ってきました。

その具体的な成果の一つが動物愛護センターの共同設置です。県と市が共同して犬や猫の適正飼養の指導や譲渡を行うことで、殺処分数の大幅な減少など着実に成果を上げています。

また、御指摘のとおり、4月から大分市の案件を担当する県中央児童相談所城崎分室を設置します。これにより、大分市中央子ども家庭支援センターとの連携をさらに強めて、緊密な情報共有の下、事案の早期発見、迅速な対応につなげ、児童虐待防止の一層の強化を図ります。

喫緊の課題である新型コロナ対応においても、保健所設置市である大分市とは特に緊密な連携が求められており、これまでもクラスター発生時の保健師派遣やPCR検査の相互協力等を行ってきました。さらに、県と市共通のクラウドシステムを導入し、それぞれが把握した患者情報の一元管理と即時データベース化を可能とすることで、患者の体調悪化時の迅速な対応など連携した対策を講じています。

今後とも、県と大分市が連携を密にすることにより、様々な行政課題に効果的に対応し、県民福祉の向上に努めます。

県職員の確保と職場環境の充実についても御心配いただきました。

私は常々、人材は県庁にとってかけがえのない財産、宝であると申してきました。県職員が県民中心の県政の覚悟を持って、持てる能力を存分に発揮し、安心して働けるようにすることは私の責務であり、それがひいては県民福祉の向上にもつながるものと考えています。

知事就任時には、危機的な財政状況に直面する中で、聖域なき行財政改革に取り組み、歳出総額の約3割を占める人件費についても、職員

の理解を得ながら、身を切る思いで給与制度の適正化や定数削減を行ってきました。

こうした取組により、一定の行財政基盤を構築することができたところであり、現時点では財政状況を理由とした人件費の削減を行う状況にはないと認識しています。

一方で、官民を問わず人手不足が顕著になってきており、県庁においても、職員採用試験の競争倍率が低下傾向にあります。

このような中で、地方創生の推進や新型コロナへの対応、さらには先端技術、DXへの挑戦などを実践できる優秀な人材を確保するためには、働きやすい職場づくりが重要なポイントとなります。このため、まずは部局長や所属長が率先して風通しのよい職場づくりを実践するとともに、部下職員の勤務実態を十分に把握する必要があります。

私も機会あるごとに幹部職員に対し、長時間労働の是正や業務の適正配分、職員の健康保持の推進などにしっかり取り組むように指示しています。

また、全ての職員が年齢や性別等に関係なく、自らの持てる能力を発揮することが可能となるように、在宅勤務やモバイルワークなど、多様で柔軟な働き方を選択できる職場環境の充実にも取り組んでいます。

さらに、今年度から男性職員の育児休業取得率100%を目標に掲げ、取り組んでいます。取得率は、昨年度の28.1%から現段階で70%程度まで大幅に上昇しています。

県庁の唯一無二の財産である職員が健康で士気高く、意欲を持って職務に精励できるように、私自身が先頭に立って魅力ある職場づくりを進めます。

次に、日出生台における米軍実弾射撃訓練への対応について御質問いただきました。

日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練は、日米安全保障体制の枠組みの中で、沖縄の基地負担軽減のため、国の責任において実施されるものです。

この訓練に対する本県の基本的なスタンスは、あくまで将来にわたる縮小、廃止ですが、一方、

当面の国際情勢は刻一刻と厳しさを増してきているのも事実です。

こうした状況も踏まえた上で、県としては訓練受入れにあたり、米軍使用協定や確認書を国と締結するなど、県民の不安解消と安全確保に努めています。

そうした中、先般、令和4年度の訓練計画が公表され、第1四半期にあたる4月から6月までの間に訓練が予定されていることが分かりました。

第1四半期の訓練が本県では初となることから、この訓練によって県民生活や県内産業に悪影響が出ないように、詳細な訓練日程が示される前に、取り急ぎ県として九州防衛局長に対し、以下の3点の要請を行いました。

その内容は、一つ、早期の訓練日程の開示と新学期開始時期や連休中の回避、二つ、在沖米軍来県時の新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底、三つ、協定等の遵守、特に射撃訓練の夏期終了時間である21時の厳守です。

今後、詳細な訓練日程等が明らかになり次第、県と地元3市町で構成する四者協として十分に協議を行った上で、速やかに国に要請を行うこととしています。

その際には、県民の不安解消と安全確保の観点から、射撃日数や射撃時間を定めた協定等の遵守をはじめ、早期かつ適切な情報開示や安全管理の徹底、加えて新型コロナウイルス感染症防止対策等を米軍に求めるよう国にしっかりと要請します。

なお、訓練実施前には、九州防衛局等による地元説明会を開催するとともに、訓練中には県も現地に連絡事務所を開設し、情報収集や演習場周辺の巡回、児童生徒の通学時の見守りなどを行うこととしています。

引き続き、地元3市町と連携を密にして、県民の不安解消と安全確保に万全を期していきます。

次に、健康寿命日本一に向けた取組について御質問いただきました。

今回の結果は、県民に対し、驚きとともに大きな喜びをもたらしてくれました。これは、健

健康寿命日本一を目指し、官民挙げて地道に取り組んできた成果と考えます。

前回、平成28年の調査結果では、20代から40代の働く世代において、健康上の問題で日常生活に何か影響があると答えた方が全国平均よりも多く、その改善が課題でした。

そこで、働く世代に対しては、健康経営を進める事業所を増やし、職場ぐるみの健康づくりを推進するとともに、県が開発した健康アプリおおいた歩得（あるとつく）を活用することで、健康無関心層にもアプローチできました。

加えて、高齢者の健康づくりにも力を入れ、介護予防の観点から、地域の公民館や集会場など気軽に通える場所で体操や趣味の集まりを行う通いの場の立ち上げを県内各地で支援してきました。その結果、昨日公表された令和2年度の参加率は13.5%と、コロナの影響で少し下がりましたが、順位は昨年度に続き全国1位となり、健康寿命の延伸に大きく寄与していると考えています。

また、健康寿命のベースとなる平均寿命も、暫定値ではありますが、男性では0.98歳伸び、伸び幅は全国2位となっています。

こうして延伸に取り組んできた健康寿命には、次のような問題もあります。

3年に1度の調査であり、毎年の評価が困難なことや、主観的な指標が用いられ、市町村ごとの結果も分からないため、取り組むべき課題の分析、評価が難しいことです。

そこで、県では、健康寿命のさらなる延伸に向け、新たに客観的な評価指標を設けることにしました。お達者度、有所見率、健診受診、生活習慣と健康行動等、合計12からなる指標です。この指標は市町村ごとに数値が毎年更新され、それぞれの強み、弱みが明確になり、対策が講じやすくなります。

さらに、来年度は市町村や企業と共に健康寿命延伸アクション部会を新設し、優れた取組の横展開を図っていきます。今後とも健康寿命日本一おおいた創造会議を中心に、男女共に日本一が獲得できるように前進を続けます。

次に、再生可能エネルギー等を活用したカー

ボンニュートラルへの取組について御質問いただきました。

昨年10月に策定された国の第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの導入に関する高い目標などが示されました。次世代エネルギーである再生可能エネルギーや水素の活用への期待がますます高まっています。

カーボンニュートラルの達成に向けては、地域の強みと魅力を引き出す再生可能エネルギー等の活用をビジネスチャンスと捉え、新たな事業に取り組む企業を後押ししていきます。

地熱や木質チップなどを利用した水素の製造実証が県内でも進捗しています。来年度は、次の段階となる水素の貯蔵、運搬から利活用に至る検証事業を行い、大分版水素サプライチェーンの構築を進めていきます。

また、再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域の特性を十分に理解することが重要です。

例えば、小水力発電では、発電装置を現地に合わせて製作するため、地形や水の状況などの調査が必要です。再生可能エネルギーの活用事例の創出に向けて、可能性を探る県内企業を支援していきます。

電気自動車と太陽光発電充電システムを活用した事業に取り組む県内企業は、海外への展開にも着手しています。

県エネルギー産業企業会でも海外展開ワーキンググループを2月に設置し、海外へ事業を広げる活動を後押ししていきます。

これらの取組も含め、再生可能エネルギーの導入を進める上では、地域との共生が大前提です。

太陽光発電や風力発電などの導入は、自然環境や景観に配慮することが重要であり、地域住民とのコミュニケーションが大切です。県としても、環境アセスメントや開発行為の手続きを通じ、必要に応じた住民説明の要請や合意形成の指導を事業者へ行っています。

カーボンニュートラルへの挑戦は厳しい道のりですが、一方で、地方創生や産業の活性化にもつながります。環境と経済、社会のバランス

を保ちながら、持続可能性の視点を持って、県民や企業とも一体となり、取組を加速していきます。

御手洗議長 大塚企画振興部長。

〔大塚企画振興部長登壇〕

大塚企画振興部長 大分空港へのアクセスについてお答えします。

大分空港は、本県の空の玄関口であり、地域振興のための重要な拠点です。そこで、観光振興や企業誘致など地方創生を加速させるため、ホーバークラフト導入の取組を進めています。

今後の航空需要については、国際航空運送協会、IATAが、令和5年にはコロナ前の水準を上回るとの見通しを示しています。

また、国内大手航空会社によると、観光や訪問需要は底堅く、令和5年度にはコロナ前の利益水準に回復するとの見通しもあります。大分空港においても、昨年12月の利用者数はコロナ前の約8割まで回復していました。

加えて、宇宙港の実現や大分空港を起点としたMa a Sの導入などにより、国内外から新たな人の流れが大いに期待できるところです。

議員御指摘のとおり、大分空港アクセスは陸路と海路の両ネットワークを安定的に維持することが重要です。そのため、空港の魅力を高め、利用者をさらに増加させる取組が何より重要と考えています。

そこで、県内の幅広い関係者とともに、大分空港が目指す将来ビジョンの策定に着手しています。陸、海、空、そして宇宙につながるドリームポートおおいたの実現に向けて、官民一体となって取組を進めます。

次に、地域コミュニティ活性化対策についてお答えします。

県では、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の願いをかなえるため、複数の集落で機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築を進めており、これまでに1,843集落が参加する125の地域コミュニティが組織されています。大田ふるさとづくり協議会もその一つで、県も、従来から地域で取り組まれていた灯油配達や今回経営を引き継いだガソリンスタ

ンドの施設整備などを支援してきました。

そのほかにも、例えば、高齢者を対象とした通院、買い物等の外出支援や弁当配達など、住民同士の支え合いによって生活圏を維持する取組が各地で行われています。

最近では、こうした取組に加え、デジタル技術の活用も進みつつあります。日出町では、県の支援を受け、予約に応じて最適なルートで運行できるAIを活用したデマンドタクシーの実証実験が行われ、現在、本格導入の検討が進められています。

今後もこのようなデジタル技術の導入を積極的に支援するとともに、ネットワーク・コミュニティの立ち上げや継続的な運営をサポートするNPO等の中間支援組織を拡充し、住民が自ら考え行動する地域コミュニティづくりを進めていきます。

御手洗議長 岡本教育長。

〔岡本教育長登壇〕

岡本教育長 教職員の確保と職場環境の充実についてお答えします。

少子化等の影響による大学教育学部の定員減少や教員の大量退職期を迎える中、全国的にも教員確保は厳しい状況です。

教員の確保に向け、来年度の採用試験では1次試験免除の拡充、2次試験の口頭試問廃止、他県教諭特別選考の受験資格の緩和等、受験しやすい環境づくりを引き続き図っていきます。

また、職場環境については、夏季休業中に研修を実施しない期間の設定、盆期間の学校閉庁などに取り組んでいます。

さらに、来年度から産休代替教員の早期配置を、1学期に加え、2学期も対象とすることとしました。

加えて、ICT教育サポーターの学校への派遣で教員のICT活用を支援するほか、全市町村共通の校務支援システムの順次導入等により業務負担の軽減を図ります。

部活動改革では、来年度から運動部に加え文化部でも、県内2か所で外部指導者を活用した地域移行の実証に取り組みます。

今後とも、優秀な教職員の人材確保や働き方

改革を推進しながら、職場環境の充実を図っていきます。

御手洗議長 山田福祉保健部長。

〔山田福祉保健部長登壇〕

山田福祉保健部長 私からは、2点お答えします。

1点目は、感染症対策に係る保健所の体制等についてです。

今回の第6波においては、感染者急増に伴う保健所業務の逼迫を避けるため、逐次、体制の見直しと強化を図っています。

まず、自宅療養者等が自らのスマートフォンで体温や症状の有無等を入力するシステムを導入し、健康観察業務の効率化を図りました。

次に、オミクロン株の感染拡大の速さを踏まえ、感染源を特定するための遡り調査を縮小し、クラスター発生リスクの高い福祉施設、医療機関、学校等に重点化にして濃厚接触者の調査を行っています。

また、人員については、全庁体制による県職員の応援派遣に加え、OB保健師や人材派遣会社の看護師等を必要に応じて日々派遣しています。

加えて、昨年11月に締結した応援協定に基づき、別府市、中津市、日田市、臼杵市、杵築市、日出町の6市町から保健師を管轄の保健所に派遣していただいています。

これらの対策を講じた結果、第5波を大幅に上回る感染者数にもかかわらず、基本的には陽性判明の当日中に本人に連絡を取り、速やかな投薬などの治療の開始につながっています。今後も変異株の特性に応じた臨機対応が取れるよう、保健所の体制強化を図っていきます。

次に、発達障がい児への早期支援の取組についてお答えします。

県では、市町村が実施する5歳児健診等に専門医を派遣し、法定健診では見極めが困難な軽度発達障がい児の診察を行っています。

健診結果に応じて保健師が個別面談等を行う中で、保護者に障がいへの気付きを促し、専門医療機関を紹介したり、教育委員会と情報共有を行って、スムーズな就学につなげるなど、丁

寧なフォローに努めています。

5歳児健診等を実施する市町は、事業開始以前の5市町から15市町へ増加したところです。

一方、課題は、身近な地域で専門的な相談に応じ、適切な支援につなげることです。そこで、今年度から子どもの発達支援コンシェルジュを6圏域に配置し、12月末までに延べ1,430件の相談対応や支援調整を実施しています。

また、関係機関が連携して、切れ目のない支援をしていくことも重要です。そこで、保育士等を対象とした研修会を県内全域で開催し、保護者や学校、支援機関が情報共有するための相談支援ファイルの活用を進めています。

今後も市町村と連携して、発達障がい児が安心して伸び伸びと成長できる環境整備に努めます。

御手洗議長 梶原防災局長。

〔梶原防災局長登壇〕

梶原防災局長 私からは、南海トラフ地震臨時情報に関する県の対応についてお答えします。

県では、南海トラフの東側で地震が発生し、臨時情報が発表された場合、災害警戒本部を設置し、情報収集を開始します。

その後、巨大地震警戒の臨時情報が発表された場合には、西側で発生する地震に備え、津波によって30分以内に30センチ以上の浸水が想定される地域では事前に避難してもらうこととしています。

この事前避難対象地域には佐伯市の沿岸の一部が指定されており、避難行動要支援者に対し、原則1週間の事前避難を求めることとなります。それ以外の方々に対しては、冷静な対応と地震や津波への備えを再確認し、いつでも避難できるよう、ホームページやSNS、報道機関などあらゆる手段を通じて呼びかけていきます。

さらに、住民が円滑に避難できるよう避難所や交通手段、食料の確保等について関係機関と調整し、市町村を支援していきます。

こうした対応について、リーフレットの配布や啓発動画の公開により、平時から理解を深めてもらうよう取り組んでいます。

臨時情報が発表された場合には、犠牲者を出

さないよう、市町村をはじめ、関係機関と連携し、迅速な対応に努めていきます。

御手洗議長 浦辺企業局長。

〔浦辺企業局長登壇〕

浦辺企業局長 私からは、工業用水道事業及び電気事業における耐震化の対応についてお答えします。

1月の地震では工業用水道で漏水が発生し、県道大在大分港線の一部が一時通行止めとなるなど、御心配と御迷惑をおかけしました。

現地を確認後、直ちに関係するユーザーに連絡を取った上で送水を停止し、被災箇所を確認するため、排水作業を行ったところです。その結果、送水管に損傷はなく、管の上部に設置された空気弁等の破損が原因と判明したことから、備蓄資材を活用して、地震発生日の夕刻には復旧し、事なきを得ました。

企業局では、日頃から工業用水がユーザーの生命線であることを肝に銘じ、職員が常時3人体制で、各種モニターや計器類に異常がないか24時間監視しています。また、全職員参加の防災実動訓練をはじめとする各種訓練や経営会議などを通じ、常に危機管理意識の徹底を図っています。

南海トラフ地震も念頭に、電気事業も含め、引き続き耐震診断等の計画的な実施とあわせ、耐震性の高い施設・設備等への更新を進めます。特に工業用水道事業では、給水ネットワークの運用によるリダンダンシーの確保や、さらなる備蓄資材の充実などにより、被災の影響を最小限に抑えられるよう取り組みます。

御手洗議長 島津土木建築部長。

〔島津土木建築部長登壇〕

島津土木建築部長 私から、土木建築技術者の確保についてお答えします。

建設産業では、かねてから、いわゆる3Kのイメージもあり、地域を守る担い手の確保が全国的に大きな課題となっています。特に本県では、20年間で29歳以下が約6割減少しており、女性就業者の割合も非常に低いことから、重点的に対策を講じています。

まずは就労環境を改善し、入職意欲を高める

必要があることから、週休2日工事やICT活用工事の普及に向けて業界の取組を積極的に支援しています。

あわせて、建設産業の魅力を伝えることも重要です。このため、高校生向けの現場体験学習会やPR動画の配信等を実施しており、土木建築系学科の県内就職率は年々向上しています。

さらに、女性の就業促進に向けた取組も強化しています。建設産業での女性活躍の場を拡大するため、経営者向けセミナーのほか、ドローン操縦や施工管理などのスキルアップ講座を昨年度から開催し、2年間で98人の女性に参加いただいています。参加者からは、モチベーションが向上した、新しい仕事を任せてもらえるようになったといった声もあり、女性活躍に対する経営者の意識改革にもつながっています。

今後も、誰もが働きやすい魅力ある建設産業への発展を支援しながら、担い手の確保に努めます。

御手洗議長 松田警察本部長。

〔松田警察本部長登壇〕

松田警察本部長 交差点に関する交通ルールの広報啓発についてお答えします。

令和3年中、県内で発生した交通事故のうち、約半数が交差点及びその付近で発生したものです。道路交通法上、交差点では、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない義務や、優先道路を進行してくる車両等の妨害をしてはならないなどの様々な交通ルールが規定されています。

交差点における交通事故や交通渋滞を防止するには、全てのドライバーの皆さんにこうした交通ルールを守っていただくことが重要なことと考えています。そのため、県警察では、交差点関連違反の指導取締りを強化するとともに、広報啓発活動や交通安全教育を推進していきます。

具体的には、議員御指摘の運転免許更新時の講習や体験型交通安全教育の機会などに交差点における交通ルールを周知するとともに、自治体や関係機関で連携した広報啓発、さらにはSNSやデジタルサイネージを活用した情報発信

等も行っていきます。

御手洗議長 以上で守永信幸君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

→…←

午後1時 再開

三浦副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問を続けます。河野成司君。

〔河野議員登壇〕（拍手）

河野議員 37番、公明党の河野成司でございます。本日は来年度予算を審議する重要な第1回定例会での代表質問の機会をいただき、心から感謝します。

さて、昨今は新型コロナウイルスの第6波の収束が見えない中で、全国的には1日当たりの死者数が第5波までを超える最悪ペースとなり、高齢者や基礎疾患を持つ方などには決して侮れない感染症であることを我々も再認識しています。さらに、新たな変異株、BA2、いわゆるステルスオミクロン株に感染の主流が置き換わることも想定され、4月1日時点で都内の感染者の実に74%がこのステルスオミクロン株に置き換わるという予測も公表されています。

このようなコロナ禍の長期化による景気減退の中に石油などの原材料や穀物などの価格が高騰し、世界的スタグフレーション、不況下での物価上昇という危惧が広がっていましたが、ここにロシアによるウクライナ侵攻という第2次世界大戦以降、いまだかつてなかった深刻な局面が重なって、一層のエネルギー供給の先細りや世界貿易の縮小が今そこにある危機として迫っています。

世界の国々からのロシアへの経済制裁も強まり、世界貿易、世界経済の全体の先行きに大きな負の連鎖が生じようとしています。このような重要で難しい時節に県政のかじ取りを担う広瀬知事をはじめとした執行部の皆さんには本当に御苦労様と申したいと思います。

ただでさえ、コロナ禍で業務が加重となっている部署もあり、経済対策を積み上げ、支援策を実行する部署もさらに業務が繁忙となるおそ

れもあります。どうか心身の健康にくれぐれも御留意いただきながら、県民生活の安定と安全・安心の社会づくりに向けた取組に精励いただくようお願いし、代表質問を始めます。

まず、子育て支援と健康管理について伺います。

その1項目めは、こどもに関する政策パッケージについてです。

政府は2023年度のこども家庭庁の創設を前にして、昨年11月、コロナ禍で深刻化した少子化や虐待等の課題への対応のための政策パッケージを公表しました。

このパッケージは、結婚、妊娠、出産への支援、仕事と子育ての両立、子育て世帯への経済的支援、住宅支援、困難を抱える子ども、家庭への支援などを柱に、その具体策としては、コロナ禍や虐待で苦しむ子どもをプッシュ型で支援するために教育や保育などのデータを一元化する実証実験を支援、医療的ケア児支援センター開設の支援、社会的養護の経験者であるケアリーバーに対する自立支援体制の整備、保育などの現場で働く従事者の収入の引上げ、保育所や幼稚園、相談所などのICT化の推進、結婚や子育てに関する自治体の取組を交付金で支援などのポイントが挙げられています。個々の施策を結び付けて一つの目的を達成するための政策パッケージとする手法であり、このパッケージに含まれる個別施策に関し、自治体が取捨選択できるのか不詳ですが、自治体における事業実施には、国から自治体への事業費補助等の財政的裏打ちが当然必要となるので、今後の政府の説明を注視する必要があると考えています。

この政府の子どもに関する政策パッケージの策定に連動して、子育て満足度日本一を目指す本県の戦略である、おおい子ども・子育て支援プラン第4期計画の見直しも視野に、どのような方向で政府のパッケージ事業との整合を図るのか、またそのスケジュールについてもお聞かせください。

続いて、子宮頸がんワクチンの接種勧奨再開について伺います。

毎年、全国で3千人近くが亡くなっている子

宮頸がんの予防対策として有効とされながらも、副反応を訴える方々からの問題提起により、積極的な接種勧奨が行われなくなっていた子宮頸がんワクチンの接種について、厚生労働省は本年4月から積極的な勧奨再開を決め、その準備を自治体に求める通知を发出了しました。

これに関して副反応に対する当事者及び保護者の不安への対応が必須であること、副反応に関する治療体制や保障制度等について丁寧な説明が求められることに加え、これまでの8年間に積極的勧奨を受けずに、接種を控えた結果としてこの間に定期接種の対象年齢を過ぎた方への対応方針もしっかり発信することが求められています。その対応方針についてお聞かせください。

また、新型コロナウイルス対策実施中の今回の勧奨再開であることにより、限られた医療、保健体制をいかに子宮頸がんワクチン問題に配分するのも福祉保健部長に伺います。

あわせて、このワクチンの接種対象者は、児童生徒です。この児童生徒に対する健康管理を所掌する県教育委員会としては、学校現場における情報発信や相談体制の構築が必要かと思いますが、その対応方針についてもお聞かせください。

続いて、循環器病による死亡率の削減についても伺います。

さきほど守永議員からの質問にもありましたが、本県は健康寿命の2019年時点の数値で、男性が73.72歳となって都道府県別で1位となり、女性も全国4位となりました。厚生労働省が3年ごとに調査しており、前は男性71.54歳で全国平均を下回る36位でしたが、2015年に策定した県長期総合計画で、2024年までの目標に男性73.75歳、女性77.03歳を掲げ、日本一達成を目指してきました。

具体的な対策として効果を発揮したものを、本県は、高齢者が集まり体操や雑談をするような通いの場が19年時点で県内に2,889か所あり、令和2年度の参加率が全国平均5.2%のところ、本県は13.5%で全国1位であ

ることや、県の取組だけでなく経済界を巻き込んで、事業所ぐるみで健康づくりに取り組む健康経営事業所を増やしたことが奏功したのではないかと分析していると聞いています。

県民のクオリティ・オブ・ライフの向上対策が具体的な成果となって表れたことに、知事をはじめとした執行部の皆様に、心からの敬意を表します。

さて、その上で県は、県内の死因で2番目に多い脳卒中や心臓病など循環器病の予防や医療体制の充実を図るため、県循環器病対策推進計画を取りまとめ、本年度中に策定を目指すとのことです。

その素案では2040年までに男女とも3年以上の健康寿命のさらなる延伸、循環器病による年齢調整死亡率の減少を目標に掲げています。

この循環器病の対策を進める上で、今回のコロナ禍でも明らかとなった医療提供体制の脆弱性をどう乗り越えていこうとするのか。特に循環器系の病院やそれを担う医療スタッフをどう集めるのが重要です。循環器医療には脳、心臓のカテーテル治療、血管内に針金状の器具を挿入して行う治療で、CTスキャンのための血管造影やステント挿入といった血管拡張などを行うための機材もさることながら、それを活用する医師、看護師、技師、薬剤師によるチーム医療が不可欠であり、それを可能とする人材も必要となります。さらなる健康寿命の延伸に向けた県民への循環器の健康管理啓発も必要です。具体的施策を循環器病対策推進計画にどのように盛り込み、どう実現していこうとするのか伺います。

次に、パートタイム公務員の処遇改善について伺います。

1日の勤務時間をフルタイムよりも15分短縮して退職手当等の支給を行わないとするパートタイム公務員が全国の40%の自治体で採用されているという問題で、総務省は全国の自治体に対し、合理的な理由がなければ見直しの検討を求めるとの通知を发出了しました。

人口減少の中、公務部門の人件費抑制は行政の効率化という課題の中で目につきやすい指標

であり、その成果を上げやすい公務員のパートタイム化の流れが広がっているということです。しかし、今回、職場における同一労働、同一賃金の実現には、このパートタイム公務員問題の改善が必要との政府の認識が示されたものであり、職場における公平性の実現に関しては公務職場が率先垂範すべきとの政府の考え方であると思います。

そこで、現在の大分県及び県内自治体のパートタイム公務員の雇用状況の実態について、いわゆるフルタイム公務員との割合もあわせて伺います。

また、今回の総務省通知による見直しの本県の検討状況及び県内自治体の検討予定についてお聞かせください。

次に、永住可能な外国人労働者の拡大による県産業への影響について伺います。

政府は昨年、外国人労働者の14業種における在留資格、特定技能に係る熟練者について、事実上、在留期限を撤廃する方針を固めました。さらに、コロナウイルス流入防止のための水際対策の3月からの段階的緩和方針を決定し、留学生や技能実習生を含む入国者の上限が1日3,500人から5千人へ拡大するとされましたが、昨日には1日7千人へと拡大するという方針も報じられました。しかし、入国待ちをしている外国人は1月末で40万人を超え、いつこれが解消できるかも不明とされている状況です。

そして、この在留資格見直し措置により特定技能の全14業種で長期就労が可能となる見込みとなりますが、この14業種には本県で人手不足が深刻化している介護や宿泊業、外食産業はもちろん、農業、漁業、建設の分野の熟練者も含まれることから、各事業者の期待も膨らんでいるようです。また、外国人労働者に幅広く永住への道を開くこととなるとの受け止めも広がっています。

人口減少が進む中で、若い優秀な外国人労働者を確保することは、企業にとっては、新戦力獲得による人員の新陳代謝や、異文化に刺激された新しいアイデアの創出につながり、さらには海外進出への足掛かりとなった事例もあり

ます。地域社会にとっても、お祭りなどに参加して地域に溶け込んでくれることにより、新たな地域の担い手になることも期待できます。一方で、コミュニケーション不足によるトラブルや低賃金による生活格差、景気変動による失業問題の発生など共生する上で考えるべき労働、生活環境の整備も必要です。

現在、コロナ禍での水際対策の影響で入国が制限され、人手不足が深刻化している業種も多くなっている状況を踏まえ、今回の政府の方針決定が及ぼす県内産業への影響予測と外国人との共生社会実現の必要性の高まりへの対応策、整備すべき労働環境についても、どのようにお考えなのか、知事の見解を伺います。

次に、JR九州の経営合理化と移動手段的確保について伺います。

昨年末にJR九州は、本年3月から大分県内の4駅を無人化するとの方針を発表しました。さらに別の県内3駅では有人の切符販売窓口を廃止することもあわせて発表されました。

このような地方路線の合理化の背景をJR九州は、人口減少による恒常的な赤字体質があることを挙げているほか、現下のコロナ蔓延による観光客等の鉄道利用の急激な減少も経営悪化に拍車をかけているとしています。

JR九州だけではなく、JR西日本でも3月のダイヤ改正での中国地方における大幅な運本数削減方針を示したのに対し、岡山県はJR西日本と沿線自治体との連絡協議会を設置し、加えて中国地方知事会は、地方ローカル線の維持、存続を求める要望をJR西日本に提出しました。

このような中、国は当事者を含む検討会を立ち上げて、地方公共交通機関の維持に向け事業者と沿線自治体の連携について議論を始めたという報道もあります。また、今回の合理化案に対して日田市は独自にJR九州と交渉して無人化予定である天ヶ瀬駅の業務を市の観光協会が受託して無人化を回避することとなったという報道もなされています。

もちろん、今回のJR九州の無人駅や切符取扱廃止駅の追加方針は、直ちに路線の廃止や運

行本数の削減を伴うものとまではされていませんが、路線や駅の存続に関わるような合理化方針が打ち出されるのを待つのではなく、しっかりと事業者の経営状況に関する企業情報の開示を受けながら、地域の足をいかに守るのかをしっかりと議論する場を立ち上げることも必要ではないでしょうか。見解を伺います。

続いて、カーボンニュートラルについて伺います。

まず、地球温暖化対策についてです。地球温暖化は世界中の国々にとって大きな課題であり、この課題解決に向け、2015年12月に開催されたCOP21において、世界の平均気温を産業革命前と比較して摂氏2度より十分下回るよう、さらに摂氏1.5度までに抑える努力を継続することを盛り込んだ、いわゆるパリ協定が締結されたところです。

この平均気温上昇を摂氏1.5度上昇までに抑えるというのはかなり高い目標であり、その実現には2050年までに脱炭素を達成することが必要とされています。

日本においても脱炭素に向けた取組は加速しており、政府は2020年10月に、2050年カーボンニュートラル宣言を発したのを皮切りに、2021年4月には2030年度の温室効果ガス削減目標を従来の26%から46%へと大幅に引き上げると表明しました。さらに6月には地域の脱炭素の行程などを示した、地域脱炭素ロードマップを策定しました。その上で、同年10月には、国、地方公共団体、事業者等の基本的役割や温室効果ガス排出削減に向けた対策、施策などを盛り込んだ地球温暖化対策計画を改訂して、2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対策を進めています。

そうした中、本県においては政府のカーボンニュートラル宣言に先立ち、2020年3月にはカーボンニュートラルを宣言するなど含めて、脱炭素に向け意欲的に取り組んできた結果、2018年度の温室効果ガス排出量は2013年度比で13.5%削減するなど全国平均を上回るペースで温室効果ガスの削減が進んでいる

と聞いています。

しかし、現下の石油製品価格高騰で社会全体に大きな影響が出ているとおり、まだまだ石油、石炭等の化石燃料への依存度は高く、2050年のカーボンニュートラル実現のためには克服すべき数多くの課題があり、対策をさらに加速させる必要があるのではないかと考えています。

そこで伺います。2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、国の動向も踏まえながら、今後どのように取り組んでいこうとするのか、知事の考えをお聞かせください。

次に、カーボンニュートラルに関連して、これまでも何度か本会議での質問や常任委員会でも取り上げてきた副生水素ガスを活用した産業振興等について伺います。

大分市を中心としたコンビナートからは、日本全体の産出量の10%にも相当する量の副生水素ガスが産出されています。

これまで、不純物を多く含むことから積極的利用が進まなかった副生水素ガスについて、これをろ過して水素ガスの純度を高める技術を大分の企業が開発していますし、課題である精製コストの問題も海水から真水を生成する浸透膜技術で世界をリードする日本企業が、開発してきた高分子水素分離膜モジュールを改良し、純度98%の水素を効率よく取り出せるようになったとの最近の技術報道もあります。このように、いよいよ身近で大量に存在する我が地域の資源を生かして足下の地域課題を克服する条件が整ってきたことから、今回改めて2点の提案をします。

その一つ目は、カーボンフリーやカーボンニュートラルというSDGsに関連し、石油、石炭等の化石燃料による発電が抑制される中で、自動車や船舶等の脱石油化の国際的な流れが進む状況にあり、狭義の再生可能エネルギーとはされていないとはいえ、副生水素ガスはその活用については大きな環境負荷を必要としない、電気に変換したとしても、燃料として熱源や動力源にするにしても二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギー源として大きな可能性を持っています。

今後の脱石油社会の進展の中で太陽光や風力といった天候等の条件に左右されやすいエネルギー源とは異なり、クリーンエネルギー源として、地域のエネルギー需要、特に電動化や水素エンジン化が急速に進められている自動車の動力源としての活用は、安価でクリーンなエネルギー供給による未来型の社会実現に大きな希望を見いだせるものです。

何よりも、現在の化石燃料エンジンによる自動車の生産がなくなったとき、電気自動車等の膨大なエネルギー需要を夜間電力の活用が仮に進んだとしても既存の系統電力網で賄えるのか大いに危惧されます。

このため、ここから提案ですが、主な副生水素の産出元であるコンビナート近接地に大型水素精製施設と水素ガス供給施設、地域への熱供給施設を兼ねた発電施設を整備することは本県のものづくり産業の振興にも大いに貢献するものではないでしょうか。輸送、貯蔵に大きな設備投資が必要な水素については、電力源としてエネルギー供給基地化を図ることが適切ではないかと思われま。国内有力プラントメーカーが来年度中に国内に大型水素火力発電実証設備を2か所建設予定とも聞いています。

さらには、我が国の大型ロケットの開発、運用にあたっては、大量の液体水素と液体酸素を使用しており、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構JAXAの種子島宇宙センターから打ち上げられる基幹ロケットであるH-IIA及びH-IIBの運用に使用している液体水素は、年間平均で5千立方メートル程度とされています。また、次世代の打ち上げ市場分析では、打ち上げのサイズや重量、打ち上げ頻度とともに倍程度に需要が増加することから、H-IIA及びH-IIBの後継機として2021年に初めて打ち上げられたH3ロケットの今後の液体水素使用量はH-IIロケットの数倍になるとされています。

大分空港を衛星打ち上げ拠点とするヴァージン・オービット社のランチャーワンロケットは、当面ケロシンと液体酸素を推進剤とする2段式のロケットで、直ちに高純度水素の大きな需要

があるわけではありませんが、今後の宇宙港としての大分空港活用の拡大を支える基礎素材として、液体水素は大いに期待されるものです。

また、今般の宇宙往還機の帰着地としての大分空港の利用を目指す米国企業との協力も含め、本県の航空宇宙産業の振興においても、この副生水素ガスを活用した産業振興策やエネルギー対策は、大分県の発展に大いに寄与するものと考えます。

また、提案の第2点目として、2018年第1回定例会でも質問した過疎地域での生活の足となる自動車や、農林水産業の基礎となる農機具等の動力源について、再度取り上げます。

現在、県内地域が共通して抱える課題としては、中山間地域では、農林水産業従事者はもとより、生活者としての高齢者の足として四輪駆動の軽トラック等が主要な手段となっていますが、人口減少により地域からガソリンスタンドが激減し、ガソリン補給のために数十キロの距離を移動しなければならない地域も全国的に増加しています。

本県でも、さきほど守永議員が取り上げられたとおり、先日、杵築市大田地区では、経営者の高齢化や施設の老朽化により昨年末で地域唯一のガソリンスタンドが廃業ということで、地域活動に大きな影響があるとして、営業継続をするために住民自治協議会、大田ふるさとづくり協議会が主体となって、合同会社おおた夢楽を設立、2月1日から大田サービスステーションとして営業を再開したと報じられたことは、皆様にさきほど御紹介があったとおりです。このように燃料、これは自動車の燃料だけではなくて農機具の動力源としての混合油と様々な意味での燃料の供給問題は既に深刻化している状況にあります。

さらには、軽自動車を含め車両の石油燃料エンジンからの脱却が国際的にも迫ってきています。石油エンジン車両の生産、販売がなくなる日もそう遠くないとされています。現に世界最大の自動車市場となっている中国では、石油エンジン車の販売禁止が具体的にスケジューリングされ、電動車両への転換が急ピッチで進めら

れています。

これを背景として、車両の電動化や水素燃焼エンジンの搭載での脱石油化に向け、世界規模で既存自動車メーカーや新規参入メーカーが技術革新を競っており、既に我が国でも電動四輪駆動軽トラックを含めたコンセプトカーも発表されている昨今の状況です。

本県には幸いにも主要自動車メーカーであるダイハツが最先端工場を稼働させており、メーカーとの協力で地域課題に挑戦できる下地があります。

そこで、再生可能エネルギーとしての位置付けがない副生水素について、鉄鋼生産、化学製品生産時以外には新たな環境負荷がない、地域に眠るクリーンエネルギー源として活用を推進することが、ものづくり産業の集積に向けた吸引力となるのではということとはさきほど申し述べたとおりです。

そこで、中山間地の生活や産業の基盤となったり、迫り来る脱化石燃料の時代を見据えた電動車両を活用した地域づくりを推進するため、副生ガス特区制度での再生エネルギー並みの支援策の導入を国に求め、水素ガスを利用した燃料電池式の急速充電ステーションをモデル地域に設置して、電動軽トラや電動農機具の実証試験、高齢者の生活基盤維持策としての有用性を検証する実証事業を行ってはいかがでしょうか。以上2点を踏まえ、副生水素を活用した産業振興と水素活用中山間地域振興特区の創設などの地域振興に向けた取組についての見解を伺います。

次に、犬、猫の殺処分減少に向けた取組について伺います。

コロナ禍の中で、在宅勤務や家庭内への巣ごもり状況の中で孤独を感じる方が増えて、犬や猫などのペットを飼う方が増加している一方、安易な購入や譲渡を受けた挙げ句飼いきれないうとして遺棄されるペットが激増しているとも報じられています。これを公的な機関だけでなく各地の保護団体等が、譲渡会等の活動で新たな飼い主に結び付けています。

そのような中、環境省によれば2020年度

の全国の保健所で殺処分された犬猫は1974年度以降最少となる2万3,764匹でしたが、保健所が引き取った犬、猫の殺処分数は、最も低い北海道の6%から最も高い長崎県の71%まで自治体により大きな差が生じているとのことです。

そこで、これまでも幾度か議会質問で取り上げてきましたが、今回も本県における犬、猫の殺処分数や処分率に関する近年の推移についての質問を準備していましたが、その矢先に民間放送局のニュース番組で同趣旨の特集が放送されました。概要は把握できました。

今回、担当部署から提供された資料によれば、一昨年2020年度の犬の殺処分は95頭で引取り頭数の17.8%に当たる犬が殺処分され、猫については1,088頭、引取り頭数の68.9%が殺処分されたとのことで、犬、猫の合計でも1,183頭、56%の処分率ということでした。さらに、本年度の殺処分数も大幅に減少させられる見通しであるとのことでした。

特になかなか減らせないと聞いてきた猫の殺処分について、2020年度は前年度の約半数へと大幅に減少させることができたことは、仮にコロナ禍のペットブームの効果が大きいとしても、これまで行政が取り組んできたペットとともに暮らす安らぎある生活や命の大切さについての住民意識の向上策も奏功したと捉えるべきと考えます。

しかし、過去17年間で年3千頭を超えていた犬の殺処分数を100頭以下にできたのに対し、2,500頭前後から1千頭余りへの減少にとどまる猫の殺処分についてはまだ課題が残ります。

有効な対策を先進的に取り組んでいる事例を収集し、本県でも実施してはと思いますが、生活環境部長の見解を伺います。

本県では、おおいた・さくら猫プロジェクトとして対策事業を推進していますが、公益財団法人日本動物愛護協会や公益財団法人どうぶつ基金が支援する不妊・去勢手術への助成、さらに地域猫活動と呼ばれる地域住民の理解と協力、TNR活動、トラップ、一旦捕まえる、ニ

ーター、不妊手術を実施する、リターン、元の場所に返す活動による過繁殖状況にならずに街猫と暮らせるコミュニティづくりという手法での取組を推進していますが、その実施状況とその効果についてお聞かせください。そして、さらなる猫の殺処分数の減少を目指す取組の充実強化策についてもお聞かせください。

次に、枯れ葉剤原料の国有林での保管について伺います。

猛毒のダイオキシンを含んだ2・4・5-T トリクロロフェノキシ酢酸という化学物質は、ベトナム戦争で米軍により広範に散布された枯れ葉剤の原料であり、あの結合双生児として日本で治療を受けたベト君、ドク君でも知られる染色体異常を引き起こす非常に危険な化学物質です。

この枯れ剤の原料が全国の国有林に留め置かれている事実が報じられました。全国では46か所が残り、残念ながら、県内でも別府市の山中にセメントで固めたコンクリート塊として埋められているとのことでした。

このコンクリート塊の現在までの管理状況及び有毒成分の地下水等への漏出の有無の確認状況について、また今後の撤去の見込みもあわせて教えてください。国有林を管理する林野庁との協議状況もお知らせください。

続いて、最後に土木建築行政について伺います。

その1点目は、大分市内の渋滞対策についてです。コロナ禍では、感染対策の一つとして外出を控えることが推奨されており、各企業ではテレワークや在宅勤務などの制度導入が進められ、個人の日常生活においても巣ごもり需要を背景に、ネット通販などの利用が増えているとのデータもあります。新型コロナウイルス感染症は、デジタル化の進展ともあいまって、人々の行動を大きく変化させています。

一方、民間機関の全国調査では、感染対策を意識した移動手段については公共交通機関の利用割合が減少し、自家用車や自転車利用が増加しているとの結果が公表されています。もちろん各公共交通機関も換気対策や消毒の徹底など

の感染対策に取り組まれています。実態としてこのような社会の変化、動きが出ています。

コロナ禍前の2013年実施の大分都市圏パーソントリップ調査では、移動のための交通手段として、同乗も含めた自動車の利用割合が3分の2を超えるという結果でした。これら全国調査及び大分都市圏調査の結果からは、大分市内では、公共交通機関利用から自家用車への交通手段の転換が相当数あり、感染対策として移動の機会そのものは減少しているものの、自動車による移動の機会総数自体は大きく変化していないのではないかと考えられます。

今後の感染対策と両立した経済再活性化段階では、個人の空間を確保しながら移動できる自動車利用がますます増えていくと想定する必要があります。

また、昨年12月の日本経済新聞の記事では、ネット通販の急速な拡大もあって、大半を自動車が担う宅配便の取扱実績も加速度的に増え、今後15年程度で宅配便の取扱個数が倍増するとの試算もあると報道されました。

そこで課題となるのが、交通渋滞の問題です。特に県内142か所の主要渋滞箇所のうち98か所を抱える大分市内は、深刻な状況にあると言えます。

大分市内の渋滞は、2012年3月に完了した大分駅周辺の高架化や、2018年1月の宗麟大橋の開通などにより、少しずつ改善が図られていることは多くの方が実感していることと思います。

しかしながら、依然として周辺地区では渋滞が発生しており、中心部へつながる経路の渋滞もいまだに深刻です。宗麟大橋周辺の渋滞は、東西南北どの方面も朝夕の時間帯は大変なものであり、ここで失われる、それぞれ通勤の方々を時間を経済効果に見直したときに、いかほどのものになるか、想像を絶するものがあります。この大分市内について実施中の道路整備事業もありますが、大分市内の渋滞解消に向けた今後のビジョンについて、知事の考えをお聞かせください。

最後に、県営住宅戸数の削減方針についてで

す。

県は県営住宅の適切な維持管理やライフサイクルコスト、生涯費用の縮減に関する方針を定めた大分県公営住宅等長寿命化計画の改定案をまとめ、公表しました。今後10年間でこの計画の中で、将来の需要予測などを踏まえて新たに目標管理戸数を定めるなどの事業手法の選定基準を見直したと報じられました。

昨年度策定した大分県公営住宅マスタープラン2020に基づく長寿命化計画の改定案では、2031年度までに県営住宅の管理戸数を昨年4月時点の8,614戸から7,600戸程度へと約1千戸を減じる方針ということで、2月16日まで県民意見を募集したということです。

これまでの私の実感としては、高齢化が進む中で年金生活者の方々から、少しでも生活費を切り詰めるためにと公営住宅入居の御要望を大変多くいただいてきており、その大多数の方々から何回応募しても抽選に当たらずいつまでも公営住宅に入居できないとの苦情もいただいています。現実に空き部屋になっているところの抽選が行われないという声もいただいています。

もちろん人口減少の進展と民間賃貸住宅と公営住宅とのシェアバランスの取り方といった変化への対応は必要でしょうが、今回の施策改定の議論において、公営住宅の設置目的として公営住宅法にいう、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとの規定に照らして、入居希望者の声はどのように反映されているのでしょうか。

この10年間で既存の県営住宅を10%以上削減するという今回の改定案に対する県民意見募集にはどのような声が寄せられているのかもあわせて伺います。

以上で今回の代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

三浦副議長 ただいまの河野成司君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 河野成司議員から、公明党を代表して御質問いただきました。初めに私からお答えします。

こどもに関する政策パッケージについて御質問いただきました。

本県では、令和2年3月に、第4期おおいた子ども・子育て応援プランを策定し、現在、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援に全力で取り組んでいます。

子どもは社会の宝であり、将来の地域社会を担う希望です。未来への投資として、子どもの育ちと子育てを総合的に支援し、一人一人の子どもが健やかに生まれ育つことができる温かい社会を築くことを計画の本旨としています。

こうした計画の理念や各施策の柱は、議員から御紹介のあった「こどもに関する政策パッケージ」と軌を一にしています。理念や政策の柱が同趣旨であるから、私どもの計画策定時に想定していなかった事業についても、取り入れるべきものは速やかに取り入れて、今議会に上程された当初予算案にも反映させています。

例えば、不妊治療については、本県ではこれまで国の制度に独自の上乗せを行って、全国トップクラスの助成を実施してきました。4月からは、かねてから国へ要望してきた公的医療保険の適用が開始されますが、制度変更による利用者の負担増を回避し、円滑な移行が図れるように、新たな独自助成を行います。

また、保育人材の確保や職場の定着を図るため、国の予算を積極的に活用し、ICT化による保育現場の業務改善や働き方改革なども進めていきます。

さらに国は、こども家庭庁の創設により、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援を実現するとしています。本県は組織にとらわれることなく、国に先んじて取り組むこととしています。

特に小学校就学前後の移行期は、関わりの主体が母子保健、児童福祉から学校教育へと変わるため、発達が気になるなど困りを抱える子どもたちへの支援が途切れるケースも発生しています。このため、関係機関の情報連携を強化し、

就学前後を通じた支援体制の構築を進めます。

今後とも、国の動きなどを注視するとともに、その時々新たな課題に迅速に対応しながら、引き続き子育て満足度日本一の実現に努めていきます。

次に、永住可能な外国人労働者の拡大による県産業への影響について御質問いただきました。

昨年10月末の時点の県内の外国人労働者数は、新型コロナウイルスの影響により、9年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、国は今月から水際対策を緩和していて、今後再び外国人労働者は増加していくものと考えています。

外国人労働者は今や企業や地域社会にとって欠かせない存在になっており、製造業や農林水産業等、様々な分野で活躍しています。また、買い物やイベントへの参加、出身国の言葉を県民が学ぶ講座など、地域にとっても貴重な存在となっています。

国は長期就労が可能となる特定技能2号について、現行の建設、造船分野以外にも対象分野の拡大を検討しており、人材不足に悩む本県としては歓迎したいと考えています。その一方で、特定技能は同じ分野であればどこでも働くことが可能であるため、他県との競争も激化します。本県が選ばれるには、労働環境の整備や地域住民との共生をより一層進めていくことが大切です。

県では、3年前に外国人労働者の受入れと共生を市町村と一体的に検討していくための協議会を設置し、優良事例等の情報を共有しながら、様々な対応策に取り組んでいます。

受入れに関しては、大分で働く外国人労働者自らが、仕事の様子のみならず、休日の過ごし方も含めて大分を楽しんでいる動画を作成し、SNSを利用してターゲットである国内外の外国人に確実に届くよう発信しています。

また、来年度からは、外国人労働者が多い県北部において、労働環境整備のため、寮などの施設改修や翻訳機器の導入等に積極的に取り組む企業を支援していきます。

さらに、共生社会の実現に向け、一元的相談窓口である外国人総合相談センターを設置し、

市町村と連携しながら、教育や医療など様々な相談に対応しています。先日の日向灘地震発生時には、監理団体が即座にSNSで津波の心配がないことを伝え、8割の技能実習生から安心したという返信がありました。

引き続き県と市町村が足並みをそろえて、企業等が必要とする外国人労働者を適正に受け入れ、日本人と外国人が共に安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んでいきます。

次に、地球温暖化対策について御心配いただきました。

今週公表されたIPCCの報告書では、産業革命前からの気温が2度上昇すると、今世紀末までに最大30億人が干ばつ等により水不足に陥ると警告しています。まさしく気候変動対策は人類にとって喫緊の課題であると改めて示したものと受け止めています。

県では、昨年3月に策定した第5期大分県地球温暖化対策実行計画の三つの重点戦略に基づき温暖化対策を進めています。

一つは、温室効果ガスの排出削減です。

今年度から一人一人が気軽にエコ活動に参加できる環境アプリ、エコふあみの普及を行っており、2月末時点での登録者数は827人、協賛店等は115件です。本年1月から九州各県共同で制作したPR動画のSNS等での配信を始め、さらなる普及に取り組んでいます。

申すまでもありませんが、本県には九州唯一のコンビナートが立地しており、製鉄、石油精製、石油化学など、日本の産業を支えています。現在、それぞれの産業において、国の支援等も得ながら、温室効果ガス削減を実現する革新的な技術の開発に取り組んでおり、県としてもその成果を見守っています。

一方で、産業部門に加えて運輸部門や業務部門等でも、今の技術でどれくらい温室効果ガスが落ちるかという試算もしながら、計画の見直しを行っていきたいと考えています。

二つは、エコエネルギーの導入、利用促進です。

県エネルギー産業企業会では、再生可能エネルギーのみで企業活動を行うRE100の取組

を進める企業を支援するなど、エコエネルギーの導入促進につながる取組を進めています。

また、今後は国脱炭素先行地域の枠組みを活用しながら、農業大学校に太陽光発電設備等を試験的に設置し、農業生産との両立について、その可能性を検証します。

三つは、森林吸収源対策の推進です。

森林によるCO₂の吸収力を高めるため、早生樹造林の促進に向けた国との連携強化や、環境を考慮した植樹活動の支援とともに、建築物の木造化、内装木質化の推進による炭素の固定に取り組んでいきます。

来年度は、こうした取組の強化に向けて、脱炭素社会推進室の新設や新産業振興室に次世代エネルギー施策の推進班を設置する組織改正を行う一方、地球温暖化防止活動の企画、実践を担う学生推進員制度を創設します。

カーボンニュートラルの達成は人類の責務であるとともに、新たなビジネスチャンスにもつながると考え、果敢に挑戦していきます。

副生水素ガスを活用した産業振興等についても御質問いただきました。

水素は、発電だけではなく、産業や運輸など幅広い分野での活用が期待され、カーボンニュートラルに必要な不可欠なエネルギーに位置付けられています。

現在、大分コンビナートで発生している副生水素は、石油関連製品の製造工程で硫黄分の除去や熱源等として使用されています。

この水素を新たな産業振興に利用し、本県の優位性を高めるためには、純度を高めるなどの高付加価値化や需要の創出が課題です。

今、国では脱炭素社会においてコンビナートが担うべき役割等について議論を行っています。また、産業拠点となる重要港湾を対象にしたカーボンニュートラルポート形成計画について、本県ではまずは大分港で検討を開始します。

大分コンビナート企業の三井E&Sマシナリーは、副生水素を活用する事業について、国の採択を受けました。これは副生水素を活用して発電した電力を海上側から大分港に停泊する船舶へ供給する可能性を調査するものです。

こうした検討や調査を通して、コンビナートにおいて整備する施設や設備、また議員からも言及いただいた大分宇宙港での活用可能性等も明らかになってくると考えています。

このほかにも議員御提案の副生水素を活用した地域振興についてはいろいろと楽しみがあります。中山間地域において移動の問題は、燃料の供給はもとより、公共交通の確保も重要です。このため、地域公共交通計画の策定等を通じて、持続可能な地域公共交通の維持確保を進めています。また、IoTプッシュボタンを使ったタクシー配車など、先端技術を活用した次世代モビリティの実証も行っています。

水素活用の特区の創設については、課題解決の糸口を特区とすべきかどうか、よく考える必要があると考えています。

副生水素に限らず、エネルギーの地産地消による地域づくりは重要です。

県エネルギー産業企業会では、これまでも姫島村における太陽光発電で充電したスローモビリティを観光に活用する取組、竹田市における竹や小水力からつくった電気で走る電気自動車を農業等に活用する取組を支援してきました。

今後も様々なエネルギーを活用した地域振興に向けた取組をいろいろとつくり出していきます。

最後に、大分市内の渋滞対策について御質問いただきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちに移動や交流の制限を強いる一方、コミュニケーションの普遍的な価値や物流の重要性などを再認識させました。

コロナ禍にあつて、社会経済活動の再活性化を支える道路は重要なライフラインであり、安全で快適な移動を確保する上で交通渋滞の解消は大きな課題の一つです。

県では、国や大分市と連携し、大分市南部では国道10号高江拡幅、東部では197号鶴崎拡幅、西部では442号宗方拡幅などの事業を進めており、市内中心部では庄の原佐野線の整備に力を入れています。

中でも平成30年1月に開通した宗麟大橋は

半世紀ぶりに大分川下流域に新設した橋梁で、現在は1日に約2万5千台の交通量があり、滝尾橋や舞鶴橋などの渋滞緩和といった事業効果が認められています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、宗麟大橋周辺の交通状況は引き続き改善の必要があり、重点的に対策を講じています。

平成29年度に事業化した下郡バイパスと米良バイパスを結ぶ下郡工区は来年度いよいよ高架橋の工事に着手します。残る用地への御協力もいただきながら、しっかりと整備を進めていきます。

その先の米良バイパスから明野地区を結ぶ下郡・明野工区については、下郡工区との一体的な整備が必要なことから、事業評価監視委員会の審議をお願いし、先月、事業実施が妥当との答申をいただきました。

本年1月には、私も国に出向き、直接整備の必要性を訴えてきたところであり、今後も大分市や地元期成会と一緒に早期事業化に向けて取り組んでいきます。

こうしたハード対策に加え、渋滞対策にはソフト面からのアプローチも欠かせません。

Ma a Sや次世代モビリティサービスの活用も含め、コロナ禍で落ち込んだ公共交通の利用促進を図るなど、ポストコロナの都市交通のあり方を総合的に検討しながら、ハード、ソフト両面から渋滞対策を進めていきます。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

〔山田福祉保健部長登壇〕

山田福祉保健部長 私から2点お答えします。

1点目は、子宮頸がんワクチンの接種勧奨再開についてです。

このたびの接種勧奨の再開に伴い、昨年12月に厚生労働省から、これまで接種機会を逃した方をキャッチアップ接種の対象とする方針が示されました。

その接種対象者は県内で約4万人に上っており、接種が一時期に集中して医療機関に負担がかかることのないよう、計画的な接種が必要となります。

現在、小児科や産婦人科を中心に300を超

える医療機関にワクチン接種の御協力いただいておりますが、県医師会や市町村などと今後の対応について協議しています。

他方、本県の令和2年度の子宮頸がんワクチンの初回接種率は3%程度にとどまっており、対象者への接種勧奨を一層強化する必要があります。

引き続き県医師会などとも連携し、対象者やその家族に接種の判断材料となる情報提供を丁寧に行うとともに、接種主体となる市町村や副反応の相談窓口である大分大学とも協力し、接種率の向上を図っていきます。

次に、循環器病による死亡率の削減についてお答えいたします。

本県において循環器病の急性期を担う病院は大分市や別府市に多く、救命率を向上するためには、救急搬送や転院搬送を迅速かつ適切に行うことが重要です。

このため、新年度予算には心電図データやCT画像を搬送先の医療機関に送信できるシステムの構築経費などを盛り込み、医療現場のDX化に取り組むこととしています。

医療人材については、人口当たりの循環器病専門医が全国平均を上回っている一方で、初期対応を担う救急医が不足しています。

このため、新年度から医師研修資金の対象に救急科を追加し、各救急医療圏に2人以上の救急医が配置できるよう養成を急ぎます。

また、退院後の在宅患者の健康管理には多くの職種が関わります。医師や看護師、薬剤師、リハビリ関係職種、栄養士、ケアマネジャーなど、多職種を対象とした在宅医療研修の充実も図ることとしています。

循環器病対策推進計画では、こうした施策に加え、生活習慣の改善などの予防活動も盛り込み、関係者との連携を一層密にし、循環器病による死亡率の減少に努め、健康寿命のさらなる延伸を図っていきます。

三浦副議長 岡本教育長。

〔岡本教育長登壇〕

岡本教育長 子宮頸がんワクチンの学校現場での対応についてお答えします。

現在、学校では、国からの求めにより、ワクチン接種の関連症状に対する教職員の理解を深めるとともに、ワクチン接種により健康被害があった生徒の心身の状態に応じて、教育活動等に適切に配慮するよう対応しています。

ワクチン接種後に体調の変化が認められた生徒やその保護者に対しては、医療機関の受診、接種の実施主体である市町村等への相談など専門的対応を受けるよう勧めています。

現在、今年4月からの勧奨再開に向け、市町村が対象者への通知など準備を進めていると伺っており、その通知の中にはワクチンの有効性・安全性などの情報も盛り込むこととされています。

ワクチン接種については、これまでの経験から、専門的知見に基づいた丁寧な対応が求められます。今後も国や市町村などと連携を図りながら適切に対応していきます。

三浦副議長 和田総務部長。

〔和田総務部長登壇〕

和田総務部長 私からは、パートタイム公務員の処遇改善についてお答えします。

県及び県内自治体のパートタイム公務員の状況は、令和3年4月1日時点で、県が2,280人で職員全体に占める割合は約11%、市町村等が6,821人で職員全体に占める割合は約35%となっています。

パートタイム公務員のうち、議員から御指摘のあった7時間30分の勤務時間で任用している事例は、県では該当がありませんが、一部の市でこのような任用が行われています。

このため、勤務時間を7時間30分とすることに合理的な理由があるかをしっかり検証し、十分な説明責任を果たすよう該当する市に対し助言してきました。その結果、7時間30分の勤務時間で任用しているパートタイム公務員数は昨年度の364人から今年度は192人と半数近くに減少しています。さらに、今年度末で一つの市が7時間30分勤務の任用を廃止することとしています。

今後とも、県として制度の適正な運用を図ることはもとより、各市町村に対しても引き続き

適切な運用を行うよう助言していきます。

三浦副議長 大塚企画振興部長。

〔大塚企画振興部長登壇〕

大塚企画振興部長 JR九州の路線や駅の確保についてお答えします。

鉄道路線は、住民の通勤、通学等の日常生活や経済活動を支える公共交通機関であり、その維持、確保は重要です。

一方、鉄道事業にあつては、マイカーの普及や人口減少等に加え、新型コロナウイルスの影響もあり、厳しい経営状況となっています。

こうした状況を受け、国において、利便性が高く、持続可能な地域モビリティの再構築に向けた議論を行うため、新たに検討会が設置されたことは承知しています。

県としても、鉄道事業者とは日頃から意見交換等を積極的に行うとともに、公共交通を担う者の責務として、利用者の声に丁寧に耳を傾け、利便性の確保に最大限配慮するよう強く要望しています。

議員御指摘のように、路線や駅の存続に関するような場合には、当然、地元自治体や沿線住民等を含めて、しっかりと議論していくことが必要と考えています。

まずは国の検討会の議論の行方も踏まえた上で、関係者の意見も伺いながら、持続可能な鉄道ネットワークの構築に向け、必要な検討を行っていきます。

三浦副議長 御沓生活環境部審議監。

〔御沓生活環境部審議監登壇〕

御沓生活環境部審議監 私からは2点についてお答えします。

まず、犬、猫の殺処分減少に向けた取組についてです。

令和2年度までの10年間で犬の殺処分頭数は88%減少しているものの、猫は55%の減少にとどまっています。

猫の殺処分削減のためには、所有者不明の猫、野良猫を減少させることが最も有効な手段だと考えています。

現在、本県で実施しているさくら猫プロジェクトは、三重県の取組を参考に、ボランティア、

市町村、県獣医師会、動物愛護センターが一体となって不妊去勢手術と術後の地域での猫の世話を行っているものです。これはいわゆる地域猫に近い対応であり、令和3年度は1月末時点で905頭実施しています。この取組により、殺処分頭数は令和2年度の1,088頭から今年度は1月末時点で511頭とほぼ半減しています。

また、引き取った猫の譲渡も積極的に行っており、平成31年2月のセンター開所から約3年で千頭に達したところです。

あわせて、小中学生に適正飼養を目的とした動物愛護教育を今年度既に195校の6,093人に実施しています。令和4年度は講師の人員を増やすなど愛護教育体制をさらに強化していきます。

今後も、他県の優良事例も参考に、猫の保護と世話をを行う地域ボランティアの増員を図るなど、殺処分の減少に取り組んでいきます。

次に、枯葉剤原料の国有林での保管についてです。

2・4・5-T系除草剤は、発がん性や胎児への影響が生じるおそれがあるとして、昭和46年に使用が中止され、林野庁が、県内では別府市の国有林に土とセメントを混ぜ、地下数メートルに埋設し保管しています。

昭和59年には専門家の指導でコンクリート被覆、囲いのフェンス、標識を設置し、管理を強化するとともに、大分西部森林管理署が年2回の巡視を行っています。

加えて、大雨、地震等の際には、土壌の流出等がないか点検を実施しており、現在まで異常は確認されていません。

他方、昭和46年の埋設から長期間が経過しており、コンクリートの経年劣化や近年の地震、豪雨等の自然災害の頻発により、今後環境への影響が懸念されます。

そのため林野庁は、昨年11月から、岐阜、高知、佐賀、熊本の4県で調査を行い、撤去に向けた方策を検討しています。県としても林野庁に対し、速やかな撤去と撤去後の周辺土壌や水質の検査等を徹底するよう求めています。

引き続き周辺地域の良好な環境保全のために、現地を注視していきます。

三浦副議長 島津土木建築部長。

〔島津土木建築部長登壇〕

島津土木建築部長 私から、県営住宅戸数の削減方針についてお答えします。

大分県公営住宅マスタープランでは、国が示した方法により、住宅に困窮する世帯数や低額家賃の民間賃貸住宅数等を推計し、2040年時点の公営住宅の戸数を算定しています。

今回改訂する長寿命化計画においては、マスタープランでの算定結果を基に10年後の目標戸数を定めたところです。

議員御指摘の何回応募しても抽選に当たらないとの声はお聞きしており、これは中層階に入居可能な住戸がある中で、高齢者の希望が1階やエレベーター付の住戸に集中しているといったことも要因と考えています。

このため、長寿命化計画に基づき、エレベーター付住宅への建て替えを計画的に進めるとともに、低層階である2階も対象とした住戸バリアフリー化に引き続き取り組んでいきます。

なお、今回の県民意見募集では、戸数削減に対する御意見はありませんでしたが、老朽化対策の推進及び設備水準の向上を求める御意見をいただいています。

今後も、こうした御意見をはじめ、県民ニーズや社会情勢の変化、そして、法の趣旨を十分に踏まえながら、計画的に住宅整備を進めていきます。

三浦副議長 以上で河野成司君の質問及び答弁は終わりました。

これをもって代表質問を終わります。

三浦副議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

5日、6日は県の休日のため休会とします。

次会は、7日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

三浦副議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時21分 散会

--	--

令和 4 年 第 1 回
大分県議会定例会会議録

第 6 号 3 月 7 日

令和 4 年第 1 回大分県議会定例会会議録（第 6 号）

令和 4 年 3 月 7 日（月曜日）

成迫 健児

議事日程第 6 号

令和 4 年 3 月 7 日
午前 10 時開議

第 1 議員提出第 1 号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

第 2 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第 1 議員提出第 1 号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

日程第 2 一般質問及び質疑

出席議員 42 名

議長 御手洗吉生	副議長 三浦 正臣
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
鴛海 豊	木付 親次
古手川正治	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
浦野 英樹	高橋 肇
木田 昇	羽野 武男
二ノ宮健治	守永 信幸
藤田 正道	原田 孝司
小嶋 秀行	馬場 林
尾島 保彦	玉田 輝義
平岩 純子	吉村 哲彦
戸高 賢史	河野 成司
猿渡 久子	堤 栄三
荒金 信生	麻生 栄作
末宗 秀雄	小川 克己

欠席議員 1 名

出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治
副知事	黒田 秀郎
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	浦辺 裕二
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	磯田 健
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局长	森山 成夫
防災局長	梶原 文男
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	法華津敏郎
労働委員会事務局長	稲垣 守

午前 10 時 開議

御手洗議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 議員提出第 1 号議案

（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

御手洗議長 日程第 1、議員提出第 1 号議案を議題とします。

議員提出第 1 号議案 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

御手洗議長 提出者の説明を求めます。木付親次君。

〔木付議員登壇〕

木付議員 おはようございます。ただいま議題となった議員提出第1号議案ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議については、共同提案者を代表して提案理由を説明します。

去る2月24日に、ロシアによるウクライナへの侵攻が開始されましたが、連日、ロシアによる首都キエフをはじめとしたウクライナ全土への軍事攻撃についての報道がなされています。

今回のロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と秩序、安全を脅かすもので、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できません。

また、この軍事侵攻が続くと、原油価格の高騰、金融不安など経済への深刻な影響も懸念されます。

よって、本県議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議し、さらに、軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求めるものです。

また、政府においても、ウクライナに対する支援並びに在留邦人の安全確保に全力を尽くしていただくとともに、国民生活への影響を最小限に抑えるよう要請することを決議します。

案文はお手元に配付してあるので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同いただきませう、よろしくお願ひします。

御手洗議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのとこ

ろ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 一般質問及び質疑

御手洗議長 日程第2、第1号議案から第39号議案まで及び第1号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。藤田正道君。

〔藤田議員登壇〕（拍手）

藤田議員 28番、県民クラブ、藤田正道です。

まず、公共交通をめぐる諸課題について2点伺います。

自家用車の普及や人口減少に伴い、公共交通の利用者が減少するなど、バスをはじめとする公共交通を取り巻く環境は厳しさを増す一方、高齢化や過疎化が進む中で、安全、安心で誰もが利用できる公共交通の役割は大きく、地域の活力を維持するためにも、その維持、確保が必要不可欠です。県は県内を6圏域に分け、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指し、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を策定してきました。

地域公共交通とは、法律上、「地域の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関」と定義されます。しかし、それを維持することについては、国も県も市町村も、そして事業者にも、法的な義務付けはありません。ただし、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会において策定された地域公共交通計画については、協議会の参加者、つまり県、市町村、事業者、そして住民は、ともにこれを尊重する義務があり、計画に基づく事業を実行していくことが求められています。

一方で、人口減少による利用者の減少により、交通事業者は厳しい経営環境にあります。さらに、2年にわたるコロナ禍と燃油価格の高騰が追い打ちをかけています。公表されている2020年度決算を見ると、JR九州は経常収支で193億円の赤字、大分交通も7億円の経常赤字、亀の井バスは純損失4億円、フェリーさんふらわあも2億1千万円の純損失など収支と財務の悪化に加えて、収入減や将来不安から離職者も増加していると聞いています。航空業界も大変厳しい状況です。先月10日のANAホールディングスの記者発表で、片野坂次期会長は、小さな会社になっても生き残り、雇用を守り、ポストコロナに向けてビジネスモデルを変えていくと述べており、経営合理化に向け厳しい判断も考えられる内容となっています。このままコロナ禍、燃油高が続けば、路線維持のみならず事業の存続に関わる事態も想定され、地域公共交通計画の実効性はおろか、交通崩壊の引き金にもなりかねません。

県内交通体系の維持のため、鉄道、バス、フェリーに空路も加え、関係事業者と連携し、路線の存続と安定化を図るべきだと考えます。知事の見解を伺います。

また、自家用車や公共交通機関等の移動手段をめぐる中長期的な課題として、カーボンニュートラルへの対応があります。第5期大分県地球温暖化対策実行計画では、運輸部門から排出される年間の二酸化炭素排出量を2025年度に2013年度比で20%、2030年度には28%削減するという目標を設定し、公共交通機関を利用しやすい環境づくりによる移動手段の転換の促進や次世代自動車や低燃費車の普及促進などを柱とした二酸化炭素排出削減対策を推進するとしています。

EV、電気自動車の普及に関しては、化石燃料による発電量が7割を超える現在の我が国の電力事情を考慮すると、中短期的には排出削減効果はあまり期待できないため、2025年、2030年という目標達成のためには移動手段の転換の促進が鍵を握ります。

今期の温暖化対策実行計画に掲げる移動手段

の転換促進に向けた取組の現状と今後の具体的な取組について生活環境部長にお尋ねします。

〔藤田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

御手洗議長 ただいまの藤田正道君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 藤田正道議員から、県内交通体系の安定確保について御質問をいただきました。

路線バス、鉄道、フェリー、航空等の公共交通は、住民の通勤、通学等の日常生活を支える交通基盤であると同時に、産業振興や観光振興、関係人口の増加など、本県の将来にわたる発展を支える社会基盤でもあります。公共交通を安定的に確保するためには、この両面を見ながら取り組むことが大変重要だと思っています。

一方、マイカーの普及や人口減少の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の利用者は減少しており、全国的に大変厳しい状況に置かれていることも事実です。

公共交通の維持、確保は、交通事業者のみならず、行政としても主体的な取組が必要だと思っています。そこで、県では、県内の公共交通を維持、確保するために、三つの観点から取組を実施しています。

一つは、県内各地域を結ぶ公共交通ネットワークの維持に対する支援です。幹線的なバス路線やコミュニティバス等が抱える運行赤字に対する補助のほか、バスロケーションシステムや低床バス車両の導入、鉄道駅のバリアフリー化等への支援を行い、公共交通の維持と利便性向上を図っています。

また、フェリー、航空については、県外からの誘客を図るため、各事業者と連携したPRやプロモーション等の利用促進を行っています。

二つは、持続可能な公共交通ネットワークの再構築です。地域にとって望ましい公共交通網を形成するため、県内を六つの圏域に分けて、交通事業者、市町村、自治会の代表者等の関係者からなる協議会を開催し、地域公共交通計画の策定を進めています。

この計画では、例えば、バスと鉄道との接続改善、商業施設へのバスの乗り入れ、運行便数

の調整や路線の延伸など、利便性や運行効率の向上に取り組んで、利用者目線に立った公共交通網の構築に努めています。

三つは、コロナ禍で苦境に直面する交通事業者への総合的な支援です。各事業者が実施する旅行商品造成や感染防止対策に対する支援のほか、住民生活に密着した移動手段であるバスやタクシー車両を維持するため、保有車両に応じた支援金を給付し、事業者の経営の下支えを図ったところです。

ポストコロナにおける地方創生を実現させるためにも、公共交通の存続と安定化は重要であり、交通事業者と行政が一緒になって、その維持、確保に取り組むことは必要だと思っています。

今後も引き続き、各交通事業者と緊密に連携しながら、積極的かつ主導的に県の役割を果たしていきます。

もう一つ、移動手段におけるカーボンニュートラルについて御質問いただきました。この件については担当の部長からお答えします。

御手洗議長 磯田生活環境部長。

磯田生活環境部長 移動手段におけるカーボンニュートラルについてお答えします。

移動手段の転換の促進の具体的な取組としては次の三つを行っています。

一つは、平成20年度から続けているノーマイカーウィークの取組です。年4回、それぞれ1週間、県内事業所と連携して、マイカー通勤者に公共交通機関等の利用を呼びかけています。年間約5,700人が現在参加していますが、今後はさらなる参加者の拡大に向けて、SNS等を活用した広報を強化していきます。

二つは、エコ通勤割引制度の普及促進です。マイカー通勤者が水曜日にバスで通勤する場合に運賃を割り引く制度ですが、利用時の手間等課題も指摘されているので、今後、より取り組みやすい仕組みを検討していきます。

三つは、公共交通機関を利用しやすい環境づくりです。知事からさきほど答弁したとおり、バス会社等への様々な支援を行っています。これらに加え、大分市が実施している大分市パー

クアンドライド駐車場認定制度は公共交通機関利用促進と渋滞緩和等に加え、環境負荷軽減にも非常に有効であると考えています。今後、他の地域でも取組が広がるよう関係機関に働きかけていきます。

公共交通機関への移動手段の転換は、カーボンニュートラルに加え、高齢者の移動手段確保のためにも非常に重要であると認識しています。より実効性のある取組を目指していきます。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 知事ありがとうございました。三つの視点ということで伺いました。

地域公共交通計画に関して具体的に尋ねますが、12月補正では地域公共交通運行継続緊急支援事業の中で、将来に向けてのG T F S整備として約3,400万円予算計上されています。バス路線、停留所、ダイヤ、運賃などの運行情報をオープンデータ化して、グーグルマップなど各種経路検索サービスに反映して住民、観光客の利便性向上を図るとしていますが、こうしたデータの活用も含め、どのように公共交通計画を実行していくのか、企画振興部長の考えを伺います。

御手洗議長 大塚企画振興部長。

大塚企画振興部長 地域公共交通の利用促進とその維持、確保を図るためには、ICTの先端技術を活用した取組も重要であると考えています。このため、バスロケーションシステムやデジタルチケットの導入に加え、路線バスのダイヤや運賃等の運行情報をG T F Sでオープンデータ化し、グーグルなどの検索サービス等へ提供できる整備を進めています。

また、現在検討を進めている大分空港を起点としたM a a Sにおいても、路線バスの運行データとの連携した取組は重要であると考えています。そういう意味で、今回整備するG T F Sデータも活用される予定となっています。

引き続きこうしたデータを活用した、利用者にとって利便性の高い公共交通サービスの提供について検討を進めていきます。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 地域公共交通計画で策定されている

内容を見ると、県全域で目指す指標として、乗り合いバスの年間輸送人員、令和7年の1,730万人、人口一人当たり年間バス利用回数16回を、人員では1割減、回数ではほぼ同水準を維持していくと掲げられています。県全体としてですね。ただ、現状、コロナの影響は予想以上に大きいようで、特にバスに関しては人員確保が非常に難しい。今、コロナの減便で本数が減っているから何とか今の人員でもダイヤを確保できているが、通常ダイヤに戻すだけの人の余裕がないという話も聞いています。既に痛みはかなりのところまで来ていると思います。

公共交通計画は法律上、尊重することが義務付けられているし、計画を実行していくことが求められているので、今の答弁を聞いても、今の計画の実行だけではとても追い付かないんじゃないかという気がしています。やはり県全体で真剣に取り組んでいく必要があるという気がしています。

公共交通の役割は、観光客の移動に関する視点も今お話がありましたが、地域で足を守ることのほかにも、例えば、高齢者が公共交通機関を使って社会活動に参加することで体力づくりや認知症予防などの健康増進効果を図ったり、教育に関して言うと、佐伯市では隣県の私立高校がスクールバスを持ってきて生徒を運ぶという話も聞いています。例えば、県立高校の定員確保につなげるために利便性を高めていくとか、あるいはマイカーから公共交通へ、さきほどの環境の問題もありますが、渋滞緩和とか交通事故の削減とか、それぞれの部局が公共交通の利用を増やすことによって課題解決を図っていく、そのために予算も使う、人も使うという大胆な取組が必要だと思いますが、ぜひそういう取組をしていただきたい。時間がないので、取りあえず要望だけします。

基本的に、駅の無人化や便数の減も根本的には利用者の減少という問題なので、利用者を増やすことが最も効果的な対策になると思うので、そういった視点での取組をぜひお願いします。

続いて、リスク・マネジメント、内部統制について伺います。

地方自治法の改正により、地方公共団体の職員自らが事務の適正な執行を阻害する事務上の要因をリスクとして識別、評価し、対策を講じる、いわゆる内部統制制度が2020年度から本県知事部局に導入されました。これは2016年の第31次地方制度調査会、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申を踏まえたもので、答申では、人口減少社会の中でも持続可能な形で行政サービスを提供し続けていくための地方行政体制として、広域連携や外部資源の活用による行政サービスの提供並びに県、市町村、地域コミュニティなどの役割を示すとともに、人口減少が進み、資源が限られる中で最小の経費で最大の効果を上げるためには、首長、監査委員、議会、住民が連携して、その役割分担の方向性を共有しながら、それぞれの強みを生かして事務の適正性を確保する適切な役割分担によるガバナンスが重要であると指摘しています。そして、民間企業が導入している内部統制制度を導入することで、マネジメントの強化、事務の適正性の確保、監査委員の監査の重点化、質の強化、実効性の確保などが促進されることや、議会や住民による監視のために必要な判断材料の提供などの意義があるとしています。

本県は、2020年3月に策定された大分県行財政改革推進計画において、内部統制の体制整備とともに、運用開始後は適切にPDCAサイクルを回し、必要に応じて改善を行い、知事部局の運用実績を踏まえて、知事部局以外の執行機関への導入も検討することとし、監査についても内部統制を前提として、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を重点的に振り分け、監査機能の充実強化を検討することとしています。

この制度では、地方自治法により年度ごとに首長自らが取組について評価を行い、それを監査委員が審査するよう義務付けられています。昨年9月の第3回定例会に提出された令和2年度大分県内部統制評価報告書審査意見書には、評価報告書に記載されている大分県知事による評価は手続に沿って適切に作成されていると認

められたこと、重大な不備に該当する事象は認められなかったことから、報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められたと審査の結果が記されており、県のホームページでも閲覧が可能です。今後、大分県行財政改革推進計画に沿って運用されると思いますが、内部統制制度を正しく機能させるためには、制度の仕組みを整備、構築するだけでなく、その仕組みの意義を職員がしっかりと受け止め、実際に運用していくための職員研修の充実を図ることも必要になってくると思います。

今年度で導入2年目となりますが、今後の取組にあたっての視点や知事部局以外の機関への導入について総務部長の考えを伺います。

御手洗議長 和田総務部長。

和田総務部長 内部統制についてお答えします。

令和2年度の内部統制評価の結果、重大な不備に該当する事象は認められませんでした。所属によって取組に濃淡があったことや、支出負担行為の遅れといった不適切な事案が散見されるなどの課題もありました。

内部統制の実効性を確保するためには、職員が制度を理解して運用することが不可欠なので、様々な機会を通じて、内部統制は人的ミスや不正を防ぐ仕組みであることなど制度の趣旨を徹底していきます。

また、今回発生した不適切な事案は、業務にあたっての規則や規程といった基本的なルールを遵守していれば防げたものが多かったところです。

このような状況を踏まえ、間違いの起こりやすいポイントをまとめたチェックリストを見直して、同様のミスが生じるリスクを抑制していくとともに、eラーニング研修の実施など職員研修も充実させていきます。

今後とも、内部統制がしっかりと機能するよう、実施状況を踏まえた制度の改善、運用を図っていきます。

他の執行機関への導入については、知事部局での取組状況やその効果を随時紹介することにより、導入を働きかけていきます。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 ありがとうございます。導入のきっかけとなった地方制度調査会の答申でも、人口減少の中で持続可能な行政サービス提供、そのためには広域連携や外部資源の活用、役割分担が重要だ、適切な役割分担によるガバナンスで内部統制が導入されていると伺っています。

さきほど報告した監査委員による審査意見書では、業務レベルの実施状況を主に財務監査を通じて確認してきましたが、内部統制に資するリスク一覧表の整備が遅れている所属が散見するなど、取組に濃淡があった実施についても指摘されています。ぜひ実質的に内部統制が機能していくように継続的な取組をお願いするとともに、それによって監査の実効性をさらに高めていただく一助にもしていただければと思っています。

次に、公社等外郭団体への関与について伺います。

監査委員、監査委員事務局は、県の財務事務に関する監査のほかに、一般行政事務に関する行政監査や出資団体、財政援助団体の監査も行っています。今年度の行政監査のテーマは、県が関与する任意団体の状況についてとなっており、県が関与する任意団体とは、法令上の根拠を有しない県以外の団体で、県の庁舎内に事務局を置くもの又は当該団体の事務が主に県の庁舎内で行われているものとされ、現在198団体存在します。今年度はそのうちの50団体が監査の対象になりましたが、先月24日、県議会に提出された調査報告書によると、2020年度にはこれら50団体に対し補助金、負担金、委託料など計1億3千万円余りが支出されています。

これとは別に、地方自治法上、議会に経営状況を報告議案として提出する議案提出団体のうち21団体と、県が独自に指針を定めて指導する22団体を加えた43の指導指针对象団体について、県は経営状況などを各常任委員会等で報告し、ホームページなどでも公表していますが、それによると2020年度はこれらの団体に委託料、補助金等として計84億円余りが支出されています。

また、それらの中には昨年使途不明金が発覚した公益社団法人ツーリズムおおいたもあります。指導指針対象の43団体はそれぞれでガバナンスやリスクマネジメントを行っていると思います。県はこの団体に対して指導すると思いますが、多額の公金が拠出されているわけですから、使途を明確にし、経営状況にもある程度関与していく必要があると考えます。現状どのような指導を行っているのか、総務部長にお尋ねします。

御手洗議長 和田総務部長。

和田総務部長 公社等外郭団体への関与についてお答えします。

外郭団体の業務運営は県行政と密接な関係を有することから、公社等外郭団体に関する指導指針に基づき、各団体の所管部局が指導監督を行っています。その際には、団体の財政基盤の強化等の経営状況のみならず、業務運営が適切に行われているかのガバナンスについても確認しています。

具体的には、事務決裁規程や財務会計に関する規程等が適切に整備されているか、予算執行が適正に行われているか、監査機能が十分に発揮されているか等についても指導監督を行っています。

また、外郭団体に関する制度全般を所管する総務部としても、各所管部局から団体の状況を聴取するとともに、必要に応じて指導、助言を行っています。先般のツーリズムおおいたの件を受け、総務部としても、会計事務に係る処理の適正化及びチェック体制の強化を図るためのチェックリストを新たに策定し、その活用を各所管部局及び団体に対し依頼しました。

今後とも、団体に対する積極的な指導監督とガバナンス強化への支援に努めていきます。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 ありがとうございます。外郭団体については、現在、総務部の行政企画課が基準を示して、各主管部がその基準に基づいて責任を持って指導監督に当たっていると聞いていますが、任意団体の今回の監査委員による行政監査の中でも、できれば任意団体についても同様に

行政企画課が基準をつかって、各部の主管課がそれに絡む中できちんと内部チェックが働くような状況をつくるべきだという意見もありました。

さらに、指導対象43団体とか任意団体のほかにも、公益法人やNPO法人、また、大分県農業協同組合をはじめ、各種協同組合など、県が団体設立の認可権や指導権限を持つ団体も数多くありますよね。その中には、県の事業に直接、間接的に関わって、県から交付金、補助金、委託料などが支出されている団体も数多くあります。こうした認可団体に関しては、法律上の監督官庁として、場合によっては業務改善とか役員交代とか、最終的には解散を命じる強い権限があり、これらをもって指導監督する義務もあります。そうした団体への指導の在り方も、やはり総務部、法務の担当が一定の基準を示して役割分担を明確にして漏れのないように、そして、それぞれが内部統制を働かせるような仕組みづくりにもぜひ取り組んでいただきたいと思います。これも要望します。

次に、設備保守管理委託契約について伺います。

報道によると、昨年9月に県立高校において、自家用電気工作物であるケーブルの損傷による停電で2日間授業が行えない状態になったとの事例がありました。振興局や土木事務所、県立学校や警察署などは専任の技術職員や有資格者がいないため、消防設備や自家用電気工作物、エレベーターなどの保守点検を専門事業者と委託契約を締結していると聞いています。

消防、電気、エレベーターなどは法令により有資格者による定期点検や届出が義務付けられているため、現在の委託契約は法定点検を行うことに主眼が置かれて、万が一の事故や火災、停電を防止するための保守管理という本来の目的を果たす内容となっていないのではないかと危惧されます。電気に関して言えば、多くの生徒に影響がある学校、また、災害復旧の拠点となる土木事務所や振興局、警察署などが災害時に自家用電気工作物に起因する停電で電気が使えない状態に陥るリスクを考慮すると、多少高

くなっても、そうしたリスクを極力低減するための契約にすべきと考えます。

現在、地方機関における自家用電気工作物保守管理委託契約に関する指針や基準等があれば御教示ください。

御手洗議長 島津土木建築部長。

島津土木建築部長 県では、県有施設の機能の維持や安全性の確保とともに、計画的な保全管理による老朽化対策を目的として、庁舎管理マニュアルを作成しており、各施設の管理水準の向上を図っています。

自家用電気工作物の保守管理については、各施設管理者がこのマニュアルを参考に委託契約を締結しています。マニュアルでは、電気工作物保安管理業務として、毎月1回以上の定期点検や故障時の臨時点検を実施するよう定めています。加えて、電気事故や障害等発生時の応急措置、原因究明、再発防止の助言などについても契約内容に盛り込むこととしています。

なお、今年度の県立高校の事例を受け、各施設の契約内容を調査したところ、緊急時の急行時間や業務担当者が急行できない場合の対応等について、細かく仕様書に明示している契約も確認されました。これらの事項は、緊急対応を確実に実施する上で有効なことから、委託業務の仕様書に明記するよう関係機関に通知しました。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 ありがとうございます。用度管財課と施設整備課がマニュアルをつくって各所属に配付して指導していると伺っていますが、あと、土木事務所が基本的に相談を受ければ、そういう施設設備関連についても対応しているということですが、実はDXを進めていく中で、電気や通信や機械の設備が途絶した場合にはほとんど行政機能がストップしてしまいます。非常に重要な事態になると思いますが、こういった電気、通信、機械などの設備関連の職員も土木技術者同様、非常に少なくなっている実態も聞いています。市町村も含めて不足しているので、今後、DXを進める中にあるのは、こうした設備の設計や保守管理に関わる技術者の必要性が

さらに高まってくると思いますが、今後、技術者の確保や市町村も含めたサポート体制の構築面ではどうなっていますか。

御手洗議長 島津土木建築部長。

島津土木建築部長 まず、今後の設備に関わる技術者の確保については、県有施設の長寿命化を進めるにあたり設備関係の業務量が増加していることもあり、平成29年度に12人体制だったものを本年度までに3人増員して15人体制となっています。

今後も業務の効率化を進めつつ、必要な職員数を見極めながら、関係部局と協議し、設備職員の確保に努めていきます。

次に、市町村へのサポート体制ですが、昨年度、県と市町村で大分県建築行政業務市町村支援協議会を立ち上げ、課題となっていた建築や電気、機械職員の不足に対応しています。この協議会の枠組みの中で市町村職員の研修を行っているほか、住宅供給公社と建築住宅センターを支援機関として位置付け、設備を含めた営繕工事発注の設計審査等の支援を行っています。

なお、本年度は、臼杵市発注の市民会館の空調設備工事など6件について設計審査を行っています。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 ありがとうございます。こちらも非常に重要な事案だと思うので、さらに技術者の養成確保、それから、サポート体制をしっかりと構築していただきたいと思います。

電気工作物に関しては、やはり災害の復旧拠点になる振興局や土木事務所が止まることはあってはならないので、万が一のときには仮復旧までしてしまう工事契約も一案だと思います。ぜひ万全の体制を構築するために、取組をさらに進化させていただきたいと思います。

それから、公用車について伺います。

2020年度の決算附属調書によると公用車による事故のうち、バック時の接触というケースが18件ありました。委員会等の現地調査の際に職員の運転する公用車に同乗することがありますが、今では一般的なカーナビやドライブレコーダー、バックカメラ、また、後部座席の

パワーウィンドーさえ装備されておらず、経費節減の努力が見受けられます。

国土交通省は昨年6月、車両後退時の事故防止のための国際基準を導入し、車両直後を確認できる装置の要件に適合する後退時車両直後確認装置、いわゆるバックカメラなどを自動車に備えなければならないと道路運送車両の保安基準等を改正し、今年5月以降発売される新型車に適用されるようです。

公用車の交通事故防止については、後退時には同乗者が誘導するなど、各所属長に対して指導監督に万全を期すよう人事課と用度管財課連名の文書も通知されていますが、こうした事故を防ぐ装備を導入するなどのハード対策も必要ではないかと思われま

す。また、公用車のダッシュボードには車検切れ、自賠責切れを防止するために車検満了期日が貼られています。過去の行政監査ではリースなど管理の外部化について検討を求める意見も提出されています。

安全対策としてのバックカメラやドライブレコーダーの導入、公用車のリース化について、会計管理局長の見解を伺います。

御手洗議長 森山会計管理者兼会計管理局長。

森山会計管理者兼会計管理局長 公用車についてお答えします。

バックカメラやドライブレコーダーなどの普及が進む中で、公用車においては、これまで標準的な装備でなかったことから、バスやワンボックスカーなど一部の車両にのみ装着しています。

現在、知事部局や教育庁が所有する車両904台のうち、バックカメラを57台、ドライブレコーダーを126台に搭載しています。

今後、昨年6月の道路運送車両の保安基準などの改正を踏まえ、バックカメラなどの後退時車両直後確認装置については、更新する全ての公用車に導入していきます。その他の装備については、各所属が車両の利用状況を考慮して備えることとしています。

また、公用車のリース化については、行政監査の意見を受けて検討してきましたが、車検な

どの管理を含めたトータルコストが購入方式に比べて割高となるため、現時点では導入が難しいと考えています。

なお、車検切れなどを防止するために、昨年1月から用度管財課において車検の状況を一元管理するなどにより、点検整備の一層の徹底を図っています。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 バックカメラに関しては、それぞれの所属が必要があれば設置できることになっているということによろしいですか。

御手洗議長 森山会計管理者兼会計管理局長。

森山会計管理者兼会計管理局長 車両の管理者である所属において、利用状況に応じて装着できるようにしています。標準装備とする場合に非常に割高になってくることがあるので、後から装着する形を取っている場合があります。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 今入ってきている職員の方、うちの子どももそうですが、最初からバックカメラ、バックモニターがついた車しか運転したことがないという人が多いんですね。特に人身事故を防ぐためにはバックカメラは非常に有効だと思うので、ぜひ計画的に配備していただきたいと切にお願いします。

それとあわせて、リース化等ですが、さきほどもありましたが、人的資源を行政サービス、持続的維持向上に振り向ける意味でも、さきほどの試算の中では職員の人件費が入っていないと思います。職員の時間は本来業務に集中できるように、そういった間接業務に関しては可能な限りリース化、DX化などを検討していただく必要があるのではないかなと思うので、ぜひ要望します。

続いて、海洋科学高校実習船の共同運航について2点伺います。

大型実習船翔洋丸を海洋科学高校が香川県多度津高校と共同運航を始めて3年が経過しようとしています。高校教育課の資料では、両県の水産教育の一層の充実を図り、共同運航を通じて両校の生徒、教員等の交流を進めるとして、具体的には、3級海技士、5級海技士養成の水

産教育、ハワイ沖等での遠洋航海実習、両校生徒、教職員等の交流を図る教育活動が掲げられました。また、海洋科学高校の本校化にあたっての議会答弁では、共同運航を機に、遠洋航海実習を10日間延長し、最新鋭のレーダー機器の操作や漁労作業などの実践力をより磨いていくと当時の教育長は述べられています。

実習船の維持管理に係る経費は折半され、航海実習等の利用日数はほぼ均等とのことですが、海洋科学高校のある臼杵市では係留日数が年間30日程度で、停泊実習が香川県に比べ少なく、生徒が乗船しての実際のエンジンやレーダー、漁労器材等に直接触れる機会が限られるため、十分な教育効果が上げられないのではないかと心配する声も聞いており、何らかの対応が必要だと思えます。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大や事故による船体損傷など予期せぬ事態も起こりましたが、実習船の維持管理に係る経費の扱い、両校の実習船の利用日数などの実態並びに共同運航の成果と課題について、教育長に伺います。

また、現在、遠洋航海実習中ですが、乗船している大分側の海事職員が退職と病気休暇で定員に2人足りない状態と聞いています。法定数は満たしているとのことですが、その分、乗船している職員への負担が大きく、航海中の生徒の安全確保や職員の病気やけがなど不測の事態があった場合、航行できなくなることも危惧されます。

学校や教育人事課も採用に手を尽くしていますが、全国的な人材不足により船員の有効求人倍率は高止まりしており、民間の初任給や給与支給額も年々上昇しているため人材確保は容易ではないようです。

また、香川県との共同運航となったものの、実習船が大半の期間、香川県側にあるため、大分県側は日常的に船体や機器に触れる機会が少なく、香川県側も自分たちばかりメンテナンスしていると不満が生じるのではないかと懸念され、両県で処遇も異なることに加えて両県職員間の人間関係にまで影響し、さらに離職者、転職者が出ることも危惧されます。

これ以上新たな離職者を出さないため、乗船機会など均等待遇となるような環境の整備や新規採用につながる初任給も含めた勤務、労働条件の見直しなど、香川県側と協議する必要があると思えますが、教育長の見解を伺います。

御手洗議長 岡本教育長。

岡本教育長 2点についてお答えします。

まず、共同運航3年の実績についてです。

乗船実習は、適切な航海や船舶運用、機械装置の安全で効率的な運転や管理に必要な資質能力の育成を目的としています。

停泊実習及び利用日数は、毎年度、両県ほぼ同日数と設定しています。しかしながら、コロナ対応や事故などがあり、年度途中で運航計画を変更する必要が生じ、調整した結果、両県において日数の差異が発生しています。

実習船内で機器に直接触れての学びが望ましいと考えていますが、学校内にも最新鋭のレーダー機器やエンジンを設置し、船内実習と同水準の学びが確保できるようにしています。

維持管理等に係る経費は、共同運航の趣旨にのっとり、両県で折半としています。

共同運航の成果として、実習船の大型化に伴い、最新機器の搭載や乗組員の定員増が可能となり、指導の充実や安全性の向上につながりました。また、国家資格の取得に向けて両県生徒が切磋琢磨し、学習意欲がさらに向上しています。

課題としては、教官が他県の生徒指導に遠慮がちであったことが挙げられますが、すり合わせや連携を図り、統一感が出ています。引き続き、共同運航を通じて両県から優秀な人材を輩出するよう努めていきたいと考えています。

続いて、海事職員の確保策についてです。

船員の人材不足は深刻化しており、その人材確保は全国的に大きな課題となっています。

実習船の管理運営については、香川県が実施主体となることを両県で取り決めていました。その取決めに基づき、ドックでの維持修繕工事を毎年2回、延べ約60日実施していますが、その際、本県の船長、航海士、機関士等も、香川県職員と共に監督業務などに対応しています。

特に今年度は、職員の希望を踏まえ、全員を工事に参加させました。

次に、勤務労働条件については、本県は海事職給料表を適用していますが、香川県は行政職及び教育職給料表を適用していることから給与体系そのものが異なっています。そのため、諸手当の見直しなども行いながら、勤務労働条件が一定程度同水準となるよう、香川県と毎年度協議を行っています。

引き続き、安定的な共同運航の実施に向けて、香川県と連携し、勤務労働条件の見直し等に取り組んでいきます。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 共同運航の成果は上がってきているのがよく分かりました。

ただ一方で、海事職員の確保は本当に深刻です。御案内のとおり、船は海事の資格を持った人が一定数いないと運航できないということで、今お手元に職業紹介の実績のグラフもお配りしていますが、船員に関しては求人倍率は2倍以上です。実際、国内で動いている船に必要な資格者の数が多分飽和状態になっていると思います。そういう中で運航に必要な海事職員を採用していくのは、並大抵のことではないと思います。まず、処遇が違う、民間が圧倒的に高いです。海事職員に関して言うと、例えば、共同運航になっているので、年2回、遠洋航海に丸2か月出ないといけない、さらに、近海の部分もあり、さきほどのドックもあるので、年間5か月は家にいられない、職場の中にいないといけないという特殊性があります。さらに、出航の数日前に大分県の職員は香川県まで移動しなければいけない。帰ってきたら、香川県から帰ってこなきゃいけない。こういった移動の負担もかかっています。

人がいない中で採用していくには、例えば、OB、先輩に頼むのが一番声をかけやすいと思いますが、現状だと、大分側が足りないからといって大分だけしか声をかけられません。多度津高校のOBに声をかけようと思っても、処遇が違うし、所属が違うので、間口が身内に限られてしまう。これはやはり、もう少し処遇を上

げることと均等待遇にしていくことを真剣に議論していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

御手洗議長 岡本教育長。

岡本教育長 今し方答弁したように、それぞれが採用している給料表が違うことがまず根底にあります。香川県側とこれまで以上にしっかりと協議を行って、大きな差が出ないような努力をしていきます。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 ぜひお願いします。専攻科を出ると大分の場合は3級の海技士資格が取れる。これは内港ならキャプテン、船長になれる資格です。それだけ優秀な人材育成機関でもあるので、航海が途切れることなく実習できるような状況を、ぜひ両県で知恵を出して取り組んでいただきたいと思います。

次に、大分県消防広域化推進計画について伺います。

まず、消防指令業務に関してですが、県は2019年3月に新大分県消防広域化推進計画を策定し、消防の広域化に対する取組方針を示しています。当面は消防指令業務の共同運用実施に向けた連携、協力の検討を優先し、全県1区を基本として、県内14消防本部で2024年4月実施を目指し、検討、協議を開始しました。そして、2020年3月に知事と県内全市町村長が基本設計など準備を進めていくことに合意、9月には消防救急デジタル無線システムを含めた新たな消防指令システムの基本設計に着手、11月には大分県域消防指令業務連携・協力実施計画に全市町村が合意し、その後、令和3年度には実施設計を行うとともに、昨年12月、消防指令業務を大分市へ事務委託することについて関係市町村の議会決議を終え、今年1月に新システム構築のための事業プロポーザルを開始し、今後6月に契約候補者と契約し、2023年度にかけて新システムの整備・運用準備を進めるとなっています。

昨年の第1回定例会での太田正美議員の一般質問に対し、防災局長からは、最新システムでは通報位置や発災現場を瞬時に地図表示できる

ようにする、通信途絶に備え、通信データ、回線網等のバックアップも計画しているなどの答弁とともに、119番を処理する回線・要員が増え、災害時に通報が集中しても現状よりつながりやすくなる、迅速な消防本部相互応援も可能になるなど運用効果の説明もありました。県民からは、広域化による効率化でサービスが低下するのではないか、共同指令センターが被災したり通信障害が起きたら全県で119番がつながらなくなるのではないかなど、いまだ疑問や不安の声が聞こえます。今後も引き続き、各地の住民の不安を解消するためにも共同運用について分かりやすい周知、さらなる住民サービスの向上のため、しっかり準備を進めていくことが必要だと思います。

この1年間の検討結果も踏まえ、災害時の通信回線やデータのバックアップ、さらにはセンター機能そのもののバックアップ、共同指令センター開設後の消防本部間の相互応援の経費も含めた具体的な対応、さらに、県警へり、防災へりなどから災害現場上空からの映像や県防災センターとの情報連携はどのように考えられているのか、防災局長に伺います。

御手洗議長 梶原防災局長。

梶原防災局長 まず、回線やデータについては、通信が途絶えぬよう、複線化に加えて無線も活用するほか、定期的にデータのバックアップを行います。

また、センターは大分市荷揚町に新設する大分市複合公共施設内に整備される予定です。津波や河川の氾濫があっても浸水のおそれがない3階以上で、南海トラフ等の巨大地震にも耐え得る免震構造となっています。さらに、万一の通信障害に備え、各消防本部での119番受信に切り替えることも可能としています。

次に、消防本部間の相互応援については、これまでどおり、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき行うこととなります。その経費は、事案ごとに協議し、指揮命令は応援を依頼した市町村が行います。センター開設後も、こうした対応は変わりません。

他方、センターでは県内全域の現場情報をい

ち早く把握できることから、相互応援の要否の見極め等、より迅速な対応が可能となります。

なお、現場映像や県防災センターの情報は、映像配信システム等を活用し、現在でも共有可能です。

今後も、市町村、関係機関と連携し、消防力の強化を図っていきます。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 最後に、今後の消防広域化について伺います。

今回の消防指令業務の共同運用は新大分県消防広域化推進計画に基づくものですが、そもそも国は人口減少、高齢化の中で消防力を維持、強化するため広域化を推進する必要があるとして、2006年に消防組織法を一部改正し、都道府県や市町村に対し、広域化の推進を求めています。これに対し県は、県内全域を1消防本部としながら、当面は大分市との2本部体制を目指す大分県消防広域化推進計画を2008年3月に策定しましたが、当時は平成の大合併直後であることや、東日本大震災以降、県内各消防本部の相互応援協定など連携が強化されたなどの理由から実現には至りませんでした。その後、人口減少社会の到来、高齢化の進展、南海トラフ地震や、頻発、激甚化する大規模・広域災害への備えなど情勢変化も加味した新計画として、2019年3月に新大分県消防広域化推進計画を策定しています。

計画には、広域化に関して国が全県1区を理想的な消防本部の在り方としていることを踏まえ、段階を踏んだ取組も含め、実現可能性のある組合せを県内14消防本部で検討、協議していくこととし、当面は消防指令業務の共同運用実施に向けた検討を優先するなどの取組方針が掲げられています。

消防指令業務の共同運用は具体的な準備段階に入ったわけですが、人口減少、災害の大規模化、高齢化に伴う救急需要増加など消防行政を維持していくためには、さらに踏み込んだ広域化も必要になるのではないかと考えられます。そこで、消防広域化の必要性や具体的な構想など、防災局長の考えを伺います。

御手洗議長 梶原防災局長。

梶原防災局長 消防力の強化策の一つとして、国が推奨する自主的な消防広域化については、本県としても、県民の生命、財産を守るため、各市町村の意向を確認しながら、議論を重ねています。

2008年の旧計画策定は、大多数の消防本部が広域化を経験した平成の大合併直後であり、さらなる広域化の協議は具体には調わないまま推移しました。そうした中、東日本大震災以降は、非常時に備えた相互応援体制の強化を図っており、この取組は平成30年の中津市耶馬溪町での斜面崩壊の対応等にも生かされています。

こうした実績を踏まえ、2019年の新計画策定に際しても、相互の連携、協力体制の強化を優先することとしています。その具体策として、県としても、まずは消防指令業務の共同運用を進めることとし、令和6年度の運用に向けて全面的に後押ししています。

今後も県民が安全、安心な暮らしを続けられるよう、市町村と連携しながら、引き続き消防力の強化を支援していきたいと考えています。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 ありがとうございます。今のお話だと、当面これ以上の広域化を進める計画、あるいは構想はないということでしょうか。

御手洗議長 梶原防災局長。

梶原防災局長 2019年の新計画には広域化という文言も入っています。しかしながら、さきほど申したように、今やることは指令業務の共同運用であろうと考えています。

さきほど議員が言われたように、いろんな不安とか質問が出ているようなので、この業務については、広域化については丁寧な説明とか議論が必要だと考えています。そういった意味でも、まずは共同運用を進めていくことが重要だということです。

御手洗議長 藤田正道君。

藤田議員 ありがとうございました。実は、うちの義理の息子も消防職員で、現場の職員は体を張って県民の生命、身体、財産を守るために働いておられます。できるだけ安心して活動が

できるように、情報提供を丁寧に進めていただきたいと思います。

今後とも人口減少が続く中、各部門でいろいろ大変な事態が起こっていることを改めて今回感じました。総合力を発揮し、役割分担を明確にしながら事業を進めていただきたいと最後にお願ひして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

御手洗議長 以上で藤田正道君の質問及び答弁は終わりました。森誠一君。

[森議員登壇] (拍手)

森議員 おはようございます。10番、自由民主党、森誠一です。本定例会においても一般質問の機会をいただいた先輩同僚議員の皆様には感謝します。また、本日も傍聴に来てくださった皆様、また、動画視聴してくださっている皆様、ありがとうございます。

先月末、県議会の大先輩でもある大分県畜産協会会長等を歴任された近藤和義元県議が御逝去されました。これまでの長きにわたる御功績に深甚なる敬意を表するとともに、心からの哀悼の意を表します。私どももその遺志をしり受け継いでいく所存です。

本日は、本会議の冒頭に決議されたロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について、私自身も発議者の一議員として皆様と共に改めて今回の軍事侵略に断固として抗議し、政府に対しウクライナへの支援を強く要請する次第です。今回の全国の地方議会における非難決議は、議会の態度をしっかりと示す非常に重要な決議と認識しています。

それでは、一般質問に入ります。皆様の御答弁をよろしくお願ひします。

まず初めに、DXを用いたデータ分析による政策県庁の実現について伺います。

今回のコロナ禍においては、医療はもとより、社会生活、経済活動など多くの分野が前例のない事態に直面し、行政はそれらの課題に関して迅速な対応が求められました。政策決定やその実行にはスピード感が必要となりますが、その効果についてはエビデンスを基に検証し、また素早く新たな状況に対応していくことが重要で

す。よく言われるP D C Aサイクルを素早く回転させることが適切な政策効果を県民にもたらしつことにつながります。正に今回のコロナ禍においても、知事をはじめ、執行部の皆様には政策決定と効果検証のはざまで大変な御苦労があったかと思ひます。

政策立案と実行過程において、現在、政府においても一つの手段として活用されている考え方がE B P Mです。エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングの略であり、エビデンス、つまり根拠に基づく政策立案と訳されます。一般的には、勘や思ひ込み、エピソードだけでなく、政策とその効果の關係が統計学的手法により、できる限り客観的に検証されたエビデンスに基づいて政策が立案されることと表現されます。つまり、データの分析を行い、効果を予測して政策決定を行い、実行した政策が思ったとおりの効果を発動しているのかを検証して、次の政策決定につなげるといったP D C Aサイクルの回転にデータ分析を組み込む手法です。

既に県庁内でもこれらの手法を用いた政策立案がなされているかと思ひますが、決算特別委員会などの審査で事業の評価、検証結果を伺うと、本当にエビデンスに基づいた施策が展開されているのか疑問符がつく事業が見受けられました。

一方で、このE B P Mの手法は、ここ数年、国や各県で取り入れられていますが、効果とエビデンスの關係性にとられ過ぎて、無駄な資料の作成や県民目線の政策とずれたデータを用いた分析がまかり通るのではないかと懸念もあります。これらの点は、今後デジタルトランスフォーメーションの活用などで改善されていくのではないかと私は期待しています。

昨年6月14日、大分県D X推進本部会議が設置されました。D X推進戦略の策定や全庁的D Xの指揮、そして、K P I管理などが本部長である知事の下に意思決定がなされる体制となっています。

D X推進戦略骨子の中では、計画の目的を、県民本位の県政、持続的発展が可能な地域社会の実現を図るため、データとデジタル技術を県

行政に積極的に活用し、県民のニーズを基に行政サービスや制度、組織を变革するD Xの推進について、全庁を挙げて組織的かつ横断的に推進するとしています。推進戦略自体の目標とK P Iには、全ての施策でD Xを当たり前に、D Xによる施策立案、実行を行う本庁所属数100%と示されています。また、そのD X施策の認定基準として、デジタル技術等の収集、利活用や県民目線での政策立案がなされているかが要件となっています。私はこのD X施策における施策の評価と立案過程におけるD Xの推進は非常に重要だと思っています。

政策県庁として、そして、全庁的な課題として、政策効果を高めていくことは今後も重要です。例えば、安心・活力・発展プラン2015推進委員会などのプランニングの場や大分県行財政改革推進委員会などのチェック検証の場などにおいてデータを基に説明されているとは思いますが、D Xを推進し、効果とのひも付けを行い、政策効果のエビデンスとなっているのかをしっかりと検証していくことが政策県庁の実現に資すると思ひます。今後の政策立案におけるデータ分析活用についてどのように取り組んでいくのか知事に伺います。

以降は対面席から行います。

〔森議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

御手洗議長 ただいまの森誠一君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 冒頭、近藤元県議の御逝去についてお話がありました。私からも慎んで哀悼の意を表します。

さて、D Xを用いたデータ分析による政策県庁の実現についてという大変難しい御質問をいただきました。

時代の変化を捉えた政策形成にあたっては、一方でアンテナを高く掲げながら、他方で現場主義を徹底して、客観的な根拠に基づく政策を見いだしていくことは大変重要だと思ひます。

しかしながら、実際のところ政策によってデータに基づいた立案をしたり、評価をしたりで

きるものと、そうでないものがあるような感じがします。そのところはなかなか難しいわけです。例えば、小規模集落対策は、非常に急激に人口が減っている地域に対して対策を打とうということですが、その集落のために道路を整備するとか、あるいは集会所を整備すると、それは集落対策として大事なことであるかもしれませんが、人口が急激に減ってきているところにそういうことをやることについては、データ的にはなかなか必要性が現れてこないものかもしれません。しかし、そういう場合でも県民の思いを大切にしていかなければならない場合もあり、政策立案に対して、できるだけよりどころになるデータを探しながら実態に合った政策を行っていくことが大事ではないかと思えます。

データエビデンスの重要性を否定するものではありませんが、なかなかデータエビデンスを見付け出すこと自身が難しい場合もあり、いろいろ我々もこれから研究を重ねていきます。

また例えば、男性が全国1位に輝いた健康寿命の延伸においては、健診やレセプトデータなどを活用し、生活習慣病対策などの保健事業を実施するデータヘルスを推進しています。さらにまた、人口動態の性別、年齢別、地域別分析により、福岡への若年層の転出に着目し、拠点施設d o t . を開設し、U I J ターンを促進しています。こういった効果もあり、開設前に比べ、福岡県からの移住者だけでも約2割増となっています。こういうものは、やはり議員おっしゃるようなE B P M の非常に成功例ではないかと思っています。

折しも行政の場においてD X、デジタル革命の波が押し寄せており、この流れをしっかりと捉えて、行政の高度化を図っていく必要があると考えています。このため、今後の政策県庁の実現に向けては、次の点に意を用いて取り組んでいきます。

第1は、D X の基礎となるデータの収集と利活用の環境整備です。現在、各所属にある様々なデータを共有し、加工のしやすさと見える化を可能にする共通基盤の構築を進めています。

来年度末から順次実装し、分野横断的な比較分析などを行って、政策の効率的な立案につなげていきます。

第2は、D X 時代に対応した人材育成の強化です。変革著しい時代にあって、県職員のさらなるスキルアップも重要です。複雑、高度化する情報を分析し、県民ニーズを捉えた政策立案を行うために、民間企業と連携したD X の研修や統計データの利活用に関する研修など、その充実を図ります。また、より高度なスキルが求められるデジタルマーケティング等については、外部専門人材の力も取り込みながらレベルアップを図っていきます。

行政においてD X を推進するにあたっては、D X だからこそできる施策の迅速な検証と見直しも大事です。例えば、飲食店の時短要請協力金では電子申請にも取り組み、電子申請率7割、支給までに2週間程度での支払いを実現しました。全国で最速だったのではないかと思います。アンケートで申請者の声を聞き、システムを随時見直すアジャイル手法により満足度も9割を超えました。このように、必要に応じて施策を柔軟に見直す手法も取り入れています。

今後もP D C A それぞれのデータ活用に加え、データだけでは把握しづらい県民の声にも一層耳を傾けながら、そしてまた、それまでできるだけデータ化しながら、県民中心のD X により、安心・活力・発展の大分県づくりを力強く進めていきます。

御手洗議長 森誠一君。

森議員 知事ありがとうございます。冒頭知事からあったように、アンテナを高く、現場の視点で県民に寄り添った施策を実現するには、やはりそういう部分が大切だと思います。決してデータだけではない部分があるのを私も認識していますが、それで、あえて今の行政のD X 等に関して今の立場をお聞きしました。

今、知事からあったように、D X によるデータの収集、また、今回の飲食店等の時短要請のときにあった電子申請等の、いわゆるD X 化のいろんな施策がある中で、人材の育成にも触れていただきました。今後、政策県庁を実現して

いくには、DXを使いこなせる人材、データサイエンティストとも呼ばれる職種になるかと思いますが、そういった人材の確保が必要になると思います。デジタルを使いこなした上で変革を起こせるような政策集団として、ぜひ県庁の職員の皆様には御活躍いただきたい。そのための人材育成をどうやっていくのかもしっかり考えていく必要があると思います。

特に行政のDXについては、本年度から総務部行政企画課内に電子自治体推進室が設置されました。県庁のデジタル化の総合企画を行う要としての役割を担うことになっています。キャッシュレスや手続の電子化だけでなく、ICT人材育成も含め、県庁内のDX推進の調整役として総務部の役割は、県庁内において、また、それぞれの部局をつなぐ面で大変重要だと考えますが、総務部長に見解を伺います。

御手洗議長 和田総務部長。

和田総務部長 正に今年度の組織改正において、一つは電子自治体推進室を新たに設置しましたが、それにあわせて、商工観光労働部にもDX推進課を設置しました。デジタル化の話とDXの話、両方をしっかり推進していかなければいけないので、デザインシンキング研修、そういったものを含めて今研修を商工観光労働部と一緒にやりながらやっています。

御手洗議長 森誠一君。

森議員 商工観光労働部にDX推進課が設置されたのは承知している中で、大分県としてDXを進めていく中で、やはり総務部が中心となって、施策立案等の部分については政策企画課、いわゆる企画振興部になると思います。そして、県民にDXの利益をもたらす部分においては商工観光労働部が中心になると思います。総務部がやるべき部分は、そういった調整の部分で、いかにデータを生かすかとか、いかに連携させていくかという部分が大事だと思っています。

そういった意味での人材育成と総務部電子自治体推進室の在り方は重要だと思いますが、再度その点を踏まえて回答をお願いします。

御手洗議長 和田総務部長。

和田総務部長 商工観光労働部のDX推進課に

おいては、民間だけにとどまらず、県庁の行政も含めたDX化について全体的な御指導をいただいております。その中で行政のデジタル化の部分については総務部の電子自治体推進室でやっているという関係です。

いずれにしても、総務部だったり、企画振興部だったり、商工観光労働部、各部にまたがる課題なので、各部の連携をうまく取りながら推進していきます。

御手洗議長 森誠一君。

森議員 ありがとうございます。これからDXは非常に重要になってくる施策だと思うので、ぜひ連携しながらの推進、それがまた県民に利益がもたらされるような施策の立案に向けてやっていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

次は、地域の医師確保とオンライン診療の普及について2点伺います。

まず、医師確保について伺います。

今年1月中旬からオミクロン株による第6波となる感染拡大の波が押し寄せてきました。今回の感染拡大にも、県は一丸となって、まん延防止等重点措置の国への要請、医療機関の病床や宿泊療養施設の確保、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等への協力金給付と迅速に対応していただきました。

この間、特に大変だったのが病院をはじめとする医療従事者の皆さんであったことは言うまでもありません。こうした感染症の際はもちろんですが、貴重な人材である医療従事者の皆さんなしには日常生活を送るにも支障があります。まずはこうした方々の確保こそが最優先であると考えます。

令和2年に発表した県外来医療計画によると、本県の医療施設に従事している医師数は、人口10万人当たりで見ると275.2人と前回調査より6.7人増で、全国平均の246.7人を上回っています。しかしながら、二次医療圏ごとに見ると、大分市を含む中部、別府市を含む東部については全国平均を超えています。残念ながらそれ以外の医療圏では全国平均には及ばず、私の地元豊肥医療圏が206.9人と

かろうじて200人を超えています。基になっている厚生労働省の医師・歯科医師・薬剤師統計を経年で追ってみると、平成20年よりこの方、県全体として医師数を年々伸ばしてきているのは医師確保政策が奏功したものであり、今後もこの方向で政策を展開していただきたいと思いますが、一方で、地域の偏在の是正についても一歩踏み込んでいただきたいと思います。

特に専門医のうち救急医については、しっかりと取り組んでいただきたいと考えています。現在、各救急医療圏において指定医療機関が救急の受入体制を組んで対応していますが、専門医の数は足りていないと伺っています。特に竹田、豊後大野、中津の各救急医療圏では救急医が不在で、内科、外科の医師が連携して対応している状況です。今定例会において県医師研修資金貸与条例を改正し、対象診療科に救急科を追加したのはこうした救急医を育成することを目的にしていると伺いました。その運用に期待しますが、県として、医師の地域間の偏在是正を含め、今後の医師確保に向けた政策をどのように展開していくつもりなのか、知事の見解を伺います。

続いて、オンライン診療の普及について伺います。

新型コロナウイルス感染症が流行し始めてから2年を超え、足かけ3年目を迎えています。全世界において、地域差もなく、ほぼ同時に2年以上も蔓延した感染症はこれまでも例を見ないのではないかと思います。それだけグローバル化が進み、地球上の人と人との接触する機会が多くなったことが背景にあると思いますが、同時に、こうしたパンデミックの危険性は、この感染症の例からも分かるとおり非常に高くなってきています。

この間、感染症に対して最前線で奮闘された医療関係者の皆さんの御尽力には心からの感謝の意を表します。コロナ禍では、こうした医療関係者の皆さんを感染症から守る手だてを様々講じてきたと思いますが、その中の一つにオンライン診療があります。

令和3年6月の国の規制改革実施計画では、

初診からのオンライン診療を来年度より恒久化することが定められ、厚生労働省の検討会で取扱いについて議論がなされています。本県でも1月にオンライン診療を13の医療機関で実施されていると伺っています。感染症流行下においては、非接触で患者の状態が確認できるため、医療関係者の安全を担保できることや、専門性の高い医療を受ける際に交通の便を考えずに受診できること、さらには在宅医療で回診する負担の軽減など多くのメリットがある一方で、実際の診断をオンラインのみで適切に下せるのかという医療機関側の不安もあり、地域ごとに温度差が出ており、取組が進んでいない面もあると聞いています。

先端技術はこれからも問題点を解消しながら発展し続けていくと思います。技術的に可能であれば現場の医療機関とも連携し、対応可能な部分でオンライン診療を進めていき、県民全体が一定水準の医療を受ける機会を提供していく必要があると思います。

オンライン診療の普及についてどのようにお考えなのか、福祉保健部長の見解を伺います。

御手洗議長 広瀬知事。

広瀬知事 まず私から、地域の医師確保についてお答えします。

県民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療提供体制の充実が欠かせません。このことは今回の新型コロナウイルス感染症の対応の中で強く再確認しました。この医療提供体制の充実を図る上で、地域医療を支える医師の確保が大変重要であり、地域や診療科における偏在解消に向けて、次の対策に力を入れていきます。

まずは、地域医療を志す医師の養成です。県では医師確保対策の柱として、自治医科大学の定員2人に加え、大分大学医学部に13人の地域枠を設けて、地域の中核病院やへき地診療所で勤務する医師を養成しています。

その結果、現在35人の医師が各地域で診察に当たってくださっており、地域枠医師が初めて勤務を開始した平成27年の16人から大幅に増加しています。来年度はさらに10人程度

増やし、豊後大野市民病院等、これまで配置してきた10の病院に加え、竹田医師会病院など五つの病院にも新たに配置します。地域枠医師数がピークを迎える令和11年度には約70人が配置できる見込みであり、今後、医師の地域偏在は大きく是正されることが期待できます。

次に、議員御指摘の救急医の確保についても積極的に取り組んでいきます。救急搬送患者の約3分の2は高齢者が占めており、全ての団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、救急医の重要性はさらに高まります。他方、県内の救急医は47人とどまり、人口当たりでは九州で下から3番目の水準で、志望する医師もこの4年間に僅か3人という状況にあります。また、大分救急医療圏に26人が従事する一方、豊後大野や竹田など三つの圏域では一人もいないなど地域偏在も顕著です。

このため、来年度から医師研修資金貸付制度の対象に救急科を追加し、救急医の育成に急ぎ取り組みます。育成した救急医については、各救急医療圏に2人以上となるよう、大分大学医学部と連携して配置を進めます。

加えて、県外からの即戦力医師の確保にも力を入れていきます。県のドクターバンクにおいては、県内はもとより、県外医師からの就職相談も寄せられています。今年度は、へき地勤務を希望する県外勤務医を竹田市のへき地診療所での就職につなげました。こうした事例が増やせるように、県出身医師などに対して定期的に求人情報を提供していきます。

今後とも大分大学医学部や関係医療機関と協力しながら、医師確保と地域偏在の解消に全力で取り組み、県民の皆さんが安心して生活できる医療提供体制の確保、充実に努めていきます。

御手洗議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 私からは、オンライン診療の普及についてお答えします。

議員御指摘のとおり、オンライン診療は、移動手段を気にせず自宅で受診できるメリットがあるほか、接触がないことから、コロナ禍における診療にも適しています。このことは、第5波のピークであった昨年8月の活用実績が19

医療機関286件であったのに対し、感染が落ち着いた12月には10医療機関106件と減少したことからもうかがえます。

他方、診察手段が画面越しの間診に限られ、適切な診断に不安があるという医師の声もあり、今年度から実証事業を開始しました。

来年度は、活用の期待が大きいへき地において、精度の高い診断に向け、聴診音の遠隔伝達システムの試験を行うほか、先進事例紹介セミナーを開催し、より多くの医師の参入を促すこととしています。

また、在宅医療におけるオンライン診療を促進するため、訪問看護師が患者のベッドサイドで利用できるタブレットの導入経費を助成します。

このような取組を通じ、対面診療を補完するオンライン診療の有用性を医療機関側と患者側双方に認知いただくことで普及を図っていきます。

御手洗議長 森誠一君。

森議員 ありがとうございます。医師確保に向けての政策を聞きました。いろんな場面で手を打っていただいていることを確認しました。

今回の救急科の設置についても、医師会の皆さん等からもいろんな御要望がありました。我が自由民主党会派とも議論の中でそういった御意見をいただき、このことは今回予算に掲げられたことで、関係者の方からも非常にありがたいと伺っています。しっかりとこの制度が救急医の確保に向けて進んでいくことを願っています。

そういう中で、豊肥圏域においての問題を一つだけ伺います。

昨年10月、お産ができる唯一の産婦人科が19床の急性期病床を1床として、分娩や入院医療を行わず外来診療とすることとなり、実質的に豊肥医療圏でお産ができる病床がなくなりました。地域の方々からも心配の声を聞いていますが、県の医療政策の中でこの件についてどのように捉えているのか、福祉保健部長の見解を伺います。

あわせて、さきほどのへき地における実証事

業について、どこを想定しているのかをもし答えられればお願いします。

御手洗議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 豊肥圏域の産科の廃止について、今後の対応も含めお答えします。

今、議員が言われたとおり、昨年10月に豊後大野市の産婦人科が分娩取扱いの廃止をされました。これは分娩数の減少に伴う経営不振を理由とするものであると伺っています。

県としては、豊後大野市や竹田市と産科復活の可能性について協議してきました。この協議の中では、県からは、5年前に廃止した豊後大野市民病院の産科の再開に向けた運営費の支援などの提案も行いました。

一方、地元紙によれば、中九州横断道路などの整備が進み交通の利便性が増す中で、従来から多くの方が大分市などの産科で分娩を行っているということで、廃止以降、現在も特段の支障は生じていないということでした。

また、分娩を取りやめた地元の産婦人科は、現在も妊婦健診や産後の健診は継続していることから、市としては産科の再開よりも、当該産婦人科と連携して母子保健や子育て支援の充実に力を注ぎたいという御意向でした。こうした地元の意向を踏まえ、県としては、今後改めて産科開設の動きがあれば必要な支援が行えるように、地域枠の医師や研修資金制度等を活用して産科医の確保、育成に引き続き力を入れていきます。

それから、来年度予定しているへき地を中心としたオンライン診療についてです。今年度、調整中ですが、国東市と竹田市久住の2か所で実施を検討しています。

御手洗議長 森誠一君。

森議員 ありがとうございます。広域圏域から分娩施設がなくなったのは地域にとっても非常に大きな課題であると認識していますが、それに対して知事、また福祉保健部長からもいろんな形で、こうしたらいいんではないかとかアドバイスもいただいていると聞いています。ただ一方で、地域の皆様にはそういった不安があることは確かです。いろんな政策を総動員して

子どもを増やしていく、人口増に向けていく中で産科の重要性があるので、この後の議論でもそういった部分も含めて、今後の人口政策等についても話をします。

時間がないので次に移ります。

次に、こども政策における学童の保育について伺います。

政府において昨年12月21日、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針の閣議決定がなされました。こども政策を強力に推進し、少子化を食い止めるとともに、常に子どもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設の方針を明らかにしました。

基本方針では、全ての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要であるとし、そのため、家庭、学校、職域、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が、学校等の場をプラットフォームとして相互に協力しながら一体的に取り組んでいくとしています。

また、文部科学省の所管する教育行政の一体性を維持しつつ、これまでどおりの教育の充実が図られるとともに、こども家庭庁は全ての子どもの健やかな成長を保障する観点から関与し、両省庁が密接に連携して子どもの健やかな成長を保障するとされています。

この国の流れを踏まえた上で、今回、私が議論したいのが学童保育についてです。学童とか保育に関していろんな定義がありますし、児童福祉法第6条3の第2項の放課後児童健全育成事業を根拠とする放課後児童クラブだけで議論がなされがちです。

今回、私の議論でいう学童保育は、小学校1年生から6年生の児童を対象とし、学校の放課後だけでなく臨時休業の平日や夏休みなどの長期休暇における児童を対象とした保育と定義します。

全国で学童保育を利用している児童の数は、令和3年5月1日時点で134万8,275人、設置施設数は2万6,925か所となっており、大分県においては1万4,782人、403か所となっています。

創設予定のこども家庭庁では、さきほど取り上げた放課後児童クラブを所管すると明記されていますが、私はこれまでの国や県の施策において、学童保育、つまり学校以外における児童の居場所の制度設計において本質が抜け落ちていると考えています。特に課題なのは、夏休みなどの長期休暇です。利用者からは、利用したいが、例えば保育の開始時間が8時30分からでは仕事に間に合わないので、子どもたちを仕方なく家で過ごさせざるを得ないであるとか、運営側からだと、短期間の雇用契約の人材を捜さなければならないなど、それぞれにおいて不都合が発生しています。

この問題の本質は、我が国の社会に非常に重要である学童期の保育に関することが法的に明確化されていないことです。そのため、学童保育の現場において、常に場当たりの運営を余儀なくされています。これらの要因により、人材不足等に対応できない。人材が集まらないので弾力的な運営時間の設定などができていない負のスパイラルに陥っているのではないのでしょうか。

学童保育は放課後だけでなく、夏休みなどの長期休暇において、児童や保護者の方々にとって今やなくてはならない居場所です。しかしながら、これまでの施策決定の経過に振り回されて、根本の課題解決ができていないと考えます。県として現実をしっかりと認識し必要な施策を講じていくとともに、こども家庭庁の創設を見据えた国への働きかけをしていく必要があると考えますが、見解を伺います。

御手洗議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 こども政策における学童の保育についてお答えします。

学童期は、子どもの自主性や社会性の向上、基本的な生活習慣の確立等において重要な時期であり、この観点から、放課後児童クラブは子

どもの健全な育成を図るための場として重要な役割を担っています。

県内では、クラブの66%が保護者会等の任意団体によって運営されていることや、夏休みなど時期により就業時間が異なることなどから、人材の確保や育成が課題となっています。

このため県では、労務管理マニュアルの配布や社会保険労務士の派遣により、就業規則の整備や社会保険の加入など労働環境の改善を図るとともに、支援員の資格取得や資質向上のための研修を行っています。

また、創設予定のこども家庭庁が子どもの居場所づくりを強力に推進するとしていることも見据え、国に対し引き続き運営費の補助単価や補助率の引上げ、さらには利用料の無償化を要望していきます。

今後も放課後児童クラブが発達段階における子どもたちの安全、安心な居場所として、その役割を果たしていけるよう、市町村と連携して安定的な運営を支援していきます。

御手洗議長 森誠一君。

森議員 ありがとうございます。この課題に関しては、一昨年、私がこの議場において取り上げた内容である放課後児童クラブについて、コロナ禍において学校が休みなのに開けなければいけないということで非常に現場で衝撃が起こった。その後、いろんな整備がなされていますが、例えば、言葉の問題として、放課後児童クラブなので、放課後だけしかないのではないかと。よく話を聞くと、実は夏休みもちゃんと措置されているよと、そこまで聞かないと分からない状況でいいのかどうか。これも含めて、今回、こども家庭庁の創設があるので、しっかりと県から現場の声をぜひ上げていただきたいと思っています。

関連するので、次の質問に移ります。

ヤングケアラーへの支援です。こども家庭庁の政策において、ヤングケアラーの支援についても言及されています。

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているため、やりたいことができていないなど、

子ども自身の権利が守られていないと思われる子どもであり、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題が指摘されています。また、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、社会的な認知度も低いいため、周囲の大人だけではなく、ヤングケアラーに該当する子ども自身に自覚がない場合も多いため、それが適切な支援に結び付いていないことが問題です。

昨年4月に国が公表したヤングケアラーの実態に関する調査研究においては、世話をする家族がいると回答した割合が中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%でしたが、その中で世話について相談した経験があるは2割、ないが6割となっています。また、ヤングケアラーという言葉そのものを聞いたことがないが8割以上を占めています。これはヤングケアラーの認知度が低く、実態が潜在化していることを裏付けています。

また、昨年10月に本県が独自に行った小学5年生から高校3年生までの児童生徒約8万人を対象とした実態調査では、家族の世話をしていることで困り事を抱えている児童生徒が約1千人いることが推計されるとの結果も出ています。

潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見は重要ですが、一方で、子どもの中には、家族の状況を知られることを恥ずかしく思ったり、逆に家族の世話にやりがいを感じている場合もあるため、支援の際には子どもの気持ちに寄り添うことも重要です。子どもたちの悩みをまず受け止める場所は、毎日通う学校ではないかと考えます。このため、ヤングケアラーの対応については、学校教育現場と福祉とが連携して取り組むことが不可欠だと思います。

本県では、独自調査の結果も踏まえて、ヤングケアラーに対してどのような支援に取り組んでいくのか、福祉保健部長の考えを伺います。

御手洗議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 ヤングケアラーへの支援についてお答えします。

本県では、教育現場の協力を得て、広範かつ詳細な8万人の全数調査をいち早く行い、72%という高い回答率を得ることができました。分析の結果、世話をする家族がいると答えた子どものうち、71%がその悩みを誰にも相談したことがないとしており、さらに、その3分の1は話を聞いてくれる相談相手がいないということでした。

そこで、この4月から電話とSNSの専用相談窓口を開設し、悩みを抱える子どもたちが気軽に相談できる環境を整備したいと考えています。

また、そもそもヤングケアラー自体を知らないとの回答が70%となり、認知度が低いことも分かりました。このため、県民フォーラムやブロック単位の研修会等を開催し、子どもはもとより、周囲の大人たちにも周知、啓発を図っていきます。

また、今回の調査と同様に、ヤングケアラーの対応には引き続き学校現場との協力が不可欠であり、教職員等に対する研修やヤングケアラーの元当事者による出前授業など、教育委員会と連携して進めていきます。

これらの取組により、ヤングケアラーの過大な負担を軽減し、子どもらしく伸び伸びとした生活が送れるよう、既存の福祉サービスも活用して、しっかりと支援していきます。

御手洗議長 森誠一君。

森議員 ありがとうございます。このヤングケアラーの実態について、アンケート調査で県内の状況が少し分かり始めた。ただ、まだまだ子どもたちが抱え込んでいる部分があるのではないかということです。

さきほどお話しした放課後児童クラブの運営をされている方からも聞きましたが、放課後児童クラブも料金が月に5千円、6千円かかるところと、年間2千円で済むようなところ、入りたくても入れないような方もいらっしゃる。今3割の方が県内で放課後児童クラブを利用していますが、その中で、もしかしてヤングケアラーとされる子どもたちが、実際に放課後児童クラブに来られなくて自宅でお世話をしていると

か、そういったヤングケアラーの子どもたちも救えるのではないかという話も児童クラブの運営協議会の中でなされていると聞いています。まだまだ実態が把握できない部分のヤングケアラーの子どもたち、それと連動した福祉政策が今後非常に重要となります。

そういう中で、今のことに関する見解と、実際に今回のヤングケアラーの強化事業費で、個別訪問とか市町村への助成がほぼ予算の大半を占めています。これについて具体的に教えていただきたいと思います。

御手洗議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 ヤングケアラーの問題については、今回の調査でいろんな課題が浮かび上がってきました。今、議員御指摘のとおり、一人一人のケースによって様々な事情、背景があります。議員がおっしゃられた放課後児童クラブの活用も一つの解決策につながるのではないかと考えていますので、個別の事例をさらにつぶさに分析し、いろんな方策を今後検討していきます。

それから、今回のヤングケアラー事業の中身です。今回の事業については、内容的には、全ての児童生徒に対して相談先のカード、リーフレットを配布して、どこに相談したらいいかを周知すること、それから、ヤングケアラーアドバイザーを設置して、個別にいろんな啓発の手法や助言を行政に対して示していただくことを考えています。また、相談窓口として、いつでも子育てホットラインの相談員を活用して、24時間体制365日対応で相談窓口を設置する予定にしています。

さらに、基本的にいろんな福祉の既存制度があるので、そこにいかにつなげていくかが大事ではないかと思うので、その辺を市町村と連携して進めていきます。

それから、市町村事業、家庭養育ヘルパーの派遣事業がありますが、これについてはモデル的に一部の市町村で実施する予定にしています。

御手洗議長 森誠一君。

森議員 ありがとうございます。あえて放課後児童クラブ事業等の話をしました。

放課後児童クラブの事業については、今、大分県において年間8億円ぐらい措置がされて運営費等に充てられています。こういったヤングケアラーの実態把握等、子ども・子育て支援の充実こそが県の人口増対策につながっていくと思います。保護者の方が安心して子どもを預けられる場所、そういった児童クラブの位置付けが明確でないという、今回大きな私自身の課題を示して、ここまでの質問を終わります。

それでは最後に、ツーリズムに関して質問します。

現在改定中の第4期ツーリズム戦略について伺います。

令和元年、ラグビーワールドカップの年の県内の延べ宿泊者数は最高の約790万人で、その年のじゃらん宿泊旅行調査において、旅行後の来訪者の総合的な満足度で初の全国1位の評価がなされました。評価のポイントとして、魅力的な宿泊施設の多さ、子どもが楽しめるスポットや施設、体験の多さ、地元の人のホスピタリティが挙げられています。

しかしながら、その翌年の令和2年以降、現在まで続くコロナ禍において、旅行業、宿泊業をはじめとする観光関連事業者は売上げの激減により経営の危機に直面しました。この間、県においても雇用調整助成金の支給や中小企業・小規模事業者応援金の給付などの事業継続支援や、新しいおおいた旅割の実施などにより観光事業者の下支えがなされてきました。

一方で、ツーリズムに関する意識の変化がコロナ禍の約2年間で現れてきました。一つは、感染症や災害のリスクを想定した経営が重要であることの気付きです。観光産業の裾野の広さから、業界だけでなく行政の支援も重要なことが明らかになったと思います。

二つ目は、国内旅行や県内旅行が再認識されたことです。足下を見つめ直し、その価値を改めて感じる事ができたことは、今後の観光素材の磨き上げにおいて様々なヒントを与えてくれました。これらの意識変化に加えて、宇宙港などの新たなコンテンツが加わったことやDXの導入、活用は、ポストコロナにおける大分県

観光の反転攻勢の原動力となると考えます。

先般、姫島と豊後大野の2回目の日本ジオパーク再認定審査がありました。再認定の報告を先日知事にもしましたが、審査において大分県の地域資源が高い評価を受けました。このように県内各地の温泉資源を含め豊かな自然は、本県の最大の強みです。また、自然を活用した体験型アクティビティーも注目され始めています。

第4期ツーリズム戦略において、特に地域素材の磨き上げと多様化する旅行者ニーズに対応するのか、向こう3年間の取組に対する方針について伺います。

続いて、アウトドアガイド認証制度について伺います。

昨年の第4回定例会で、衛藤博昭議員の一般質問で北海道のアウトドア振興条例やアウトドアガイド資格認証制度を例に、大分県におけるアドベンチャーツーリズムの取組についての提案がなされました。アドベンチャーツーリズムは、アクティビティー、自然、文化体験の三つの要素のうち、二つ以上で構成される旅行形態と定義されています。

改定版のツーリズム戦略においても、地域資源を活用した取組として、アドベンチャーツーリズム推進が明記されています。また、今回、当初予算案のツーリズム推進基盤強化事業の中に自然型観光コンテンツの安全性確保等に資するアウトドアガイド認証制度の創設が盛り込まれており、私自身、大変期待しています。

近年のアウトドアブームは、コロナ禍において、運動不足解消や気持ちのリフレッシュなどを期待して裾野拡大を加速したとも言われています。

県内でも魅力的なアウトドアコンテンツがたくさんあります。清流を生かしたリバートレッキング、キャニオニングやバックラフト、ダム湖を活用した耶馬溪アクアパークの水上スキー、森林資源を生かしたフォレストアドベンチャー、くじゅう連山や祖母傾山系など魅力的な山々での登山、ハイキング、美しい景観を貫く道路網でのサイクリング、海での釣りやダイビング、また、キャンプや豊後大野でのサウナ体験など

も大分の魅力的なアウトドアコンテンツと言えらると思います。

これら県内各地の様々な魅力あるコンテンツの賦存量や、それらのアクティビティーの運営事業者の把握は現在どのように行われているのでしょうか。また、大分県を訪れた方にどのような方法で紹介できているのでしょうか。安心安全が担保されたアクティビティーとなっているのでしょうか。

アウトドアガイド認証制度の組立てにおいては、これまで20年以上制度を運営してきた北海道の事例に学びつつ、大分県の特長や課題をしっかりと踏まえた上で、大分県だからこその制度設計がなされることを期待していますが、今後の認証制度施策に関する具体的なスケジュールと内容について伺います。

御手洗議長 秋月観光局長。

秋月観光局長 二つ御質問いただきました。

まず最初に、多様化するツーリズムへの対応についてお答えします。

第4期ツーリズム戦略を推進する3年間は、コロナ禍で停滞する観光産業の復活、そして、躍進に向けた重要な期間です。大分が誇る豊かな地域資源を生かし、再び多くの旅行者が本県を訪れる取組の推進が必要です。

まず、大分ならではの観光素材の磨き上げを促進します。例えば、宇宙港は新たな素材として期待されています。県では観光事業者を対象としたセミナーやワークショップを通じて、宇宙をテーマとしたコンテンツづくりに取り組み、観光需要を創出していきます。

また、旅行者ニーズの変化を捉え、成長が見込まれる分野への誘客に取り組んでいきます。例えば、コロナ禍を経て、現地でしか触れることができない芸術文化の価値や、感染リスクが低く、心身のリフレッシュができる自転車の魅力が見直されました。

そこで、東アジア文化都市2022などを活用したカルチャーツーリズムやツール・ド・九州2023を契機としたサイクルツーリズムなどを展開していきます。

これらを推進していく上で、地域の前向きな

取組への後押しが不可欠です。地域一丸となつて行う課題解決や観光素材の磨き上げに対しても積極的に支援していきます。

続いて、アウトドアガイド認証制度についてお答えします。

アウトドアコンテンツやその提供事業者の情報は、主に市町村や観光協会から提供を受け、情報誌やホームページ等で紹介するほか、観光素材として旅行業者やメディア等に提供しています。

アクティビティーの安全安心に向けては、事業者それぞれが安全講習の受講や保険加入等に対応している状況です。

こうした現状を踏まえ、本県のアウトドアコンテンツのさらなる充実や安全性確保のため、北海道の取組も参考にしつつ、アウトドアガイド認証制度を創設します。

まずは、コンテンツ提供事業者や旅行業者、有識者等で構成する委員会を設置し、対象とするアクティビティーや手続、実施体制等を検討していきます。検討する過程で、県内のコンテンツ提供事業者の実態把握や現場のニーズ等に関するヒアリングを進め、委員会の議論に反映していきます。

認証ガイドには、事故の未然防止や緊急時の対応、豊かな自然環境の魅力や大切さを観光客へ伝える役割等を期待しています。本県観光の強みでもあるおもてなしを磨き上げる仕組みづくりもあわせて検討していきます。

5年度には認証ガイドによる案内を開始できるよう、体制づくりを進めていきます。

御手洗議長 森誠一君。

森議員 ありがとうございます。お手元に資料を配っています。これは北海道のアウトドアガイド認証制度によるものです。

今お話があったように、大分らしい制度設計をしていくことは必要だと思います。例えば、アウトドアという言葉の定義とか、あとベースとなるものとして、北海道においては推進条例があったり、条例に基づいて策定された推進計画があります。本県においても、アウトドアガイド認証制度自体を裏付ける条例を設けること

が非常に重要だと考えます。これについて1点伺います。

もう一点、これは関連する生活環境部ですが、令和4年度予算案に山の日レガシー事業として、山や海、川のアクティビティーやキャンプ場等のアウトドア情報に特化したWebサイトの開設が盛り込まれています。ぜひ今回、観光局と連携した事業展開により、魅力ある大分の資源を発信していただきたいと思います。

アドベンチャーツーリズム推進に関して、生活環境部の知見を生かした取組が重要だと思いますが、生活環境部長の見解も伺います。

御手洗議長 秋月観光局長。

秋月観光局長 アウトドア活動を推進するための条例の制定について御質問いただきました。

本県の観光振興の基本条例であるおんせん県おおいた観光振興条例には、自然などの地域資源の観光資源への磨き上げやその活用、保護などの規定があります。このため、現在のところはアウトドア活動の振興に特化した新たな条例を制定することは考えていません。

この制度がアウトドア活動の活性化に効果を発揮するように、関係事業者へのヒアリングを進め、検討委員会で議論していきます。

御手洗議長 磯田生活環境部長。

磯田生活環境部長 アドベンチャーツーリズムの推進についての見解をということです。

アドベンチャーツーリズムのうち、アウトドアで自然を活用して行うものについては、昨年の山の日の実績があるので、この知見を生かし、エコパーク、ジオパークと共に、このコンテンツをしっかりと生かしていけるようにやっていきます。

また、アウトドアガイドについては、私どもでもそういった専門家の方がたくさん山にいますが、スイスのツェルマットの山田桂一郎さんの話だと、こういった自然を生かして観光をやっていくためにはストーリーが非常に重要だと。そのためには、そのストーリーを語るガイドの存在が不可欠であるとおっしゃっています。ツェルマットでは、民間団体でこういう団体をつくっていますが、大分県では行政やツーリズムお

おいた、あるいは市町村の観光協会と一緒に
なり、観光局と一緒にしながら制度設計からし
っかり取り組んでいきます。

御手洗議長 森誠一君。

森議員 ありがとうございます。北海道にも
ジオパークがあり、認証制度の資格を持ったジ
オパークガイドもいらっしゃいます。そういつ
たストーリーを語るガイドがいることは、そ
の地域の価値がもっともっと高まっていくこと
につながると考えます。このことに関して、さ
きほどあったように、生活環境部、観光局が連
携した取組、そのベースとなる部分、では、ア
ドベンチャーツーリズム、アウトドアという言
葉の定義がどうなのか、こういうところもぜひ
議論していただきたいと思います。(拍手)

御手洗議長 以上で森誠一君の質問及び答弁が
終わりました。

暫時休憩します。

午後0時3分 休憩

—————>…<—————

午後1時 再開

三浦副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。猿渡久子君。

〔猿渡議員登壇〕(拍手)

猿渡議員 皆さん大変お疲れ様です。日本共産
党の猿渡久子です。

質問に入る前に一言申し上げます。

ロシアのウクライナ侵略に抗議し、ロシアは
直ちに撤退させることを求めます。核兵器の使
用も威嚇も原発への攻撃も、また、日本の核共
有も絶対に許せません。戦争はやめると一緒に
発信しましょうと呼びかけたいと思います。

では、一つ目の質問、中小事業者への支援策
の強化についてから質問に入ります。

コロナ禍でこの2年間、苦労を重ねながら頑
張ってきた中小業者の経営状況は本当に深刻で
す。別府の喫茶店の方は、営業時間短縮要請協
力金の対象外で、今日も売上げが最低を更新し
たと、また今日も更新したという状況だと話し
ておられます。仕入れて、準備して、廃棄して
の繰り返しでモチベーションが落ちる。第6波
は本当に厳しい、次の波が来たらもたないと訴

えておられます。

私たちが皆さんにお願いしたアンケートに1
10件の回答をいただきました。経済的影響に
ついての問いに、収入が減ったという項目にチ
ェックが一番多く、次に物価高の項目です。改
善が必要だと思うことについての問いには、消
費税の減税、インボイス制度の中止が一番多く、
次いで事業継続支援金の復活、次に復活支援金
の増額の項目に多くのチェックがありました。

記述欄には、夜の街が止まると飲食店の方の
利用が多い美容室やクリーニング等の売上げの
減少が大きい、また、外出が減り、婦人服が売
れず、大きな被害を受けているなど、多様な職
種から時短協力金の対象外の方の不公平を訴え
る声が多く寄せられています。

毎月赤字だという声や、毎月の支払が滞るく
らい逼迫している、病院代がなく病院にも行け
ない、ガソリン代が高過ぎるという声、あるい
はガソリンの二重課税、収入減、物価高による
生活苦、苦しいのは子育て世代だけではないな
ど、政治への不満の声も切実です。

この声に応え、暮らしを支えるのは地方自治
体の仕事です。観光誘客の旅割やプレミアム商
品券も大切ですが、これまでも繰り返し求めて
きたように、中小零細業者にあまねく支援が行
き渡ることが必要であり、次の対策を求めます。

一つ目は、事業継続支援金の復活と限度額の
引上げと家賃などの固定費への助成、二つ目は
県税の減税、三つ目は融資の返済額の減免です。
中小零細業者は、政策金融公庫、県制度資金、
民間の融資などを受け、何とか乗り切ろうとし
ています。今後、返済の本格化が予想されます
が、県制度資金の返済額の減免が必要です。あ
わせて、条件変更した場合には柔軟な対応を取
るよう金融機関に徹底することも必要です。

県経済の主役である中小零細業者への支援強
化を求めます。知事の見解を伺います。

続けて二つ目、知事の退職手当についてです。

知事の1期4年間の退職手当は3,240万
7,961円です。この額が4年ごとに税金から
支給されます。私は、選挙のたびに首長に高
額の退職金が支払われることを知ったときに本

当に驚きました。

一方、県民はコロナ禍で苦勞し、実質賃金が減り、年金も生活保護費も引下げが続いています。ステイホームで光熱水費がかさむ上に食料品や灯油代、ガソリン代などの物価上昇が深刻です。以前から多くの低所得者は、電気代も灯油も辛抱して、暗くなったら布団に入って真っ暗な中で暖を取る、こういう状況を多く見聞きます。介護保険料引上げも繰り返され、県民の暮らしは困窮する中で、75歳以上の医療費窓口負担を10月から2倍に引き上げようとしています。

私たち生活と健康を守る会は、低所得者への灯油代の助成を県に要望しましたが、県独自の対策は考えていないという回答でした。

大分県は、東アジア文化都市に指定されました。県民がこれだけ困窮している中で、文化都市と言えるのかと私は思います。文化都市というなら、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という憲法25条にのっとって、誰もが人間らしい生活が送れるようにすることがまず必要ではないでしょうか。

この状況下で、4年ごとに3,240万円を超える知事の退職手当は大幅に引き下げるべきであり、知事の政治姿勢として県民の苦しみに寄り添う姿勢をここで示すべきだと考えます。知事の見解を伺います。

〔猿渡議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

三浦副議長 ただいまの猿渡久子君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 猿渡久子議員の御質問にお答えします。

初めに、アンケート調査の結果等も御紹介いただきながら、中小事業者への支援策の強化について御質問いただきました。

驚異的な感染力のオミクロン株は、県内景気の持ち直しに水を差し、社会経済活動へ新たな打撃を与えました。引き続き感染対策を徹底しながらも、これからは疲弊した社会経済を再起動させていく必要があります。

これまで本県では、事業継続支援金などにより、業種を問わず様々な事業者を支えてきました。支援金では、昨年5月と6月、または8月と9月のそれぞれいずれかの月で売上げが30%以上減少した事業者に対し、法人30万円、個人15万円を上限額として1万1,989者に約34億7千万円を給付しました。

本年1月31日から申請受付が開始された国の事業復活支援金は、昨年11月から今年3月までのいずれかの月で売上げが30%以上減少した事業者に対し、法人最大250万円、個人最大50万円を給付するものです。事業継続支援金と比べ、対象月が2か月から5か月に広がり、支援要件が緩やかで、給付額もより高額な手厚い内容となっています。

県では、事業継続支援金に代わる制度として、関係機関等を通じ、周知徹底しています。その結果、商工団体には2月中旬までに約1,200件の相談が寄せられており、引き続き伴走型でしっかりと支援を行っていきます。

県税については、事業者の経営支援を目的とした減免は、公平性の観点から慎重な検討が必要ですが、コロナの影響を受け、納税が困難な事業者に対しては、納税の猶予制度を適用しています。また、その際には、延滞金や担保を徴しないこととしています。

県制度資金の返済額減免については、資金の貸手である金融機関が事業価値や関係者の支援状況等を勘案して、事業再生に資すると判断した場合等に例外的に行われることがあります。しかし、返済が原則ですから、追加融資と合わせた借換えや緩やかな返済が可能な県制度資金の活用などを通じて経営改善を促すこととしています。

県としては、コロナ禍で厳しい状況を踏まえ、金融機関に対し、条件変更した場合も含め、実情に応じた最大限柔軟な支援を行うよう、これまでも適宜要請しています。

こうした事業者への直接的な支援策に加え、社会全体の景気刺激策として個人消費を喚起することも重要です。市町村と連携したプレミアム商品券による地域での消費喚起や、再開した

新しいおおいた旅割などにより、移動自粛で蓄積した観光需要を取り込み、県経済の着実な回復を図ります。

引き続き市町村や商工団体等と連携し、中小企業、小規模事業者に支援策が行き渡るよう、必要な対策を講じます。

続いて、退職手当について御質問いただきました。

退職手当については、条例に基づき支給していますが、その算定方法は各県と同様です。その上で、退職手当の水準については、第三者機関である特別職報酬等審議会に諮問し、その意見の趣旨を尊重して決められています。これにより、平成19年度から約20%の引下げを行いました。さらに平成24年度は、一般職の状況を考慮して約15%の引下げを行うなど、諸情勢を踏まえながら、適正な水準となるよう対応してきました。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 今、中小業者のことについて、事業継続支援金等の答弁がありました。事業継続支援金は今ありませんよね。ですから、その復活を求めているわけです。その復活の考えがあるかどうか、御答弁を求めます。

それと、知事の退職金については、条例に基づき云々ということですが、審議会に引下げの方向で諮問してもらおうということが必要かと思いますが、再答弁をお願いします。

三浦副議長 高濱商工観光労働部長。

高濱商工観光労働部長 1点目の継続支援金についてお答えします。

昨年実施した事業継続支援金については、さきほど知事からも説明したとおり、今回、国の事業復活支援金という――御質問は継続支援金の復活という話でしたが、国が事業復活支援金というのを今回設けています。それが正に県が実施した継続支援金よりもかなり手厚い内容になっています。

そこで、我々としては、まずは国の事業復活支援金を漏れなく周知した上で、しっかり活用していただくことに注力していきます。

三浦副議長 和田総務部長。

和田総務部長 知事の退職手当ですが、現行の水準については、九州でも6位、全国でも33位であり、決して高い数字ではないと考えています。

特別職報酬等審議会においても、知事の職責、職務を考えれば引下げは慎重に考えるべきといった意見もあったので、知事の職責、職務に照らして、現行の水準は妥当なものではないかと考えています。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 中小業者にとにかくあまねく支援が行き渡るように、いろんな制度がある中で、さきほど紹介したような声なので、ぜひ考えていただきたい。

高くないという知事の退職金ですが、市民感覚からしたらものすごく高いので、引き下げないと理解が得られないと思います。

では、次の3点目の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

無料検査場の増設や開設時間の延長など、PCR等検査を拡充すべきだと考えます。医療と介護の崩壊を防ぐ上でも、高齢者施設や医療機関などを頻回の定期検査によって守ることが急務です。国が主導して、いつでも誰でも無料で受けられる大規模なPCR検査体制を確立し、検査キットなど資材の調達、陽性者の保護に責任を持つよう県として国に求めるべきです。

無料検査が拡充されたことは評価しています。ただ、検査可能な場所がない市町もあります。宇佐市では、同じ薬局での検査なのに、市が実施していたときより県が実施するようになって時間が短くなった、日曜祝日や土曜午後は休みで、平日も5時までで利用しづらいと改善を求める声が寄せられています。徹底した検査体制の確立こそが重要です。国への要請と検査体制の拡充について答弁を求めます。

2点目、自宅放置で亡くなる方を二度と出してはなりません。国は、地域の医療体制強化が急務であるにもかかわらず、発熱外来への補助金や診療報酬の加算を昨年度中で打ち切ってしまった。これらの補助金の復活や診療報酬

の引上げなど、医療機関への支援を抜本的に強化するよう国に求めるべきだと考えます。

東京都の墨田区保健所は、昨年夏の第5波に際し、定数の10倍以上に当たる110人の感染症対策の体制をつくり、重症、死亡事例を数か月にわたってゼロに抑えていました。墨田区の西塚保健所長はこう述べています。次々に民間委託となり、保健所も減らされてきた中で、商売にならない検査を続けてきた検査技師がいたお陰でコロナにも対応できた。金にならないことをやって危機に備える、これこそが公衆衛生だと、この姿勢に学ぶべきだと考えます。

大分県では、今年度、来年度の2年間で9か所の保健所に保健師と事務職員各1人ずつ、計18人の定員増を行うことを評価しています。各分野の職員の皆さんの努力に敬意を表するものです。その上で、保健所を中心に本庁を含め、関係部署の人員体制をさらに充実し、保健所体制を抜本的に強化すべきと考えます。

以上の点について答弁を求めます。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 私から2点お答えします。

1点目は、PCR等の検査についてです。

本県の無料検査場は、オミクロン株の侵入に備え、昨年末に県内10か所で開設し、現在は13市村54か所まで拡充しています。これまで約7万人が無料検査を受けており、県民の不安解消につながっていると認識しています。また、無料検査場でこれまでに356人の陽性者も確認しており、感染の早期探知にも一定の効果을上げています。

このような検査体制の強化に向け、国に対しては、検査に要する資器材の需給を的確に把握した上で、診療及び無料検査に必要な試薬や検査キット等の安定供給に向けて早急に対策を講じるよう要望しています。

なお、検査場の開設時間については、事業者が地域の実情に応じて設定していますが、宇佐の検査場では時間外であっても可能な範囲で対応していると伺っています。

今後も行政検査はもとより、感染拡大傾向時には無料検査を実施するとともに、クラスター

が発生しやすい高齢者施設等に抗原検査キットを配布するなど、検査体制の強化、拡充に努めます。

次に、医療機関への支援と保健所体制の強化についてお答えします。

発熱外来補助金は終了しましたが、診療、検査医療機関等による感染拡大防止策への支援として、昨年9月から新たな診療加算が認められました。また、減収が生じている医療機関への支援については、全国知事会はもとより、本県からも直接国に要望しています。

保健所の人員体制については、今年度と来年度の2年間で保健師を9人増員することとしています。また、事務職を今年度9人、時限的に増員するとともに、会計年度任用職員として看護職11人を含む計28人を配置しています。

さらに、OB保健師や人材派遣会社の看護師等の活用のほか、必要に応じて全庁体制による県職員の応援派遣も行っています。

加えて、昨年11月に締結した応援協定に基づき、別府市、中津市、日田市、臼杵市、杵築市、日出町の6市町から保健師を管轄の保健所に派遣いただいています。

今後も感染状況に応じ、保健所がその役割を果たせるよう、体制強化を図っていきます。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 今言われたようないろんな努力がされていることは本当に評価しています。お疲れ様と申し上げたいと思います。ただ、そういう中でもかなりの長時間勤務をされていると思います。

時間外勤務の状況、福祉保健部の今年1月、2月の時間外勤務、月80時間超え、100時間超えの人数を答弁してください。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 本年1月、2月の長時間勤務の状況ということで御質問いただきました。

福祉保健部の1月の時間外勤務は、80時間を超えた者が37人、うち保健所勤務者が26人です。また、100時間を超えた者が部全体で15人、保健所勤務が9人となっています。

超過勤務の縮減については、第5波への対応

の検証を踏まえ、システムを導入した健康観察業務の効率化、あるいは疫学調査の重点化を図るとともに、さきほど申したように市町村からの応援派遣などをいただき、様々な対策を講じた結果、第5波ピークの8月の長時間勤務者と比較すると減少している状況です。

また、御質問のあった2月の超過勤務の実績は、今集計中でまだまとまっていませんが、分かる範囲で調べてみたところ、この2月も昨年8月に比べれば少ない人数で収まりそうな感じですか。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 あと2点聞きたいですが、抗原検査キットを大分県では先進的に取り組んできたと思います。この活用状況と効果のほどについて説明いただきたい。

もう一点、ワクチンの3回目の接種についてです。

政府の感染症対策は本当に後手後手だと思いますが、3回目のワクチン接種の接種率、いまだにOECDで最下位ですね。国に働きかけるとともに、接種の加速化がさらに必要かと考えますが、2点御答弁ください。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 2点御質問いただきました。

1点目は、抗原検査キットの活用状況とその成果ということです。

今回、オミクロン株による急激な感染拡大に対応し、高齢者の入所施設や幼児教育・保育施設に対して検査キットを配布しました。

高齢者入所施設では、職員の一斉検査を実施するため344施設に配布し、ほぼ全ての施設で検査を完了しています。この中で2件の陽性者が出て、早期探知によりクラスターの拡大を防ぐことができたと考えています。

それから、幼児教育・保育施設は今年になって非常に感染拡大がそこかしこで起き、クラスターが多発しているという状況を受け、要望のあった270施設に配布し、職員の濃厚接触者が自宅待機を解除する際、あるいは体調に不安を感じる場合に使用することとして配っています。現時点で配った半分近くの施設でこれを活

用されています。今後も、自宅待機の解除等の際にこれを使って安全を確認するという形で利用されるものと考えています。

もう一点の御質問、ワクチンの3回目接種の促進と国への働きかけについてお答えします。

ワクチンの接種間隔の相次ぐ方針変更により、市町村の接種計画は変更を余儀なくされ、混乱を来したのは議員御指摘のとおりです。

一方で、全国知事会等の要望もあり、国からのワクチン供給の改善が図られました。県内においても接種がペースアップして、最近では目標の1日1万回接種をおおむね達成できています。

今後も、モデルナワクチンによる交接種の有効性や安全性についての情報発信や、要望の多いファイザー社製ワクチンの確保等について、引き続き国に対し要望を続けていきます。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 ここで知事に伺いたいですが、さきほどの部長の答弁の中で37人の80時間超えの超勤があると、100時間超え15人と、これは本庁も含まれます。

先日金曜日、守永議員の代表質問への答弁で知事は、人材は県庁にとって宝だと、能力を発揮し、安心して働けるようにすることは私の責務だと答弁されました。2月はもっと超勤が多いと思います。そういう中で、国も各保健所に保健師を2人ずつ増員するというのを言っているし、ぜひさらなる増員が必要だと思うわけですが、いかがでしょうか。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 今の超勤の状況についてですが、さきほど申したとおり、数字で申すと昨年のピーク、デルタ株のときの8月の本庁の80時間超えが21人に対して1月は11人、地方機関が48人に対し、26人ということで、今回、さきほど申したようないろんな改善策を講じて、かなり超勤の縮減は図られています。

とは申しても、依然、大変厳しい状況にあることは間違いないわけで、今後とも特定の職員に負担が集中しないようにしっかりと目配りして、対策を講じていきます。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 コロナ禍が2年以上続いて長いですし、本当に職員を増やすことが県民の安全を守る、公衆衛生をしっかりと守るために必要だということによって言っています。知事の答弁をぜひお聞かせください。

三浦副議長 広瀬知事。

広瀬知事 ただいま山田部長がお答えしたとおり、大変厳しい状況の中ですが、できるだけ改善に向けて努力しているという状況です。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 ぜひ積極的に努力いただきたいと思っています。

では、次の質問、日出生台での米軍演習についてに移ります。

在沖縄米軍の実弾射撃訓練が4月から6月の間に日出生台演習場で実施されるとの報道がありました。訓練の廃止を求めべきだと考えます。そもそもこの演習は、沖縄の基地負担軽減ということで始まりましたが、沖縄でも各地でも負担は増えています。演習そのものの廃止を私たちは一貫して求めてきました。

さらに今はコロナ禍です。日米地位協定の下で米軍関係者は軍の管理下で入国し、コロナの感染対応も米軍任せです。米軍基地がある沖縄県で昨年12月にオミクロン株が初めて確認され、岩国基地がある山口県などでも感染が拡大し、米軍基地が感染対策の抜け穴になっていると新聞等で報じられています。その中で訓練は許せません。これまでも確認書や協定書が守られず、日数や時間を延長されてきた経過があります。知事も副知事も防衛局も要請を重ねてきたし、抗議もしてきました。しかし、午後8時以降の射撃自粛を日米の合意事項とすることを米側は拒否しています。米軍は地域での合意は国家政府の合意ではないという態度で、私はこれは本当に住民をばかにしていると怒りを感じています。

そんな中で、今回は報道が先行し、県にも九州防衛局にも連絡がなかった、報道で知ったと聞いています。地元の方からは、由布院は他の地域以上に自粛してきたんだと、必死で我慢し

てやってきて、感染は自衛隊だけなんだと。辻馬車も映画祭もようやくスタートというときに大きなリスクを由布院に負わせるのかと訴えています。また、ウクライナ情勢の中で戦場に直結する訓練は容認できないという声も上がっています。

訓練情報については早期の情報開示を求めるとともに、防衛省に対し、強く抗議し、演習の廃止を求めべきです。県の見解を求めます。

三浦副議長 梶原防災局長。

梶原防災局長 米軍の実弾射撃訓練に対する本県の基本的なスタンスは、あくまで将来にわたる縮小、廃止です。

この訓練は、日米安全保障体制の枠組みの中で、外交、防衛の権限を持つ国の責任の下、国有演習場で実施されており、本県は沖縄の基地負担軽減のため、苦渋の決断をもって受け入れたものです。

訓練実施に際しては、大分県はこれまで独自に九州防衛局等と射撃時間などについての協定等を締結し、県民の安全確保に努めてきたところ です。

県としては、昨今の緊迫度を増す国際情勢も注視しながら、今回の訓練においても、地元3市町と連携し、住民の不安解消に努めるなど、的確に対応していきます。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 今までも繰り返し、住民の安全を守るために県としても頑張ってきたと思います。国も防衛局も働きかけをずっとやってきた中でもこういう状況にあると、確約書等も守られていないではないかという中で、コロナ禍で県民の安全を守るのかと非常に不安な声が上がっているわけです。

知事に答弁をお願いしたいのですが、米軍の4.6人に一人が感染していると。家族も入れてこの人数で、感染者がいる前提で対応すべきだという声や、例えば、大分県のコロナの状況がステージ3以上になったら受け入れられませんよなど県独自の基準を設けるべきではないですかという声、あるいは時間延長もやられているので、9時なら9時にこっかがサイレンを鳴らし

たらどうですか。こっちがもう時間ですよと米軍にアピールすべきではないですかとか、そういう声も上がっています。コロナの感染についても非常に心配の声が上がっていて、観光の大事なときに困るんだという声が上がっていますが、知事の考えをお聞かせください。

三浦副議長 広瀬知事。

広瀬知事 日出生台の訓練のそもそもは、日米安全保障条約の下で地位協定がある。そして、その中で沖縄の米軍が国防の実弾射撃演習をやる。それではあまりにも沖縄の皆様も困るだろうということで、その負担を本土で引き受けて始めたものです。

したがって、今言われたようなこちらでサイレンを鳴らすとか、いろんなお考えはあるかもしれませんが、基本はそういうことになっていることをよくわきまえてやらざるを得ないということです。なければならないのが一番いいというのはよく分かりますが、そうはいかない。むしろ、我々は日米で安全保障条約を結び、そして、地位協定をもって米軍がこちらに滞在し、日本の防衛を分担してくれるということ、そういう中での演習だということを考えてください。

今度のウクライナへの侵略等についても、よっぽど自分の身のことだという思いで備えなければならぬと思います。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 知事、お願いですが、再答弁のときにマイクを上げていただけると聞きやすいので、お願いします。

次の問題に移ります。

子育て支援策等についてです。

人口減少問題は大分県の重要な課題です。私は今年1月上旬に明石市を視察しました。明石市は、子どもを核としたまちづくりで、人口減少、少子化、地方衰退を克服しています。

明石市は、独自の五つの無料化を所得制限なしで実施しています。子どもの医療費無料化の対象を高校3年生まで拡大、中学校給食の無償化を中核市以上で全国初めて実施、第2子以降の保育料の完全無料化は関西初、主な公共施設の入場料無料化、そして、五つ目に紙おむつな

どを毎月届け、支援につなげるおむつ定期便、この五つです。

他にも多様な子育て支援策に取り組むことで、人口減少から9年連続人口増に転じ、2020年に人口30万人を突破し、過去最高となっています。特に子育て層が大幅に増加し、2018年の出生率は1.70です。

明石市が実施しているアンケートに住みやすいと答えた市民の方が91.2%、来街者は7割増となり、にぎわいを取り戻し、地価は7年連続上昇、市税収入も7年連続増加しています。

子育て世代は、子育てしやすい自治体を求めています。情報もしっかりキャッチします。子育て支援策の充実が子育て層の人口増加と税収の増加につながり、それがさらに新しい施策の充実へとつながっていく好循環を生み出しています。ここに大いに学ぶべきだと考えます。

そこで、一つ目、子ども医療費助成制度についてですが、大分県では15年間改善がなく、通院は小学校入学前まで、入院は中学卒業までが対象で、上限はあるものの、1日500円の自己負担があります。再三にわたって拡充を求めてきましたが、新年度も改善がなく、大変残念です。大分市、別府市は改善の方向です。

兵庫県は、所得制限や自己負担はあるものの、入通院とも中学卒業までの助成制度があります。福岡県は今年度から中学卒業まで拡大し、東京都は現在中学生までのものを高校卒業年齢まで2023年度から拡大するとのこと。

財政力の違いはあるかとは思いますが、人口増に向け、大分県でも高校卒業年齢までの医療費無料化に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

二つ目、子育て支援策として、明石市では見守り支援員が0歳児の赤ちゃんがいる家庭に紙おむつなどを直接届けるおむつ定期便を実施しています。経済的負担や保護者の精神的負担を軽減させるとともに、支援が必要な家庭を見付け出して必要な支援につなげています。兵庫県はコープに委託し、子育て経験があるスタッフが研修を受けた上で訪問しているとのこと。本県の子育てほっとクーポンは評価するところ

ですが、これをさらに発展させ、アウトリーチ型でニーズを見だし、必要な支援につなげていく積極的な取組を求めます。

3点目、子どもたち、若者たちには多様な居場所、いろいろな居場所が必要だと感じています。その一つとして、フリースクールの利用について質問します。

2016年12月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が成立し、翌年3月には基本指針が文部科学省より出され、不登校支援の在り方は大きく変わりました。

基本指針では、これまでの一步でも教室に近づけようという学校復帰ではなく、子どもの意思を尊重しながら社会的自立を目指すという方向に変わりました。つまり、学校で学ぶことが全てではなく、学校に帰れる子は帰ってもらってももちろんいいが、学校以外の場でも多様な学習活動をし、学校以外の場から社会的自立を目指すという方向もあっていいんだと変わったわけです。

2020年度の大分県の小中学校の不登校は1,992人で、5年連続で増加、特に小学生の不登校は5年間で2倍以上に激増しています。

不登校の子どもが過ごす居場所が一つである民間のフリースクール、その利用料は一人3万円前後かかる場合が多いです。家計を圧迫するために思うように利用できません。特に小学生の不登校の場合は、一人で家に留守番させることは難しく、ひとり親の場合は仕事にも行けない、そういう困難を抱えている家庭もあります。

そこで、提案です。フリースクールを利用している保護者に利用料の補助をしてはどうでしょうか。例えば、茨城県では半額を助成しています。確保法や基本指針で明記されている子どもの教育を受ける権利を保障する意味で必要だと思います。

次に、情報を届けることが必要だと思います。大分県教委が発行している不登校児童生徒支援ガイドは、民間のフリースクールや親の会の情報が掲載された優れたものだと思います。しかし、これは学校に1部ずつしか配布されていない

いと聞きます。先生方や保護者へのフリースクールの情報は不十分です。

情報発信の一つ目として、県教委のホームページでフリースクールや親の会などを紹介していますが、分かりづらいとの声を聞きます。分かりやすく改善してください。

二つ目に、フリースクールや親の会の連絡先等が明記された一覧表を1枚のプリントにして、このチラシを小中高校生の全ての保護者に配布してください、答弁を求めます。

4点目、多様性を尊重する社会づくりについてです。

明石市では、LGBTQプラス施策担当職員として、性の多様性への理解があり、経験等を有する方を全国公募で採用し、当事者の方を採用しています。そして、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入や専門相談などに取り組んでいます。県内では臼杵市が、都道府県としては6府県が既にパートナーシップ制度を導入しています。今年4月以降は、豊後大野市や竹田市、東京都、福岡県など全国で31の自治体が導入予定だと聞きます。導入自治体の人口は、4月以降は総人口の5割を超すことになるということです。

本県でもこれに学んで性的少数者を採用し、当事者の皆さんの意見を生かして、パートナーシップ、あるいはファミリーシップが私は望ましいと思いますが、ファミリーシップ制度の導入や相談、啓発などの取組を進めるべきではないでしょうか。

以上4点について答弁をお願いします。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 私からは、2点お答えします。

1点目は、子ども医療費助成制度についてです。

この制度は、医療体制も含め、安定的、持続的な運営が求められます。本県では、限られた財源の中で保護者の負担が大きい入院は小中学生まで、通院は受診回数が多い未就学児までを対象とし、所得制限を設けることなく実施しています。

市町村では、地域ニーズや財政状況も踏まえ、現在16市町村が小中学生までの通院医療費を助成しており、残る大分市と別府市も本年10月から世帯の所得にかかわらず、全ての小中学生まで助成を拡大する予定と伺っています。

これにより、県内全ての市町村において、中学生までの入通院医療費の助成が実施されることとなり、県民の皆様にとっては他県と比較しても遜色のない内容の助成制度が整いました。

なお、子ども医療費助成は、各自自治体がそれぞれの実情に応じて実施していますが、そもそも国の責任において全国一律の制度として運用されるべきものであり、全国知事会などを通じて引き続き要望していきます。

次に、子育て支援策の強化についてお答えします。

本県では、市町村をはじめ、保健、医療、福祉の関係機関が連携し、母子健康手帳交付時から出産、乳幼児期の各ステージごとに親子の心身の状態を把握し、必要に応じて訪問等による継続的な支援を行っています。

生後4か月までに市町村保健師等が全ての乳児家庭を訪問するほか、研修を受けた育児経験のあるボランティアが子育ての悩みを傾聴し、一緒に育児、家事を行うなどアウトリーチ型の支援に力を入れています。

来年度からは、新たに双子などの多胎児家庭に対し、助産師や先輩ママによる妊娠期からの訪問支援に取り組みます。

加えて、行政の支援を拒みがちな家庭に対しては、民間団体等と連携し、食事や日用品を手渡しすることにより家庭状況を把握し、適切な支援につなげていきます。

こうしたアウトリーチ型の取組により、育児不安の解消や、虐待リスクの高い家庭の早期発見に努め、ニーズに応じた効果的な支援につなげていきます。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 来年度、新たにフリースクールに通う児童生徒を支援する手だてとして、フリースクールからの要請に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各スクー

ルに派遣したいと考えています。心理面の悩みや家庭環境等の課題について、公的な専門スタッフがサポートしていく仕組みを導入します。

フリースクールの利用料補助については、現在、国で不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方などに関する調査研究が進められており、その動向を見守りたいと考えています。

あわせて、利用料が不要の公的な不登校支援機関である県及び全市町設置の教育支援センターの周知にも引き続き取り組みます。

また、保護者の情報提供に関する御指摘のうち、県教育委員会のホームページについては、より閲覧しやすくなるよう工夫します。

フリースクールや親の会の連絡先などについては、一人1台端末などを活用し、教員や保護者、児童生徒の全員が閲覧できるよう、市町村教育委員会と連携して取り組みます。

三浦副議長 磯田生活環境部長。

磯田生活環境部長 多様性を尊重する社会づくりについてお答えします。

人権尊重の大分県づくりには、県職員は特に高い人権意識を持つことが必要です。また、これはインバウンドや国際企業の誘致、移住促進を進める上でも極めて重要です。

明石市のように性の多様性への理解や専門的な知識、経験を有する方を公募し、結果的に性的少数者が採用された例が確かにあります。しかし、大切なのは性的少数者の声をきちんと施策に反映させていくことと考えています。

本県においては、性的少数者への理解促進に関する調査研究会を開いており、性的少数者支援団体の代表に参加していただくとともに、名乗りづらい性的少数者の方の生の声を県民アンケートで聞くなどの工夫をしています。

また、昨年6月に開設した相談窓口では、委託先の公認心理師協会が性的少数者支援団体の意見を取り入れながら個別の相談に応じています。

このように、性的少数者等の意見を施策の立案、実行それぞれの段階で反映し、実施しながら、多様性を尊重する社会づくりに取り組みます。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 子ども医療費やフリースクールの補助についても国の動向云々ということですが、国に求めていくのは私たちも同感です。本当は国がやるべきと私も思っているし、我々も働きかけていますが、国に求めながらも、やはり地方が先行してやるということは大事だと思います。フリースクールの補助についても、今、コロナ禍で子育て世代が非常に苦勞している中で、ぜひ早い時期にフリースクールの利用料補助を実現していただきたいと重ねて申し上げます。

それと、LGBTQの多様性の問題については、パートナーシップ・ファミリーシップについて、ぜひ早く取り組むべきだと思います。家族が家族として普通に暮らしていきたいと、家族が家族としてきちんと認めてもらいたいただけないんだという当たり前のことに今ハードルが高いわけですね。例えば、家族が病気になったときに家族として説明を受けることができないとか、子どもの学校や保育所などで支障が出てくるというところで、私はファミリーシップは望ましいと思うし、ぜひパートナーシップ・ファミリーシップ制度について、もう少し踏み込んだ答弁をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

三浦副議長 磯田生活環境部長。

磯田生活環境部長 パートナーシップ・ファミリーシップの導入について質問いただきました。

現在、子どももさきほど申した調査研究会を開いており、約1年かけて意見をよく聞いていきたいということで、今の段階では、広く多様な意見を丁寧に拾い上げながら議論を深めていきたいという状況です。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 この点の最後に一つ要望ですが、子どもたち、青少年の健全育成に関して、包括的な性教育の必要性を非常に感じています。年齢に合ったそれぞれの段階での性教育で、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの観点に立つての積極的な取組を要望して、次に移ります。

温泉を生かした観光振興についてです。

私は、一昨年9月の一般質問で一度質問しましたが、別府八湯温泉道名人、私もその一人ですが、延べ1万人を超えました。88か所の温泉を巡ると名人に認定され、(現物を示す)この黒タオルがもらえるわけです。スタンプラリーなので、スパポートという手帳に判こを押していくわけですが、これの大分県版、大分県温泉道でおんせん県おおいたのPRをしてはどうかと提案し、前向きな答弁をいただきました。研究していくという答弁でしたが、その後の研究や具体化はどうなっているのか、御答弁ください。

コロナ禍で県内、近県で楽しんでいただき、地元のよさを見直し、冷え込んだ地域経済の活性化につながればと思います。ぜひ早い時期の実現を期待する声がたくさん寄せられています。いかがでしょうか。

三浦副議長 秋月観光局長。

秋月観光局長 昨年度、議員から御提案いただいた後、県では9月から5か月間、民間事業者と連携し、大分県版の温泉スタンプラリーを行いました。その実施結果を分析したところ、別府エリアの訪問率が82%となるなど、別府温泉の訴求力の高さを再認識した一方で、県内全域への周遊にまではつながることができませんでした。

また、県外客の参加率が36%、日帰り利用率は95%で、同時期に実施した大分旅行への関心度調査では、温泉だけでなく、自然や食にも魅力を感じるという声を多くいただきました。

このことから、県全体への効果の波及や県外客の取り込み、宿泊の促進、温泉以外の魅力との組合せが課題であると認識しました。

また、市町村から意見を伺ったところ、温泉のみならず、地域の魅力を磨き、温泉とつなげて誘客を促進したいという声が多く、現在、市町村と素材磨きなどに取り組んでいます。

今後は、ポストコロナ時代の温泉を活用した誘客対策について、市町村や観光事業者等と様々な課題を踏まえて議論し、新たな周遊の仕組みを構築します。

三浦副議長 猿渡久子君。

猿渡議員 今言われたようないろいろな地域の魅力とつなげた取組になっていくと思うので、大分県温泉道を早い時期にぜひ実施していただきたいと重ねて申し上げ、次の質問に移ります。

人権尊重社会づくり推進条例についてです。

この条例改正案が今議会に提案されています。SNS等による誹謗中傷、性的少数者や感染症に伴う偏見や差別について解決すべき課題として前文に明記することについては評価しています。しかし、条例名とともに改正案の随所に「部落差別等」や「部落差別をはじめ」などと「部落差別」の文言が挿入されており、こうした文言は削除すべきだと考えます。

水平社創立から100年です。国民も行政も差別をなくすために本当に努力してきたと思います。その結果、基本的には部落差別は解消されてきたと思っています。今回の条例改正は、そんな努力に逆行するものではないかと感じます。残された差別を解消する取組はもちろん必要ですが、あえて部落差別などの文言を各項目に挿入する必要はないのではないのでしょうか。他のいろいろな差別と同じように扱うべきだと思います。

条例改正の背景の一つに、県民意識調査で、子どもが同和地区の人と結婚する場合、何らかの形で反対すると答えている人が約6割に上っていますが、架空の同和地域を前提にした設問自体がおかしいと思います。

また、婚姻の成立は、憲法24条に定められているように両性の合意のみとされています。この点でも設問自体がおかしいと思います。それを条例改正の背景の根拠としていることに納得がいきません。

都道府県の課の名前に「部落差別解消」という言葉を含むのは大分県だけです。フィールドワークを行政主体で主催している自治体も県外では見当たりません。条例名等の修正について答弁を求めます。

三浦副議長 磯田生活環境部長。

磯田生活環境部長 人権尊重社会づくり推進条例についてお答えします。

平成21年4月に本条例を施行後、差別解消

三法が施行され、また、SNS等による誹謗中傷、性的少数者の人権問題、新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別などの様々な課題が浮上しています。これらの社会情勢の変化を踏まえ、今議会において条例改正を提案しています。

部落差別解消推進法では部落差別は存在すると明記され、法務省が令和2年公表の部落差別の解消の実態に係る調査の中でも部落差別の実態が明らかになっています。

加えて、SNS等による部落差別に関する悪質な書き込みや動画が見られ、同和対策審議会答申以降、長年の取組にもかかわらず、依然として部落差別問題は解消されていないと認識しています。

県民意識調査では、部落差別問題の最たる例である結婚差別の意識の傾向を把握し、啓発に活用する目的で設問を設定しています。

改正案では、様々な人権課題の中で部落差別問題は人権行政の原点であることから、あらゆる不当な差別の例として示したものです。今回の改正を通じ、人権尊重社会づくりの一層の推進を図ります。

三浦副議長 以上で猿渡久子君の質問及び答弁は終わりました。元吉俊博君。

〔元吉議員登壇〕（拍手）

元吉議員 皆さんこんにちは。18番、自由民主党の元吉です。大変お疲れ様ですが、しばしお付き合いをお願いします。

今回はアフターコロナを見据えて、農林水産物の輸出戦略や観光対策など、大きく4点について質問します。知事はじめ執行部の明確なる答弁をお願いして、早速質問に入ります。

まず初めに、本県の農林水産物の輸出戦略についてお尋ねします。

我が国は少子高齢化が進展しており、このままでは国内の市場が縮小することを考えると、海外での農林水産物の販売を視野に入れることが、農林水産物の発展の大きなポイントではないかと思っています。このような中、国は令和2年11月に策定した、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略～マーケットイン輸出への転換のた

めに～を令和3年12月に改定し、農林水産物の輸出拡大に向け取組を強化することとしました。

令和7年には2兆円、12年には5兆円という輸出額目標の達成に向けて、これまでの、国内の余剰を輸出するという発想を転換し、生産、加工、流通、販売に関わる全ての事業者が、マーケットが求めるものを作るという発想に立つべく改革を行う。28の輸出重点品目を選定し、品目別、あるいはターゲット国別に目標金額を設定し、具体的な行動計画を設定する。さらに、輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しするため、リスクマネーの供給、輸出先国のニーズに特化した産地の育成などを支援する。また、省庁の垣根を越えて、輸出先国の規制の緩和、撤廃に向けた協議、規制やニーズに対応した加工施設の整備などを行うという内容です。

重点品目の一つにブドウが挙げられていますが、その産地リスト5産地の一つとし本県が明記されています。国として、東アジアを中心に国別輸出目標を設け、輸出産地の育成、展開や加工、流通施設等の整備、販路開拓などの具体的な施策が盛り込まれており、国の本気度も十分に伝わってきます。

また、その他の重点品目として牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳、乳製品のほか、いちご、かんしょ、切り花、茶、米、ブリ、製材など、本県でも生産されている品目が多く取り上げられ、ブドウと同様に具体的な施策が記されています。

本県においても、この国による輸出加速化の動きをうまく捉え、本県農林水産物の輸出拡大を一気呵成に進めていけたらと思いますが、本県における農林水産物の輸出戦略について、今年度1年間の成果と今後の展望について知事の見解を伺います。

以降は対面演壇より伺います。

〔元吉議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

三浦副議長 ただいまの元吉俊博君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 元吉俊博議員から農林水産物の輸出戦略について御質問いただきました。

本県の農林水産物の輸出実績ですが、令和2年度が28億9千万円で、5年連続して最高額を更新しています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延で、いまだ人流や物流の混乱もありますが、このようなときだからこそ、Web会議や現地法人等を最大限に活用して輸出拡大に向けた取組を進めてきました。

例えば、中国では、防疫上様々な規制がある中でも大連のおおいた農林水産物輸出サポーターの協力により、消費者向け養殖ブリや養殖シマアジをPRし、好評を博したところです。また、ベトナムでは、現地のジェットロを通じ複数のバイヤーと日田梨のオンライン商談を行いました。輸出実績は、令和3年度も過去最高を更新する勢いです。

これからは、コロナ収束後の攻勢に向け、国の実行戦略も踏まえて、さらに牛肉、養殖ブリ、製材製品等、本県に強みがある品目を中心に海外戦略を強化します。

一つは、マーケットインの輸出産地づくりです。

牛肉は米国向けを中心に輸出量が大きく伸びてきていますが、輸出先の要望に対応して細かな部位ごとにカットしていくことが求められています。そのため、畜産公社に真空包装機を増設する等、作業効率の向上を図り加工機能を強化します。

また、養殖ブリは、従来の生鮮フィレに加え、コロナ禍の巣籠もり需要で高まった冷凍切り身等のニーズを踏まえ、新たに高次加工施設を整備します。

最近、海外でも人気が高まっているシャインマスカットは、春節の贈答需要に対応するため、長期貯蔵による出荷期間の拡大を進めます。

二つは、新たな販路の開拓です。

今年1月に発効されたRCEP協定に加盟した中国は、今や日本最大の輸出先国です。現地フェアで好評の養殖クロマグロや養殖シマアジ等の販路開拓を進めるため、現地飲食店でのフェアや九州・山口連携で行う中国国際輸入博覧会への出展のほか、東アジア文化都市の取組と

も連携を図ります。

また米国では、現地ニーズの高い和牛や養殖ブリの商談、量販店でのフェアを行います。製材品についても、今年度設置した現地販売拠点を中心に、ポーチ材やデッキ材への売り込みを強化していきます。

さらに、有機食品への関心が高い欧州では、展示会への出展等により乾いたけの有機JAS商品を売り込んでいきます。

世界の人口増加等を背景に食料需要が増大する中、ニーズに対応しながら新たなマーケットを切り拓いて、令和6年度57億円の目標達成に向けて全力で取り組んでいきます。

三浦副議長 元吉俊博君。

元吉議員 ありがとうございます。知事の話を知ると、既にあらゆる角度から手を打っているということで、大変安心しました。

日本ブランドの食味の特徴は、外国と違い、甘みとうまみなので、そのよさは大いに受け入れられると思いますが、コロナ禍で輸出に対応するような高級志向の農産物は厳しい状況ではないかと思えます。ぜひ希望の持てる対策をお願いします。特に短期集中県域支援品目に入っていないませんが、輸出の重点品目であるブドウについては、我が国の高品質なものが高価で取引されています。惜しむらくはシャインマスカットの苗木が中国に持ち出されたことです。中国などに負けないブドウの産地づくりや新たな品種改良にもぜひ御支援いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

次に、産業の構造転換を見据えた企業誘致戦略について伺います。

ポストコロナやカーボンニュートラル、米中対立やロシア、ウクライナ問題など、世界的な大きなうねりの中で、我が国の産業も大きく転換期に差しかかっているように思えます。

コロナ禍に起因する半導体不足は、自動車など多くの産業に影響を及ぼしましたが、デジタル化が進展する社会において、半導体が持つ重要性の意味を我々に再認識させる契機ともなりました。昨年11月には台湾の大手企業であるTSMCが熊本県内に立地表明を行いました。

国では早速、先端半導体の国内生産拠点の確保のための予算を措置し、こうした動きを後押しすることとしています。IoTの進展などに合わせ、半導体の市場規模が拡大することが見込まれており、今後も半導体をめぐる投資が活発化することが予想されます。

また、自動車の電動化や再生可能エネルギーの拡大を図る上で、最重要技術となるのが蓄電池です。現在、中国がその最大の生産地であり、黒鉛などの資源確保においても、大きく優位に立っている状況です。欧州、米国も国家戦略として域内でのサプライチェーン構築を目指しており、大型投資の発表が相次いでいます。日本も蓄電池のサプライチェーン強靱化に向け、産業戦略の練り直しに着手しており、国内の製造拠点や研究開発拠点に対する国内投資を支援していく方向です。

本県は長年の企業誘致の結果、様々な製造業がバランスよく立地しています。今後もこうした企業誘致の努力を続けていきたいと思えますが、他方で、本県経済を支えている自動車や半導体産業が、今後の構造転換の中心になると予想されます。決して容易なことではないのですが、次の時代の県経済を見据えた企業誘致の取組も期待したいところです。

そこで、比較的堅調な近年の企業誘致の状況を振り返り、評価した上で、産業構造の転換など、経済環境の変化を踏まえた今後の本県の企業誘致の方向性について、知事の見解を伺います。

三浦副議長 広瀬知事。

広瀬知事 企業誘致は雇用機会を創出し、経済活動の基盤を拡大させるもので、地方創生を実現する上で最も重要な施策の一つだと思っています。

これまでの19年間で、誘致件数は500件を超え、2万2千人以上の雇用と1兆円を超える投資を生み、県経済の活性化や税収の増加に大きく貢献してきました。さらには、半導体や自動車等の企業会活動を通じ、取引機会の拡大など地場中小企業の成長にも寄与しています。

昨年度はコロナ禍による投資の先送りがあっ

たものの、それまでの3年間は50件台で推移しており、今年度も好調を維持しています。本県の強みである集積が集積を呼ぶ効果が発揮されたものと評価しています。

今後は、議員御指摘のとおり、産業構造の転換に対応するため、人材を育成、確保するとともに、新たに構築されるサプライチェーンの中で、現在の産業集積に足りない部分を見極めることなどが企業誘致の大変重要なポイントになると思います。

かつて産業の米と言われた半導体は、今や産業の脳と言われるほど、5GやDX等のデジタル社会を支える重要な基盤となりました。今回、TSMCが熊本県に立地します。これを歓迎し、九州全体で成長する視点を持って人材の確保には一丸となって取り組んでいく姿勢が大切だと思います。その中で、集積の強みも生かしながら、企業の事業戦略に対して本県としてどのような価値を提供できるか考えていきます。

また、九州は半導体と自動車関連産業が共に集積する世界でも例を見ない地域です。カーボンニュートラルに向けたEV化や自動運転の進展で、半導体需要も旺盛です。シリコンアイランド九州の復活は自動車関連産業のさらなる集積にもつながるもので、大いに期待しています。

新たな成長産業を捉えることも重要です。先月、2例目となる大分宇宙港活用のパートナーシップを締結しました。集積が集積を生む流れができつつあります。宇宙に最も近い地の利を生かして、地球を超えた新たなビジネスの創出を図る国内外の企業を呼び込みたいと思います。

加えて、忘れてならないのが、長年、本県のものづくりを支えてきており、今も基幹産業であるコンビナート企業です。カーボンニュートラルへの対応策として期待される副生水素の有効活用の取組などにも、一層目を向けていきます。

これらの変化に対応するには、企業を受け入れる環境整備も欠かせません。最近、これまで少なかった大規模工業用地のニーズが高まっています。団地整備に前向きな市町村を支援し、民間活力を開発事業にも取り込み、用地確保も

加速させていきたいと考えています。

引き続き、企業訪問活動などの地道な努力を怠ることなく、新たな動きにも注視しながら、全力で企業誘致に取り組んでいきます。

三浦副議長 元吉俊博君。

元吉議員 ありがとうございました。知事が誘致していただいたダイハツ九州のおかげで、県北地域は自動車産業が集積し、雇用の場も格段に拡大しました。一方で、半導体不足が世界的に深刻であり、自動車の生産にも影を落としています。本県は半導体についても優位を持った地域であると思いますが、この際、県内の半導体産業の振興のためにギアを一段上げるような施策を展開していただきたいと思います。商工観光労働部長の答弁を求めます。

三浦副議長 高濱商工観光労働部長。

高濱商工観光労働部長 お答えします。

県では、九州各県に先駆け平成17年に大分県LSIクラスター形成推進会議を設立し、人材育成、研究開発、販路開拓など半導体産業の振興を推進してきています。

先月、国は半導体デジタル産業戦略を九州から推進するため、九州半導体人材育成等コンソーシアムを設立と発表しました。本コンソーシアムは九州管内の産学官で構成され、半導体人材の育成、確保や企業間の取引強化、海外との産業交流促進に広域的に取り組むものです。

県では、LSIクラスター形成推進会議とともに、本コンソーシアムに参画することで、同会議の取組との相乗効果を図り、シリコンアイランド九州復活の一翼を担っていききたいと考えています。

三浦副議長 元吉俊博君。

元吉議員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

次に、県内企業の人材投資について伺います。

世界各国において、SDGsや人材を重視した新たな投資や成長につなげる動きが進んでおり、我が国でもこの新しい資本主義の実現に向けた議論が進んでいます。その中心となっているのが人的資本、人への投資です。

新しい資本主義実現会議の富山委員によれば、

デジタルイノベーションが始まった約30年前から、企業の付加価値の源泉が有形資産から無形資産へ、さらに人材、人的資本へと劇的にシフトしており、我が国の場合、米国などに比べ、無形資産、人的資本への投資が不足していることが、成長率の差になって現れてきていると指摘しています。

成長のアイデアを生み出すのは機械ではなく人です。その人をどう育てるかが重要です。また、分配の視点からは、賃上げの必要性が強調されていますが、賃上げに見合う生産性の向上を図るためにも、従業員、人への投資が重要なことは言うまでもありません。

本県では、中小企業のDXの推進や、先端技術の活用や新産業への挑戦を通して新しい成長モデルへの転換を促進するほか、賃上げを可能にする中小企業の下支えと成長支援を行うこととしています。これらを実現するためにも企業の人材投資の強化が必要になってくると思われ

ます。県では、これまでも様々な形で企業の人材育成を支援してきていると思いますが、その現状についてどのように評価しているのでしょうか。また、人への投資に改めて脚光が当たる中、今後どのように県内企業の人材育成を後押ししていくのか、商工観光労働部長の見解を伺います。

三浦副議長 高濱商工観光労働部長。

高濱商工観光労働部長 県内企業の人材投資についてお答えします。

県ではこれまで、テーマに応じた講座や業種ごとの企業会研修などを通して、知識やスキルの習得を中心に支援してきました。企業の技術力や生産性の向上に一定の成果を上げてきたものと認識しています。

一方で、デジタルや先端技術の普及、グローバル化の進展など、事業環境は目まぐるしく変化しており、企業が賃上げを可能とし、持続的に成長していくためには、人材育成の在り方も変えていく必要があると認識しています。

例えば、専門性を磨くことのみならず、多様な専門家、企業と連携して価値を創造するオープンイノベーションの視点を持つことも重要に

なっています。

また、経営者には、社員が賃金面に満足するだけでなく、社会に貢献していることを実感できるようなビジョンを設定することも求められています。

大学等との連携により、社会人も含めて、学びたいと思ったときにいつでも学べる機会をつくることも大事です。

こうした視点を持って、これまでの取組を継続するとともに、社会の変化を捉えながら人材育成を進めていきます。

三浦副議長 元吉俊博君。

元吉議員 人に投資する企業は大きく育つ企業であると思います。そうした優良企業を県内に増やすことは、県内への域外からの人口の流入に大きく寄与するのではないかと思います。ぜひ前向きに実施して、人を大事にする企業を増やしていただくよう要望します。

次に、土木技術を学ぶ場の確保について伺います。

企業は、正に現場で人づくりを実践し、その企業分野で技術を先鋭化させる人材育成を行っています。今回は特に、土木技術者の育成について伺います。

県下には、大分工業、鶴崎工業と二つの工業系高校があり、国東、日出総合、情報科学、津久見、佐伯豊南、日田林工、中津東、宇佐産業科学の八つの高校に工業系の学科が設置されています。

県内で土木系学科を設置しているのは、現在、大分工業、日田林工、中津東、国東の4校であり、人数としては1学年の総定員数は150人となっています。現状を見てみると、残念ながら国東高校環境土木科が定員を割り込んでいるものの、他の3校については定員を確保しているようです。

気候変動により近年では、大災害が毎年のように起こっています。県土の強靱化はもちろんですが、災害の復旧、復興には、やはり土木技術者が必要です。しかも、単に確保するのではなく、山、河川など地元の自然環境を熟知した技術者の確保が最も重要であると考えます。そ

のためには、自分が育った地域での技術者の育成が一番の近道であると思います。

県土を健全な状態で維持していくには、土木技術者は必要ですし、その入口は土木系学科に進学してもらうことです。多くの生徒に、将来の県土保全に貢献していただきたいと思いますが、今後、少子化がさらに進む中、土木系学科を選んでもらうためには、その魅力を伝え、将来のビジョンを見せる工夫が必須であると考えます。定員を埋める努力が必要であると思いますが、県教育委員会として、土木系学科の志願者の確保についてどのように取り組む考えなのか、見解を伺います。

また、技術者不足は各市町村で大変深刻な状況となっています。例えば、工業系学科でも測量士補の資格取得に向けた授業の実施を行い、他学科からでも土木技術者になる選択肢の拡大は考えられます。

土木技術を学ぶ場を確保する測量技術コースなどの設置は検討できないか、あわせて教育長の見解を伺います。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 土木技術を学ぶ場の確保についてお答えします。

土木技術を学ぶ場は、県下4校の土木系学科のほかに、佐伯豊南高校にも土木コースを設置し、測量や施工等の専門的な学習を行っています。各校とも職業資格の取得に積極的に取り組んでおり、今年度は測量士補や土木施工管理技士に延べ140人が合格しました。

定員確保に向けて、小中学生には出前授業を実施し、レンガを用いたアーチ橋の製作やドローン操作などを通して、土木の魅力を発信しています。

また、地元企業の協力の下、国東高校ではため池の改修工事でのドローン操作や事務所内作業、大分工業では大分港護岸地盤改良工事での測量など、体験的な学習を行い地元の土木建設業に対する理解を深めています。

さらに、昨年度から地元の中学校教諭を対象に高校の説明会を実施し、今年度は中津東など土木系学科のある4会場で約90人が参加しま

した。学科説明に加え、パワーショベルの試乗体験など工夫を凝らして開催しました。

新たな土木系のコース設置等については、中学生のニーズや進路保障等も踏まえた慎重な検討を要します。まずは既存の土木系学科等の学びや魅力が小中学生や保護者に分かるように、情報提供の工夫に一層努めていきます。

三浦副議長 元吉俊博君。

元吉議員 工業系の学科は土木コースが多かった時代は、職場体験としてインターンシップで夏休みに多くの地元の建設会社にアルバイトに入り、それがきっかけで土木の楽しさを知り、卒業後は地元企業に入り、頑張ってすばらしい現場代理人に育ってきました。

昔は3Kと呼ばれた土木現場ですが、今は違います。現場は工場と違い、画一的な作業はなく、技術者、オペレーターがそれぞれ知恵を出し合い、効率性、安全性を考えながら物事を仕上げていくという面白みがありますが、今はその体験の機会すら剥奪されている状況だと思います。ぜひ各校で工業系高校でそのチャンスを与えるべきだと思いますが、教育長の見解を再度伺います。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 職場体験ですが、生徒に勤労感とか職業感を身につけさせることを目的に、多くの地元企業に御協力いただき、生徒の希望を優先して実施しています。

高等学校2年生になったところで対象になり、地元の事業所に連続して5日間以上、インターンシップに行くという内容ですが、今年度、コロナ禍でしたが、県内の専門高校全体で見ると、15校1,900人を超える生徒が職場体験をしています。そのうち、土木系に限ると、184人の生徒が85の事業所で職場体験を実施しています。土木系で学ぶ学生が224人いますから、割合としては5人のうち4人が職場体験を経験している状況に至っています。

今後も地元企業の協力をいただきながら、この体験を充実させて、地元企業に対する理解を一層深めるということと、地域を支える土木人材の育成を図っていきます。

三浦副議長 元吉俊博君。

元吉議員 ありがとうございます。ぜひ土木系をもう少し各地に広げていただかないと、本当に若い技術者が育たない現状に直面しているので、どうぞよろしくをお願いします。

次に、県北地域における観光振興についてお尋ねします。

御案内のとおり、宇佐市を中心とした中津高田の県北地域は、県下でも名所旧跡、神社仏閣や景勝地など、多分野にわたって数多くの観光資源を有し、県北3市の観光担当課によると、平成29年度の観光入込み客数は、中津市429万人、宇佐市283万人、豊後高田市121万人となっています。そのうちの大半が通過型や日帰り観光となっているようで、いかにして滞在型周遊観光を構築していくかが最大の課題となっています。宇佐市で見ると、コロナ禍前までのバス旅行客は、宇佐神宮に寄って昭和の町、富貴寺から大分空港へ、あるいは別府温泉地へと、ほぼ通過型観光です。

しかし、アフターコロナからの観光動向は、時間をかけての個人旅行が主流となり、モノ消費からコト消費へと変化するであろうと考えられ、新たな滞在型周遊観光を構築するチャンスではないかと思えます。平成17年、合併新宇佐市が誕生した最大のメリットは県北地域が本県を代表する大観光消費地、別府、湯布院、九重飯田、日田の四大観光地と全てつながったことではないかと考えます。令和2年度の県の観光実態調査でも、宿泊先の約70%が別府市、由布市となっています。日田からの入り込みは、既に中津日田道路の進捗で大いに期待されているところですが、宇佐市で見ると別府から国道500号を通過してアフリカンサファリ、名瀑百選の東椎屋の滝、檜本の石仏洞窟、地獄極楽を通過して安心院へ、また、県道鳥越湯布院線は湯布院から塚原高原を通過して真っすぐ安心院へ、国道387号は九重飯田から玖珠を通過して岳切溪谷歩きを楽しんで石橋群を眺めながら安心院のまちへと、いずれも所要時間は40分から50分です。

今、一部例に挙げたように、この路線沿いに

は比類ない観光名所が多く点在しています。国道387号と500号の分岐点である二日市交差点は、正に扇の要であり、宇佐市観光はもちろん中津、高田を含めた県北観光のハブになると思います。

特に安心院は、昔からスッポン、ドジョウ、コイ料理や観光ブドウ狩り、温泉もあり、毎年、県内外から多くの宿泊客が集まる有名な旅館や食事どころもたくさんあります。フグ目的で泊まりに来る臼杵のまちによく似ています。正に食で人を呼べる観光地なのです。

また、グリーンツーリズム発祥の地でもあり、安心院、院内には多くの農泊受入家庭が存在し、長洲地区のブルーツーリズムにも広がっています。アフターコロナを見据えて、コト消費の誘客に向けて新たな取組も始めています。

宇佐市も第3次観光・交流ビジョンの中で、国宝宇佐神宮とアフリカンサファリ、安心院ワイナリーを軸に、旧市2町のトライアングル宿泊型周遊観光の構築に挑んでいます。

県として、四大観光地と結び付けて、コロナ禍後の展開が期待できる県下の広域型滞在観光の構築をどのように考えて、どのように支援していこうとしているのか伺います。

三浦副議長 秋月観光局長。

秋月観光局長 お答えします。

県北地域は、国宝の宇佐神宮や日本三大紅葉の耶馬溪、農泊発祥の地である安心院など、全国に誇る観光資源が豊富に存在しています。

宇佐市を含む6市1町1村は、別府からの誘客と域内周遊の促進を目指して、豊の国千年ロマン観光圏を平成22年に設立されました。これまで観光コンテンツの造成やインバウンド対策など、様々な取組を実施してこられました。最近では、コロナ禍で人気が高まるアドベンチャーツーリズムのガイド育成にいち早く着手されています。県ではこうした取組に対して、アドバイスや補助金等により支援してきました。

また、旅行会社やメディアに対して、商談会を通じて別府や湯布院などからの県北地域へのアクセスや魅力的な周遊ルートを提案するなど、積極的なセールス活動を行っています。

広域観光は、各地の観光資源を共通テーマなどで結び、地域の魅力を互いに高め、滞在時間の延長を促すことから、県はこれまで市町村の主体的な取組を後押ししてきました。

現在、県では地域の課題解決の取組を支援しており、広域観光についてももしっかり応援するとともに、魅力情報の発信も積極的に行っていきます。

三浦副議長 元吉俊博君。

元吉議員 広域観光は、例えば別府と宇佐市とかで市町村内で相談して、お互いのルートづくりをするというのはなかなか難しいと思います。主体的な各市町村の取組を支援していますが、正に県の観光局やツーリズムおおいたが中心となって農泊、漁泊を含めた6振興局内の本県の観光地を結び付ける多くのプランを開発して、もう一日の延泊をアピールして、ぜひ県が中心となってその結び付けをやっていただきたいと思います。見解を伺います。

三浦副議長 秋月観光局長。

秋月観光局長 これまでも市町村や観光事業者で構成されているツーリズムおおいたと連携して、県内観光地を温泉や食、自然などの魅力的なテーマでつなぐ周遊プランを企画して、積極的に情報発信するとともに、旅行会社への商品造成を促してきました。

滞在時間の延長と観光消費の拡大を促すためには、新しいニーズに対応した地域の観光素材磨きが大切です。現在、市町村と一緒に素材磨きなどの課題解決に取り組んでおり、こうした取組により宿泊日数の延長を促進していきます。

三浦副議長 元吉俊博君。

元吉議員 よろしくをお願いします。

今申したように、広域連携による観光浮揚にはアクセスのよさが最も重要ですが、中津日田道路は着々と整備され、国道387号も宇佐市の背骨軸として歩道設置など、順調に整備されてきています。国道500号もほぼ整備され、安全・安心の観光道路の体をなしてきています。残るは、湯布院からの最短入り込み道路、県道鳥越湯布院線の整備です。宇佐土木事務所にお

ける平成13年度からの改良予算額を見てみると、国費を含め約14億円と聞いています。また、湯布院市街地から塚原地区、小平地区、釜ノ口地区から鳥越地区は合計約13キロメートルにわたり立派に整備されていますが、中間の本村地区から小平地区の間の杉山の中、約2.2キロメートルは極めて狭隘なままです。特に他市、他県からのドライバーが通る観光道路は、全線整備することで効果が大きく発揮できると思います。今後の整備計画について、土木建築部長の考えを伺います。

三浦副議長 島津土木建築部長。

島津土木建築部長 県道鳥越湯布院線についてお答えします。

本県では、県内各地で魅力的な観光資源を活用した地域振興の取組が進められており、道路管理者としてもこれを下支えする道路網の整備に取り組んでいます。

宇佐市安心院町と由布市湯布院町をつなぐネットワークとしては、一般県道鳥越湯布院線に並行した主要地方道安心院湯布院線が既に2車線で整備されており、広域的な移動ルートとしての機能を担っています。

鳥越湯布院線は、険しい山間部を通過しており、全長約22キロメートルのうち約8キロメートルの狭隘な未改良区間が残っていることから、まずは沿線住民の生活道路としての機能をしっかりと確保していくことが大切であると考えています。

このため、地元の方々とも相談しながら、安心院側から順次改良に取り組んできました。本年度は平成25年度から整備を進めてきた釜ノ口3工区800メートルが完成しました。

議員御指摘の本村から小平間の約2.2キロメートルについても、新たに事業手法の検討に着手しました。当区間は特に地形が急峻であることから、コスト縮減と早期の事業効果発現を念頭に、1.5車線の道路整備も視野に入れながら、着実に取り組んでいきます。

三浦副議長 元吉俊博君。

元吉議員 ありがとうございます。山の中というのですが、割となだらかな山の傾斜なので、

そんなに工事費も格段に上がることはないかと思いますが、いずれにしても、通りやすい、見通しのよい、明るい道路を早く開通していただきたいと思います。地元からも強い要望が上がっているのです、よろしくをお願いします。

次に、教育関係の質問を2点します。

安心院高校の取組について伺います。

私の地元宇佐市で、県教育委員会の支援の下、県立安心院高等学校を中心に、旧宇佐郡の小学校7校と中学校2校で実施されている小中高連携という県内では類を見ない取組が大変大きな成果を上げています。

この取組は、平成12年、中高連携から始まり、27年には文科省の教育研究開発事業の指定を受け、今年で8年目になるもので、地球未来科という新教科を開発し、国際的視野を持ち、地域振興を考える力を小中高12年間で養うこととしています。

地球未来科においては、学校の種別にとられない教育を実践するため、子どもたちの発達段階に応じて4段階のステージを設定し、それぞれのステージごとに目標を定め、学びの充実を図るとともに、異年齢、異学年集団で協働した学習を取り入れ、教科横断型の研究活動を実施しています。

例えば、小中連携のミドルリーダー活動では、小学6年生の地域自慢の発表に、中学1年生がこれまでの経験を基にアドバイスを加え、交流会での発表を成功させるプロジェクトを実施しています。また、小高連携の学生ティーチャー活動では、身近な地域をテーマとしてこて絵を学ぶ小学4年生に対して、高校2年生がこれまで学んできたことについて、英語を交えながら紹介するなどし、地域観光における魅力の発見や地域文化の習熟を図るとともに、英語によるコミュニケーション力の向上にも力を入れています。

このような活動により、地域の皆さんは、郷土愛に満ちた子どもたちの育成が図られていること、子どもたちの学ぶ意欲が向上していることを実感しており、非常に好評です。加えて、この地域課題解決の教科の実践を例にして、大

学のAO入試において見事国公立大学に合格した生徒も多数いると伺いました。この先駆的な取組を県内でも横展開して広げていただきたいと考えますが、現状はどうなっているか伺います。

このように、安心院高校の活動は非常に充実し、地域や生徒、保護者の満足度も大変上がってきています。地域外生徒も平成25年は8人であったが、30年、令和元年、令和2年と毎年20人程度で推移しています。しかしながら一方、両院地区の生徒数の激減が予想され、大きく定員割れし、閉校も危惧されています。この特色ある同校の活動を全国に周知し、生徒の募集については、今後、少子化が進む中で地元だけでなく、他県も含め広く募集してはどうかと考えます。また、安心院高校の活動の中で他の中学校、高校が取り入れられる活動もあるかと思いますが、現状について教育長の見解を伺います。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 安心院高校では、地球未来科という小中高一貫した学校設定教科により、12年間を通じて地域素材を活用した探求的な学習を推進しています。連携の成果として、学生ティーチャー活動などの校種を超えた学び合いにより、児童生徒の学習に対する主体性が向上しています。

安心院高校と同様の取組としては、由布高校でも、地域をテーマとした学びを地元中学校と協働で行っています。例えば、先生役の高校生が中学生にドローンプログラミングを教えたり、中高合同の生徒会活動などに取り組んでいます。

異なる校種間での系統的な学びは、生徒が体験、振り返りを繰り返すことで、地域のよさや課題などの認識が深まるものでもあり、他の高校でも中学校との連携を引き続き推奨していきます。

このような取組は定員確保にもつながることから、地域内外へのさらなる情報発信も進めていきます。

その上で県外からの生徒募集については、高校の維持、活性化を図る一つの方策として検討

したいと考えています。

三浦副議長 元吉俊博君。

元吉議員 ぜひ検討していただきたいと思うし、宇佐市からはバスで通えますが、他市からとなると、やっぱり寮や生活の場が要るわけで、その辺も含めて地域と話し合いを持っていただければありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

昨年はコロナ禍でバス通学を嫌ったのか、地元以外の入学者は10人でした。10人でしたし、来年度の入学者数も厳しい状況ですが、平成30年は22人、令和元年は20人、令和2年は23人が地区外入学者です。令和2年の進学実態を見てみると、74人中12人が国立大学、私立4大33人となっています。我々が子どもの頃は、両院の子がバス、バイク通学や下宿して学区外の宇佐高校や四日市高校にかなり来ていましたが、旧宇佐市から安心院高校へ行くのは考えられませんでした。しかし、今日この結果は、安心院高校が子どもたちに求められる学校に変わったあかしです。子どもの保護者も何人か知っていますが、本当に安心院高校にやってよかったと言います。そういう声がどんどん広がって、安心院にやろうかということで増えていったのではないかと思います。さきほど言ったように、広い範囲から生徒に来てもらおうと思えば、やっぱり生活の場も必要なので、これをしっかりと吟味しなくてはいけないだろうと思いますが、何とか前向きに検討していただければありがたいなと思います。

安心院高校を見ると、競争教育という中で、安心院は下級生の面倒を見たり、あるいは同級生で助け合ったりという人のためになる喜びを体得させるというのが一番大きな特徴かな。そんな中で、自分も人のために役に立つんだということで、どんどんモチベーションが上がって、内向的な子どもが本当に活発になったり、人前で発言ができたということで、大変子どもが変わったという声をよく聞きます。

また、分散型の一貫教育なので、そのメリットは、さきほど教育長が言われたように、他の高校でも参考になる事例は多いと思います。ぜ

ひともこれを県下全域で広げていただいて、地元の小中が交流する、連携するということは、地元の高校への進学希望率を上げるという大きな要素ではないかと思います。ぜひともそういう方向性を広めていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活様式を大きく変化させました。とりわけ、不要不急の外出自粛や3密回避に伴う運動やスポーツ活動への制限は、子どもたちの運動不足を招き、健全な心身の発育、発達に大きな影響を及ぼしたのではないかと考えます。

コロナ禍においては、学校の臨時休業や公園、スポーツ施設の利用の制限に加え、多くのスポーツ大会が開催中止となりました。

また、学校再開後も、密を避けるため曜日ごとに校庭に出る学年を振り分けたり、運動会等の体育行事を中止したり、時短や種目制限したりと、子どもたちが十分に活動することが難しい状況であったと聞いています。こうした運動機会の大幅な減少は、体力の低下はもちろんですが、運動やスポーツそのものに対する興味関心も薄れてしまうのではないかと危惧したところです。

こうした中、昨年12月に令和3年度の全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果が公表され、本県の体力合計点の全国順位は、小学校5年男子で1位、小学校5年女子、中学校2年男子で2位、中学校2年女子で5位となるなど、過去最高の結果となり、本県の子どもたちの体力が全国トップレベルにあるということは大変喜ばしいことです。

しかしながら一方で、体力合計点の年次推移を見ると、全国、本県ともに平成30年度をピークに低下傾向にあり、新型コロナウイルスの影響も考えられますが、体力が低下したという事実は真摯に受け止める必要があります。体力は、発育期の健全な成長はもちろん、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を営む根幹の一つであり、子どもたちの体力向上は重要な課題です。

そこで、コロナ禍における本県の子どもたち

の体力の状況や課題について、県としてどのように分析し対策を進めていくのか、教育長の見解を伺います。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 本県の体力が全国と比較して高い水準を維持しているのは、小学校体育専科教員等が中心となって子どもが楽しみながら運動量を増やすよう、それぞれの学校が組織的に体育活動の工夫や改善に取り組んできた成果だと考えています。

課題としては、体力の低下傾向をはじめ、運動をする子とそうでない子の二極化、運動への愛好度が男子に比べて女子が低いことが挙げられます。

その主な要因としては、習い事などによる運動時間の減少やパソコン、テレビなどの視聴時間等の増加に加え、コロナ禍で学校の活動が制限されたことによるものと考えられます。

この解決に向けては、体育授業の充実はもとより、休み時間などに学校全体で楽しく運動に取り組む一校一実践のさらなる工夫改善を進めていく必要があると考えています。

具体的には、体育専科教員等の優れた取組を参考に教員の指導力向上を図るとともに、運動意欲を高める教材や教具の工夫を通して、子どもたちの体力の向上に向けた取組を推進していきます。

三浦副議長 元吉俊博君。

元吉議員 ありがとうございました。

かつて高度成長を牽引した団塊の世代は、知力もさることながら、バイタリティーの源である体力もあり、エネルギーに活動することで我が国の経済成長を支えてきました。人口が減少する中で国力を維持していくためには、知力、体力の充実は大変大事です。今後の取組に期待したいと思いますが、一方で、知・徳・体と言われるように、道徳教育も大事です。郷土を愛し、背負って立つ徳のある人材育成も忘れてはなりません。教育委員会には、ぜひこの点もしっかり腰を据えて取り組んでいただくようお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

三浦副議長 以上で元吉俊博君の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑は、ここまでとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

三浦副議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

三浦副議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

—————→…←—————

三浦副議長 本日はこれをもって散会します。

午後3時 散会

令和 4 年 第 1 回
大分県議会定例会会議録

第 7 号 3 月 8 日

令和4年第1回大分県議会定例会会議録（第7号）

令和4年3月8日（火曜日）

議事日程第7号

令和4年3月8日
午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 42名

議長 御手洗吉生	副議長 三浦 正臣
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
駕海 豊	木付 親次
古手川正治	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
荒金 信生	麻生 栄作
末宗 秀雄	小川 克己

欠席議員 1名

河野 成司

出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
副知事	尾野 賢治
副知事	黒田 秀郎

教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	浦辺 裕二
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	磯田 健
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	森山 成夫
防災局長	梶原 文男
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	法華津敏郎
労働委員会事務局長	稲垣 守

午前10時 開議

三浦副議長 皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑

三浦副議長 日程第1、第1号議案から第39号議案まで及び第1号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。浦野英樹君。

〔浦野議員登壇〕（拍手）

浦野議員 おはようございます。浦野英樹です。

今回は、精神障がい者を取り巻く状況をテーマとし、精神疾患や精神障がいに対する社会の理解の促進、支援制度の周知、精神障がい者の就労などについて質問します。

なお、質問にあたって、精神障がい者という言葉が多用しますが、基本的に、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に限らず、手帳取得ま

でに至らない軽度な精神疾患を理由に生きづらさを感じる方など、広い意味で使用するので、御理解ください。

まず初めに、精神障がいに対する理解の促進について。

メンタルヘルス・ファーストエイドの取組について質問します。

私は社会保険労務士として、業務外のけがや病気で連続して休んだ場合に給付される傷病手当金の申請手続に多く関わっていますが、ここ10年で申請件数がかなり増えたと感じています。実際に、全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽが公表するデータを見ると、精神及び行動の障がいを理由とした傷病手当金の給付件数の全体に占める割合は、平成7年に4.45%だったものが令和2年度には32.72%と、この25年の間に激増しています。このデータを見る限り、自ら心の異変に気付き、会社に申し出て休みを取る方が増えていると言えます。そういう意味では、昔に比べ、心の病気をオープンに語ることができる世の中になってきているのではないかと思います。

一方で、まだまだ働きづらさや生きづらさを抱えながら生活、仕事をされている方も多いのではないかと思います。メンタルの不調や精神疾患は誰もが経験し得るものですが、医療や支援が必要であることに本人が気付かない、気付いていても相談のしづらさを感じたり、どこに相談してよいか分からないといったことから、場合によっては病状を悪化させたり、最悪、自死を選ぶ方もいらっしゃいます。そうならないようにするためにも、身近な人がその不調に気付き、医療や支援につなげるといった後押しをすることが求められているのではないかと感じます。

冒頭申したように、以前よりは社会の中で精神疾患や精神障がいについての理解が深まったように感じますが、精神障がい者に対する差別的な言動等をSNSなどで見る機会もまだまだ多く、社会の理解に向けたさらなる取組が必要であると考えています。

現在、県では、大分県障がい福祉計画に基づ

き、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、様々な取組を進めていますが、私はこの取組の言わば土台となるのが精神疾患等に関する普及啓発の推進であると考えます。

そのような状況下、注目しているのがメンタルヘルス・ファーストエイドの考え方です。聞き慣れない用語かもしれませんが、精神疾患への偏見と差別を減少させ、精神疾患への応急対応法を伝えることを目的とした支援のことです。県や市町村が取り組んでいる自殺対策におけるゲートキーパーや認知症サポーターはその取組の一例です。私としては、ぜひ県としてメンタルヘルス・ファーストエイドの取組を進めていただき、県民一人一人が精神疾患への理解を深め、悩みを抱えていらっしゃる方がいれば気付き、傾聴し、正しい情報を伝え、専門家につなぐといった応急対応を行うことができる環境を整えていただきたいと思います。このことは、周囲の方の心の健康と命を守るだけではなく、自分自身がそのような状況に陥ったときにも非常に役立つと思います。

そこで、知事に聞きます。県民の皆様にもメンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を周知し、県下全域に取組を広げてははいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

続いて、休みを取りやすくするための制度の周知について。

精神疾患による病気休暇の活用について聞きます。

育児や介護においては、育児休業や介護休業があり、家族のために休むことが社会的にも認知されていると思いますが、精神疾患を理由として職場を休むことについては、いまだに抵抗を感じる方がいらっしゃるのではないかと思います。家族に向き合うための休みも重要ですし、同じく自分の心と向き合うために休むことも重要ではないでしょうか。

私は社会保険労務士の仕事をする中で、自社の社員がメンタルに不調を来したが、どうすればよいかといった相談を受けることが多々あり

ます。その背景には、日本の中小企業では病気休職制度がある企業が少なく、精神疾患を抱える労働者がいるような場合にどのような支援が受けられるのか、事業者も分からないことがあるのではないかと思います。

さきほど傷病手当金の話をしたが、この手当金は業務外の事由による病気やけがで休職、休業している期間について生活保障を行う制度で、給与の支払いがなかったり、カットされている場合、標準報酬日額の3分の2、おおむねそれまでもらっていた給料の3分の2が給付されます。もちろん、精神疾患も対象となります。給付が行われる間、事業主の負担はその労働者の社会保険料の事業主負担分のみですので、この制度を知っていれば、事業者は雇用の維持に前向きとなるのではないのでしょうか。もちろん、一定の給付が行われるため、労働者にもメリットがあり、仕事を休みやすくなるのではないかと考えます。

傷病手当金の例は一例ですが、精神疾患等で休職した際の支援制度は事業者側からすれば、実務として必要な情報だと考えます。また、労働者が不調を感じた際、早期に休みを取ることができるようにするためにもこのような支援制度を様々な機会を捉え、県から労使双方に周知していただきたいと考えます。

そこで、商工観光労働部長に聞きます。

精神疾患等で休職する際の制度の活用に向けて、県としてその周知にどのように取り組まれるか、見解を伺います。

続いて、精神障がい者に関する通報等への対応について質問します。

精神障がい者に対する偏見を生む要因の一つとして考えられるのが犯罪行為に精神障がい者が関与、関係したケースが大々的に報道されることがあります。残忍な犯罪が発生し、その実行犯が精神障がい者である場合、怖いといったイメージを持たれる方もいるのは、残念ながら事実だと思います。また、刑法第39条では、「心身喪失者の行為は、罰しない。」、「心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。」とされています。刑法に基づき、責任能力がないこと

を理由に精神障がいのある加害者が不起訴になったり、減刑される事例を見ると、理不尽さを感じる方もいるのではないのでしょうか。その一方で、精神障がい者が加害者となる犯罪は、犯罪全体の中でどれぐらいの割合を占めるかということはあまり知られておらず、正確な知識や理解不足が偏見解消の妨げになっているのではないかと感じます。

今回の質問に至り、精神障がい者及びその疑いがある方が加害者となる犯罪について警察の統計を調べてみましたが、県内の刑法犯検挙人員数のうち、精神障がい者やその疑いのある方が占める割合は、令和3年で僅か0.87%でした。その前年の令和2年も0.89%、令和元年が0.91%とその傾向は変わりません。また、全国的に見ても、令和3年の全検挙者数のうち、精神障がい者やその疑いがある方が占める割合は0.72%でした。想像よりもかなり少ないのが率直な感想です。データを見れば、精神障がい者の検挙割合が非常に少ないことが明らかであるにもかかわらず、では、なぜ精神障がい者と犯罪を結び付けるような偏見が生じるのか、このことをよく考える必要があります。

精神障がいについて語る際、障がいのために自身を傷つけ、または他人に害を及ぼすという意味の自傷他害という言葉が使われます。しかし、自傷行為と他害行為は異なる行動であり、その対応も異なってきます。精神障がいの当事者の中には、一部、自傷と他害、どちらの傾向も持たれる方もいます。しかし、実際には他害傾向がなく、自傷傾向のみの方も多いのではないのでしょうか。しかし、社会の中では、精神障がいと他害行為を結び付けてしまうイメージを持たれている方も多いのが現状ではないでしょうか。

このように考えると、地域で精神障がい者に対し、行政がどのような対応を行っているか、どのように精神障がい者の人権と住民の安全を守っているのかということを広く周知することも精神障がい者への偏見をなくしていくために必要なことであると考えます。

そこで、警察本部長に聞きます。

地域では、精神障がい者による言動や行動が原因で、最初に警察に通報があるケースも多いかと思えます。そういった場合に、警察としてどのような初期対応を取られているのか、また、その対応の中で特に重視している点があれば、お示しください。

続いて、措置入院の現状と患者の権利保障について質問します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院形態には大きく四つあります。このうち、措置入院は2人以上の精神保健指定医の診察により、自傷または他害のおそれがあると判断された場合、都道府県の権限により、入院が決定されます。言わば、本人の同意がなくても強制的に入院させる入院形態です。

令和元年の衛生行政報告例によると、県内の新規措置入院患者数は60人程度で、この5年間は50人台から60人台前半で推移しています。

さきほど精神障がい者による犯罪について質問したが、自傷行為と他害行為を未然に防ぎ、当事者本人と周囲の人を守るためには、この措置入院が適切な形で運用されることも重要です。

一方で、措置入院にあたり、当事者本人の人権をいかに守るかという観点の対応も必要となります。強制力があり、本人の行動にも様々な制限のある措置入院ですが、手紙やはがきのやり取りは制限されず、弁護士や人権擁護に関わる行政職員との電話や面会は認められています。患者の人権を守りつつ、適切に措置入院を運用していくことが肝要です。

そこで、福祉保健部長に聞きます。

県は措置入院に至り、どのような手順で対応されているのか、その際、当事者の権利保護をどのように行っているのか、その概略をお示しください。また、一連の措置入院の手続において、特に重視している点があれば、お聞かせください。

続いて、精神障がい者の就労について。

まず、就労継続支援事業所における課題について質問します。

障害福祉サービスを受けながら働くことがで

きる就労継続支援事業所には、利用者と雇用契約を結び、その就労にあたって、労働関係法令の適用を受けるA型事業所、雇用関係のないB型事業所の二つの形態があります。今回の質問にあたり、それぞれの事業所からヒアリングを行う中で、二つの課題について質問します。

まず、A型事業所について。

昨年10月6日から最低賃金が30円引き上げられ、大分県では822円となりました。これに伴い、各企業、事業者は生産性向上等が必要となり、県においても業務改善奨励金など、最低賃金引上げに伴う事業者支援を行っています。最低賃金が適用となるA型事業所においても一般企業と同様の対策が必要になるわけですが、福祉サービスの側面も持つ就労環境であるため、30円分の生産性を上げることが非常に難しいという話を伺いました。A型事業所の生産性向上に向けて、県としてもさらなる支援が必要であると考えます。

次に、B型事業所についてです。

B型事業所については、令和3年度に基本方針が見直され、高い工賃を実現している事業所の基本報酬を引き上げた一方、そうでない事業所の報酬は一部実質引下げとなってしまった事業所があります。工賃の多寡にかかわらず、利用者の参加状況等により算定可能な報酬区分もあるのですが、その額は低く設定されています。

私がお話を伺った複数の精神障がい者が多く利用するB型事業所においては、工賃を上げることが難しく、経営に苦慮しているという話を伺いました。平均工賃の向上が期待できる事業所には請け負う仕事の困難度が高い、利用者がそのような仕事に対応でき、生産性が高いといった特徴があります。精神障がい者の場合、コンディションにより働ける時間に制約があるなど、一定の生産性を保つことが難しいこともあり、工賃の向上につなげていくのが難しいという状況があるようです。現場からは、請け負う仕事のレベルを上げたいが、作業についていけない利用者が出てきてしまう。平均工賃を上げるためには、生産性の低い利用者の割合を減らすことも検討せざるを得ないのだろうかという苦渋

に満ちた声を伺います。利用者が安心してB型事業所に通うことができるようB型事業所の経営基盤の安定に向けた対策が必要ではないでしょうか。

そこで、福祉保健部長に聞きます。

まず、最低賃金引上げに伴うA型事業所への影響と令和3年度の報酬改定がB型事業所に与える影響についてどのように認識されているか、お聞かせください。

また、それぞれの影響に対し、県としてどのような対応を行い、あるいは検討されているか、お聞かせください。

続いて、軽度の精神障がいがある方への就労支援について伺います。

一定以上の従業員がいる事業所に法定雇用率以上の障がい者雇用を求める障害者雇用率制度は、障がい者の就労支援の中でも重要な施策の一つです。しかしながら、その算定対象となる障がい者は、いわゆる障害者手帳を所持している方に限定され、手帳を持たない軽度の精神障がいがある方などは算定対象に含まれません。

私は社会保険労務士の仕事の中で、手帳を持たず、障がいの程度が軽度であるがゆえに、職場内で障がいの特性を理解されにくい、就職しても続かない、再就職先も見付からないといった方を多く見てきました。このような手帳を持たない軽度の精神障がいがある方への支援において、私は特に障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所が重要な役割を占めていると考えます。

県下6地域にある障害者就業・生活支援センターでは、障がい者雇用に関する相談に応じ、助言等を行う障がい者雇用アドバイザーを配置し、企業訪問を行い、仕事の切り出しへの助言やマッチング支援等を行っています。支援が必要と認められれば、手帳を持っていなくてもセンターを利用することができるため、雇用アドバイザーの活躍に大いに期待しています。

また、就労移行支援事業所は、就職に向けた訓練や就職活動の支援を行う事業所で、こちらも支援の必要性が認められれば、手帳がなくても利用することができ、さらには、仕事を休職

している方でも利用できる場合があります。こちらも軽度な精神障がいがある方への支援機関として必要とされる方が多いのではないかと考えますが、県内の就労支援移行事業所数は減少傾向にあります。減少要因を分析し、就労移行支援事業所を質、量ともに充実させていくべきではないでしょうか。

そこで、福祉保健部長に聞きます。

障害者就業・生活支援センターにおける雇用アドバイザーの活動状況と今後の展開についてお聞かせください。

あわせて、県内の就労移行支援事業所の現状をどのように捉え、事業所の質、数の向上に向けてどのように取り組むか、見解をお聞かせください。

最後に、精神障がい者の起業を含む就労相談体制について質問します。

私は行政書士として会社の設立、運営のサポート等を行っていますが、実は経営者自身が精神障がい者というケースが一定程度あります。事業を興した主なきっかけは、都会で働いていたが、精神疾患で会社を辞めざるを得なくなった、Uターンして起業することにした、年齢的に再就職は難しいので、得意分野で会社をつくりたいといったものでした。順調に経営できている会社も一定程度あり、そのような経営者を見ると、会社に属して働くよりも、事業を興すほうが向いている精神障がい者が一定数いるのではないかと考えるようになりました。

私はこのような経験から、就職に加え、自ら事業を興す起業の選択肢を提示することも精神障がい者の就労支援につながるのではないかと考えています。

例えば、障害者就業・生活支援センターなどの相談窓口の担当者等が精神障がい者による起業事例を学び、精神障がい者から就労相談を受けた際に、本人の状況を見極め、起業の道もあることを提案する、必要に応じ、適切な起業支援機関につなぐといったことも考えられるのではないのでしょうか。そのためには、まず相談業務に携わる方々に精神障がい者の起業事例等を知っていただく必要があると思います。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。

県において、相談業務に携わる方に対して、精神障がい者の起業事例やそのサポート方法について学ぶ機会を設けてはいかかと考えます。精神障がい者の起業も含めた相談体制の充実について、見解をお聞かせください。

以下、対面席で質問します。よろしくお願ひします。

〔浦野議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

三浦副議長 ただいまの浦野英樹君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 浦野英樹議員から精神障がいに関し、諸課題について集中的に御質問いただきました。

まず、私からお答えします。

メンタルヘルス・ファーストエイドの取組についての御質問でした。

近年、増加が続いています心の病は、全国で約420万人が治療中であり、今や生涯を通じて5人に1人がかかると言われている身近な病気です。

そこで、議員も御指摘があったように、不安や悩みに早めに気付き、心の病を予防することが大切だと言われています。

本県では、不安を抱えた人が一人で悩まないように、保健所やこころとからだの相談支援センターで対面相談、あるいは、24時間365日体制の大分いのちの電話での電話相談に加え、一昨年からはSNSによる相談も行っています。

コロナ禍においては、こうした相談窓口の役割が一層求められる一方で、見ず知らずの人とは話しづらいなど、相談をためらう声もよく聞きます。相談につながらない人に手を差し伸べることも大切です。そのため、まずは家族や友人、職場の同僚など、身近な人が悩みにいち早く気付き、耳を傾け、支援につなぐメンタルヘルス・ファーストエイド、すなわち、心の応急手当の普及が重要です。

そこで、来年度からはこのファーストエイドの知識や傾聴、耳を傾けるなどのスキルを身につけて支援するための研修を実施します。働き盛りの世代や高齢者の自殺が多いことを踏まえ、

まず、産業医のいない健康経営事業所の健康管理責任者やケアマネジャーに受講していただく予定です。修了者には「豊の国こころの“ホッ”とサポーター」として、次のような役割を担っていただきます。

一つは、心の不調や不安、悩みに気付き、声をかけること、二つは、決めつけず、批判せずに話を聞くこと、三つは、温かく寄り添いながらじっくりと見守ること、四つは、必要に応じて専門家のサポートにつなぐこと、そして五つは、メンタルヘルスに関する知識を広めることなどです。こうした役割を実践するサポーターを今後3年間で120人養成し、早期支援の裾野を広げます。

本県では、これまでも認知症サポーター約14万人に加え、自殺の予兆に気付くゲートキーパーも毎年千人程度養成しており、心の病に対する県民の理解は着実に広がっています。

今後さらに、メンタルヘルス・ファーストエイドの普及にも取り組むことで、不安や悩みを抱え、生きづらさを感じている方々に寄り添って支えることができる社会づくりに一層努力したいというふうに思っています。

三浦副議長 高濱商工観光労働部長。

高濱商工観光労働部長 私からは、精神疾患による病気休暇の活用についてお答えします。

企業と社会が持続的に成長するためには、誰もが安心して働き続けられる職場環境をつくるのが重要であることから、県では企業や労働者と一体となって働き方改革を推進しています。

こうした中、令和2年度の労働福祉等実態調査では、病気に関する特別休暇制度を整備している企業は26.4%にとどまっており、精神疾患等の病気を抱える労働者が休暇を取得しやすい環境づくりが必要と認識しています。このため、病気休暇や傷病手当金などの活用についてホームページで周知するとともに、今年度も社労士の方を講師としてオンライン労働講座といったものを2回開催し、約70人の事業者等に参加いただきました。

また、令和3年度は1月末現在で174件のハラスメントやいじめなどの相談が寄せられて

おり、それらに起因した精神疾患による休職の相談には、傷病手当金の受給をアドバイスしています。

引き続き企業や労働団体等を対象にした講座や各種広報媒体等により、病気休暇や傷病手当金などの制度の活用について、労使双方へ周知啓発を図っていきたくと考えています。

三浦副議長 松田警察本部長。

松田警察本部長 精神障がいのある方について、通報があった場合の警察の初期対応についてお答えします。

警察官が臨場した際、刑事事件として取り上げるべき状況、そのような事実があれば、法と証拠に基づき、検挙措置を講じています。

検挙に至らない場合においては、精神錯乱のため応急の救護等が必要と認めれば、警察官職務執行法第3条の規定により、24時間を超えない範囲で保護を行っています。

そして、精神障がいにより自傷他害のおそれがある場合は、精神保健福祉法第23条の規定に基づき、指定医による診察の必要性を判断するため、最寄りの保健所長を経て県知事に通報しています。

さらには、ただいまお答えした検挙、保護、通報等の措置が取れない場合においては、適切な監護者等に監護を依頼するとともに、保健所等の相談窓口を教示するなど、関係機関との連携強化も図っています。

精神障がいのある方への対応にあたって重視していることですが、これについては、法令に基づき、また人権を尊重しながら、客観的かつ合理的に判断、対処すること、そして、事態が深刻化する前に医療機関につなぐなど、本人及び関係者のため、早期対応に努めることを重視しています。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 私からは4点お答えします。

1点目は、措置入院の現状と患者の権利保障についてです。

措置入院の手順は、家族などから連絡を受けた警察官等からの通報に基づき、まず、管轄保健所の職員、大分市内については県の障害福祉

課の職員が直ちに現場に駆けつけ、本人や家族等と面談、調査を行います。

精神保健指定医の診察を要すると判断した場合は、本人にも説明の上、警察官の協力も得ながら、指定医の元まで移送します。指定医2人が入院が必要と判断した場合は、措置入院の決定を本人に通告します。その際、入院中は外部との通信や面会、処遇改善の請求や措置入院に対する審査請求等ができることを職員が本人や御家族に必ず書面と口頭により伝えることとしています。

措置入院は、本人の同意によらず強制的に行う処分であり、人権の制限を伴います。そのため、決定にあたっては本人や家族からの聞き取りだけでなく、関係機関からの情報収集も行い、自傷他害のおそれがあるかを確認するとともに、措置入院以外の可能性も検討するなど、慎重を期しています。

今後も引き続き、本人の人権に十分配慮した丁寧な対応に努めていきます。

次に、就労継続支援事業所における課題についてお答えします。

A型事業所については、最低賃金の大幅引上げを理由に廃止したのは、現時点では1事業所のみです。しかしながら、影響を感じている事業所も少なからずあることから、今後、収益向上に向けて経営改善指導に力を入れていきます。

B型事業所については、報酬が工賃の実績に基づいて区分されており、今回の改定では、工賃月額が最も低い区分のみではありますが、減額されています。したがって、障がい特性等により、就労日数の少ない利用者を多く抱える事業所では生産性が上がらず、工賃向上に結び付かないため、報酬が低くなるという側面があります。このため、県では経営コンサルタントを派遣して、安定した生産活動ができるよう事業所ごとの課題に応じたきめ細かな指導を行っています。

また、A型、B型両事業所とも経営の安定を図るには受注量の拡大が重要となります。このため、県内事業所が共同運営している、おおいた共同受注センターにおいて請負業務の多様化

や官公需の優先調達を促進し、事業所の経営力強化や利用者の工賃向上を支援していきます。

3点目は、軽度の精神障がいがある方への就労支援についてです。

障害者就業・生活支援センターは、障害者手帳の有無にかかわらず支援を行っており、今年度、雇用アドバイザーが就業につなげた250人中6人が手帳を持っていない軽度の精神障がいのある方となっています。こうした方にもセンターの利用が可能な旨、引き続き周知を図っていくとともに、ハローワーク等の関係機関との連携をより密にした支援に努めていきます。

就労移行支援事業所も軽度の精神障がいのある方にとって重要な支援機関です。その基本報酬は、平成30年度の単価改定により、半年後の就労定着率が高いほど評価される方式に変更されました。こうしたことにより、事業所の総数は減少傾向にあるものの、就労定着率が3割以上の事業所はこの3年間で倍増しており、その質の向上につながっているものと認識しています。

また、県では今年度から事業所を伴走支援するコーディネーターを配置しており、就労移行支援スキルの向上を図っています。

今後とも、軽度の精神障がいのある方も含め、着実に就労につなげられるよう関係機関の機能強化に努めていきます。

最後に、精神障がい者の起業を含む就労相談体制についてお答えします。

障害者就業・生活支援センターでは、相談対応をはじめ、受入企業や家庭への訪問等を行うほか、ハローワークなどの支援機関につなげ、障がい者の雇用促進を図っています。中には、組織での就労になじめない軽度の精神障がい者も見受けられ、そうしたケースには、議員御提案の起業も選択肢の一つとなり得ると考えます。

起業支援が必要な場合は、創業支援の拠点であるおおいたスタートアップセンターにつなぐことで相談対応や伴走支援を行うことが可能になると思われます。

今後、両センターにおいて精神障がい者からの起業相談があった場合、円滑に対応できるよ

う相互に連携を図っていきたいと考えています。その中で、両センターの支援担当者への研修の必要性等についても検討していきます。

三浦副議長 浦野英樹君。

浦野議員 答弁ありがとうございました。

まず、知事から答弁いただきました、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方について、知事からも心の応急手当という言葉が出てきました。例えば、体の不調で頭が痛いとか熱があるとかであれば、これは病気ではないかな、薬を飲もう、病院に行こうとなるわけですが、やっぱり心の病気というのはなかなか気付かないのが現状だし、気付いていても認めたくない雰囲気はまだあると思います。やっぱりなるべく早いタイミングで気付く、自分の心とちゃんと向き合える環境をつくるのが本当に必要だと思いますし、知事から答弁いただきましたが、具体的には本当にメンタルヘルスの知識を広めるサポーターの養成をスタートするとか、やはりスキルだとかの研修を行うという答弁をいただきました。これは本当に進めて、そういった知識を持った人をもっと周りの人が利用しやすくなる環境もあわせてつくっていただければと思います。ありがとうございます。

続いて、休みを取りやすくする制度の周知について、精神疾患に傷病手当金が使えるのかという事業主が結構まだいるんですね。ですから、とにかく精神疾患といったら、早めに休むことによって解決する、早く職場に復帰できて元の仕事ができるケースも多々あると思います。

私は壇上では傷病手当金のみ例示したが、ほかにも障害年金ですね。障害年金を受給されている方は、収入があっても、基本減額されません。例外があるのは、先天的な障がいがある方については減額されるんですが、精神の方の場合は先天的というケースはほとんどないです。少ないので、収入があっても障害年金を受給しながら働くことはできたりします。障害年金と傷病手当金は同時にもらうことはできないんですが、例えば、自分で職場の健康保険に加入していない短時間の労働者であれば、傷病手当金は使えないので、障害年金を受給されているの

であれば、短時間で働くことも可能になったりします。

制度のさらなる周知、ホームページやオンライン合同講座で周知されているということですが、さらなる周知と、さきほど答弁にありましたが、ハラスメントとこの精神疾患が結び付いているケースは本当に多いです。そこをうまく情報を結び付けて周知いただければと思います。

警察での初期対応と、あと、措置入院の対応について答弁いただきました。壇上の質問で、精神障がい者の犯罪の比率は高くないという話をしましたが、確かに、統計はそうなんです。ただ、犯罪の被害に遭った当事者やその周辺の人にとっては、これは統計上の数値ではなくて、やっぱり被害に遭った事件そのものが全てなわけです。仮に、重大な犯罪の被害に遭って、例えば、精神的な責任能力が原因で不起訴になったり、刑が軽くなる、残虐な事件にもかかわらず、死刑ではなく、無期や有期の懲役刑に減刑になったりすることに対して、やっぱりおかしいと感じる方は少なからずいるわけです。私も法律的な議論は抜きにして、気持ち自体は分かります。

刑法第39条の「心身喪失者の行為は、罰しない。」「心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。」という規定に対して、やはりこのままの規定でいいのかという議論があるのも理解できますし、私も個人的な意見ではありますが、議論自体はしていくべきかなと思っています。

ただ、同時に、この刑法第39条には、当然その前と後の対応がある。その前の段階で犯罪を防ぐためにいろんな取組をされています。そして、不起訴や無罪になった後も、今は医療観察制度、これは壇上の質問では触れませんでした。かなり長期間、本人の自由が制限された形で入院生活を送ることもあるし、無罪になりました、不起訴になりました、すぐ社会復帰できるわけではないわけです。やはりそういったことがまだまだ知られていないという現状もあると思います。

犯罪に至る前の段階について、今回、いかに守っているか、防止しているかという質問したが、やはり時間的な制約がない中で、緊張感が

高い状況でお仕事をされていることは改めて理解できました。

こちらは再質問になりますが、いわゆる措置入院の対応にあたっては、かなり緊張感が強いられる中での職務になると思いますが、当事者本人や家族、周囲の人を守ることに加え、やはり職務として携わる職員の方も守られる必要があると思います。他害の傾向のある当事者に対しては、もちろん、物理的な暴力に加え、精神的な威圧行為、例えば、最近ですと、写真に撮って、これをSNSに投稿するぞというようなことも言われる可能性もあると思います。担当職員を守るためにどのようなサポートをされているか、また、メンタル面でのサポートも含めて、どのような対応をされているのか、福祉保健部長に聞きます。そこで再質問をお願いします。

あと、警察の初期対応にて人権を守ることに、書面で提示しているという話がありましたが、やはり口頭でのコミュニケーションだと、やっぱり十分理解できないということもあるかと思うので、それは分かりやすい形でこういった権利があるんだということを伝えていただければと思います。

続いて、就労継続支援事業所についてです。まず、A型、B型です。A型は最低賃金の引上げの問題、これはもちろん、A型の事業所も対応はしているし、準備もしているんですが、一般企業と比べたら、どうしてもやっぱり時間がかかります。一般企業であれば、3か月、4か月でできる準備が半年、1年かかってしまうという部分があると思います。やはり最低賃金が上がれば当然——もちろん最低賃金を上げていくことは必要かもしれないんですが、A型事業所についてはかなりの、それに見合う生産性を上げるというのは難しい問題でもあるので、特に、こういったことが起こり得るだろうという初期段階でのサポートをお願いします。これはお願いします。

あと、B型について、国の方針ですね、工賃が高い事業所をバックアップしていこうという方向性自体には私も異論があるわけではありま

せんし、実際、B型の事業所の経営に携わっている皆さんもそのこと自体には異論はないわけですが、当然作業所内の仕事の配分にあたっては、福祉の事業所ですから、利用者一人一人の能力だとか個性に応じて仕事の配分を決めていくわけです。ですから、平均工賃というのは、国の報酬の基準としてはもっともな基準の一つなのかもしれませんが、答弁でもありましたが、平均ゆえに起こり得る課題について、県としても状況を把握し、やはり国に意見を上げていく、また、地域の中でサポートできる体制をお願いします。部長からも答弁がありました。受注量の拡大について、やはりA型、B型の事業所を支えていくためには、質のよい仕事をきちんと確保していくということだと思いますし、需要はあるが、一般企業がまだまだ取り組んでいないマーケットは結構あると思います。これは福祉の部局だけではなくて、商工とか農林の部局も含めてそこは開拓して、つなげていただければと思います。

また、就労継続支援事業所での製品という、お菓子だとか工芸品だとか、そういうイメージを持たれる方が多いと思いますが、精神障がいの方が携わっている事業所には、例えば、YouTubeで流す動画の制作だとか、そういったことを行っている事業所もあります。ですから、精神障がい者の場合はITスキルが高い方が結構いらっしゃいます。こんな仕事も実は就労継続支援事業所でできるんだということをもっといろいろ周知していただければと思います。これは要望です。

軽度の発達障がいの方の対応について。

私も問題社員がいるので、ちょっと相談に乗ってほしいと依頼され、履歴書を見ると、入社、退社を繰り返している。ただ、よくよく調べてみると、この方は発達障がいではないかということがいまだにあるわけです。それに対して、やはり教育の現場では、発達障がいに対する対応は今かなりされているし、素早い対応をされていると思いますが、職域ですね、やはり企業の方はまだまだ発達障がいに対する理解が進んでいないのではないかと。早い段階で本人や周り

の人が気付いて必要なサポートを受けられたら、もっと落ち着いた環境で働き続けることもできるのではないかと思います。やっぱりそのためにも、軽度の発達障がいに関して、やはり障がい特性について、特に職域、企業に認知を高める必要があるのではないかと思います。これは再質問になりますが、軽度な発達障がいの職域への理解を深めるための取組をさらに進めていただきたいと考えます。これについて見解をお聞かせください。

最後に、起業について。

私の周りにも代表取締役が障害年金を受給していたりとか精神疾患だったりするケースがあるし、順調に進んでいるケースもあれば、進んでいないケースもあります。進んでいないケースはどういうケースかという、過去の自分の実績にとらわれ過ぎてしまっているということなんですね。過去の自分の実績というのは、自分の能力ではなくて、周囲の環境があって、それが初めてできているという部分がありますが、今の自分にどこまでできるか、逆に言うと、足りない部分は誰にサポートを頼めばいいのかを理解できているところは、やはりそこそこうまくいっているというケースがあります。ですので、いろんな場面で県として起業のサポートをされていると思いますが、精神障がい者に起業という選択肢があることをもっといろんな面で知識を持って対応していただければなと思います。

再質問を2点、お願いします。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 質問を2点いただきました。

1点目は、措置入院の担当者に対するサポートについてです。

今年度を例にとると、県下の措置通報件数は、1月末現在で206件、一月当たりで換算すると、20件程度となります。これに対して、保健所、あるいは、県の障害福祉課の職員が対応するわけですが、通常は2人体制で対応するところを、暴力等のおそれがある場合は職員を増員したり、移送や診察のときに警察官に同席してもらうなどして、安全確保を図っています。

職員は、通報があれば、日中、夜間を問わず、即座に対応することになるので、議員御指摘のとおり、常に緊張を強いられることになります。そのため、当番制の導入や対応の後の休暇取得、あるいは、担当班だけでなく、所属全体での分担などにより、身体的、精神的な負担が軽減するように配慮しています。

また、精神的なケアが必要な場合は健康サポートセンターなどとも連携して、早期に不安解消を図るようにしています。

2点目の企業、職域への軽度の発達障がいに対する理解を深めるための取組についてお答えします。

県では、本人や周囲も気づきにくい発達障がいの特性や職場での対応のコツについて分かりやすく紹介したパンフレットを毎年作成しています。発達障がい支援センターECOAL（イコール）が企業を訪問する際にそれを活用したり、あるいはハローワークや障害者就業・生活支援センターを通じて関係者に配付し、広報、啓発に努めています。

加えて、保育や教育、労働等の各分野で相談支援を行う発達障がい者支援専門員をこれまで310人養成してきました。これらの専門員が必要とする企業に助言を行うことで、企業からは発達障がい者の特性の理解や今後の対応の仕方が明確になったといったような声もいただいています。

今後とも、軽度な発達障がい者も含め、精神障がい者が周囲の理解の下で生き生きと働くことができるような環境づくりに努めていきます。

三浦副議長 浦野英樹君。

浦野議員 福祉保健部長、ありがとうございます。職員を守ることは、本当に緊張感を強いられている中で作業されているし、職員の方がしっかり仕事できて当事者、周りの方が守られると思います。また、軽度の発達障がいに対する周知ですね、学校等もさらに連携を深めて周知をいただければと思います。

今回の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

三浦副議長 以上で浦野英樹君の質問及び答弁

は終わりました。吉竹悟君。

〔吉竹議員登壇〕（拍手）

吉竹議員 3番、自由民主党、吉竹悟です。令和4年第1回定例会において一般質問の機会をいただきました自由民主党会派の諸先輩の皆様にご心より感謝します。広瀬知事、担当部長には、質問に関係する方々に届くような答弁をお願いします。

今回は3案件について質問します。

初めに、今後の畜産振興の展望について県の考えを伺います。

大分県長期総合計画、安心・活力・発展プラン2015の中で、いきいきと、多様な働き方ができる環境づくりでは、本県経済の発展を支える若年者の県内就職、定着を促進するとともに、UIJターンの推進による人材の確保を図ることが重要だと位置付けています。

しかしながら、後継者不足から見える農業の問題点は深刻さを増しているように思えます。農業が持つ大きな役割は、食料を生産することにより、社会、そして、経済の安定を担う最も重要な位置付けにあるべきなのですが、天候に左右される不安定な収入や、耕作等に力仕事が多く体力的にきついなど、農業についてネガティブなイメージで捉えられる傾向があることが就労人口の減少の一因となっていると考えます。このことは今回取り上げる畜産業においても同様です。

例を挙げれば、私の出身地である竹田市久住町では、昭和54年の繁殖農家数は557戸で飼養頭数は1,871頭でした。その戸数も平成元年には398戸と159戸減少しています。しかし、飼養頭数は2,307頭でした。20年後の平成26年では戸数は130戸に減少、飼養頭数は2,215頭と横ばいで、令和元年には117戸と減少していますが、飼養頭数は2,424頭と増頭しています。昭和54年から令和元年までに畜産農家数は440戸の減少ですが、飼養頭数は553頭増えています。

頭数のピークは平成21年の2,978頭です。農家戸数は170戸でした。もちろん、頭数がそれほど減少していないのは、国や県の事

業効果により一定の後継者が育っていることと多頭飼育の傾向にあるということです。

若手の畜産農家からは、畜産というなりわいを子どもが継いでくれるだろうか心配の声を伺っています。

県の農業生産額を牽引する竹田市の農業産出額のうち和牛、養豚、養鶏等の畜産業は、およそ2分の1を占めています。現在、原油価格や飼料価格が高騰していることも負担増につながり、農業経営にとって厳しさを増幅させる要因となっています。

一方で、竹田市久住町は、雄大な草原があり、放牧による年間飼育の軽減化や草地での牧草の採草による餌代負担の軽減というスケールメリットがあります。こうした地域特性を生かし、農業経営の効率化を図っていくことは畜産分野においても大事なことであると考えます。

また、肉用牛については、今年、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会が開催されます。ここで優秀な成績を収め、全国に県産牛のおいしさをPRすることは、農業産出額の向上、後継者の確保にも重要な役割を担うものと考えます。大分で畜産業をすることで夢を持てるように、施策を展開することが最も重要ではないでしょうか。広瀬知事に今後の畜産振興に対する展望を伺います。

次に、畜産業の担い手確保について伺います。

大分県の農業産出額を再び上げていくためにも、畜産振興は欠かせません。しかしながら、さきほど述べたように、畜産農家数が減少する傾向は進んでいます。地元の県立久住高原農業高校には、うし部があり、成果を上げています。専門的な知識を学び、畜産の自営農家として希望を持っている生徒もいます。しかし、農業に欠かせない高校への農業機械の導入は、徐々に改善はされているようですが、十分とは言えないのではないのでしょうか。生徒の将来を見据えて、最先端機械の導入も検討されるべきではないのでしょうか。

農業は日本の社会経済に重要な役割がありますが、農業という仕事がネガティブなイメージで捉えられがちであるために、必ずしも高い評

価をいただいている状況です。そのイメージがあるゆえに、なかなか結婚できずに跡を継ぐことを諦めてしまう農家も多くあります。取り巻く環境は年々厳しさを増していますが、若い人材の確保は重要な課題です。省力化による業態そのものの負担軽減と将来展望を持った経営戦略の立案も急務です。その意味では婚活もライフスタイルの確立の一助となるでしょう。必要な施策を講じて、将来安心して畜産経営や地域活動に取り組めるように畜産業の担い手確保に向けた総合的な戦略が必要だと考えますが、現実として減少傾向にある畜産農家の状況を踏まえ、担い手の確保にどのように取り組むのか、農林水産部長に伺います。

続いて、畜産研究部の施設整備について伺います。

竹田市久住町にある県有施設である県農林水産研究指導センター畜産研究部は、明治39年に大分県種畜場として現在の位置に設置されています。昭和28年4月に大分県久住種畜場と改称し、昭和41年4月には大分市にあった分場である高城種畜場を大分県農業技術センター畜産部に改め、昭和43年9月には久住種畜場放牧試験地の業務が開始されています。そして、昭和44年4月には大分県畜産試験場に、翌45年4月には草地畜産開発センターを併置と、その歴史も当時の社会背景の中で進化してきました。現在、施設の老朽化が進行し、中には昭和27年に建てられ、使用されていない建屋もあるとのこと。また、事務所も老朽化が進んでいます。雨漏りもあり、床や壁にも亀裂が入っているといった具合です。

県有施設は優先順位を付けて整備しているのですが、県内の多くの畜産農家が入り出す施設であることも鑑みると、そろそろ同施設も順次更新していく時期が来ているのではないかと強く感じています。農林水産部長に今後の更新についてどのように考えているのか答弁を求めます。

後段の質問は対面席で行います。

〔吉竹議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

三浦副議長 ただいまの吉竹君の質問に対す

る答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 吉竹悟議員から、畜産振興の展望について御質問いただきました。

農業産出額の36%を占める畜産業は、本県農業を牽引する分野であり、今後の成長産業化に向けて、その振興は大変大事です。

そのためにも、議員御指摘のとおり、魅力ある産業となって、後継者が夢を持ち、就農できるような環境の整備が必要です。このため、私どもは次の3点に重点的に取り組みます。

一つは、規模拡大と力強い担い手の育成による生産基盤の強化です。おおいた和牛のさらなる増頭には作業の外部化、省力化が欠かせません。このため、繁殖農家で生まれた子牛を預かり、共同育成するキャトルステーションを豊肥地区に加え、西部地区に整備します。これにより、各農家の労力の軽減を進め、牛舎の空きスペースを生かした繁殖雌牛の増頭を図ります。

また、規模拡大を進める上での大きな課題である畜産堆肥についても、耕畜連携による円滑な流通体制の構築を進めて、県域での需要と供給のマッチング機能を強化していきます。

担い手の育成に向けては、竹田市で先進的に取り組まれてきた和牛ヘルパー制度の活用を県域に拡大するとともに、分娩予知装置の導入などICT化を加速させ、効率的で持続性のある経営を実現します。

さらに、新たな担い手の確保に向けて、キャトルステーションを活用した研修体制の充実や、就農時の施設整備、繁殖雌牛の導入等、就農形態に合わせたきめ細かな支援を進めていきます。

以上の生産基盤の強化とともに、二つは、消費者ニーズにマッチした高品質な大分らしい和牛肉の生産です。

ゲノム選抜により新たに造成した種雄牛の枝肉出荷が本年度から本格化しています。中でも「加代白清」は10道県が参加した調査会で、重量、肉質ともにトップの成績となっており、生産者の期待も高まっています。これら種雄牛の活用に加え、高品質化に向けた繁殖から肥育までの一貫した指導を進めていきます。

三つは、おおいた和牛の販売力強化です。これまでPR大使を活用したキャンペーンの強化や、小売店、飲食店でのフェア等を支援してきた結果、おおいた和牛取扱店舗数は昨年より68店舗増加し、246店舗になりました。

また、牛肉輸出も令和2年度が19.8トンと過去最高となっており、畜産公社の輸出機能強化を通じて、さらなる拡大を図っていきます。

本年は、いよいよ5年に1度の全国和牛能力共進会を迎えます。10月に鹿児島県で開催される本大会において優秀な成績を収めることが、何よりもおおいた和牛の認知度向上になると思っています。

県としても、もうかる畜産を実現するために、生産者、関係団体と一丸となって、全共日本一を目標に、畜産振興に全力を注いでいきます。

私からは以上ですが、その他、大変大事な御質問がありました。これについても担当部長から答弁させます。

三浦副議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 私から2点お答えします。

まず、畜産業担い手確保についてです。

担い手の確保については、就農フェア等で畜産に興味を持った方や農業系学校で学んだ方に農場体験や肉用牛ヘルパーの仕事をあっせんするなど、インターンシップとして畜産を経験してもらうことから進めています。

一方で、初期投資が高額となることや休みがないなどが就農開始する上で課題です。

牛舎整備については、独立就農の場合は4分の3、親元就農の場合でも3分の2の高率補助で支援しています。また、独立就農には牛の導入にも支援し、加えて第三者継承についても推進し、初期投資の軽減を図っています。

さらに、働き方改革を推進するため、分娩監視システム等の省力化機器の導入や、ヘルパー制度の利用に対する支援を行っています。

こうした取組の結果、過去3年間で独立就農が14人、親元就農が28人、計42人が新たに就農しています。竹田市では県外から2組の夫婦を含む9人が新規就農し、インターンシップに手応えを感じています。

今後も多様化する就農者の要望に応え、総合的な担い手確保対策を推進するとともに、人材育成のためにキャトルステーションの活用や農業系学校との連携にも努めていきます。

続いて、畜産研究部の施設整備についてです。

畜産研究部では、生産者の経営安定や所得向上を図るため、種雄牛の造成や精液供給、肉用牛の繁殖・肥育技術の確立などの試験研究に取り組んでいます。

研究施設は老朽化が進んでいる状況ですが、試験研究に支障を来すことがないよう順次補修等を行っています。

種雄牛用の牛舎等は、家畜防疫体制の強化を図る観点から、平成24年に敷地内で場所を移して新たな整備を行いました。

これらの施設を活用して造成を行っている種雄牛のうち「松吹雪」号は、昨年度実施した能力を判定する検定において、枝肉重量の成績が歴代最高となるなど試験研究の成果を上げています。

これからも生産現場のニーズに応じた試験研究を実施するため、必要な施設の改修等を計画的に行う予定であり、繁殖研究棟については令和6年度に大規模改修を計画しています。その後、事務所棟についても計画的に改修していきたいと考えています。

今後とも生産者の所得増加と産出額向上に貢献する技術開発等にしっかりと取り組んでいきます。

三浦副議長 吉竹悟君。

吉竹議員 ただいま答弁いただきました。知事から力強い言葉、全力を注ぐという答弁だったので期待するし、耕畜連携、その中で、堆肥のことも後で触れますが出ました。循環型社会を農家の方々に、循環させることは非常にいいことだと思うので、そのことも含めて、さらに力を入れていただきたいと思うし、今、部長の答弁にありました畜産研究センターは、本当に老朽化が進んでいます。第三者が来たときに、こんなにひどいのかと恐らく思うでしょう。事務所棟に行ってみて、皆さんが仕事をするその場に亀裂が入って、床はめくれて、壁は落ちかけ

ている、そういう状況で果たしていい仕事ができるのかなと、そういう思いをしました。地元なのでよく行きます。それから、農家の方からお話を聞きます。ひどいなと、その一言です。できるだけ早く、もちろん他の施設も多々あるから、ここだけということはないんでしょうが、やっぱり順次計画的にやっていただきたいし、今は急ぐところです。

それから、さきほど申したように、本当に古いものがあります。使わない施設があることは本当に危険なんです。そこにも第三者が入り込むわけですから、そのことも含めて、壊すのなら早く壊す、それが安心対策になると思うので、よろしくお願いします。

また、農業振興で、おがくずの利用促進について再度質問します。

畜産農家の声に、林業振興によって発生するおがくずを畜産農家に提供する仕組みをつくっていただきたいとの声があります。稲わら、もみ殻よりも排せつ物の吸収率がよく、水田や畑地への供給も効率がよいということです。林業振興によって生み出されるおがくずが畜産農家によって利用され、双方の振興がさらに進むのではないかと考えられますが、農林水産部長の見解を伺います。

あわせて、畜産農家への支援について伺います。

県が農業振興に対し広範囲に補助事業を展開していただいていることに、まずもって感謝します。さきに述べたように、畜産振興には経営拡大も重要な位置付けです。

そこで、中小規模の畜産経営者が拡大しやすい補助メニューを整備してはと考えています。現行では、県単事業で施設整備を実施する場合には、既繁殖経営者は3年後に50頭規模への規模拡大が要件となっています。仮に20頭飼養している高齢の農家に後継者が帰農するために施設整備をする場合、施設整備の費用プラス3年で30頭の増頭資金が重くのしかかり、踏み切れない状況です。一律に50頭を要件にするのではなく、増頭率を要件にするなど、特に親元就農をする方などに柔軟なメニューの構築

ができないものでしょうか。

また、近年の牛舎建設は設備費用を含めると平米当たり4万円ほどかかってしまいます。仮に500平米の施設整備をすると、総事業費は500平米掛ける4万円の場合、2千万円となります。現在、補助制度では500平米掛ける2万1千円の2分の1となり、525万円の補助となります。つまり、4分の1の補助金額となってしまう。国庫の補助基準があり、なかなか難しいと思いますが、国に対して現状をしっかりと訴えて、補助単価の改定ができないものかと思えます。

2点について農林水産部長の見解を求めます。

三浦副議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 まず、おがくずの利用促進です。

おがくずについては、宿舎の敷料として、乳房炎などの疾病予防や横転などの事故防止、さらには悪臭発生の緩和などの有用な資材です。これまで県では、畜産農家や製材業者などの需給状況の把握に努め、不足している農家には情報提供やあっせんなどを行ってきました。

ただ、近年、バイオマス発電原料の需要増加、また、昨年来の木材の高騰の影響などがあり、また、運搬時にも燃油高騰の関係で燃油や人件費の上昇があります。販売単価も上がっています。そういったことで、入手が困難となる状況も見受けられます。

そのため県では、おがくずを再利用する戻し堆肥、また、比較的入手が容易であるもみ殻の混合利用を進めています。

次に、親元就農のときの施設整備の要件緩和です。

親元就農を含む生産基盤のある経営体については、所得1千万円を目標として、安定的な経営を早期に実現してもらいたいと考えており、そのため50頭規模の経営確保要件としています。

一方、独立就農では、まずは500万円程度の所得を得ることを目標に、30頭の計画を定めて、その後、50頭まで段階的に拡大していくことで、やはりもうかる畜産農家になってい

ただきたいということで、経営規模の拡大ではある程度必須と考えています。

それから、建築基準単価の引上げについてです。

過去3年間、県の事業で整備した牛舎の1平方メートル当たりの平均単価については3万4,802円となっていますが、中には廃材などを活用して平米2万円以下で整備した事例もあります。経営者として、初期投資の軽減を図る努力も必要だと考えています。

引き続き低コストな畜舎整備を推進していきたいと考えていますが、建設資材などが高騰していることもあるので、県単の事業については補助上限単価の引上げについて検討したいと思っています。

三浦副議長 吉竹悟君。

吉竹議員 部長ありがとうございます。補助金額の見直しも含めて考えていただけるということで、特に建築の場合、従前、クラスター事業がありました。本当に高額で、地元の方々には非常に悲鳴を上げています。四角四面の設計図どおりするとどうしても安くなりません。今言った低コストの中でできるという形がもっと広まれば、畜産農家も挑戦しやすくなると思うので、ぜひともよろしくお願いします。

最後に、もう一つ伺います。

畜産研究部の建物については、今、部長の答弁にあったように、計画的に修繕していただくということで一つ安心しました。

一方で、今年は久住一帯では積雪が多く、センターに行くのにも職員の皆さんが一苦勞していらっしゃるのではないかと考えています。台風の時もそうですが、もう少し近くに職員の方がいらっしゃるとういのかと思います。

住居をどこにするのかはさておき、センターが災害などで回らないことがあっては、本県の畜産農家にとって一大事です。トラブルがあったときでも職員が駆けつけられる体制になっているのでしょうか。牛の餌やりなどもあり、誰かがいる体制でしょうが、機能的に問題があると困ります。

その意味で、BCP、事業継続計画の設定が

重要だと思われます。畜産研究部のBCPについて、農林水産部長にお尋ねします。

三浦副議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 畜産研究部のBCPについてお答えします。

畜産研究部では、災害発生時や感染症の蔓延時など、非常時においても優先すべき業務を円滑に遂行できるようにBCPを策定しています。

BCPについては、月ごとに研究部の業務は変わってくるので、毎月更新を行っており、業務内容ごとに非常時の場合の対応職員を設定し、初動対応ができる体制を整えています。

また、土日、祝日も昼間は職員が交代で出勤しており、トラブル等が発生した場合は初動対応などの連絡を取れるようにしています。あわせて、夜間と土日、祝日は、舎監の方が定期的に見回りを行っており、トラブル等が発生したときには初動対応及び連絡が取れる体制を取っています。

三浦副議長 吉竹悟君。

吉竹議員 ありがとうございます。畜産研究部は生き物を飼っています。万が一も許されないと思うので、やっぱり職員を大事にしながら、本当に大変な思いをしていると思うので、よろしくをお願いします。

次に、地域公共交通について伺います。

最初に、過疎地域における公共交通の在り方について伺います。

近年、地域公共交通を取り巻く環境は厳しくなるばかりです。日本は人口減少・少子化高齢化が進展し、2053年には人口が1億人を割り込み、高齢化率が約40%になると推計されています。あわせて、人の流れは地方から都会へ集中しています。そのために地方の人口減少は深刻さを増すばかりです。また、地方ではモータリゼーションの進展により家用車の普及が進み、公共交通機関の利用者が激減しています。それにより、交通事業者の経営が厳しくなり、経営上赤字となる路線を廃止する結果となります。

令和元年度の状況ですが、地域鉄道は約8割の事業者が赤字、乗合バス事業では約7割の事

業者が赤字となっているようです。周辺部の交通事業者は新型コロナウイルス感染症の蔓延も重なり、さらに厳しい経営に陥っており、地域公共交通はますます衰退し、周辺部では特に必要な公共サービスを受けることができない地域住民、特に高齢化の進展する地域では深刻な問題となっています。通院や買い物等の日常生活に不便な思いをしています。買い物が不便だとする買い物難民の増加は社会問題として取り上げられています。

また、総務省の自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画では、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく社会のDXが求められており、それにより一人一人がニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すべきだとしています。

その中で、県が策定予定のDX推進戦略の中で取り組もうとしていることの一つに、暮らしを支えるDXがあります。この中に、過疎地域においても、移動を通じて社会活動、経済活動に参画することができる次世代モビリティがあります。どこに住んでいても最低限の行政サービスが受けられる環境は、移住定住政策の中でも重要な位置付けとなると考えます。

このような状況を踏まえ、今後の地域公共交通のあるべき姿をどのように考えているのか、広瀬知事の見解を伺います。

続いて、過疎地域での運転免許自主返納について伺います。

近年、高齢者の運転による交通事故の割合が増加していることから、県、県警察本部、交通安全推進協議会では、関係機関や団体と連携し、高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進めることにより、高齢運転者の交通事故防止を図るために運転免許証自主返納支援制度に取り組んでおり、対象者は県内在住の70歳以上の方となっています。

よく報道される高齢者の事故の状況を鑑みれば、返納制度の必要性は十分理解できますが、過疎地域の公共交通機関の縮小傾向を考えた

きに、支援制度の内容が十分であるのか疑問を抱きます。

さきほど質問で申したように、周辺部では買い物難民が増えています。現状では80歳以上でも運転せざるを得ない方が多くいます。バス運行が廃止された地域の方は、タクシーを日々利用することは経済的にできないと言われます。まだ公共交通を利用できるエリアの方と周辺部では著しく環境が違っています。過疎地域における免許返納についてどのようにお考えか生活環境部長の見解を伺います。

三浦副議長 広瀬知事。

広瀬知事 初めに私から、過疎地域における公共交通の在り方についてお答えします。

地域公共交通は、住民の通勤、通学、通院等の日常生活を支える大変重要な役割を担っています。その維持、確保を図ることは行政にとって非常に大事なことだと思います。

一方、議員御指摘のとおり、人口減少や少子高齢化の進展等から、地域公共交通は従来にも増して厳しい状況に直面しており、特に高齢化が進んでいる過疎地や山間部では、移動手段の確保が喫緊の課題となっています。

将来にわたり持続可能な地域公共交通を実現するためには、地域の多様な輸送資源を総動員するとともに、ICT等の先端技術を最大限活用し、利便性の高いサービスを提供することが重要だと考えています。

そこで、県では、三つの観点から持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組を行っています。

一つは、過疎地域の移動手段の維持、確保のための支援です。交通空白地域や不便地域の移動を支えるコミュニティバスやデマンドタクシーについては、運行赤字に対する補助や車両購入への支援を行うことにより、その維持、確保を図っています。

二つは、地域が自らデザインする地域公共交通ネットワークの構築です。住民ニーズに対応した地域公共交通を実現するためには、交通事業者や行政のみならず、実際にそれを利用する住民にも主体的に関わってもらうことが重要で

す。

そこで、自治会の代表も参加する地域公共交通活性化協議会において、利用者の意見も踏まえた運行内容の改善や、スクールバス等の地域の輸送資源の活用等を検討しています。

三つは、事業の満足度を高め、効率化を進めるために、AIオンデマンドやMa a S等の次世代モビリティを活用することです。県では、令和元年度に次世代モビリティサービスの在り方に関する検討会を立ち上げ、交通事業者をはじめとした関係者と共に、地域の幅広い交通課題に対して、先端技術を活用した解決策の検討を行っています。今年度は竹田市において、ボタン一つでタクシーが呼べる仕組みについて実証実験を行いました。

今後とも県としては、既存の公共交通ネットワークの維持を図るとともに、先端技術も活用しながら、交通事業者や市町村等と連携して、過疎地における移動手段の確保に向けた取組を行っていきます。

三浦副議長 磯田生活環境部長。

磯田生活環境部長 過疎地域での運転免許自主返納についてお答えします。

過疎地における高齢者の通院や買い物を支える移動手段を確保することは、住み慣れた地域で暮らし続けるためにも重要であると認識しています。

道路交通法の改正により、本年5月からは、より安全なサポートカーのみ運転できる限定条件付免許制度が導入予定となっています。自主返納だけではなく、運転継続という選択肢も広がってきた状況です。

さらに、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行支援のほか、運転免許返納後の支援については、タクシー事業者に働きかけており、現在43の事業所で料金割引のサービスが提供できる状態になっています。

加えて、市町村では、バスの回数券やタクシーチケットの配布などの支援も独自に実施しています。

地域の実情により、免許返納者の課題は多様となっていますが、それを解決する手法もまた

増えてきています。近年充実してきたサービスもあります。例えば、買い物については、商工会や近隣事業者による宅配サービスのほか、近年は通販が充実して、利便性は非常に向上しています。

今後、県と市町村が連携するとともに、県でも各部横断的に、ドローンなど先端技術の活用も検討しながら、免許返納後の課題について取り組んでいきます。

三浦副議長 吉竹悟君。

吉竹議員 ありがとうございます。知事の答弁はありがたいというか、竹田で実証実験したことも含めて、とにかく高齢者の事故が多いことは本当に危惧されます。また竹田市は広いです。447平方キロあります。山間部から出るのに、コミュニティバスも従来のバス停と同じようにバス停をつくります。そのバス停までが2キロ、3キロ、4キロある方もおられます。そういう方々はどうしてもバスを利用したくても出られない。

それともう一つ重要な問題が、バスが廃止路線になるときにアンケートを取ります。アンケートを取るときに、あなたはどのくらいバスを利用しますかとの問いに、月に1回とか、多くて週に1回という形です。だから、乗らないことが多いんです。ということは、結局、バスがエアバス化してしまう、空気を運んでしまう、だから、採算性が取れなくなる。でも、なくなると困るというアンケートです。

究極のサービスは、さきほど知事が言われたように、デマンド交通で、しかも、それがドア・ツー・ドア、タクシーのような感じですか。歩けない人、膝を壊している、周辺部にはたくさんそういう方がおられます。そういう方々の家に回れるような仕組みが本当に構築できれば、安心して暮らせるまちづくりができるのではないかと考えているので、そういうこともぜひとも研究していただきたいし、そういう支援もしていただきたいと思っていますので、これは要望になります。よろしくお願いします。

最後の質問に入ります。今後の県立高校の在り方についてです。

平成17年4月、日本は市町村合併という選択を余儀なくされ、都会を除く、地方の町は人口減少という波に飲み込まれています。合併当時、新たな市となり、その周辺部が寂れないように十分配慮するとあったが、人口減少の加速化を止める策はなかなか見いだせず、今日に至っています。

当然、人口減少がもたらす社会構造の変化は、地方、地域の活力をも減少させています。最も危惧されることは、周辺部に児童生徒がいなくなることです。子どもの声が聞こえなくなることがいかに寂しいことなのか、恐らく都市部の方には理解できないことでしょう。

この現象がもたらす最悪のシナリオは、周辺部に学校がなくなっていくことです。特に児童生徒の減少が著しい地域は、学校の統廃合という方向になります。大分県が進める移住定住政策に逆行することになりかねません。現在、コロナ禍の影響から、都会より地方へ安心を求め、移住の声が多く上がっています。しかしながら、子育て環境の大切なことの中に、学べる環境、すなわち教育環境が整っているかということが大きな課題となっています。

そして何より、地域に高校があることも重要な選択肢となります。竹田市の進学校、普通科高校は、大分県立竹田高等学校だけです。竹田高校には124年の歴史があります。近年、少子化の影響を受け、定員割れという厳しい現状です。豊肥地域の住民は大きな不安を抱えています。

県では、平成17年に高校改革推進計画を策定し、20年4月より、全県一区の通学区域に改め、人口減少社会に対応した教育の在り方を模索してきました。生徒への教育の機会均等を図ることは決して間違いではないと思います。できるならば進学したい高校へ行かせたいと思うことは保護者も同様だと思います。

しかしながら、周辺部の地域社会を存続しながらまちづくりを進めるのであれば、竹田市に普通科高校という進学校が存続することは非常に重要なことだと強く思っています。

通学区域の変更後、周辺部の高校は閉校し、

大分市へと集中している状況です。地方創生を掲げる広瀬県政において、その担い手となり、将来にわたり地域を背負って立つ子どもたちを地域で育てられない現状に少しばかり歯がゆさを感じます。

このような状況を踏まえ、少子化の進む中で、の県立高校の将来展望について、教育長の考えを伺います。

次に、竹田高校の将来像について伺います。

現在、県教育委員会の指定を受け、県立竹田高等学校は、市や小中学校と連携、協働し、生徒の学力向上や学校の特色化を図る取組を行い、生徒の進路実現を図るとともに、地域に信頼され、中学生に選ばれる魅力ある学校づくりを推進しています。

特に、春の岡城桜祭りや竹楽のイベントに積極的に参加して地域貢献を実行しています。伝統文化の保護などにも率先して活動しています。したがって、地域住民にとっては非常に重要な位置付けにある高校です。しかしながら、周辺部で加速する少子化を鑑みれば、市民が危機感を持つてしまうことは当然なことだと思います。

これからの高校に求められる機能は肥大化、多様化していくと思われまます。それに対処するためには、外部との開かれた連携が不可欠となります。NPO等外部機関による高校への協力も必要となるでしょう。

現在、竹田高校については、地元では同窓会や一般社団法人修道記念学林会が、同校の存続のためにできることは何でもやろうという思いを一つにして活動しています。

全国統計では、令和3年度、高校生の卒業後の進路状況は、普通科卒業後の大学等への進学が66.9%で最多、専門学科の卒業後の進路は、就職が43.1%で最多、総合学科の卒業生の進路は、大学等、専修学校、就職が約3割とほぼ同数となっており、大学等への進学率が高い状況が読み取れます。竹田高校に通う子どもたちも当然こうした希望を持っていると思います。彼らの希望をかなえることが竹田高校の存在価値を上げていくことにつながるのではないのでしょうか。

以上のような状況から、豊肥地域に地域性を踏まえ、未来ある教育環境の継続を重要な位置付けとして、ぜひとも最善の対処をしていただきたいと考えますが、教育長の見解を伺います。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 まず、県立高校の将来展望についてお答えします。

今後の中学校卒業予定者数を見ると、現在の小学校1年生では、今からさらに千人ほどの減少が見込まれており、特に地域の高校についての定員確保、学校の維持、活性化が課題であると認識しています。

現在、地域の高校では、学校規模の維持を図る工夫として、1学級の人数を35人、あるいは30人と設定するなどの措置で対応してきています。

また、耶馬溪校や久住高原農業高校など地域の4校では、コア・ハイスクール・ネットワーク構想により、県内どの地域においても多様な学びを支援できるよう、ICTを活用した遠隔授業などの学習環境づくりを進めています。

さらに、玖珠美山高校のコミュニティ・スクールの取組や、佐伯豊南高校の地域への積極的な情報発信などにより志願者増の成果が出始めている例も踏まえ、地域と学校の協働を持続的に進めるための組織として、地域連携に向けた高校魅力化事業の採択18校全てでコンソーシアムを構築しました。

今後に向けて、まずは高校の魅力向上に注力し、生徒の自己実現につながる学びや、地域の中学生が学びたいと思う魅力ある学校づくりを進めながら、地域の高校が存続できるよう学校の活性化に取り組んでいきます。

続いて、竹田高校の将来像についてお答えします。

現在、県立高校には、生徒の主体的かつ多様な進路選択を踏まえ、県内各地域に普通科と専門学科を複数配置しています。

高校教育においては、生徒個々の自己実現を図ることが最も重要です。中でも、普通科では、進学に加えて、将来の地域像を見据え、地域を支える人材を育てていくという視点も一層重要

になると考えています。

竹田高校では、地域課題をテーマにした現地調査とか、市役所とオンラインでつないだ学習発表会など、地域のことを主体的に考え、提言につなげる取組を行っています。また、地域連携を支えるコンソーシアムには、市長をはじめ、地元小中学校からも協力いただいています。

このように、地元への理解や愛着を育む教育を通して、地域の魅力や課題を常に意識し、考えことのできる生徒を育成したいと考えています。また、そのような生徒の中から、将来の地域発展の核となるような人材が出てくるよう、今後も竹田高校での取組を進めていきます。

三浦副議長 広瀬知事。

広瀬知事 竹田高校の件について御心配がありました。今、教育長から答えたとおりでありますが、もう少しはっきり申すと、あの地域に大事な伝統もあるし、それから、実績もある大事な高等学校です。ぜひこれからも末永くあの地の拠点としてしっかり活動してもらいたいなど思っており、そのために私どもも努力をいろいろしなければいけません、生徒がいなくなってしまうのでは、いくら置いておきたいといっても、教育上、切磋琢磨できる人数、あるいは部活もできるような人数でなくなってしまうたら存続できないわけで、それが何年か続いたときにはやめざるを得ないことになるわけですから、とにかくそこで学ぼうという人がい続けることが大事で、我々もそのために魅力ある学校づくりを努力する、これは本当に努力しないといけないと思います。

他方、地域の皆さん方もぜひそういう意味で竹田高校を盛り上げていくことも考えていただかなければならないと思います。玖珠美山高校の話もありました。それから、佐伯豊南高校の話もありました。その前に由布市の由布高校の話もありましたが、地域を挙げて存続のために長きにわたって努力しているわけで、そういう努力を我々もやらないといけないし、地域の皆さんにもぜひそのところを考えていただきたいと思います。

これまで竹田高校の存続について心配してい

た市町村の話聞いたことがありませんので、一言申しておきます。

三浦副議長 吉竹悟君。

吉竹議員 ありがとうございます。涙が出そうになります。

県庁にも200人ほどの竹田高校出身の方がおられるし、この議会の中にも竹田高校OBの議員もおられます。やっぱり同じような思いだと思うし、知事のおっしゃるように、地域がどう竹田高校を育てるかというのを私も十分動かなければいけないかなと思っているし、今そういう中でいろんな活動をしています。とにかくそれは地域の問題として皆さんがどのくらい取り上げて一緒にやって思いを一つにするか、それは本当に重要だと思います。頑張ります。

そこで、教育長に再度質問します。

平成17年に高校の改革推進計画の中で、校区制度を廃止して現状のようになっています。これはあくまでも私の私的な考えですが、竹田高校を今テーマに出しました。周辺部を見れば、やっぱり同じような悩みがあるのではないかなと推察されます。一極集中という形が、例えば、大分県でいえば、東京に皆さん行ってしまおうか、それも考えようねということがあると思います。でも、今高校の問題で考えれば、校区制度廃止が一極集中を招いているのです。でも、ここで地方創生とか地域をどうするのかを考えたときに、そこも選択を広げることを阻害してはならないと、十分その気持ちは分かります。だけど、メリット、デメリットで、デメリットがあまりにも大きいのではないかなと思っています。そこを机上で話をするのではなくて、現場に行って、現地に行って多くの人たちと会話しながら、どうあるべきかを県下全域の状況を調べてですね。子どもが減ってくるのは事実です。だけど、最大限残す工面を考えないといけないと思いますが、一極集中についてどうお考えでしょうか、答弁をお願いします。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 議員は一極集中とおっしゃいますが、私は県内の全ての生徒にひとしく教育を受ける権利を提供したいと考えています。

三浦副議長 吉竹悟君。

吉竹議員 教育長の考えも十分分かります。その選択肢はこうやって広げてあげる、学びたい学校に行く環境をつくり上げるのも、大人社会の中では子どもを思うときに、保護者も一緒だと思ふし、私もそう思います。しかしながら、それと社会経済を考えたとき、今、大分県がどういう状況なのかもやはり捉えるべきではないかと思ふます。そういうことをできれば教育委員会の中で議論しながら、これから先、5年先、10年先、いやいや、3年先を考えてください。私はそう思っているのです、よろしくお願ひします。

以上で一般質問を終わります。(拍手)

三浦副議長 以上で吉竹悟君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

御手洗議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。荒金信生君。

〔荒金議員登壇〕(拍手)

荒金議員 議席番号40番、しんせい大樹会、荒金信生です。一般質問に入るので、よろしくお願ひします。

新型コロナウイルスの感染が確認されてから3年目になりました。変異するウイルスに対応し乗り越えていく日々が続いています。2年にも及ぶコロナ禍は、社会活動をリモートなどの非接触型に変化させました。

そこで重要となるのがデジタル技術であり、世界における我が国のデジタル化の遅れが露呈したことで、官民を挙げてDXの流れを加速させようとしています。

本県では、職員に対する研修など、県庁における行政のDXに向けた取組が行われたと伺っています。また、コロナ対策で実施した時短要請協力金や応援金、事業継続支援金など、事業者への給付事業にあたっては、スマートフォンでの申請を前提としたシステムを構築し、迅速な給付を実現しました。これはDXを早速実践

に移したよい事例です。

今後は行政に加え、民間企業、産業のDXを進めていくことも求められます。産業のDXについては、国でも様々な角度から議論がされていますが、DXのゴールにおける企業の姿について、端的に申せば、企業の内部はもちろん、顧客、取引先とのやり取りは全てデジタルとなり、そこから得られるデータを活用して、提供するサービスが瞬時に変化していくような状態になることと理解しています。そうした姿を実現するためには、デジタル技術を活用する側の企業が変わるだけでなく、ITシステムを供給する企業が、これまでの受託型ビジネスから脱却し、利用する企業と協働してアイデアを具体化していくことが必要との指摘がなされています。

他方で、足下の県内企業を見たとき、多くは業務管理システムの利用やインターネット通販サイトの開設など、個別の業務やサービス提供でのIT技術の活用にとどまっているものと考えています。そこからDXへ進めるのは決して容易ではなく、取組にあたってはさらなる工夫が求められるものと考えます。

そうした中、県では、昨年よりDX推進本部会議を設置し、今後の戦略について議論を重ねてきています。行政のDXをこれからどう進化させていくのか、さらには高いハードルが待ち構えている産業のDXをどのように進めていくのか、DX推進戦略の内容について、知事の考えを含め聞かせてください。

〔荒金議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

御手洗議長 ただいまの荒金信生議員の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 荒金信生議員から、DXの推進戦略について御質問いただきました。

暮らしや産業活動、行政の現場など、日常の様々な場面において、デジタル化の波が急速に押し寄せています。こうした中、県では、県政のあらゆる分野でDXを推進するため、DX推進戦略を策定しました。

DXで大事なことは、県民目線で将来のビジ

ョンをデザイン思考で描くことです。例えば、電子申請の目的は、やり方の改革や事務の効率化ではありません。受け手の県民が求めるものは何かという視点から、いつでもどこでもスマホ等で手続が完結することです。同じように、各部局と県民目線で考え、デザイン思考で議論を重ね、暮らし、産業、行政、推進基盤の四つを柱とする戦略をまとめたところです。ビジョンの実現に向けて、当初予算に127事業、41億円をDX関連事業として提案しています。

これからDX推進戦略をより高いレベルで着実に実践することが重要です。

まず、行政DXについては、県自らがDXに強い体制へと進化する必要があります。県職員の学び直しを民間企業と連携して行い、デザイン思考を学ぶ研修は延べ100を超える職場で約1,100人、オンラインのデジタル研修は約3,200人が既に受講したところです。加えて、各部局の若手職員による事例研究や、これから本格的に導入するデジタルマーケティングのワーキンググループなど、DXの実践に向けた体制づくりや人材育成も進めています。

また、DX推進には、専門家の力も必要です。県が目指すビジョンに共感する外部人材の専門的知見も取り入れて、デジタルマーケティングをはじめ、各部局の事業を強力に推し進めるとともに、DXに強い組織、職員を育てて、DX先進県を目指します。

次に、産業DXについては、民間のDXを支援し、産業の活力を創造していきます。

まず、人づくりです。企業向けにAIやビッグデータなどを活用できるデジタル人材を育成します。また、小中学生向けプログラミング教育の充実、宇宙を題材としたSTEAM教育の推進など、未来に向けた人材の裾野も広がっていきます。

DXの推進は、専門的知見を有するデジタル企業と一緒に取り組む体制づくりも必要です。パートナーシップの形成により、個別システムの効率化にとどまらない新たな価値を創造する好事例をつくっていきます。

誰一人取り残さない取組も重要です。経営指

導員のデジタルスキルの向上など、中小企業が身近にDXを相談できる環境を整備します。また、商工団体と連携し、成功事例を様々な業界や地域に波及させていきます。

「DXで笑顔あふれる未来を創る」が戦略のビジョンです。その実現に向けて、県民中心のDXを進めていきます。

御手洗議長 荒金信生君。

荒金議員 デジタルの時代には、私も周りに助けられながらインスタグラムを始めました。毎日投稿しているので、ぜひ見てください。

次に、インバウンドについて質問します。

国においては、観光を地方創生の切り札、我が国の成長戦略の柱として位置付け、オリンピック・パラリンピックの開催が予定された2020年には、海外からの観光客を4千万人とする目標を掲げていました。本県観光にとってもインバウンドは大きな柱であり、2018年の外国人延べ宿泊者数は144万人と過去最高となりました。2019年には、ラグビーワールドカップの本県開催を契機に、なじみの薄かった欧米・大洋州へも展開するなど、順調に成長してきました。しかし、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな打撃を受けました。

一方、世界ではワクチンの普及や検査の徹底等により、観光客の受入れを再開する国も出てきました。日本では実施は見送られたものの、昨年末に海外からの団体旅行客の受入再開に向け、観光庁によるモニターツアーが全国で予定されるなど、インバウンド再開に向けた希望も見えるようになりました。

大分空港が宇宙港になることやホーバークラフト復活への道のは、コロナ後を見据えた観光振興の取組と理解していますが、本県観光にとって、インバウンドの復活は絶対に必要であると考えます。コロナ禍においてどのような取組を進めてきたのか、また今後、観光目的の入国が再開された後、外国人観光客を早期に呼び戻すためにどのような取組を考えているのか、観光局長に尋ねます。

御手洗議長 秋月観光局長。

秋月観光局長 令和2年からの入国制限による外国人宿泊客数の大幅な減少は、本県の観光事業者にとって大きな打撃となりました。

県では直ちに、観光情報発信チャンネル沸騰大分の開設や40回を超えるオンライン商談会の開催など、往来できずとも本県の魅力発信を強化してきました。その結果、大分ファンとなる約15万人のチャンネル登録者を獲得したほか、現地旅行会社やメディア等との関係強化を図ることができました。来るべき観光目的の入国再開に向けては、こうした成果を実際の来県につなげる取組が必要です。

まずは、コロナ禍で変化した各国・地域の旅行ニーズに応じた誘客戦略を新たに構築していきます。宇宙港やホーバークラフト、東アジア文化都市2022など、大分ならではの強力なコンテンツも活用していきます。また、関係を築き上げてきた旅行会社等を対象にモニターツアーを実施し、旅行商品の造成を促進していきます。

さらに、デジタルマーケティングで学んだSNSの効果的な運用スキルを生かし、世界との懸け橋である県内留学生と連携するなど、情報発信も強化していきます。

先日、ポストコロナを見据えて欧米豪をターゲットとした広域観光協定を別府市と高千穂町などが結びましたが、こうした地域から生まれる機運もインバウンドの復活に結び付けていきます。

御手洗議長 荒金信生君。

荒金議員 ありがとうございます。コロナ禍は地元別府の観光にも大きな影を落としています。先が見えない今だからこそ、夢のある希望の光となる取組をお願いします。

次に、水産物の販売戦略について伺います。

本県では豊かな海の恵みを生かした水産業も盛んです。令和元年の本県の海面漁業生産額は406億円で、そのうち養殖業が69%、漁船漁業が31%を占めています。

養殖業は、生産者の努力により近年ではカキ、ブリ、ウニ、マグロなど新たなブランドが生まれるなど、生産額は緩やかな増加傾向となって

いますが、一方では、燃油の高騰により生産コストの増大や、昨年はブリ養殖において、モジヤコの不漁が発生するなど、越えなければならぬハードルも多くあります。

また、漁船漁業では関あじ、関さばなど、本県はいち早くブランド化に成功したものの、資源量の減少等により生産額は10年前の68%まで減少しています。漁業者による藻場の増殖や、ハモを加工することで単価の底上げを図るなど、生産額増加への取組も行われているが厳しい状況が続いています。

この状況に輪をかけたのがコロナ禍です。大都市圏での緊急事態宣言に伴い、飲食店が時短営業や休業し、本県の強みである高級魚介類を中心に需要が減少した結果、生産活動を控えざるを得なくなった漁業者もいると聞いています。

その一方、全国豊かな海づくり大会の開催の決定という明るい話題もあります。本大会については、さきの議会で知事から水産業の発展につながるようしっかり準備するとの力強い答弁がありました。大会の成功はもちろんのこと、水産業の発展につながることも大事な目的です。

私は、本県水産業発展の鍵は流通販売の強化にあると聞いています。全国から注目が集まる大会開催のタイミングを見据えて、本県水産物の販売力の強化を着実に進めていかなければなりません。加えて現在は、コロナ禍による巣籠もり消費を機に水産物への関心が高まっていると聞きます。

そこで、県内外で関心が高まるこの機を逃さず、どのような戦略を基に本県水産物の販売力の強化を図っていこうとしているのか、知事に伺います。

御手洗議長 広瀬知事。

広瀬知事 県内水産物の販売戦略について御質問いただきました。

水産物の販売には、アンテナを高くして、その時々消費者ニーズを的確に捉え、販路を切り開いていくことが求められます。

コロナ禍では、外食利用者の激減により高級魚の販売量や単価が低迷する一方で、巣籠もり需要による家庭内消費が増加しました。

今後はコロナ禍の経験を生かしながら、コロナ後の需要拡大も見据えた戦略を立てることが重要であり、販路拡大と消費拡大の2本柱で取り組んでいきます。

一つ目の販路拡大では、コロナ禍においても堅調な販売を続ける関東圏の大手量販店3社をおおいたの魚パートナーシップ量販店として認定しました。量販店販売では、コロナの中でも大分を応援するフェアが開催され、県産魚の認知度向上と定番化により養殖ブリの取扱量が増加しており、今後とも連携を強化していきます。

また、コロナ後の外食需要の回復をいち早く見据え、来年度から飲食チェーン店をパートナーシップ店として認定する制度を創設し、県外販路のさらなる拡大を図ります。量販店に続いて、飲食チェーン店をパートナーとして運営していきます。

さらに、魚の購入形態が変化する中、産地加工の重要性が増大しています。活魚販売が主流であったハモでは、新たに骨切り加工場を整備し、量販店や飲食店への売り込みを強化しました。大変好評で、令和3年の県漁協取扱量は、コロナ禍で落ち込んだ前年の2倍となり、今後さらに売り込んでいきます。

輸出においても主要品目の養殖ブリでは、これまでの生鮮フィレに加えて、冷凍切り身等のニーズに対応する高次加工施設を新たに整備するとともに、米国等での商談、量販店でのフェアを開催しマーケットの開拓に努めます。

二つ目は消費拡大です。大分市の1世帯当たり生鮮魚介類の令和元年購入額は、10年前の68%まで減少しましたが、令和2年は巣籠もり需要で前年から25%増加しました。

毎月第4金曜日の県産魚の日では、今年度から始めた旬の魚のフェアや漁業者自身のPR等により、県漁協直営店の集客や売上増加とともに、魅力発信につながりました。来年度は、さらなる消費拡大に向けた対面販売の強化に取り組めます。水産物販売の第一線を担う県内量販店等の販売員を対象に、県産魚の魅力を消費者へ分かりやすく伝えるための講座を開設します。また、著名な料理人によるメニュー開発や、そ

の料理動画をユーチューブ等のSNSで情報発信します。

このような取組を着実に進めるとともに、全国豊かな海づくり大会に向けた様々な行事もPRの場として大いに活用しながら、県産魚の販路拡大と消費拡大を進めていきます。

御手洗議長 荒金信生君。

荒金議員 ありがとうございました。地元別府はもちろん、佐伯で水産業をしている知り合いも、コロナ禍で厳しいながら懸命に頑張っています。水産業に活力が戻れば大分県の活力にもなると信じているので、ぜひよろしく願います。

次に、大分県立病院について伺います。

大分県立病院は平成4年8月に現在の場所に新築移転して、間もなく30年が経過します。この間、総合周産期母子医療センターや救命救急センター、循環器センターを開設するなど高度、専門医療が充実してきました。加えて、基幹災害拠点病院や第一種感染症指定医療機関の指定、さらには精神医療センターを開設し、新たな政策医療を担うなど、着実に医療機能の充実に取り組み、我々県民の安全、安心を医療面で支えていただいています。

他方で、経営の面では、平成18年度の地方公営企業法の全部適用への移行を機に、職員が一丸となって病院改革した結果、単年度収支の黒字化を達成、以来、黒字基調を継続し、安定した病院運営を続けています。

以上のように取組が評価された結果と思われませんが、地域医療の確保に重要な役割を果たし、過去5年以上連続して経営の健全性が確保されている病院に与えられる自治体立優良病院総務大臣表彰を昨年9月に受賞したことは、大変喜ばしい限りです。

さて、発生から2年が経過した新型コロナウイルス感染症への対応では、県内の医療機関の中心的な役割を担い、今日に至るまで多くの県民の命を守ってきました。職員の皆さんの献身的な努力には心より敬意を表します。今回のコロナの経験を踏まえ、新たな感染症へのさらなる備えを検討しておくことが不可欠であると考

えます。

また、医療技術の進歩は目覚ましく、がん遺伝子情報を活用したゲノム治療や内視鏡手術を発展させたロボット手術など、さらに高度な医療が診療現場で普及しつつあります。県民医療の基幹病院である県立病院には、このような高度な医療にも着実に取り組んでもらいたいと大いに期待しています。県民の期待に引き続き応えるため、県立病院の今後の運営について、病院局長の考えを伺います。

御手洗議長 井上病院局長。

井上病院局長 大分県立病院の今後の運営方針についてお答えします。

これまで多くの新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた経験から、感染症拡大時においても、感染症医療と通常の一般医療の両立を図る必要性を痛感しています。

今後、新たな感染症に対応していくためにも、平時から専門人材の育成を強化するほか、機動的に人員配置が可能となる体制の構築に向けた検討を深めていきます。

高度医療についても、今年度がんゲノム医療連携病院の指定を受けたことで、詳細ながん遺伝子検査の実施が可能となり、その情報を基に一人一人の患者に適したがん医療を提供できる体制づくりに着手しました。

さらに、ロボット手術などの高度医療の充実を図ることにより、県民のニーズに応えるとともに、医師をはじめとする医療スタッフ全体のモチベーションを高め、質の高い医療提供につなげていきます。

以上のような取組を進めるにあたっては、安定した経営基盤が必須であることから、今後とも健全な病院運営に努めます。

御手洗議長 荒金信生君。

荒金議員 ありがとうございます。県立病院のしっかりとした運営方針を聞いて安心しました。これからも患者に寄り添った医療を期待します。

次に、原子力災害対策について伺います。

死者、行方不明者が約2万人を超え、未曾有の大災害となった東日本大震災から間もなく11年がたとうとしています。マグニチュード9

という国内での観測史上最大となる巨大地震は、東日本全体に大きな痛手を与え、今なお復興作業が続いています。

一方、今後30年以内に70%から80%の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震は、想定最大の規模となった場合、東日本大震災より強いマグニチュード9.1となり、悪条件が重なった場合、死者32万人を超えるとも言われています。

そんな中、令和4年1月24日に愛媛県の伊方原子力発電所が通常運転を再開しました。エネルギーの安定的な確保と脱炭素化などの対応から、現実的には安全性を大前提として、原子力発電にある程度頼らざるを得ないと考えています。

一方で、福島第一原子力発電所の事故以来、万が一、伊方発電所の事故が発生した場合、本県にどのような影響が及ぶのか心配している県民も多くいます。今年1月、日向灘の地震では県内で震度5強を観測しており、県民の不安はさらに高まっているのではないのでしょうか。

県では、これまで愛媛県から避難者受入訓練や国との情報伝達訓練を愛媛県と共同で実施しているが、万が一、伊方発電所で事故が発生した場合の県の対応を防災局長に伺います。

御手洗議長 梶原防災局長。

梶原防災局長 伊方発電所は、地震や津波の影響で電源や冷却機能の喪失を引き起こさないよう、原子力規制委員会の厳格な審査により安全対策が講じられています。

県では、平常時から発電所で発生する全ての異常な事象について、速やかな情報収集を行うため、愛媛県から直接連絡が入る体制を整えています。

本県に影響を及ぼすおそれがある場合には、直ちに職員を派遣するとともに、その情報を市町村等関係機関とも共有し、迅速な初動対応に備えています。

原子力規制庁の試算では、避難を要する放射性物質は本県に到達しないとされているが、想定外に備えた対応は必要です。平常時から県内5か所で放射線量の観測体制を取っていますが、

万が一、事故の影響が及ぶと判断される場合には、観測体制を強化し、屋内待避等が必要となれば、あらゆる手段を使い、住民への迅速な伝達を行います。

今後とも、県民の不安解消と混乱防止を図り、安全、安心を守るため、的確かつ速やかな情報収集、伝達に努めるとともに、必要な対策をしっかりと講じていきます。

御手洗議長 荒金信生君。

荒金議員 ありがとうございます。原発での事故は万が一にもあってはならないものですが、もしものときのために、国や隣県とも協力し訓練を続けることは大切だと思います。

次に、防災教育について伺います。

日本における近年の災害は、地震だけでなく豪雨災害など、地球温暖化の影響と思われる甚大な気象災害も多く発生しています。広い範囲で水害、土砂災害を引き起こした平成30年7月豪雨、日田市などを襲った令和2年7月豪雨など、数十年に一度と言われる大雨に毎年のように見舞われており、台風も年々勢力を増しています。

このように災害のリスクは高まっており、地球環境が変化する中、我々は災害と向き合っていかなければなりません。とりわけ、子どもたちにとっては、将来にわたっての大きな課題だと言えます。かつてない災害に遭遇しようとも、それにも耐え、生き抜いていかなければなりません。

未来を担う子どもたちが、必要な防災力を身につけるよう、防災教育をどのように行っているのか、教育長に伺います。

御手洗議長 岡本教育長。

岡本教育長 防災教育においては、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、主体的に行動する力を育成することや、危険を予測し回避する能力を身に付けさせることが重要です。

学校では、防災訓練はもとより、気象現象、地形と災害リスク、避難時の衣食住の確保など、防災に関わる幅広い内容を各教科等で扱っています。こうした学習を学校全体で効果的に行うことや、防災における地域連携を進める教員を

防災教育コーディネーターとして各校で任命しており、研修等でさらに資質向上を図ります。

また、より実践的な防災教育や防災訓練を推進するため、毎年度、モデル校を指定し、先進的な取組を進めています。例えば、児童生徒が主体となったフィールドワークによる安全マップづくりや進行型の災害に備えるマイタイムライン学習などに取り組んでおり、これらの実践を研修や学校への出前講座等を通じ県下全体に普及していきます。

このような取組を進めながら、自他の生命を尊重するとともに、地域社会の安全活動に進んで参加、協力し、安全な社会づくりに貢献できる人材の育成を図っていきます。

御手洗議長 荒金信生君。

荒金議員 ありがとうございます。自分の身は自分で守る意識がないと、とっさのときに行動が取れないこともあります。子どもの頃からの教育が重要なので、しっかりと防災教育をお願いします。

次に、災害時に県民のよりどころとなる公共施設について伺います。

公共施設の多くは、インフラ施設も含め、高度経済成長期やバブル経済崩壊後の国の経済対策に呼応し、昭和50年代を中心に集中的に整備されました。その中でも、県有建築物について、大分県公共施設等総合管理指針の進捗状況によると、令和2年度末現在、築30年以上の建築物が60.2%であり、築20年以上となると87.3%にも上ります。このように老朽化が進むと、建て替えや改修には多額の予算が必要となることから、更新時期が来ても更新できない、更新する代わりに必要な事業が実施できないといった事態に陥るおそれがあります。

そこで、県では全体の数の縮小や建物の長寿命化、管理体制の一元化を基本方針として、財政負担の軽減、平準化を図る取組を進めています。

私の地元の別府総合庁舎は、約1万5千平方メートルの敷地に、東部保健所と別府土木事務所、別府県税事務所、別府教育事務所の四つの庁舎からなり、21棟もの建物が集まった施設

となっています。耐震改修は行われていると思うが、築年数が40年を超えた建物もあり、建て替え、または改修の時期が来ているのではと考えます。

そこで、長寿命化対策を行うことも選択肢の一つですが、約1万5千平方メートルの敷地の中に2階建てや3階建ての建物が乱立している現状は土地の利用という観点からも維持管理の面からも有効な状況とは思えません。土地の有効活用と維持管理する経費の削減を見越し建物を集約するなど、県民が利用しやすい庁舎にすることで、災害時にも今以上の機能を発揮できると考えるが、別府総合庁舎を含む県有建築物の老朽化対策について、総務部長に伺います。

御手洗議長 和田総務部長。

和田総務部長 県有建築物の老朽化対策についてお答えします。

財政上の制約がある中で、今後大量の県有建築物が更新時期を迎えることから、建物の長寿命化対策を実施し、ライフサイクルコストを抑制するとともに、施設総量そのものを縮小することも必要であると考えています。

建物の長寿命化については、予防保全型維持管理の実施など適切な管理により、財政負担の軽減や平準化を図るようにしています。

施設総量の縮小では、建物の改修期において、施設の利用状況等を踏まえ、集約化や廃止などを検討するようにしています。

御質問の別府総合庁舎については、老朽化に加え、エレベーターが設置されていないことや庁舎が分散しているため、行き先が分かりづらいなどの声をいただいています。21棟の建物全てを長寿命化しても、これらの課題を十分に解消することは困難な上に、コスト面でも新庁舎を建設したほうが財政負担を軽減でき、施設の機能向上も図られるため、建て替える方向で準備を進めています。

今後とも、施設の状態に応じて様々な手法を組み合わせながら、県有建築物の適切な老朽化対策を進めていきます。

御手洗議長 荒金信生君。

荒金議員 ありがとうございました。別府総合

庁舎には、災害時に県民が一番頼りとする別府土木事務所も入っているので、よろしくお願ひします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

御手洗議長 以上で荒金信生君の質問及び答弁は終わりました。今吉次郎君。

〔今吉議員登壇〕（拍手）

今吉議員 5番、自由民主党、今吉次郎です。

今回、質問の機会をいただいた同派の先輩の皆さんありがとうございました。大変感謝します。新型コロナウイルス感染症で、医療関係はじめ多くの人々がパニックで大変です。また、ロシアの問題等もあり外交も心配です。知事、県職員の皆様も福澤諭吉の独立自尊を心に秘めて一緒に頑張りましょう。

最近は人口減に歯止めがかかりません。国の発表の2020年の国勢調査によると、経済活動の担い手の生産年齢人口15歳から64歳は7,508万人余りで、5年前の調査から226万人の減少でした。私は64を超えていますが、子づくりではなくて子育てを頑張っていますが、これからの日本の課題が多くて若い世代の方は大変です。これからの社会は働き手等の問題もあり、海外との交流がある多文化共生社会にならざるを得ないと思います。

そこで、大分県の海外戦略について知事に伺います。

新型コロナウイルス感染症が何よりもまず海外との人の往来に大きな影響を与えていることは言うまでもありません。インバウンド客の大幅な減少はもちろんですが、留学生や技能実習生をはじめ、県内を生活の場とする外国人の皆さんもなかなか入国できない状況が続いています。

出入国在留管理庁の在留外国人統計によれば、県内の在留外国人の数は、平成25年の9,862人から令和2年には1万3,735人まで増加して過去最高を記録しました。しかし、令和3年には約千人減少し、1万2,665人となっています。

ただし、この減少は新型コロナウイルスによ

る入国制限に伴う一時的なものです。国もそろそろ入国規制の解除に向かっていきます。状況が改善し、入国制限が緩和された暁には、これまで以上に多くの外国人を本県にお迎えできるのではないかと考えています。

特に、留学生については、立命館アジア太平洋大学を中心に受入体制が充実しているのは本県の強みです。こうした留学生を単に本県で学ぶだけではなく、県内企業に就職し、定住してもらえるような社会こそが正に多文化共生社会だと思います。

また、産業分野では東九州メディカルバレー構想に基づき、タイ王国において県内企業が医療関係機器の展開開始に向けて動き出すなど事例が生じており、世界的に品薄の半導体などの分野においても優位性のある県内企業のグローバル展開を後押しすることも必要です。

本県では、平成23年に大分県海外戦略を策定し、農林水産物等の輸出促進、インバウンドの推進、文化、スポーツ等を通じた国際交流、グローバル人材の育成などの様々な分野で果敢に海外に打って出たことにより、一定の成果を上げてきたと認識しています。

コロナ禍の影響が残っていても、ウィズコロナの考え方の中で、県民のグローバルな思考を止めることなく、外国人の留学や就労環境の改善と民間事業者が海外展開しやすいような支援を進め、世界に選ばれる大分県を実現させることが重要です。

そこで、来年度から3年間の国際関連施策の羅針盤となる第4期大分県海外戦略ではどのような取組を行っていくのか、知事に伺います。

あとは対面席でよろしくをお願いします。

〔今吉議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

御手洗議長 ただいまの今吉次郎君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 今吉次郎議員から大分県の海外戦略について御質問いただきました。

新型コロナウイルスの世界的流行に全国を挙げて対応している矢先でしたが、隙間をつくように今度はロシアがウクライナへの侵略といっ

たようなことで、正に内外の情勢は予断を許さない状況が続いています。

一方で、今年1月には新たな自由貿易の枠組みとしてRCEPが発効するなど、社会、経済のグローバル化は歩みを止めることなく進んでいます。

こうした時代の潮流を踏まえ、次期海外戦略では海外の成長を取り込み、共に発展するという基本理念の基に主に三つの柱で取組を進めます。第一は、海外の活力を取り込むものです。国内市場の縮小が懸念される中、海外のマーケットや人材、先端技術といった活力を取り込んでいくことはこれまで以上に重要となります。

企業の海外進出や県産品輸出、あるいはインバウンドについてオンラインでの商談や越境EC、デジタルマーケティングなど、コロナ禍で急速に拡大してきた手法も活用しながら、一層の市場開拓を図っていきます。

また、本県の大きな強みである留学生については、3月に水際対策が緩和されたことにより、再び来県が活発になることが期待されます。就職に向けた日本語講座の開催や、採用に関心を持つ企業の開拓等に加え、新たにインターンシップを活用し、企業とのマッチングを強化するなど、県内定着を促進します。

日々進化を続ける先端技術の取り込みも重要です。今後、大いに成長が見込める宇宙産業では世界の関連企業と連携し、アジアにおける宇宙ビジネスの中核拠点となることを目指します。

こうして海外の活力を取り込みながら、第二は、多文化共生の推進です。

外国人材への期待の高まりを受け、今回、新たな柱として加えた技術実習生等についても入国が再開され、これから人材獲得競争の激化が予想されます。本県が選ばれ、地域の一員として安心して活躍してもらうため、外国人総合相談センターでの対応、言語の拡充など、支援体制の充実を図っていきます。

あわせて、市町村や企業が運営する日本語教室の設置支援やボランティアの育成など、外国人がより一層地域へ溶け込めるよう支援します。

第三は、国際交流の推進です。

ラグビーワールドカップ2019での代表チーム来県が契機となり、今月1日でしたが、英国、ウェールズ政府との間で友好と相互協力に関する覚書を締結しました。こうした覚書も活用しながら、芸術文化やスポーツ、教育、観光など様々な分野で国や地域との交流を深めていきたいと考えています。

また、東アジア文化都市、ツール・ド・九州など、今後予定されている国際イベントについても一過性のものにするのではなく、さらなる交流促進につなげていきます。

変化の激しい国際情勢を注視しつつ、新たな戦略に基づく取組を着実に推進し、海外に開かれた飛躍する大分県づくりを目指していきます。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 答弁ありがとうございました。

大分県は外国人相談センターを九州でも一番早く作ったぐらいですし、宇宙港も含め、いろいろな分野で、ますます多文化も進みます。ぜひとも気合を入れて頑張ってもらいたいと思いますし、また、今知事が言われた中で、多文化が進めば進むほど外国人との交流が大事だと思います。

以前も外国人との共生社会の実現について質問しましたが、御承知だと思いますが、中津市は約千人を超える外国人技能実習生が存在し、県内でも多い状況です。その中で中津市の今津、犬丸地区自治会は地域の人々や子どもたち、そして、技能実習生の外国の方々との交流をコロナ禍でも行っています。コロナ禍で大変なので、技術実習生にお米を配ったり、一緒にインドネシアやベトナムの料理教室をしたりと心の触れ合いがある活動をしています。こうしたことは技能実習生に限る必要はありません。各市町村とも国際交流をしています。地域住民と交流を重ねて活動することが大事であり、毎年継続することが肝腎です。

別府の立命館アジア太平洋大学では、こうした活動が行われていると思いますが、県内他地域でも、こうした正に草の根的な地域住民との交流を広げてほしいと思います。

知事答弁がありました。これからの世界は

多文化共生社会です。その中で一番必要なことは、日本の未来を背負っていく子どもたちが少しでも外国の方々と触れ合いながら成長していくことだと考えます。外国の方々を単なる働き手と見るのではなく、地域住民として積極的に受け入れることがいろいろな意味で地域活性化になるでしょうし、県内の子どもたちの身近なところに様々な国の人々との交流があり、彼らと触れ合った記憶が残ったまま成長してもらうことが世界の中の日本の将来につながると思います。

国際政策課の資料等も拝見しましたが、国際交流の企画、活動行動は大変多く、すごいことは理解しています。外国人とのコミュニケーション拡大事業も県内各地で実施していますが、この中でもさきほど紹介した中津市今津、犬丸地区のような触れ合い活動は県内では例がないと思います。

どこかの国の大使と知事の会談や領事と市長、あるいは訪問団との交流ではなく、日々の日常から生じる交流が本当の国際感覚を身につけることにつながるのではないかと思います。

宮城県では、外国人技能実習生と地域住民とのつながりづくりの活動を何年か前から実施しているそうです。コロナ禍においても、こうした日常的な国際交流をぜひ推進し、未来の大分県を担う子どもたちの国際感覚を養っていくためにも、中津市の今津、犬丸地区での触れ合い交流活動等を県内他地域でも同様な取組を進めてほしいと思います。企画振興部長の見解を伺います。

御手洗議長 大塚企画振興部長。

大塚企画振興部長 地域に住む外国人との交流についてお答えします。

多文化共生を進めるにあたっては、日本人住民と外国人住民との円滑なコミュニケーションづくりが第一歩となります。そのため、県では県内各地の日本語教育の充実を図っており、日本語教室の開設、運営支援や日本語講師のスキルアップ研修などを行っています。

また、中津市の犬丸地区自治会をはじめ、県内各地においてもサッカーやグラウンドゴルフ

等を通じたスポーツ交流、外国人を講師とした料理や語学教室など様々な活動が行われています。

中でも、佐伯市のよのうづ国際交流の会では、技能実習生にお祭りや防災訓練等に参加してもらうことに加え、地元の小中学校で交流授業を実施するなど、子どもとの触れ合いの場をつくっています。県では来年度、県内の国際交流団体をネットワーク化し、犬丸地区自治会をはじめとした優良事例を共有しながら地域での交流を活性化していきたいと考えています。

こうした取組を通じ交流を盛んにし、子どもの国際感覚の養成にもつなげていきます。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 どうもありがとうございました。

私も国際政策課の活動記録を見て、あまりそれは載っていなかったですね。だから、本当に触れ合いができるようなことをどんどん進めてほしいと思うので、よろしくお願いします。

では、次は発達障がい児などの子どもたちへの支援についてです。

発達障がいについて、特別支援学級もありますが、児童生徒の在籍クラスは通常の学級で必要な時間だけを支援教室で学ぶ時間が確保されていく、それを通級指導教室といいます。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されるとともに、各地方で条例が制定されています。本県でも、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例も制定され、障がいのある方への合理的な配慮がより一層求められることとなります。

障がいについては、様々な態様がありますが、今回は特に小中学校における発達障がい児に対する合理的な配慮に注目して質問します。

小中学校における発達障がい児への合理的配慮を行う仕組みとしては、学校教育法施行規則第140条で認められている通級指導教室があります。県教育委員会の統計によれば、通級指導教室は59室と10年前の平成23年と比べ23教室の増となっています。この要因としては、発達障がいの児童生徒が多くなってきたこともあり、さらに掘り下げると、平成17年発

達障害者支援法の施行による発達障がいの認知度が高まり、専門医などによる診療体制の確立と保護者の認識の変化もあり、発達障がいと診断される児童が多くなったことも一因と考えられます。

いずれにせよ、こうした発達障がいのある児童生徒に適切な支援を行うには、通級指導教室に関わる教職員の障がいの特性を理解した上で指導力を発揮する必要があると思います。また、そのための同教室を学校関係者、県及び市の教育委員会、保護者等がしっかり支援できる体制づくりが必要です。

こうした点を踏まえ、教育委員会としての通級指導教室をどのように充実させていこうと考えているのか、教育長に伺います。

御手洗議長 岡本教育長。

岡本教育長 小中学校の通常学級に在籍する発達障がいや弱視、難聴など、特別な支援が必要な子どもへの合理的配慮の充実のため、個別の指導計画の作成、活用とともに、教育環境の整備を進めています。

通級指導教室においては、発達障がいの子どもに対して他者とのコミュニケーションや自身の感情の抑制など、困りに応じた専門的な指導を行っていますが、各担当教員のスキルを一層上げる必要があると考えています。

そのため来年度、モデル校を4校に個別の指導計画推進教員等を派遣し、子どもの特性理解、適切な教材や教具の貸し出しなどにより指導力の向上を図りたいと考えています。

モデル校で実践した好事例については、事例集を作成し、横展開も図りたいと考えています。

このほか、こうした子どもの対応には、通級指導教室の設置等を行う市町村教育委員会の理解が欠かせないことから、特別支援教育連絡協議会などを通じて連携を深め、学びの充実を図りたいと考えています。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 ありがとうございました。

ただ、一番大事なことは、いろいろやりますが、そういう子どもが減るということを目指して頑張りたいと思います。

次は要望ですが、福祉保健部の所轄になるとありますが、発達障がい児も3歳から5歳ぐらいから多くなってきているそうです。小学校に行く前に保育所でも発達障がい児の障がいの状況を把握し、対応しないといけないようになってきました。発達障がいを持つ児童等に対して適切な対応がなされない場合は2次障がいや非行や問題行動に走るケースもあるそうです。大分県豊後大野市の施設では率先して対応しているそうですが、そういう施設としっかりと連携し、保育所や幼稚園等も場合によっては支援をお願いしたいと思いますが、ぜひとも検討してください。

御手洗議長 岡本教育長。

岡本教育長 ただいま議員から要望いただきました。確かに保育所、あるいは認定こども園というのは福祉保健部の所轄になっていますが、そういった子どもたちに対する支援、教育委員会でもう既に行っているので紹介します。

保育所、幼稚園、認定こども園などで支援を必要とする子どもに対しては、県内各地域にある支援学校が拠点となって既に支援を行っています。

具体的には、学校から教員を派遣しての巡回相談であるとか、支援学校に来ていただいでる来校相談といったものなどを実施しています。

このほか、年2回ですが、専門の医師、言語聴覚士等で構成する専門家チームによる相談会を開催し、子どもの指導方法とか、校内体制への助言を行っています。昨年度の実績として巡回相談が492件、学校に来てもらっての来校相談が122件、専門家チームの相談会30件という実態があります。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 ぜひともそういう子どもが減るようにまたいろいろとよろしくお願いします。

では、次は不登校対策です。

昨今、8050問題という大人のひきこもりが問題になっています。不登校になる原因の一つとして、このひきこもりが考えられます。

一方で、教育機会確保法の施行にあわせ、必ずしも物理的に学校に来ることができなくなっ

ても、一定の条件下で出席扱いにしたり、IT技術を使った参加も進んできており、子どもに寄り添った対応が可能となってきています。ひきこもりを成人するまでに持ち直してもらうためにはやはり社会に参加してもらうこと、社会的に自立することが重要です。フリースクールももちろんですが、学校についても居場所の一つとして、そこに参加してもらうこともまた選択肢の一つとして考えるべきものではないかと思えます。

一つ事例を紹介すると、広島県教育委員会では、3年ぐらい前から県内のいくつかの小学校にスペシャルサポートルーム、SSRを設置し、子どものペースに合わせて未来を見据え、子どもたちが社会で自立できるような活動を行っています。例えば、折り紙に興味のある児童の作品を相談室に飾り、作品の顕彰を行いながらクラブ活動に参加させ、学校活動に参加させるといったことを実践していると伺いました。自己肯定感や有用感を学校という社会に持ってもらうことで出席へとつながった事例であると思えます。

さらに、こうした小学校、中学校の取組に県教育委員会の指導主事が出向き、学習計画の作成にも連携して取り組んでいると伺いました。

本県においても、教育センターにおいても不登校への対応を実践していると思えますが、こうした広島県教育委員会の小中学校との連携などのように現場を中心とした不登校対策を実施していただきたいと思えます。今後の不登校対策について教育長に伺います。

御手洗議長 岡本教育長。

岡本教育長 不登校の児童生徒の学校内での居場所づくりを充実するため、今年度から新たに教員OBなどを登校支援員として中学校14校に配置したところです。この登校支援員は教室以外の別室で過ごす児童生徒を教員と連携し、きめ細かな支援を行う役割を担ってもらっています。

支援員の配置校では学習支援のほか、野菜作りや手芸といった興味や関心のある活動を行うことで意欲や自信を持たせたり、少人数での話

し合い活動により、コミュニケーション力を高める取組などが行われています。

生徒からは安心できる空間でうれしい、教室でも頑張ろうという気になったなど、肯定的な意見が上がっています。

こうした支援などにより、配置校全体で約90人の生徒が不登校から別室登校でき、約40人が別室から教室に戻るなど、成果が現れています。

来年度に向けては不登校対策の手だてとしてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を増やしたいと考えており、登校支援員とこれら専門スタッフの連携強化などにより、不登校児童生徒の支援の充実を図っていきたいと考えています。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 一部成果は上がって減ってきているということですね。私も地域おこしで和傘工房をやっていますが、一昨年か、市内小学生の発達障がいの子どもに和傘あんどんを作らせてあげました。そうすると目も顔も変わりますが、そのできたものを子どもたちに持って行って家に飾るようにして、そういう活動もやっているのです。ぜひとも障がい者アートのああいふことも踏まえてやってほしいと思います。

では、次は空き家対策について質問します。

5年ごとに行われている総務省の住宅の統計ですが、最新の平成30年の調査によると、大分県内の住宅約58万戸のうち9万7千戸が空き家で住宅総数に占める割合は16.8%となっています。そのうち賃貸用の住宅や別荘を除いた空き家は約4万8千戸で割合は8.4%となっており、平成25年の調査と比較すると、戸数にして約5千戸、率にして0.6ポイント増加しています。

このような中、県は市町村とともに平成24年から空き家対策検討会を設け、流通可能な空き家の活用促進などに一体となって取り組んでいます。

また、平成27年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法において、市町村での策定が定められている空き家対策計画について

も、県が積極的に支援することで、平成30年までに全ての市町村で策定が完了しています。これは全国2番目の早さで、本県の空き家対策に対する真剣さを物語るものだと思います。

現在、これらの計画に基づき、空き家バンクの設置や移住者向けの補助など、空き家利活用の促進に加え、倒壊のおそれがある危険空き家の除却支援等の取組が行われていますが、国の統計にも表れているように、今一つ、空き家増加の抑制につながっていないのではないかと懸念しています。管理されていない空き家が増えることで倒壊のおそれや、ごみの不法投棄、空き巣などの犯罪など、地域によっては様々な問題を引き起こすことが危惧されています。

さらに、これらの問題が地域の魅力低下の一因となり、移住定住の促進や地域コミュニティの維持等に少なからずマイナス効果をもたらすことも考えられます。それより踏み込んだ対策が必要ではないかと考えます。

そこで、空き家問題に対処するにあたり、県の現状認識と今後の取組について知事に伺います。

御手洗議長 広瀬知事。

広瀬知事 空き家対策について御質問いただきました。

空き家を放置することは衛生の問題や防災性、あるいは防犯性の低下を引き起こしたり、また景観の悪化等の問題も出てくるので、所有者等に適正管理を働きかけるとともに利活用を促進し、老朽空き家の除却に取り組むことは非常に大事になってきました。

これまで県は市町村と連携し、移住者向け空き家改修費等の助成や、ワンストップ相談窓口の設置、地域の活動拠点としての活用など様々な取組を行ってきました。

しかしながら、所有者の問題意識の低さや空き家の解体、改修に多額の費用がかかることなどから抜本的な解決に至っていないのが実情です。

そこで、県と市町村に加え、民間のノウハウを最大限に活用し、空き家対策の強化を図っていきます。

一つは、空き家をもたらす諸問題への所有者の気付きです。自治会等に直接伺い、適正管理を促すハンドブック等を用いて所有者の意識の向上を図ります。

さらに、県外に住む所有者や相続人をターゲットにしたSNS広告を行うなど、幅広い広報により、専門相談窓口所有者を導き、解決への第一歩を踏み出します。

二つは、きめ細かな相談対応です。これまでの電話やメールによる相談対応に加え、必要に応じて空き家の現況確認や写真撮影など行い、遠方に住む所有者に対してアドバイスをするなど、積極的な働きかけを行います。

また、空き家を求める移住者や県民を対象に建築士や宅建士、行政職員などによるマッチングチームを県下6ブロックで編成し、希望する物件の探索や取得に向けた所有者との交渉等をサポートします。

三つは、空き家バンクへの登録と利活用の後押しです。所有者が空き家バンクの登録をためらう理由の一つが家財の処分に経費がかかることです。費用の一部を助成することで、空き家バンクに魅力ある物件を増加させます。

また、地域活力づくり総合補助金に特別枠を設け、空き家を使ったゲストハウスやカフェの開設など、ビジネス展開を後押しすることで地域ににぎわいをもたらす利活用を促します。

このような取組を実効性あるものとするため、県と市町村、民間の専門家で構成する官民連携空き家対策会議を設置し、市町村や地域ごとの課題に対応した解決策の検討を行って実行していきます。

空き家の問題にしっかりと対応し、県民が安心して暮らすことのでき、移住者からも選ばれる魅力ある地域づくりを推進していきたいと思えます。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 ありがとうございます。

ただ今回、空き家で一番問題があるのは、使えるものはいいですが、要は問題がある空き家が多いです。相続できていないとか、境界も確定していないとか、倒壊しそうとか、そういう

問題がある空き家対策について何か法的な対応がないかということで、我々の業界でも不動産業ですから言われています。だから、そういう形で問題の多い空き家を減らすこともぜひ考えてほしいと思います。よろしくお願いします。

では、4番目は健康長寿のための口腔ケアの推進についてです。

昨年12月20日に厚生労働省から発表された都道府県別令和元年時点の健康寿命の最新値によれば本県の男性の健康寿命は73.72歳で全国1位となりました。知事の大きな功績であり、県民にも誇らしいニュースだったと思います。

健康寿命を延ばすには日々の運動や定期的な健康管理も重要ですが、歯の健康を保つこと、口腔ケアを図ることも重要です。口腔ケアについては、口腔の衛生環境維持が死亡率を下げ、入院日数を減らす効果もあり、病院等での歯科衛生士の雇用も進んでいます。

口腔はウイルスの主要な感染経路であり、新型コロナウイルス感染症の重症化原因として細菌等の重複感染が指摘されることから口腔機能の管理は重要です。また、歯周病と何らかの因果関係が考えられる病気が100種類以上あると言われています。一方、我が国では口腔ケアの意識はあまり高くありません。

本県では大分県歯と口腔の健康づくり推進条例の中で行政も一体となって口腔の健康づくりのために取り組むとしていますが、現段階の取組はどうなっているのでしょうか、福祉保健部長の見解を伺います。

御手洗議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 健康寿命のための口腔ケアの推進についてお答えします。

県内では、歯科医師会が病院と連携し、手術や化学療法の前後に歯磨き指導や歯石の除去などの口腔ケアの普及を進めています。

こうした取組が肺炎などの術後合併症の予防につながって平均在院日数の短縮に効果を上げています。

また、県内各地で開催される地域ケア会議においても、口腔ケアの専門家として歯科衛生士

が出席し、介護予防の推進にも重要な役割を果たしています。

そこで、県では、こうした介護予防に携わる歯科衛生士のさらなる資質向上を図るため、大分県歯科衛生士会に委託し、専門研修を毎年実施しています。

市町村においても、広く住民に対し、地域の健康教室、歯周病検診等の機会を通じて口腔ケアの普及も含めた8020運動に力を入れています。

こうした取組により、80歳で20本以上の自分の歯を持つ方は直近の調査では55.1%と5年間で20ポイント以上改善しました。

今後も市町村や関係機関と連携し、口腔ケアの推進を図り、男女ともに健康寿命日本一の達成につなげていきたいと思えます。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 では、質問ですが、日本で歯科国家試験第1号は誰か執行部は知っていますか、知っている方。では、福祉保健部長なら分かるでしょう、教えてください。

御手洗議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 実は先日、今吉議員に教えていただきましたが、我が郷土が誇る偉人の一人で小幡英之助さんという中津市出身の方だと思えます。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 そうです。中津市出身の小幡英之助が中津から出ているので、今回、やっぱり歯科医師も医療と手を組むということで質問しました。

これは最後、要望になりますが、口腔ケアには歯科医師と歯科衛生士が必要です。特に、歯科衛生士について不足していると現場の声をよく耳にしますが、勤務労働条件や職場環境に原因があるかもしれませんが、地域包括ケアシステムの推進にも口腔ケアには欠かせない人材です。いきなりデータがそろっていないですが、全国的に不足している状況があります。本県も同様ではないかと思えます。

歯科衛生士の確保について動向を注視し、必要となれば何らかの施策を検討していただきま

すようお願いいたします。

あわせて、在宅歯科医師の推進や障がいのある方の歯科保健医療の推進など、歯科保健医療対策を実施することで県民の健康寿命の延伸を図り、質の高い生活を営むことができる社会の実現を目指すため、大分県歯科医師会が運営している大分県口腔保健センターのさらなる支援もよろしく申し上げます。

では、中津港についてです。

中津港の役割について、県の一番北にあり、福岡県に隣接する中津市では、知事や県職員の皆様のお陰で中津日田道路が整いつつあります。まだ年数はかかりますが、東九州自動車道、中九州横断道路、中津日田道路の連携で九州管内や中国地方の各都市との所要時間の短縮が進むと中津市も九州の東の玄関口として経済的に大きな効果が上がると思えます。

その中で、中津港の果たす役割が重要になってくると思えます。現状はダイハツ九州の工場稼働により取扱貨物量も急増しているし、ウッドショックもあり県産木材の輸出も増えています。

平成11年には国の重要港湾に指定され、その後、県も九州の東の玄関口としての拠点づくりに取り組んでいます。このまま広域交通ネットワークが整備されれば、交通、観光、物流、経済等の利便性が向上し、中津港の九州の東の玄関口としての役割は高くなると考えます。

今後の中津港についてどのような役割を期待し、整備を進めていくつもりなのか、土木建築部長の見解を伺います。

御手洗議長 島津土木建築部長。

島津土木建築部長 県では、平成29年3月に策定した九州の東の玄関口としての拠点化戦略において、中津港を県北地域の貨物の集積港と位置付け、官民一体となって港の利用促進に取り組んでいます。

近年、バイオマス発電用の木材チップなど、新たな貨物も取り扱われるようになりました。こうした貨物の増加にも対応するため、現在、航路や泊地の浚渫のほか臨港道路の整備を進めています。

中津港がその役割をさらに高めるためには、県北地域のみならず九州北部地域を視野に入れた集荷エリアの拡大が必要です。そのため、広域道路ネットワークとして中津日田道路の整備を重点的に進めています。

令和5年度には田口インターチェンジから青の洞門・羅漢寺インターチェンジ間の供用が予定されており、中津港へのアクセスが向上します。

今後も、港の競争力の強化につながる中津日田道路の整備とあわせ、荷主開拓などのポートセールスにより中津港への貨物の集積を進めながら、需要の拡大を見据えた岸壁や埠頭の整備の在り方を検討していきます。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 今の部長の答弁でも、やはり道路網が整備されてくると、かなり重要な位置になることは分かります。ただ、それについて県としてはそういう思いがありますが、大分県と福岡をまたぐようなエリアで集積してくるので、そういうところについてもっと全力的に動くというのは知事はどうでしょうか、そういう思いはないでしょうか。

御手洗議長 広瀬知事。

広瀬知事 時間はかかりましたが、やはり中津日田道路ができてくると、これまで大分県内を物流がずっと全体を回っていたところが、九州北部の北九、中津、日田、福岡県辺りでひとつ物の流れが出てくると。それから、もうちょっと東の流れとか物の流れが非常に複雑かつスムーズになっていくのではないかと思います。それだけまた九州の北部がにぎわってくることもなるのではないかなと思っています。

ちょうど国東が今度宇宙港ということにぎやかになりますが、そっちと輸送力を分散して非常によくはないかと思っています。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 知事の心強い答弁ありがとうございました。

そういう思いを持って、中津港へのフェリー誘致について伺います。

地元中津市では、旅客定期航路等の誘致活動

を約20年前から活動してきました。なかなか難しいですが、ここ数年で今、知事が言われたように、道路網が整備され、また、大分、福岡両県にとっても重要性が増してきている。中津港は経済圏的には北九州から大分からも両方で活用できると思います。

昨日の藤田議員の質問でしたが、県内のフェリーの収益が減って、いろいろ大変でハードルも高いと思いますが、中津港へのフェリー誘致についての企画振興部長の考えを伺います。

御手洗議長 大塚企画振興部長。

大塚企画振興部長 中津港へのフェリー誘致についてお答えします。

一般的には新たなフェリー航路開設は県民の利便性向上や誘客促進などに寄与すると考えています。

一方、航路開設にあたっては、まずは中津港側のみならず、就航先にも収支が成り立つだけの安定した需要の確保が不可欠です。

その上で就航に必要な船舶、船員等を有する運航事業者を確保できるかなど、現時点では高いハードルがあると認識しています。

このため、まずはこれらの課題を整理しながら、就航の実現可能性についてしっかりと地元において議論を深めていくことが必要と考えます。

県としても、九州の東の玄関口としての拠点化の着実な実現を目指し、フェリー航路の利用促進などに取組、人、物の交流の拡大を図ります。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 部長の言うことも分かりますし、ただ、知事の期待もあるようにやはり重要性がかなり増しているの、収益性というのは今の時代、特にみんな落ちていますね、そういうところがフェリーにも。ただ、それは当然ハードルが高いですが、最終的には福岡、大分をまたぐようなところで、ぜひともまたいい知恵を出してほしいと思うので、よろしくお願いします。

では、知事も言いました宇宙港について一つ関連ですが、工科短期大学での先端技術者養成についてです。

大分空港がアジア初の水平型宇宙港に選ばれて3年がたとうとしています。工科短期大学校では高度な専門知識と技術、技能を兼ね備えた即戦力となる技術者の育成を目的としており、こうした先端技術で前向きに取り組んでほしいと考えています。

昨年、第1回定例会において同校に情報処理に重点を置いた学科の増設をと質問しましたが、商工観光労働部長より、宇宙に限らずデジタル化という流れもあり、県内企業から求められる人材を前提に指導体制や他の養成施設、大学等の状況も踏まえ判断していきたいとの答弁がありました。

宇宙港も世界的には大変な競争です。どんどんチャレンジし、前向きに進めていく必要があると思います。同校は開校より地元産業発展と技術力向上のために多くの人材を輩出し、貢献してきました。

2025年から大学入試共通テストに情報Iという科目も採用されるそうです。情報Iは、高校等で実施されるプログラミング、データの分析等を学ぶ科目で、全国の高校の授業では2022年度から実施されているそうです。

対応できる教員が少ないということもあって、時代に合った、時代の変化に対応していく人材を育てることは大事だと思います。また、令和4年度当初予算の説明の中でも、県は高校教育課の次世代人材育成推進事業や、地域とつむぐ技術人材育成事業等、先端科学技術分野で活躍できる人材育成に、高校生に力を入れているので、ぜひとも工科短期大学にもチャレンジをさせてください。工科短大校長室に掲げられている工科短大の目標の中に「時代の変化に対応する職見を持った人材の育成」等も記載されています。

時代の潮流に乗り遅れないように先端技術を学ぶ体制を強化し、新しい時代へ挑戦していく人材育成を図る必要があると考えます。商工観光労働部長の見解を伺います。

御手洗議長 高濱商工観光労働部長。

高濱商工観光労働部長 工科短大での先端技術者養成についてお答えします。

本県の産業を支える高度な専門的知識と技能を備えた優秀な人材の育成は、工科短期大学校の使命でもあり、これまでも先端技術を活用し、社会課題の解決に挑戦する学生の育成に取り組んできました。

一昨年のRTK測位、リアルタイムキネマティックスとありますが、その基準局設置に続き、本年度は卒業研究の一環で宇佐産業科学高校と連携しIoT技術を活用し、温室環境を遠隔で監視するシステムを構築したりしています。

加えて今後は、デジタル技術やデータを活用できる優秀な人材をどのように育成し、輩出するかが本県経済の持続的発展を考える上で重要となってきています。

このため、本校では令和5年度から新たに電気エネルギー制御科を設置し、IoTやビッグデータ、AI等を活用した県内企業の新たな挑戦にも対応できる次世代技術者の育成を目指すこととしています。

引き続き、社会情勢の変化に応じてカリキュラムの見直しや機器の整備等を行い、産業界の期待に応える優秀な技術、技能人材の育成に取り組んでいきたいと考えています。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 部長の答弁で、今度、工科短大も電気何とか科というんですか、そういうのを新設したというのはこの前聞きましたが、今、工科短大も定員割れしています。だから、やっぱり今の時代に合った情報という言葉を入れての科でないと、情報が入っていないと受ける人が分からないと思います。

だから、やっぱりその時代の中で、本当に今DXも進んで、どんどんデジタル化する中でいうと情報的な言葉を入れた科として新設してほしいと思うので、よろしくお願いします。

では、工科短大の今後の在り方についてです。

今後の本県ものづくり人材の一層の充実を図るため、4年制への移行など、工科短期大学校の教育プログラムの拡充を検討してはどうかと考えます。当然、専任教員の人材確保や研究業績の向上等、壁が高いことはよく理解しています。同校は文科省の学校教育法上の第1条校で

はないので、4年制になるためには専門職大学として大学設置・学校法人審議会の設置審査に通らなければなりません。

他県の事例ですが、静岡県の農林大学校が公立の専門職大学校として、令和2年4月に同審議会の許可を得て、静岡県立農林環境専門職大学に生まれ変わりました。4年制です。時代の流れに合わせてレベルアップすることが大事だと思います。

工科短期大学校のレベルを上げるため、4年制大学への移行を検討してはどうかと思います。これもなかなか文科省など、ハードルは高いですが、商工観光労働部長の見解を伺います。

御手洗議長 高濱商工観光労働部長。

高濱商工観光労働部長 工科短期大学校においてもデジタル技術の進化やグローバル化の進展、県内の産業構造の変化を見定め、時代の流れにあわせレベルアップを図ることは重要と認識しています。今回の学科再編もその取組の一つです。

御指摘のとおり、4年制にするためには専門職大学校等文部科学省所管の学校に移行しなければなりません。教員確保に加え、施設、設備等、多くの課題があります。

現在、本校においては産業界の人材ニーズに応えるため、実技、実習に重点を置いた少人数カリキュラムにより、ものづくり現場の即戦力となる技術者の育成を行っており、地域の企業から高い評価をいただいていると認識しています。

さらに、研究を深めるため、進学を希望する学生は、国が全国に10か所に設置している職業能力開発大学校が行う2年間の応用課程に進むこともできます。

即戦力人材の育成や高い就職率といった本校の強みを生かし、学生や地域の企業にとって魅力ある学校であり続けるためにベストな形を考えながらレベルアップを図っていきたく考えています。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 部長の答弁もいいですが、この前、県が協定を結んだ兼松さんという会社がありま

すね、東京かどこか。その顧問にお会いしましたが、宇宙に対する競争もすごいらしいです。やっぱり人材育成というか、今、工科短期大学校も定員割れというか、受験する人がいなくて定員割れするんです。だから、地元の就職率はいいが、入学する人も少ないということなので、ぜひともレベルを上げてもらうようにお願いします。

では、最後に技術者の能力向上についてです。

昨年第3回定例会において、公共施設の維持管理について質問しました。今年1月に大分市を中心に震度5強の地震も発生しており、橋梁やトンネルの耐震化による災害時の緊急輸送用道路の確保の必要を痛切に感じたところです。

公共施設の保守点検等は大変重要です。修繕等を行うに際しては、劣化の状況とその原因を十分に把握しないまま施工すると再劣化の原因となり、予定以上のコストがメンテナンスにかかることとなります。保守管理の質を上げて高度な点検ができるような人材の育成も大事です。

昨日の藤田議員の質問でも保守点検等のサポート対策等の質問がありましたが、保守点検や修繕に対して行う強度測定にはやはり技術に関する知識が必要であると思います。施工する業者において、この技術の習得のためにこれまでOJTを含め、企業内教育を充実させてきています。県においても、保守管理や工事請負契約が十分に履行されているかをチェックするためには、こうした技術を解析する能力が必要であると思います。

一方、現在、ICTの進展により、こうした解析技術も日進月歩であり、技術力を向上させていくには絶えず技術者としての研さんを積み重ねなければ時代に取り残されると思います。

この思いは官民共通ではないでしょうか。これまで官民それぞれで技術力向上に取り組んできたと思いますが、ICTの活用を含め同じ土俵で勉強する情報共有と交流の場づくりを企画してはどうでしょうか。

官と民の職員も技術の質を上げるために、広域的な見地から失敗例や成功事例の情報を共有し、交換することが重要であり、専門的な技術

力が上がるように多くの現場で活躍する民間の技術者と交流して優秀な人材が多く育つような体制が必要であり、重要です。技術者の不足もあります。官民の技術者の能力向上により、さらなる安全で安心な県内のインフラ整備ができるのではないかと考えます。土木建築部長の見解を伺います。

御手洗議長 島津土木建築部長。

島津土木建築部長 行政の技術職員に求められる技術力は社会情勢の変化に伴い、設計、積算、現場監督に加え、企画立案や合意形成、激甚化する災害への対応など多岐にわたっており、課題に応じたスキル向上に努めています。

近年、インフラの老朽化が進展する中、保守管理に関する技術力の確保も重要です。このため、毎年、保守管理のポイントなどの座学研修に加え、点検診断の現場研修も実施し、知識、技術の向上を図っています。

また、先端技術を活用できる人材の育成も喫緊の課題です。3次元測量やICT建設機械の操縦等について、官民双方の職員を対象としたセミナーや、体験会を昨年度から21回開催し、781人が参加するなど積極的に取り組んでいます。

加えて、建設業協会など関係11団体との意見交換会を継続的に開催し、それぞれが抱える技術的課題を共有するとともに、解決策を議論しています。引き続き官民が連携し、専門技術の研さんに努めるとともに、様々な時代の要請や新たな課題に対応できる人材を育成していきます。

御手洗議長 今吉次郎君。

今吉議員 ありがとうございます。

やっぱり官と民の連携が大事だということで、今回質問しましたし、土木建設分野でのICT化、DXの推進は近年すごい速さで進んでいると思います。土木事務所においてもドローンの活用が当たり前のように行われていきます。官が民より進んでいるところがあれば、その分、民の技術力向上に力を入れる。また、常に様々な現場の最先端で施工している業者の現場経験的なノウハウを管理、提供する場があればと思

い質問しました。

本県の技術力がしっかり担保されるよう要望します。

それと、さきほど1件要望を忘れていたので、今から言いますが、工科短期大学の件で、工科短期大学校の施設設備について要望します。

工科短期大学校が地域の技術の拠点であるのはさきほど申したとおりですが、実は体育館を避難所として使っています。文字どおり地域の拠点なわけで毎年避難訓練をするのですが、その際、和式トイレが問題になっています。近所にはお年寄りもいるし、障がいのある方もいて避難訓練のたびにトイレの問題が要望で上がってきます。だから、避難所として使われることを考慮していただいて、ぜひともトイレの洋式化を進めていただきたいと思います。これは知事要望ですが、よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。
(拍手)

御手洗議長 以上で今吉次郎君の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。

本日の一般質問及び質疑はここまでとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————
御手洗議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

次会は、明日定刻より開きます。

日程は決定次第通知します。

—————→…←—————
御手洗議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時55分 散会

令和 4 年 第 1 回
大分県議会定例会会議録

第 8 号 3 月 9 日

令和 4 年第 1 回大分県議会定例会会議録（第 8 号）

令和 4 年 3 月 9 日（水曜日）

議事日程第 8 号

令和 4 年 3 月 9 日
午前 10 時開議

- 第 1 一般質問及び質疑、委員会付託
第 2 特別委員会設置の件

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 一般質問及び質疑、委員会付託
日程第 2 特別委員会設置の件

出席議員 43 名

議長 御手洗吉生	副議長 三浦 正臣
志村 学	井上 伸史
吉竹 悟	清田 哲也
今吉 次郎	阿部 長夫
太田 正美	後藤慎太郎
衛藤 博昭	森 誠一
大友 栄二	井上 明夫
駕海 豊	木付 親次
古手川正治	嶋 幸一
元吉 俊博	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
麻生 栄作	末宗 秀雄
小川 克己	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事 広瀬 勝貞

副知事	尾野 賢治
副知事	黒田 秀郎
教育長	岡本天津男
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	浦辺 裕二
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	磯田 健
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局長	森山 成夫
防災局長	梶原 文男
観光局長	秋月 久美
人事委員会事務局長	法華津敏郎
労働委員会事務局長	稲垣 守

午前 10 時 開議

御手洗議長 おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

御手洗議長 来る 11 日で東日本大震災発生から 11 年目を迎えます。

日程に入るに先立ち、ここに改めて震災により犠牲となられた方々に対し、深く哀悼の意を表するため、黙祷をささげたいと思います。

御起立願います。黙祷

〔黙祷〕

御手洗議長 黙祷を終わります。

御着席願います。

諸般の報告

御手洗議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、第 18 号議案職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について、第 19 号議案職

員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び第20号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聴取した結果、適当と考える旨、文書をもって回答がありました。

以上、報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第8号により行います。

→…←

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

御手洗議長 日程第1、第1号議案から第39号議案まで及び第1号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。太田正美君。

〔太田議員登壇〕（拍手）

太田議員 おはようございます。7番、自由民主党、太田正美です。質問の機会をいただき感謝します。

質問に先立ち、先日お亡くなりになられた近藤和義先生へ心より哀悼の意を表します。

近藤先生は、20年にわたり議会活動に貢献され、第70代大分県議会議長として歴任されました。生涯現役として重ねられた多くの実績に感謝するとともに、志を引き継ぐ者として身を引き締め、本日の質問に臨みます。よろしくお願いします。

さて、3月1日は由布院盆地では辻馬車開きが行われました。5日には由布岳の南側にある原野の野焼きを行いました。強風の中ではありませんでしたが、無事終了して、昨日の合同新聞の写真にあるように、きれいに野焼きが行われました。これも由布院盆地の春の風物詩かと思っています。

そういう点で、今回、観光振興について3点伺います。

まずは、観光の今後の展望です。

新型コロナウイルスの感染拡大は、大分県の観光に未曾有の危機をもたらしました。

観光庁宿泊旅行統計調査の令和3年の速報値によると、県内の延べ宿泊者数は429万人で、

調査開始以来、過去最低だった令和2年に引き続き厳しい状況となりました。ラグビーワールドカップの開催に沸き、過去最高を記録した令和元年の790万人に比べると、45.7%も減少し、観光産業にとって長い冬の時代が続いています。

先行き不透明な状況の中、県ではこれまで、新しいおおい旅割による観光需要の喚起策の実施、宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金による感染防止対策や新たな観光需要の創出に対する支援などを通じて、観光事業者の事業継続を下支えしていただいておりますが、今後はコロナ禍の収束も見据え、新たな展開に向けた取組も必要です。

旅行情報誌じゃらんが新型コロナウイルス感染症の影響下の旅行意欲について時期ごとの変化を分析した結果、旅行に行きたいが、様子を見ている層、予定をしており、気をつけながら行く層、予定をしており、気にせず行く層を合計した旅行意欲ありの層が令和3年11月末時点で令和2年3月の調査開始から最も高い値となり、ワクチン接種の広がりなどにより、徐々に旅行の再開を検討しているようです。

また、令和2年12月に、日本政策投資銀行と公益財団法人日本交通公社が実施した訪日外国人旅行者の意向調査によると、新型コロナウイルスに対する不安は引き続き強いものの、コロナ禍収束後の海外旅行意欲は高まっています。また、観光旅行をしたい国・地域として日本の人気は高く、食事のおいしさ、清潔さ、治安のよさが評価されています。

一方で、1月27日から先月20日まで、オミクロン株の影響により、まん延防止等重点措置が本県にも適用され、不要不急の往来の自粛や営業時間の短縮が求められ、観光業に携わる者として繰り返される活動制限に非常に辟易とした感を抱いています。このままだとやはり心が折れ、倒産や廃業、身売りといった方向へ向かう旅館経営者も少なからずいるのではないかと危惧しています。

これから春休み、ゴールデンウィークと旅行シーズンが待っています。観光業は人の移動が

なければ立ち行きません。徐々に進んできた治療薬の開発も待たれるところですが、感染の波が落ち着いている時期にしっかりと感染対策を取り、人の移動に支障がないように取り組む必要があります。その上で、大分のおもてなしを存分に発揮できるよう、県として準備を進めることが重要です。

また、インバウンドの回復には多少時間がかかると思います。それを補完するためにも、まずは国内旅行への注力は必要です。しかし、人口減少が進み、国内旅行者が頭打ちとなっている状況では、旅行者獲得に係る地域間競争の激化が予想され、これまで以上に旅行先として大分県を選んでいただく取組が求められていると思います。

ウィズコロナの中での大分県観光の復活、そして、さらなる躍進に向け、県としてどのような取組を推進していくのか、知事の見解を伺います。

次に、宿泊事業者に対する支援について伺います。

昨年12月にリクルートが発表したじゃらん人気温泉地ランキング2022の全国あこがれ温泉地ランキングには、本県が全国に誇る温泉地である由布院温泉が3位に、別府温泉が10位にランクインされました。トップテンに二つの温泉地が入っているのは本県のみであり、正におんせん県おおいたの面目躍如といったところです。

また、同社が昨年7月に公表したじゃらん宿泊旅行調査において、訪問した旅行先を選んだ理由として、良い宿・ホテルがあったからの都道府県ランキングでは、本県が1位に評価されています。

本県の温泉地が旅行者の人気を集めているのは、多種多様な温泉に加え、魅力的な旅館やホテルがあることも重要なポイントとなっていると考えています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、本県観光業を牽引する宿泊事業者の経営をしっかりと支え、さらにその魅力を高めていくことこそ、本県の観光産業の一層の発展に寄与するものと考えます。特に、今

年に入ってからのオミクロン株の流行により、さきほども申しましたが、もうやっていけないとの声を上げる方も少なくないと思います。本県の観光業の中核となる宿泊事業者に対する支援について、これまでの実績と今後の方策について観光局長に伺います。

次に、温泉資源の保護について伺います。

本県の温泉は、令和2年3月末において源泉数5,088個、湧出量は毎分29万4,646リットルで、ともに日本一であり、県内のほぼ全域で湧出しており、また、含有する成分も多様で様々な泉質を楽しむことができます。

温泉は古くから湯治などの治療や地獄巡りなどの観光資源として利用されるだけでなく、クリーンエネルギーとして、温泉熱を利用した暖房や地熱発電等の産業面にも広く利用されています。

しかし、温泉は雨水等を起源としている限りある資源です。今後も持続可能な利用を行うためには適切に保護することが不可欠となります。県を代表する別府温泉では、近年、泉温の低下や噴気等の減少が確認されており、県と別府市が共同して温泉資源量調査を実施しました。

この調査では、全ての泉源を対象とした現地調査を行い、実際の泉温や湧出量などのデータを集約し、地熱や地質などの専門家の意見をいただくことで様々なシミュレーションを行うことが可能となり、現状のまま温泉を使い続けた場合と、温泉蒸気を利用したバイナリー発電の影響を加味した場合のシミュレーションを行っていますが、いずれの場合も泉温の低下が予想されています。

このような調査結果を受け、大学教授などの有識者で構成する大分県環境審議会温泉部会において、別府温泉のうち、既存の泉源への影響が大きい鉄輪温泉南側の西部特別保護地域と堀田温泉や観海寺温泉が位置する南立石特別保護地域の二つのエリアを新規の温泉掘削を認めない特別保護地域に指定しました。

私の地元湯布院も温泉資源を活用した観光地です。正に他人事ではありません。このような温泉特別保護地域の指定は別府温泉に限らず、

将来にわたって本県の温泉資源を守り利用していくためには、非常に大事なことだと考えます。

そこで伺います。おんせん県おおいたのかけがえのない財産である温泉資源の保護について、今後どのように取り組んでいくのか、生活環境部長の考えを伺います。

以下は対面席で伺います。よろしく申し上げます。

〔太田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

御手洗議長 ただいまの太田正美君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 太田正美議員から御質問いただきました。

まず、私から観光振興についてお答えします。

世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光産業は2年にわたり厳しい状況が続いています。

そのような中でも、観光事業者の不断の感染防止対策と旅行者の感染予防の徹底により、宿泊施設や観光施設ではクラスター発生が抑えられています。

この苦境を乗り越えて、ポストコロナを見据えた大分県観光の新たな魅力への展開や安全、安心なおもてなしを推進するためには、四つのポイントが大切だと思っています。

一つは、国内観光の再認識と活性化です。コロナ禍で、マイクロツーリズムや3密を避けた自然志向への変化もあり、国内旅行が見直されています。このため、宇宙港など大分ならではの新たな素材を生かしたコンテンツの造成に加え、自然や芸術文化、スポーツ等を活用した多様なツーリズムを推進し、地域間競争に打ち勝つ誘客に取り組みます。

あわせて、新しいおおいた旅割やG o T oトラベルにより、観光需要を切れ目なく喚起します。

二つは、多様化する旅行ニーズを捉えた受入環境の整備です。多くの旅行者に大分を訪れていただくには、食の魅力向上、消費機会の拡大、2次交通の充実など、地域が抱える課題を克服し、地域の魅力を一層高める必要があります。

そのため、県では観光関係者と市町村が一体となって観光課題を解決する取組を積極的に支援しています。

三つは、D Xや先端技術の活用です。D X導入による観光産業の経営力強化や業務効率化を後押しするとともに、デジタルマーケティングを活用し、旅行形態やニーズ、関心度合いに応じた誘客を展開します。

また、県内でも、V R動画を用いたバーチャルツアーや観光名所でのドローン撮影などの取組が進んでいます。こうした先端技術を用いた観光コンテンツの充実も図っていきます。

四つは、インバウンド回復を見据えた対策です。約15万人の登録者を獲得した観光情報発信チャンネル沸騰大分や、現地旅行会社との関係を強化するオンライン商談会等を通じて、引き続き大分の魅力を発信します。

また、今後、段階的な入国制限の緩和が見込まれます。東アジア文化都市2022、ツール・ド・九州2023の機会も活用し、旅行会社の招請による商品造成や旅行博等でのプロモーションの実施などにより、実際の来県につながります。

「日本一のおんせん県おおいた 味力も満載」は、間もなく10年になります。観光関係者、県民と一丸となって、未来へと挑戦する大分県観光の新たなステージに向けて邁進します。

このほかに観光事業者の支援、あるいは観光資源の保護について御質問いただきました。これについては担当の局長から答えさせます。

御手洗議長 秋月観光局長。

秋月観光局長 私からは、宿泊事業者に対する支援についてお答えします。

これまで県は4回の旅行代金割引支援を行い、総額70億円以上の宿泊需要等を喚起してきました。今後、国のG o T oトラベルも実施されて、G o T o後からは県版事業で300億円相当の需要を喚起します。

加えて、ワーケーション等の新たな旅行ニーズに対応した施設改修や感染症対策の物品購入等に対する国の助成に県独自の上乗せを行い、500を超える事業者に約17億円を支援して

います。

資金面でも、雇用調整助成金や事業復活支援金等の給付金制度、実質無利子・無担保の融資制度等の活用を促し、サポートしています。

また、中長期的な視点に立った経営力向上の取組も重要です。生産性向上やコスト削減等を進めるための現場リーダー向けの研修を開催しています。

また、地域の事業者が連携して取り組む課題解決のための実証事業も展開しています。例えば、筋湯では星空を活用した温泉地のブランディング、長湯では地域食材を活用した魅力ある朝食メニューの開発などを行いました。

さらに、DXに関するニーズ調査を行い、今年度は活用セミナーやアドバイザー派遣を実施しました。来年度はDXの取組をさらに進めて、デジタル化した宿泊客データを地域で共有し、自社のマーケティングに活用する仕組みを構築したいと考えています。

観光産業の力強い復活に向けて引き続き支援していきます。

御手洗議長 磯田生活環境部長。

磯田生活環境部長 温泉資源の保護についてお答えします。

温泉は本県にとって、正にかけがえのない財産であると認識しています。本県では、温泉資源保護のため、新たな掘削を認めない特別保護地域や、既存の温泉から一定の距離内での掘削を認めない保護地域の指定を行ってきました。

特別保護地域は、別府市の5地域、由布市の3地域、合計8地域あります。また、保護地域は全県で8地域を指定しています。こうした規制は、個人の権利を制限することにもなるので、明確な根拠に基づいて行う必要があります。

今回の別府市の特別保護地域については、3か年にわたる温泉資源量調査の結果や専門家の意見も踏まえ指定に至りました。

現在、県下各地の33地点に温泉のモニタリングポイントを設けています。泉温や湧出量、成分分析を継続して行っています。

その上で、有識者による温泉監視調査委員会において、泉温の低下、噴気量の減少等の状況

を把握し、保護対策の効果を継続的に検証しています。

今後もモニタリングデータや資源量調査などにより、大きな変化が認められた場合は、科学的根拠に基づいた掘削規制を検討していきます。また、未利用泉の埋め戻しを指導するなど、温泉利用の総量抑制にも努めていきます。

御手洗議長 太田正美君。

太田議員 県としても感染の状況を見ながら戦略的な対応を取っていただけるとの話だと理解しています。観光業界とよく連携し、こうした意図を十分把握して支援していただきたいと思っています。

今、観光事業者の苦境について申しましたが、実は意外と見落とされているのが、観光関連事業者組合、観光協会とかの支援策が不足しているのではないかと感じています。また、地域の旅館組合、料飲業組合、観光協会では、会員の苦境を考慮して会費の引下げ等を実施して、何とかコロナ禍での組織維持と地域力を維持するために必死に戦っている現状です。

大分県リバイバル補助金等の施策が行われていることは存じていますが、さらに踏み込んで各種団体を支援することで、スケールメリットを生かしたアフターコロナに向けた地域力の向上が図られるのではないかと考えるが、県の見解を伺います。

御手洗議長 秋月観光局長。

秋月観光局長 これまでも観光事業者のみならず、地域の観光協会の皆さん方、宿泊事業者の皆さん、様々な御意見を伺ってきました。今後も引き続き、皆さん方の状況をよく見つつ、施策に生かしていきます。

御手洗議長 太田正美君。

太田議員 よろしくお願ひします。

次に、大分空港の活性化について。

大分空港は、本県唯一の空の玄関口であり、県民の社会経済活動を支えるとともに、交流人口の拡大など地方創生の実現に必要なインフラです。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、航空需要は世界的に過去に例を見ない規模

の大きな減少に見舞われ、大分空港においても、昨年度の空港利用者数は56万人と、コロナ禍前の3割以下にまで落ち込みました。しかしながら、ワクチン接種が進んだこともあり、オミクロン株が流行する直前の昨年12月における大分空港の利用者数は、コロナ前の8割程度にまで順調に回復していました。

こうした中、県はポストコロナを見据えた航空需要と航空ネットワーク回復、充実に向けて、アジア初となる水平型宇宙港の実現や国内唯一となるホバークラフトによる海上アクセスの導入など、大分空港の活性化による本県の地方創生に果敢に取り組んでおられます。

宇宙港については、米国ヴァージン・オービット社との連携の下、小型人工衛星打ち上げに向けた取組が進められています。先月26日より、おおいたそらはくが別府市で開催され、また、27日に同所で大分空港を米国シエラ・スペース社の宇宙往還機ドリーム・チェイサーのアジア拠点として活用するための検討を進めることが発表され、宇宙港に対する期待が高まっています。

海上アクセスの導入については、昨年11月に英国グリフォン・ホバーワーク社とホバークラフト購入の本契約を締結し、船舶の建造に向けた作業が進められるとともに、発着地整備についても、いよいよ来年度から工事に着工するための予算案が本定例会に提案されており、令和5年度中の運航開始に向け、着実に取組が進められています。

また、その海上アクセスの導入にあわせて、大分空港を起点としたMaasの導入についても、行政や交通事業者などで構成される大分空港利用促進期成会の部会において検討が進められており、実証実験を実施するための予算案もあわせて提案されました。

加えて、大分空港のコンセッション方式の導入についても国の調査事業を活用して導入可能性の検証が進められていましたが、今後、県において導入に向けた検討が進められるのではないかと考えられます。

そこで、これらの取組を通じた大分空港の活

性化について、知事の考えを伺います。

空港そのものが観光の目的地となるぐらい活性化することは非常に喜ばしいことです。一方で、交通の結節点、空港であれば、正に玄関口としての役割が重要です。県の中心都市である大分市はビジネスの往来も多く、空港からのアクセスが最もよくあるべきなのは当然であると思います。しかし、観光県大分としてはそれだけでは不十分です。

かつて、地元湯布院が全国的に注目を浴び、テレビドラマや雑誌で取り上げられた際、東京からのアクセスとして、福岡空港経由のルートを推奨するものが多くあったことを御記憶の方もいらっしゃると思います。これは裏を返すと、大分空港が残念ながら湯布院へのアクセスとして不便である点が見透かされた結果であるとも考えます。地元の観光関係の経営者としては、どちらのルートからでもより多くの観光客に来ていただければよいのですが、やはり大分県全体の発展を考えると、大分空港からのルートがしっかりとしたものであることが望まれます。

こうした観点から大分空港を見てみると、観光地へのアクセスがどうしても不十分であると考えます。さきほど申したように、デジタル技術を活用し、よりよい交通機関を選択するMaasのようなものを実装したとしても、そもそも交通体系が整備されていないことには十分な活用はできないのではないかと考えます。空港発観光地行き、あるいは観光地発大分空港行きの交通体系をどのように整備していくか、考えを企画振興部長に伺います。

御手洗議長 広瀬知事。

広瀬知事 大分空港の活性化について御質問いただきました。

大分空港は、本県唯一の空の玄関口であり、地域発展のための重要な交通基盤です。観光振興や企業誘致、関係人口の増加など、本県の地方創生を加速させるためには、議員御指摘のとおり、その活性化を図ることが大変重要だと思います。

そこで、県では、三つの夢の大きなプロジェクトに取り組んでいます。

一つは、アジア初となる水平型宇宙港の取組です。航空機による小型人工衛星の打ち上げを目指すヴァージン・オービット社に続き、先日、米国のシエラ・スペース社、兼松株式会社と三者で、新たなパートナーシップを締結しました。これは、大分空港をシエラ・スペース社が運用する再利用型の宇宙往還機、シャトルですね、ドリーム・チェイサーの着陸拠点として活用できないか、本格的な検討を始めるものです。これらの取組を通じて、アジアにおける宇宙ビジネスの中核拠点となることを目指します。

二つは、ホーバークラフトによる海上アクセスの導入です。これにより、空港へのアクセス時間を短縮し、利用者の利便性を大きく向上させることができると考えています。あわせて、大分港西大分地区と大分空港の発着地には、宇宙港大分を象徴する魅力的なターミナルを整備します。国内唯一の速くて楽しいホーバークラフトへの乗船を目的とした他空港からの利用転換や新たな観光需要の創出により、大分空港やホーバー発着地とその周辺地域が大いににぎわうものと期待しています。

三つは、大分空港を起点としたM a a Sの導入です。バスやタクシー、鉄道など複数の交通手段を最適に組み合わせ、検索・予約・決済を一括で行うことを可能にし、空港から目的地までの移動の利便性を高めます。さらには、観光や宿泊、飲食など、目的地における交通以外のサービスとの連携により、広域的な人の流れを創出し、宇宙港の始動やホーバークラフトの就航による空港活性化の効果を県内の隅々にまで届けたいと考えています。

そして、これら三つのプロジェクトを中心に、空港活性化を推し進めるため、産学官の関係者から柔軟な発想による知恵を存分にアウトしもらいながら、大分空港・宇宙港将来ビジョンの策定に向けた議論を現在重ねています。将来ビジョン達成に向けて、民間による戦略的な空港運営を可能とするコンセッション方式の導入についても、そこでしっかりと議論を深め、国における検討状況も踏まえながら、ベストなタイミングで判断したいと考えています。

こうした取組を通じ、大分空港が海から空、そして、宇宙へとつながる唯一無二のドリームポートおおいたとして、県民に愛される存在となるよう、今後も力強く取組を進めます。

御手洗議長 大塚企画振興部長。

大塚企画振興部長 空港から観光地へのアクセスの改善についてお答えします。

議員御指摘のとおり、大分空港と観光地を結ぶアクセスの充実を図ることは、大分空港の活性化はもとより、本県の観光振興の観点からも非常に重要と認識しています。

一方、空港アクセスの充実には、安定的な需要の確保が何よりも大事であり、これを実現するためには、公共交通の利便性の向上を図り、利用者の移動行動に変化をもたらす取組が必要と考えています。

そこで、昨年10月に大分空港を起点としたM a a S検討部会を立ち上げ、M a a Sの導入に向けた検討を開始しました。

複数の交通手段を最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で可能にし、観光施設等と連携したサービスの提供を行うことで、インバウンドを含めた利用者の利便性向上を図り、公共交通の利用を促進していきます。

こうした取組により、公共交通の需要を高めていくことが、将来的には空港と観光地を結ぶアクセスの充実につながるものと考えています。

県としては引き続き、来年度予定しているM a a Sの実証実験に向けて、関係者と共に検討を進めていきます。

御手洗議長 太田正美君。

太田議員 大分空港は、水平型宇宙港の発表以来、宇宙関係の事業の核となっています。先月末のシエラ・スペース社とのパートナーシップ締結についても、大きな驚きと、また、期待が膨らんでいると思います。しかしながら、県民にとっては、夢や希望は持てるが、現実としてはまだまだ遠い存在であることには変わりないと思います。空港へのアクセス改善は、県民の現実のニーズとしてしっかりと対応していかなければならないと考えています。観光振興の観点からも、大分空港が観光の一つの拠点になる

という考えにも注力していただいて、これからも考えていただきたいと思います。

次に、農業の経営戦略について伺います。

本県の令和元年の農業産出額はほぼ全ての項目で減少し、3年連続の減少と危機的状況となったことから、生産者と農業団体、行政を含めた参加11団体が共同で大分県農業非常事態宣言を発出しました。そして、10月には農業システム再生に向けた行動宣言を取りまとめ、着実に歩みを進めているものと思います。

昨年12月に農林水産省が公表した令和2年の農業産出額は、こうした取組を後押しするように前年から1.1%増の1,208億円であり、4年ぶりに増加に転じました。コロナ禍による外食需要の減少が影響したのか肉用牛で減少したものの、園芸品目は大きく増加し、農業産出額全体を押し上げています。これは本県が進める水田の畑地化をはじめ、高収益作物への転換など、もうかる農業による危機的な状況からの脱出に向けた取組を応援するものとなっていると思います。ただ、令和2年の農業産出額を九州各県で比較すると、前年の6位から佐賀県に抜かれ、九州最下位の7位となっており、さらにもうかる農業への転換が急がれます。

もうかる農業の施策の一つに、今年度から始まったねぎ産出額100億円プロジェクト推進事業があります。ロットを拡大し、市場における影響力とブランド力をつけて農業産出額を向上させる事業は、農家所得を確実に向上させるものだと思っています。また、今年はねぎの生産が全国的に豊作になっていると農家からは聞いており、大分県の生産量も大幅に伸びたのではないのでしょうか。

ただ、昔から農家には豊作貧乏という言葉があるように、豊作がゆえに価格は下落し、売れば売ほど赤字になることもあります。今年のねぎの生産については、豊作貧乏の状況になってしまうのではないかと心配しています。企業においてもリスクの分散が重要なように、農業においてもねぎだけに偏った経営ではリスクが大きくなってしまいます。しっかりとした経営戦略を立て、リスクの分散が必要であると思

います。

そこで提案ですが、リスクの分散のため、ねぎ生産にあわせて、ねぎ以外の品目の生産を推奨してはどうでしょうか。また、ねぎとあわせる品目は地元でしっかりと消費される手堅い品目にしてはいかがでしょうか。さらに、コロナ禍で注目された巣籠もり需要の中にはポストコロナでも残り続けるものがあると思います。

こういった問題は、ねぎだけに限らず、ベリーツ、甘太くんに代表される戦略品目全般に言えることだと思います。しっかりと地元の市場を分析し、今後を見据え、産地に合った地元で消費される品目をリスク分散のための品目として支援の対象に加え、農家の経営安定を図ってはどうかと考えるが、農林水産部長に伺います。

御手洗議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 農業の経営戦略についてお答えします。

県では、マーケットニーズがあり、加速度的に面積拡大の見込める品目を重点支援することで、大分の顔となる園芸品目の産地拡大を目指しています。

農家が安心して取り組めるように、生産技術の定着に加え、単価を維持、安定化させる販売対策を進めています。

先行して取り組む白ねぎは、令和5年までに184ヘクタール以上の栽培面積を拡大しますが、販路開拓アドバイザーの配置や消費量の少ない関西、九州での消費喚起など、販路拡大を進めることで価格の安定化を図ります。

その他の品目についても、農家の意欲向上につながる価格形成に向け、農業団体が実施する戦略的な販売対策を強力に支援します。

一方、品目によっては、端境期や余剰労力を活用して他品目を導入し、一層の農家所得向上を目指すことも必要です。例えば、豊肥地域では、ピーマンの農家が閑散期となる11月から収穫できる白ねぎを複合的に導入する取組を進めています。

今後とも、地域特性を生かし、県内市場も含めたマーケット起点の品目を戦略的に推進し、もうかる産地を各地に拡大していきます。

御手洗議長 太田正美君。

太田議員 私もねぎを少し生産しており、市場と近くのスーパーに出していますが、そこでたまに他の産地のねぎの価格を調査すると、大分県のねぎは一束150円から200円ぐらいですが、長崎とか宮崎のねぎが250円ぐらいしている。極端に言えば、一束100円の差があるので、売り方の問題なのか。決して商品としては劣るものではないが、売り方について、その辺の販売力の弱い部分がまだまだあるのではないかと。物はしっかりできているが、売り方がもう少し下手なんではないか。その辺を大分県としても後押ししながら、せっかくだいいいものができるにもかかわらず、農業所得につながっていないという農家のぼやきを最近聞くので、よろしくをお願いします。

次に、高齢者の生きがいつくりについて。

昨年第3回定例会において、団塊の世代が全員75歳になることによって生じる介護保険や後期高齢者医療費の増嵩に関する2025年問題について触れました。その際、知事より介護予防について、高齢者が地域の集会場に定期的に集まり、健康体操や会話を楽しむ通いの場の普及を進めている旨の答弁をいただきました。今回はこの点について少し掘り下げて質問します。

健康寿命の男性日本一の達成は誠に快挙です。この背景には、通いの場の活動に参加する高齢者が全国トップの実績があったこともあるのではないかと思います。また、通いの場のようなサロン活動ではなく、農業など生産活動に従事するパワフルな高齢者や地域貢献活動などで社会参加する高齢者など様々な形で社会とともにある高齢者が増えてきたことも一因ではないでしょうか。

2025年に向け、高齢者人口は増加していきます。2025年、令和7年を問題と捉えるのではなく、元気な高齢者は元気なままで、介護や医療のお世話にならないように、生きがいつくりを進めていくのが、2025年問題を解決する第一歩ではないかと考えます。大分県長期総合計画安心・活力・発展プラン2015に

おいても、生涯現役社会の実現に向けて高齢者の活躍の機会の拡大を掲げています。この目標の実現には、私は、就労の場やサロン活動だけではなく、あらゆる分野への挑戦に後押しが必要であると考えています。住民と身近に接する市町村はもちろんのこと、こうした元気な高齢者の生きがいつくりを支える取組を県としても実施していただきたいと思いますが、福祉保健部長の見解を伺います。

続いて、生涯スポーツの推進について。

今申した高齢者の生きがいつくりの一つの手段として考えられるのがスポーツの振興です。高齢者なので、競技スポーツとかはなかなか難しいんですが、楽しむスポーツとしてこの問題を取り上げます。

我が国のスポーツは学校体育や企業スポーツを中心に発達してきました。そのため、学校を卒業するとスポーツに親しむ機会が減少する傾向にあります。残念ながら生涯を通じてスポーツを楽しむ方は少ないのではないかと思います。

第2期大分県スポーツ推進計画には、生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成を一つの基本目標として、ライフステージに合った幼児期・少年期、青年期・壮年期、高齢期におけるスポーツの推進とそれらに応じたスポーツイベントの推進について記載があります。しかしながら、多世代交流型のスポーツ推進、つまり、ライフステージに横断的なスポーツの推進については、記載が少ないのが残念でなりません。

スポーツを始めるには年齢は関係ありません。これから多くの方にスポーツに関心を持ってもらい、生涯にわたってスポーツに携わっていただくには、その参加に至るまでの心のハードルを下げ、例えば、総合型地域スポーツクラブ等に加入しやすくする必要があります。また、総合型地域スポーツクラブにおいても、世代や性別を問わず参加者を受け入れる素地をつくっていくことも大事です。誰もが気軽にスポーツに参加する、そして、生涯の活動としていくことができれば、健康寿命もおおのずと延びていくのではないかと考えます。

誰もが生涯にわたりスポーツに親しむ環境づ

くりをぜひ推進していただきたいと思います。
教育長の見解を伺います。

御手洗議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 私からは、高齢者の生きがいづくりについてお答えします。

地域活動の担い手が減少する中、高齢者が豊かな知識や経験を生かし、様々な分野へ挑戦することは、高齢者にとって、社会にとっても大切であると認識しています。

県では、地域の高齢者グループが新たに組み込む生きがいづくりを支援するパワフルシニア活動応援事業を実施しています。例えば、由布市では老人クラブが小学生と野菜作りを通じた交流を行い、収穫の一部を子ども食堂に提供しています。

また、日出町高平地区では、平均年齢70歳の女性グループが高齢者の見守りを兼ねた手作り弁当の配達を行うなど、生きがいを持って積極的に地域に御貢献いただいています。

加えて県では、自らの特技を生かして地域活動を行う高齢者をふるさとの達人として登録し、その活躍を支援しています。現在615人の達人がスポーツや芸術活動に加え、コロナ禍の健康づくりとしてオンライン笑いヨガや子どもたちに喜ばれているおもちゃ病院など、ユニークな活動も展開しています。

今後とも、高齢者の地域活動への参加を後押しし、いつまでも生きがいを持って元気で暮らせるよう支援していきます。

御手洗議長 岡本教育長。

岡本教育長 生涯スポーツの推進についてお答えします。

生涯にわたってスポーツに親しむ環境をつくるため、現在、第2期大分県スポーツ推進計画に基づき、まずは各ライフステージに適した推進施策に取り組んでいます。

幼・少年期では、休み時間に縄跳びなどの楽しい運動に学校全体で取り組む活動を推進することにより、運動好きの子どもを増やす取組を進めています。

青年期から高齢期にかけてのスポーツの推進には、男女を問わず身近で気軽に取り組める環

境の整備に重点を置き、総合型地域スポーツクラブにおいて特徴的なプログラムの創出等を支援しています。具体的には、働き盛り世代や子育て世代などを対象に、地域の特色を生かしたプログラムを創出するほか、介護予防や認知機能向上に役立つ健康増進型プログラムの指導者養成を支援しています。

今後も計画に基づく施策の実施で、県民のスポーツ実施率を高めながら、これを議員御指摘の多世代交流型のスポーツの推進にもつなげたいと考えています。

御手洗議長 太田正美君。

太田議員 学校で少子化によって人数が少ないために、チームスポーツとしてのクラブが成り立たないと各自治体のスポーツ担当の人から聞いています。そして、各小学校でそういう競技が人数が少なくて成り立たなくて、各学校ではなく、それぞれの大きな枠組みとして学校間を超えたチームスポーツに取り組まないと、これからそういう競技はどんどんできなくなるということと、またもう一方で、学校においてそういう指導者が今非常に足りないという部分で、民間のボランティアのチームスポーツの競技ができる指導者をぜひ考えてほしいという希望があるんですが、教育長、その辺についてはどのような取組を考えているのでしょうか。

御手洗議長 岡本教育長。

岡本教育長 指導員をどうするかということかと思いますが、小学校だと体育専科教員等を配置しているので、その指導員の工夫を横展開する取組をします。

御手洗議長 太田正美君。

太田議員 私も70歳を超えると、体力的にはかなり落ちてきたなと思いますが、皆さんに老人と言われないように頑張ります。よろしくお願ひします。ありがとうございました。（拍手）

御手洗議長 以上で太田正美君の質問及び答弁は終わりました。木田昇君。

〔木田議員登壇〕（拍手）

木田議員 おはようございます。県民クラブ、木田昇です。本日は、ウィズコロナ、また、ポ

ストコロナを見据えてのいろんな諸課題について、着想から約2か月練り上げた質問です。知事、執行部の皆さんの答弁に期待しています。どうぞよろしくをお願いします。

まず、地方回帰と移住政策についてお尋ねします。

大都市への人口集積は収益性の高い産業の発展や、華やかな文化を育むといったメリットがありました。同時に一昨年から続くコロナ禍に見られるように、感染症のリスクを高めることになり、世界の社会経済に大ダメージを与えました。

一方、コロナ禍を契機として、テレワーク等デジタル技術の活用が急速な広がりを見せました。都市部で暮らし、また、満員電車などの過酷な通勤を余儀なくされている人々が、ゆとりを持った働き方や自宅にいたまま買い物を楽しめるといった社会経済活動の変革を実体験したことから、都市の生活から地方で暮らすことに関心を高めています。

とはいえ、地方への移住はこれまでも転職といったハードルもあり、誰もが実現に踏み切れる環境ではありませんでした。しかし、今、大手企業が相次いで社員の居住地要件を見直すなど、大都市圏からの地方移住が大きく広がる流れができてきたと感じています。

そこで、昨今の急激な社会環境の変化、個人の価値観や企業のマネジメント方針の転換、また、政府が進めようとするデジタル田園都市国家構想等から、地方回帰の潮流をどのように捉え、本県への移住施策を今後どう進めていくのか知事の考えをお聞かせください。

次に、地方移住のサポート体制についてお尋ねします。

現在、県の複数の部局が移住施策に取り組んでおり、県外でも、福岡市内に設置したd o t.などを中心に、精力的に活動しているのは承知しています。ただ、市町村も県と連携し、あるいは独自に実施しているので、支援策が多岐にわたるのはともかく、窓口も多く、分かりにくいのではないのでしょうか。

また、行政だけでは多数の処理や、不安の多

い移住者を常時サポートするのにも人的資源に限界があると思います。

近年、行政の手が届かないところを支えるものとして、プロボノの活動が社会に広がっています。プロボノとは、社会的・公共的な目的のため、職業上のスキルや専門知識を生かして取り組むボランティア活動とされ、地域社会を支える新たな存在とされています。

本県は移住希望先の都道府県ランキングで上位にありますが、大事なのは実際に移住を実現してもらうことです。

地方回帰の機運が高まっている今こそ、本県を選んでもらえるよう、プロボノを活用したワンストップ窓口や、幅広くかつきめ細かに対応できるサポート体制の整備など、移住施策を拡充してはどうかと思います。県の見解をお聞かせください。

以下、対面より行います。

[木田議員、対面演壇横の待機席へ移動]

御手洗議長 ただいまの木田昇君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

[広瀬知事登壇]

広瀬知事 木田昇議員から、地方回帰と移住政策について御質問いただきました。

コロナ禍を背景とした地方移住への関心の高まりとともに、九州トップの移住施策もあいまって、今年度の本県への移住者数も順調に推移しています。2月末時点で1, 105人となり、5年連続の千人超えとなりました。

コロナがもたらす地方回帰への流れの中、私たちの暮らしにもDX、デジタル革命の波が押し寄せており、地方にしながら都市の利便性を享受できる生活が身近なものとなってきました。

このような社会変容をしっかりと捉えるとともに、移住者の声を聞き、移住施策に反映することで、さらなる移住者の増加につなげていくことが大事だと思っています。

そのため、一つは、移住決断の大きな壁とされている仕事の確保です。現在、伸びゆくIT分野に着目し、仕事のためのスキル習得から移住、就職までのワンストップ支援を行っており、若い世代を中心に50人を超える移住が見

込まれています。大変好評なことから、来年度は支援対象に保育や介護、看護の3職種を加え、より幅広く移住者の仕事確保を応援します。

また、企業のテレワークの浸透を受け、都市部での仕事を続けたまま大分に移り住む人の誘致も進めています。昨年3月に連携協定を締結した富士通株式会社からは、社員11人とその家族が移住しています。このような企業における居住地要件の見直しの流れも、逃さずに捉えていきます。

さらに、宇宙関連産業や、IoT、AIといった先端技術を活用したビジネスなど、新産業創出の動きに関心のある人材の誘致についても、情報発信の強化等により取組を進めていきます。

二つは、移住者のニーズに応じた住まいの提供です。一つは仕事、次に住まいです。多くの移住者は移住先の住居として空き家を検討しますが、所有者の意識の低さ等から空き家バンクの登録物件が充実していません。自らの条件に合う空き家を見付けることが大変難しくなっています。そこで、建築士や宅建士、行政職員などによるマッチングチームを編成して、希望する物件の探索や取得に向けた所有者との交渉等をサポートします。

三つは、移住者が安心して暮らすことのできる地域の育成です。移住するにあたって、自治会費や行事など、地域のルールが分からない、地域と関わるきっかけがないといった移住者の声が数多く寄せられています。そのため、地域の決まり事の見える化や移住者交流会などに取り組みする団体の立ち上げ支援を行い、移住者の受入れに積極的な地域の育成に取り組みます。

今後も地域間競争の中、本県が魅力的な移住先として選ばれるように、移住者のニーズをしっかり捉えて、移住、定住をさらに促進していきます。

御手洗議長 大塚企画振興部長。

大塚企画振興部長 地方移住のサポート体制についてお答えします。

移住に関する相談は仕事や住まい、生活環境や教育環境など多岐にわたります。

そのため、県のポータルサイトにおいて支援

情報を集約するとともに、窓口で受けた移住相談の内容については、関係機関で共有するなど、可能な限りワンストップで対応しています。

一方、多様化する移住相談に対応するためには、行政のみならず多分野にわたる人材が関わってくることも重要です。

日田市にある移住支援団体ひた暮らし応援団では、集落支援員やカフェのオーナー、看護師や理学療法士など多くの方が参画し、様々な移住相談に対応しています。

そこで、県では来年度から、県内各地で移住支援団体の立ち上げ支援を行い、多様な人材が移住支援に関わることで、きめ細かな対応ができる体制づくりを行います。

また、最近の移住相談では、空き家のリフォームや学校になじめない子どもの教育など、専門性の高い相談も増えてきています。

そのため、議員御提案のプロボノについて、例えば、建築士や臨床心理士などの専門家を移住相談において活用できるかどうか、今後研究します。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 答弁ありがとうございます。さきほど冒頭、大手企業の居住要件の見直しについて話しましたが、私の身近な例があり、知り合いがヤフーに勤めており、エンジニアでテレワークです。この2年間、本社に出勤したのは2、3回だそうです。それで仕事が成り立つんだなと思い、ヤフーは通勤手当も月15万円までで飛行機通勤もオーケーといった条件になっているようでした。他の例もあります。その人も大分に来て、私が温泉とか連れていくと、大変大分が気に入って、食べ物がおいしいということで、大分に住みたいという話をされていました。あと、奥さんの仕事の都合があるので、その辺の課題がありますが、そういうものが広がってきていると実感しています。

そして、知事から5年連続千人超えの移住ということで、総務省が人口移動の統計を公表しており、初めて東京23区が転出超過になったという発表がありました。相変わらず神奈川、埼玉、茨城といった首都圏が多いんですが、地

方も増えているということで、四国では徳島、九州では大分と転出が増えているという報道がありました。これまでの取組の成果は着実に現れているんだなと感じました。

相談窓口をかなり充実していただけるということで、またプロボノの提案についても検討いただけるということで、ありがとうございます。青森県、あるいは山口県でもプロボノ活用の取組が既に始まっているとあるので、ぜひそういったものを参考に、移住につなげていただきたいと思います。

さきほどまた知事から、富士通との提携の話がありました。ヤフーの対象者が今回8千人、ANAも居住要件の見直しがあり、グループ会社の見直しがあって、そこが3万8千人ということです。他のIT関係の企業も要件見直しをされています。東京が中心になると思いますが、東京事務所が中心の取組になるかもしれませんが、今回の居住要件見直しにあわせて、東京事務所で何がしかそういった対策に取り組むとかいった計画があるかどうかお尋ねします。

御手洗議長 大塚企画振興部長。

大塚企画振興部長 今正に御指摘いただいている大手企業の居住要件の緩和は、本当に我々もここはチャンスだと思っています。東京事務所もそうですが、本庁職員も、例えば、商工、あるいは企画、それぞれ企業とはいろいろな部分で接点があるので、そういう接点の中で、ぜひ大分へという働きかけ、取組を進めていきます。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 ありがとうございます。さきほど総務省の統計があったとおり、今が攻め時だと思うので、思い切った移住政策、さきほどの新しい居住要件の見直しもありますが、従来取り組んできた本格的な移住政策とあわせて、移住政策充実に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

では次に、ポストコロナのツーリズムについて3点質問します。

まず、ユニバーサルツーリズムについて。

コロナ禍でインバウンドが激減するなど、本県の主力産業である観光業は深刻な打撃を受け

ました。ポストコロナでのインバウンドの再開ももちろん期待していますが、今回のようなパンデミックの影響に備え、かつコロナ以前に増して本県の観光産業の振興を図るには、新たな需要の喚起が必要です。

そこで、高齢者や障がいの有無だけでなく、妊婦や乳幼児連れの家族など、旅先での移動の心配や周りを気遣うことなく安心して旅を楽しめるユニバーサルツーリズムに早急に対応し、これまで旅行をためらっていた方々を呼び込み、旅の満足度を高めることが、これからの本県の観光振興と観光関連事業復活の鍵を握ると思います。

宿泊地や観光地におけるハード面での取組では、段差の解消、手すりやバリアフリートイレの設置、リフト付きのタクシーやバスの導入等が考えられます。また、ソフト面においては、高齢者や障がい者等の受入れにおける接遇や介助等を適切に対応していく必要があります。

そのため、他県においては宿泊事業者にアドバイザーを派遣し、施設のバリアフリー化に関する助言や従業員の接し方等について指導を行う取組も見られます。

ユニバーサルツーリズムにおける配慮は、特段の配慮を必要としない旅行者からの評価も上がるものであり、ポストコロナを見据えたツーリズムとして推進すべきと考えます。今後のユニバーサルツーリズムの推進に対する本県の考えをお聞かせください。

次に、サイクルツーリズムについてです。

コロナ禍にあつて自転車利用が増えたことに加え、アウトドア指向の強まりから全国に多くのサイクリストが誕生し、2020年度の自転車販売高は過去最高を更新するなど、空前の自転車ブームとなっています。

来年秋には本県で第1回目のツール・ド・九州が開催されます。今議会には新年度予算案として、大会に向けて機運醸成を図るツール・ド・九州推進事業やサイクルツーリズムを推進する大分のサイクル魅力発信事業が計上されています。

サイクリングへの関心が高まりを見せる中、

県のホームページのサイクルツーリズム紹介ページでは、大分県のすばらしい景色をお楽しみくださいとうたっていますが、それを実感していただくためには、ハードとソフトの両面での整備が必要です。自転車の走行空間の整備はもちろんですが、宿や観光スポットで自転車を安全に保管できる場所が不可欠ですし、鉄道事業者の協力が必要となりますが、県内一円を楽しむには列車で自転車を運ぶサイクルトレインも効果的だと思います。

サイクルツーリズムのさらなる充実、魅力化を図る今後の取組について、考えをお聞かせください。

続いて、観光コンテンツとしての空港の活用についてです。

大分空港がアジア初の水平型宇宙港として、早ければ本年中にスタートを切ります。本県と宇宙港のパートナーシップ協定を結ぶヴァージン・オービット社は、小型人工衛星に特化した打ち上げサービスを行っていますが、グループ会社のヴァージン・ギャラクティック社は宇宙旅行ビジネスを手掛けており、将来的には大分のスペースポートから宇宙に旅立つことも期待されます。

昨年末に日本人初の民間人による宇宙旅行が話題となりましたが、一般的になるのはかなり先の話になると思います。大分空港については、正に宇宙港としての価値が上がり、活用の仕方によっては、空港そのものが宇宙旅行を身近に感じることができる観光のコンテンツとして成り立ち得ると考えます。

中部国際空港ことセントレアでは、空港としての機能だけではなく、イベントなどを充実させ、ショッピングモールのような複合施設を展開して、観光コンテンツとしても活用されています。

大分空港でも、例えば、空港内、あるいはその近辺にシアターを設置し、人工衛星の打ち上げや人工衛星から中継されるライブ映像を、宇宙の知識豊富なガイドの説明を受けながら楽しむといった、本県ならではの新たなツーリズムが考えられるのではないのでしょうか。

観光コンテンツとしての空港の活用について、県の見解をお聞かせください。

御手洗議長 秋月観光局長。

秋月観光局長 3点御質問いただきました。

まず最初に、ユニバーサルツーリズムについてお答えします。

高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児連れの御家族などを含めて、誰もが気兼ねなく楽しめる旅行への対応は、観光おもてなしの基本であると考えています。

コロナ後の旅行需要の喚起を図る上でも、ユニバーサルツーリズムの推進は重要です。

そのため県では、受入環境の充実に向け、今年度、宿泊事業者による露天風呂の手すりの設置や正面玄関の段差の解消など、施設のバリアフリー化に対して助成を行っています。また、ツーリズム大学の修了生と連携して、宿泊施設におけるバリアフリーの状況調査やホームページによるバリアフリー対応施設の紹介、宿泊施設の従業員を対象とした接遇研修などを実施しました。研修の参加者からは、実際に体験したことで自信を持って接客できるようになったとの御意見もいただきました。

今後も、誰にでも優しい宿づくりや人材育成などを支援しながら、観光関係者との連携の下、ユニバーサルツーリズムを推進していきます。

続いて、サイクルツーリズムについてです。

本県では、自転車活用推進計画を策定して、安全で快適な走行空間を整備するとともに、温泉や食など大分の魅力を楽しむ滞在型サイクルツーリズムに取り組んでいます。

現在、Webサイトサイクリングおおいたで、周遊ルートやサイクルハブなどの情報を発信しており、来年度は、観光を楽しむモデルルートの追加や多言語表示など、一層の充実を図っていきます。

また、九州各県及び山口県と連携して周遊ルートを新たに設定し、サイクルマップを作成するなど、広域的なサイクルツーリズムにも取り組んでいます。

今後、ツール・ド・九州2023の開催を契機に、本県のサイクルツーリズムを一層充実さ

せるために、観光関係者等で構成する推進委員会を立ち上げることとしており、その中で、サイクリストの受入環境整備やルート沿線の魅力づくり、インバウンド対応なども検討していきます。

議員御提案の、宿や観光スポットにおける安全な保管場所の確保やサイクルトレインについても、推進委員会の中で議論していきます。

最後に、観光コンテンツとしての空港の活用についてです。

宇宙港の当初5年間の経済波及効果約102億円のうち、観光消費効果は約56億円、見込まれる観光客数は約24万人と、観光は宇宙港との相乗効果が最も期待できる分野です。

効果の算定には展示などの常設施設の整備による観光客の増加も見込んでいますが、議員御提案のとおり、宇宙港となる大分空港を魅力的な観光コンテンツにすることが重要です。

そのため本年度、県では機体周りや機内を見学する夜間バックヤードツアーを試験的に実施しました。また、ブランドプロモーション宇宙ノオンセン県オオイタにあわせ、空港1階足湯コーナーの宇宙仕様へのリニューアルや2階売店の宇宙グッズコーナーの拡充、常設化に対して助成を行いました。

さらに、国内唯一となるホーバークラフトの運航により、空港の魅力アップも期待されます。

現在、県内の関係者と共に大分空港・宇宙港将来ビジョンの策定を行っており、その中でも、観光プログラムの構築や受入環境の整備等について議論を重ねています。

今後は、大分空港をハブとする県内周遊ルートの造成や観光ビジネスの開発なども検討して、新たなツーリズムとして世界に魅力を発信します。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 ありがとうございます。まず、ユニバーサルツーリズムについてです。

車椅子対応のリフト付き観光バスは各県備えられている観光事業者はあると思いますが、本県ではリフト付き観光バスは導入されているのがちょっと不安があります。

今回導入されるホーバーについては、車椅子対応可能ですが、エアライナーは車椅子に対応していないので、エアライナーのリフト付きバスの検討も今後必要なのかなとは感じています。

再質問としては別のことをお尋ねしますが、実際に予約するシーンを考えると、大分のユニバーサルツーリズムのWebサイトはあるんですが、ちょっとなかなか分かりづらくて、トイレに手すりがついているのだろうか、あるいはレストランまでの経路に階段はないのかなとか、露天風呂に行くまでの通路は大丈夫かなとかいうことは電話で一回一回聞かないと分からないのが実際だと思うので、そういったところ、盲導犬も大丈夫だとか、手話の対応は大丈夫だとか、いろいろあると思います。そういったところを県独自の認証制度か何かつくって表示されると選びやすくなるのかなという思いもあるんですが、そういったユニバーサル対応の宿ですとか施設ですとかいう県の認証制度は検討できないでしょうか。

御手洗議長 秋月観光局長。

秋月観光局長 さきほど申したとおり、昨年度いろいろと情報収集を行いました。まずは、誰もが気兼ねなく楽しめる旅行のために、そうした情報をしっかりと収集して、着実に御利用者へ届けることを第一に優先して行っていきます。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 ぜひ利用者が分かりやすいような環境をお願いします。

あと、企画振興部の担当になると思いますが、ANAが今ユニバーサルMaaSを準備しています。車椅子利用者の方が予約一本で目的地に行けるというMaaSですね。飛行機に乗って、東京モノレールに乗って、JRに乗り換えて、新幹線に乗って、そして、最後はタクシーで宿に着く、これを予約一本で、MaaSで行けるというサービスを検討されているので、さきほどのホーバーは車椅子に対応していますが、エアライナーは対応していないというときに、ユニバーサルMaaSに大分が対応できるのかと。他の代替手段があるかもしれませんが、そこはひとつまたMaaSの中で検討いただきたいな

と思います。

そして、サイクルツーリズムですが、自転車は高いものでは軽自動車の中古並みの値段もします。バイクとか自動車と違って、自転車は部品がむき出しになっているので、大変サイクリストとしては保管に結構心配、気を遣うものであるのも、そういった環境整備をいただきたいと思っています。

サイクルトレインは、ぜひ御協議いただきたいと思っています。私も以前サイクリストでしたが、私のお薦めルートとしては、別府にフェリーで着いて、そこからやまなみハイウェイで、九重ぐらいの温泉で1泊して、そして、翌日は牧ノ戸峠のヒルクライムにチャレンジして、久住高原を通って、あとは下りが多いので、竹田駅まで行って、竹田駅でJRに乗って大分まで戻って、最後は大分から別大国道の湾岸を走って、いい景色を見て、またフェリーで帰るのが私のお薦めプランですが、そういったことにぜひサイクルトレインがあると、1泊2日でかなり大分を楽しめると思います。

一つお尋ねしたいのが、サイクルトレインも御協議いただけるということですが、今度は大阪―別府の新造船、LNGのフェリーが就航します。これもサイクルフェリーの対応ができないかと思っています。愛媛はしまなみ海道のサイクルコースを持っているので、大阪―愛媛のフェリーはサイクルフェリーに対応しているので、部屋まで自転車を持ち込めるプランもあります。

今度、新造船があるので、そういったところも協議の俎上に上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

御手洗議長 秋月観光局長。

秋月観光局長 今年度、観光事業者で構成する推進委員会を立ち上げたいとさきほど御説明しました。その中に、またぜひともそういうフェリーの運航事業者にも入っていただいて、意見交換しながら議論を進めます。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 ぜひよろしくをお願いします。

サイクルトレイン、よその事例を見ると、土日、祝日、あと時間帯を限定して運用している

ようなので、観光利用目的ということでそういったことをぜひ御協議いただきたいと思っています。

続いて、宇宙港の関係、大分空港の観光コンテンツについてですが、今日、資料をお配りしています。御覧ください。

これは国際宇宙ステーション、ISSからのライブ映像で、動画配信サイトで今無料で宇宙からのライブ映像を楽しめるようになっていました。左上は、宇宙ステーションのクルーが船外活動をしています。右上は、大分の上を通るところを撮りたかったんですが、なかなか大分の上空を通らなくて、これは今、四国の上空の写真です。ちゃんと表示で「Japan Kochi」という表示があります。すごいですね。左下は、宇宙の眺めです。この青い地球は本当に宇宙から見ると奇跡の存在だということが非常によく分かると思います。こういう眺めを見れば、地球上で無意味な争いを繰り返すことはないと思いますが、国の代表者には、ぜひこういった光景を眺めてもらいたいなと願うところです。右下はオーロラです。これは南極方面のオーロラですね。南極方面でもオーロラベルトがあつて、たまに観測できるんですが、私もライブ映像を見ていてたまたま見れたので撮っています。こういった映像を大分空港で、議場ぐらいのスクリーンで眺めるようなことができると、結構集客効果があるのではないかなと思って提案しています。天気がよければ、エジプトのピラミッドも見えるのではないかなと。日によっていろいろ楽しめると思います。このライブ映像を見て、空港のレストランで宇宙食を食べて、そして、宇宙グッズを買って、一日空港で楽しむといったプランです。

先般のおおいたそらはくでも、グッズ販売コーナーは大変なにぎわいでしたね。私も宇宙食を買って帰りました。そういったにぎわいの場になると大変期待しています。

今、ソニーとJAXAがこのライブ映像をリアルタイムで楽しめるプランを計画して、今年中にその衛星を打ち上げる計画だと報道されています。ただ、これは有料、ライセンス料がいるようで、結構なお値段でした。大分もアバタ

一を研究しているので、宇宙旅行アバターの人工衛星をぜひ打ち上げてみてはいかがかなと思ったりもしています。

そして、再質問ですが、先般のそらはくでも、北海道大樹町のスペースポート、企業版ふるさと納税を活用していろんな取組を立てているという報告もありました。今、企業版ふるさと納税の制度が拡充されているので、ぜひ宇宙関連産業からふるさと納税のプロジェクトを立てて、そういった施設整備とかが考えられないかお尋ねします。

御手洗議長 高濱商工観光労働部長。

高濱商工観光労働部長 そらはくにもいろいろ御参加いただきありがとうございます。この資料にもあるように、ある意味エンタメですね。エンタメの世界でも様々な企業が取り組んでいるので、ぜひ我々もそういった企業とも話をしていきます。

御質問いただいた投資を呼び込む仕組みですが、おっしゃるとおり、北海道はなかなかうまいなと思っています。我々も投資を呼び込む方法はいろいろあると思っています。その中の一つとして、ふるさと納税もよく北海道とかの話聞きながら勉強していきます。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 ぜひよろしくをお願いします。

そらはくの最後で結びのときに、テキサスのヒューストンのスペースポートの構想図が示されたと思います。そこの絵を見ると、やはりホテルや鉄道があつたりしますが、博物館、ミュージアムが整備されています。今空港の将来図を描いていると思うので、ぜひそういう構想につなげていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

次に、フードテックについて質問します。

世界人口は2050年には現在の78億人から97億人となり、食料需要量は2010年の34億トンから2050年には58億トンまで増加する見通しとされています。また、現在でも世界人口の約1割は飢餓にあるとされますが、昨今の気候変動やコロナ禍により、さらに深刻な世界的食料危機の到来が予測されています。

こうした中、注目されるのがフードテックです。フード、すなわち食料の課題をテクノロジーで解決し、その可能性を広げるもので、昆虫食などの代替たんぱく質の活用や無人農場など多岐にわたります。特に代替たんぱく質は、食料不足への懸念のほかにも健康志向の高まりから、欧米、アジアを中心に市場が急速に拡大しています。

本県においても老舗のしょうゆメーカーが食用コオロギを使ったしょうゆを開発し、既に販売を開始しています。世界的に見てもフードテックへの投資額が伸びており、これからの成長分野になると期待されます。昆虫食ビジネスをはじめ、フードテック産業の育成支援、特に商品開発や販路開拓への支援に対する県の見解をお聞かせください。

御手洗議長 高濱商工観光労働部長。

高濱商工観光労働部長 フードテックについてお答えします。

食品産業に先端技術を活用するフードテックは、成長が期待される一方で、商品開発の環境整備や昆虫食に対する消費者の理解増進等、課題も多い分野だと認識しています。

県では、平成26年2月におおいた食品産業企業会を立ち上げ、事業者と連携して商品開発や販路開拓等を図るとともに、産業科学技術センター内におおいた食品オープンラボを開設し、食品の試作や試験等を支援してきました。

議員の御質問にあったしょうゆ開発では、食品オープンラボが企業から技術相談を受け、しょうゆもろみに食用コオロギの粉末の添加を提案したりしています。

また、代替肉である大豆ミート入りの巻きずしの具を開発し、輸出に取り組もうとする由布市の企業に対しては、HACCP取得に必要な生産販売システム等の導入を企業会が支援しています。

大分県のビジネスプラングランプリにおいてチャレンジ賞を受賞した企業は、スーパーなどが廃棄する食品残渣を餌にミールワームという昆虫を飼育し、将来的に代替たんぱく質として販売を目指す取組を行っており、こうした県内

企業のチャレンジも応援しています。

今後も、食品産業企業会や関係機関等と連携し、フードテックに挑戦する企業を支援していきます。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 ありがとうございます。私もこの質問に際して、コオロギしょうゆをネットで購入して頂きました。大変うまみの高いしょうゆです。あと、コオロギ煎餅、そして、蚕のさなぎのゆずごしょう風味、これも食してみました。実は今日、議場で配付して皆さんに御試食いただきましたかったんですが、残念ながら議場内は飲食禁止ということで、残念だったんですが、コオロギ煎餅はえび煎に近いですね。ビールに大変合うのかなと思います。蚕のさなぎのゆずごしょう風味、これはかむと身が出てきます。これは、昔、結婚式の折で、伊勢えびを半分に割ったものがお土産でついていたと思いますが、あのみそに近いような味ですね。これは焼酎に合うのかなと感じました。ぜひ皆さんも機会があったら御賞味いただきたいと思います。

長崎県でもかなりコオロギ関係のフードテック産業が振興されています。この間、テレビでも特番が組まれており、障がい者の雇用にもなっているというのも見だし、あと、食用コオロギの養殖には温度管理が必要で、そこはエアコンで30度で常に温度管理をしているので、せっかくの環境目的が、ちょっと残念だなという気がしましたが、大分はその点、温泉熱を利用した取組も可能ではないかと思いました。

実は大分の食用コオロギは、外国から輸入されたものを使ってしょうゆを作られているそうです。カンボジアと聞きました。そういった大分の温泉熱を使ったコオロギ、食材はやはり県外、国外になって、蚕も県外だったんですが、地元食材になるような開発支援も可能ではないかなと思いました。

東京都は今回、フードテックの開発に当初予算で3億円ぐらい投じて支援を行うようですが、大分の昆虫素材、コオロギとか蚕を地産できるような支援は考えられないでしょうか。

御手洗議長 高濱商工観光労働部長。

高濱商工観光労働部長 いろいろ御試食もいただいているようで、ありがとうございます。私もアメリカに3年前ぐらいに行ったときに、やはりフードテックがすごい進んでいて、日本がオリンピック2周分遅れていると、要は8年分ぐらい遅れているという話も聞いて、以降、私もいろいろフードテックはぜひ推進していこうと県内でも進めています。御指摘いただいた県内の食材をとるところもあると思うし、若しくは世界全体の動きを見て、ローカルだけで投じずに世界全体を見ていくことも大事だと思っています。

特に今現在フードテックに特化したものはありませんが、さきほど申したとおり、機関としてしっかりサポートする支援も設けながら、また、ビジネスプラングランプリでそういう賞に挑戦するような企業も出てきています。こういった動きをぜひ我々も後押ししていきます。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 よろしくお願ひします。

さきほどの長崎の企業は、食用コオロギはフィンランドへ輸出する計画も考えているということで、フィンランドは昆虫食で有名な国で、そういった海外展開も考える企業もあるようです。大分でも例の蚕のさなぎのゆずごしょう風味、別府大学の学生が先生と連携してやられたようなので、そういった大学と連携しての開発、若者の企業支援もあると思うので、ぜひ今後もよろしくお願ひします。

次に、在来種苗の継承についてお尋ねします。

かつて農家は自家採取して農作物を作り、その種子をつないできましたが、いわゆる種子のF1化の進展により在来種の消滅が進み、農家が持っていた自家採取の技術も失われてきました。

こうした中、広島県は急激に失われつつある地元の農作物の種子を収集保存すること等を目的に農業ジーンバンクを設立しました。ジーンバンクの種子は県民であれば無料で利用でき、農家はその種子を元手に自家採取を行い、その一部をジーンバンクに返却する仕組みとなっています。

在来種は生育のそろいはよくありませんが、野菜本来の味わいが楽しめる、F1種に比べ、環境適応能力が一般的に高い等の特徴があります。また、化学肥料や農薬のない時代に生まれたものが多く、有機栽培に向いているし、他の土地にない農作物として、地名を冠したブランド野菜化も将来性が見込めます。

本県でも在来種を守っている農家がありますが、あくまでも個人の努力によるものです。地域で守られてきた貴重な種苗を未来に引き継ぐにおいて公共の果たすべき役割は少なからずあると思います。

米、麦、大豆に限らず、本県の各地域に根ざした特色ある農作物の種苗を新たな地域ブランド品として展開するため、市町村とも連携して発掘し認定するなど、まずは認知度向上に取り組んではいかがでしょうか。そうした地道な活動を続けることで、農家にも消費者にも在来種のおよびが浸透し、在来種をつないでいく土壌が育つと思えますが、県の考えをお聞かせください。

御手洗議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 在来種苗の継承についてお答えします。

県内では、竹田市の久住タカナや宇佐市のみどり豆など地域固有の在来種が古くから栽培されています。

種子の保存については、国の研究機関である農研機構が、収集等を行った県内の種子を農業生物資源ジーンバンクに306件保存しています。今後も必要に応じて、この施設での種子の保存を検討していきます。

なお、広島県では、外郭団体が農業ジーンバンクを設立し、現在は種子の保存のみを行っていると聞いています。

また、本県では、平成27年から29年にかけて在来種の調査を行ったところ、14種類の栽培が確認されています。これらは各地域で生産者が自家採取を行いながら栽培しています。在来種については、地元でストーリー性を持たせて、地域振興のツールとして活用するなどが考えられ、このような市町村等の取組が出てく

れば、県としても対応を検討していきます。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 大分県内でもいろんな地域に特化した在来種があります。竹田では岡大豆、あと久住タカナ、そして、県北、中津、宇佐ではみどり豆があり、みどりおこわを作って地域で食われてきたことも紹介されています。まだまだ知られていない地域の食材はたくさんあると思うので、さきほど14種の発掘とありましたが、ぜひそういった活動を、振興局単位とか市町村と連携してぜひ取組をしていただきたいと思います。

再質問ですが、種苗の継承は大切だという認識はあると思いますが、県の条例ですね、農林水産部関係条例のどこに位置付けられるのかなと見ると、在来種の継承の取組が県条例上なかなか見当たらない。あえて言うならば、食育推進条例の中で食文化の継承のための取組の促進というところがあるので、そこが少しは該当するのかと感じています。

今、県内の市町から、大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書が寄せられていると思いますが、その中で在来種の発掘、保護、普及の措置を定めてもらいたいという記述があると思います。今こういった意見書が各市町から寄せられていると思いますが、今後どのように取り扱うのか、考えをお聞かせください。

御手洗議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 種子の保存です。一つは、県として新品種を作って、その新品種を戦略的にもうかる農業に使っていくということで、ベリーツとかトルコキキョウとか豊里を新品種として開発して、これについては種苗法に基づいて品種の登録をしています。県がもうかる施策の中で種苗として開発していくものについては、種苗法の中での登録をしていくことで、必要となる種子の開発と保存についての仕組みを持っています。

一般的な在来種については、さきほど申したような国の機関での保存が一般的に国で行われているので、そちらを活用します。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 もう一点尋ねた、意見書が寄せられていて、その取扱いは今の答弁の中でよろしいでしょうか。

御手洗議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 今のところそう考えています。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 では、新品種の関係の取組は、他県でも種子条例を定める中で新たに開発したものの保存等については取り組まれている自治体がありますが、在来種の取組についての条例化といった意見書の趣旨なので、その辺を酌んで今後御検討いただきたいと思います。

続いて、最後の質問です。青少年のICTの利用について。

県が令和2年度に行った青少年のネット利用実態調査によると、自分専用のスマートフォンを利用している中学生は71.7%、高校生はほぼ全員となっています。また、インターネットの利用時間は、中高生とも平日で2時間以上という回答が5割を超えています。

OECDが世界の15歳を対象に行う学習到達度調査PISA2018で、日本は読解力が平均点も順位も前回より下がる結果となっています。

教育大国として知られるフィンランドでも子どもたちの読解力の低下が見られ、同国の著名な教育学者パシ・サルベリ氏は、スマートフォンなどを利用する時間が増え過ぎ、本や長い文章に触れる時間が減少したり、読書に必要な集中力が低下したりしたことが要因。ソーシャルメディアやゲームが子どもたちの心身に与える悪影響も明らかになっていると指摘しています。

冒頭の県の調査で、ネット利用に関する家庭でのルールがあるという子どもは中高生とも6割以下で、正しい使い方がされていないのではないか、また、その結果として、子どもたちの成長や学習の習熟に影響がないか心配です。学校や家庭でICTとの健全な付き合い方を子どもたちだけでなく、保護者にも理解を深めていく必要があります。また、インターネットやSNS等の過度な利用により、学力やコミュニケ

ーション能力に支障を来す青少年に対し、保護者も含め正しい使用方法を普及することも重要です。大分県青少年健全育成計画でも対策が予定されていると思いますが、県の見解を伺います。

御手洗議長 磯田生活環境部長。

磯田生活環境部長 青少年のICTの利用についてお答えします。

現在、インターネットの普及、拡大により、大人の監視の目が届かないところに子どもが何の制限もなく自由にアクセスできる環境にあります。残念ながら、意図せず違法、有害情報に触れる可能性もある状況にあります。

一方、ネット利用は既に社会生活の中では必要不可欠なものとなっています。低年齢層からも利用が進む社会において、デジタルネイティブとも言われる青少年も、それから、保護者も、今後は上手に付き合うための判断力を養うことが必要であると考えています。

このため、発達段階に応じた利用ができるよう、青少年と保護者に対する安全利用の啓発と青少年を守るための規制を強化しています。

具体的には、幼稚園児や小学生の低年齢層保護者に対して、利用に伴う危険性やフィルタリングの必要性、家庭でのルールづくり等について啓発を行っています。

加えて、中高生が主体となったルールづくりの推進やネット利用のモラル・リテラシー向上のために、中高生が自ら考え議論する場であるICTカンファレンスを県で開催しています。

また、条例改正により青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為に罰則を定めています。

今後とも、家庭、地域、学校と協力しながら青少年の安全安心なICT利用環境づくりに努めます。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 ありがとうございます。特に、最近気になるスマホとの付き合い方ですが、なぜ子どもに影響があるのかを、子どもや保護者がその科学的な根拠を理解していただく必要があると思います。

今、本が売れており、スウェーデンの精神科

医のアンデシュ・ハンセンさんの「スマホ脳」という本があり、これがスウェーデンでもベストセラー、日本でもかなり読まれています。議会の図書室にも「スマホ脳」を置いています。裏の貸出カードを見ると、一番読まれています。かなり関心があるんだと思いますが、その本によると、欲望を抑制する脳のコントロールは、海馬と前頭葉になりますが、前頭葉の成熟は25歳ぐらいにならないと成熟してこないということで、その抑制が、ブレーキが利きづらいのが子どもになるので、どうしてもやっぱりスマホの誘惑に引かれてしまうというのは先生が本で記述されていました。夜寝るときもスマホは手に届くところに置かない、あるいは通知の設定はオフにして寝るとか、そういったことも記載されていて、私もスマホを手の届かないところに置くようにして寝ると、よく眠れるようになった感じがします。

学習も大切ですが、スポーツ選手にとっても良質な睡眠は大変重要だと県民クラブのアスリートから聞きました。そういう指導があるそうです。10時までには寝なさいと。脳が覚えるわけですが、それが夜寝るときに記憶される。体で覚えると言いますが、覚えるのは脳なので、そういう指導がされていると思いますが、そういった専門的な見地からの保護者、子どもに対する啓発、全県の学校にそういう啓発が行き届いているか、専門家による講演とかが行き届いているかどうか教えていただきたいと思います。

御手洗議長 磯田生活環境部長。

磯田生活環境部長 さきほどの啓発の中では、スマホによるいろんな影響を勉強していただくという内容で啓発を行っていますが、これをいかに科学的な根拠に基づいて、恐らく啓発のときだけではなく、日常の生活の中で取り組んでもらうための取組をさらに今後強化していく必要があると考えています。

御手洗議長 木田昇君。

木田議員 やっぱり子どもの読書活動も心配です。最近、電車やバスの中を見ても、本を読んでいる子どもはなかなか見ないなど。大人もそうかもしれませんが、そういった心配がありま

す。ぜひ教育委員会、教育長も子どもの状況等を見ていただいて、これからの子どもの健全な成長を、ぜひICTのことを考えながら取り組んでいただきたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

御手洗議長 以上で木田昇君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

三浦副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。井上伸史君。

〔井上（伸）議員登壇〕（拍手）

井上（伸）議員 皆さんこんにちは。2番の井上伸史です。質問の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

質問に先立ち、この3月末をもって県を退職される浦辺企業局長、梶原防災局長、森山会計管理者、法華津人事委員会事務局長、稲垣労働委員会事務局長、牧監査委員事務局長をはじめ、多くの職員の皆様方には、長年にわたり県民のために、そして、県政推進のために、各々お立場の中でたゆまぬ御努力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今後とも健康には十分御留意されて、これまでの豊富な知識や経験を十分に生かして、県政の発展はもとより、様々な分野においても、なお一層御活躍されるよう、心から御祈念します。本当に御苦労さまでした。

それでは、質問に入ります。

まず、林業の成長産業化についてですが、私は林業に関わる質問をおおむね15回から16回していますが、この間、林業政策に対応していただき感謝します。とりわけ、県と国の森林環境税の設立については大変ありがたく思っています。この税を活用し、様々な林業政策ができ、厳しい林業を乗り越ってきたものです。私は、津江の山奥で林業を営んでいます。23歳のときに植林した杉山も一昨年伐採しました。自分が植えた木を切る、また、その山に再び杉

の植林をすることができたことは、単なるイベントとは異なる貴重な体験となりました。

このことにより、森林所有者はもとより、林業に携わる関係者が森林の恩恵をすべからく享受し、将来の世代に豊かな森林をつなげる持続可能な林業を確立することの必要性を感じました。

人口減少、高齢化は避けて通れない厳しい現状ですが、戦後植林された成熟した森林を成長産業としてどう導くか、大きな局面を迎えています。

森林を次代につなぐために、まず必要なことは、森林所有者が資源として利用できる人工林を適期に伐採し、そこで得た収入から着実に再造林を進め、安心して林業経営ができる環境を整備していくことだと考えます。

これまで低迷してきた木材価格は令和3年になって大きく上昇し、収入面で明るい兆しは見られるものの、長きにわたり森林を守り、育ててきた森林所有者にとって、まだその恩恵は十分に感じられるものではありません。着実な再造林についても、その費用とともに、下刈りや保育など長期間にわたる森林管理が必要となることや、後継者の不在などの不安要因が残っていることも課題です。

また、本県の林業経営体が5年間に大きく減少し、伐期を迎えた森林を抱え、素材生産量や再造林の面積は増加しているようなので、規模の大きな経営体の役割が大きくなっていると思われまます。しかしながら、林業は依然として労働災害の発生率が他の産業に比べ高い状態にあることから、林業経営体の規模拡大とあわせて、若者呼び込む魅力ある職場づくりを推進していく必要があると思います。

あわせて、県内の杉やヒノキなどの大径化、丸太、大体直径30センチ以上のことを言うわけですが。この大径化が進んで、製材機械が使えないなどの問題があります。しかし、これからは大径材が市場に多く流通するようになります。これらの資源の有効活用と、大径材を伐採し、森林の若返りも必要です。大径化した木もしっかり売っていかねばなりません。

合板工場や木質バイオマス発電所の稼働、木材輸出といった新たな需要と供給のバランスを保ちながら本県林業はやってきましたが、今後、林業の成長産業化に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

後は対面で行います。

〔井上（伸）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

三浦副議長 ただいまの井上伸史君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 井上伸史議員には、冒頭、この3月をもって退職する県職員に対して、心のこもった慰労のお言葉をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、林業の成長産業化についてお答えします。

県では豊富な森林資源を活用し、林業の成長産業化を実現するため、令和6年の素材生産目標を、年間成長量を勘案して160万立方メートルと定め、木材生産力の強化と木材需要の拡大を両輪として取り組んできました。そして、結果として、令和2年の素材生産量は、コロナ禍で木材需要が落ち込んだ中でも140万立方メートルに達しました。

このような中、林業関係者をはじめ、県民が将来にわたって森林の恩恵を享受するためには、切って使うこととあわせて、植えて育てる循環型林業を確立することが重要です。

このため、第1に木材生産力を強化します。施業の集約化や路網整備を進めるとともに、今後は丸太の直径や長さなどを自動で計測、電子化でき、人件費の削減と作業の効率化を実現するICTハーベスタ等の最新機械の導入に力を入れていきます。

また、意欲ある事業者に対し、機械導入等を集中支援することで、年間1万立方メートル以上の生産と再造林を行う中核林業経営体を、現在の19社から令和6年度までに目標の35社へと拡大させていきます。

第2に、再造林を徹底します。造林や下刈りの一層の省力化に向けて、植栽本数を減らす疎

植造林や、主伐・再造林の一貫作業の定着を促進します。あわせて、過酷な労働と言われる下刈り作業を行える機械の導入を支援し、造林分野の機械化を推進します。

また、さらなるコスト縮減と伐採までの期間の短縮を図るため、通常の杉より成長の早いエリートツリーやコウヨウザン等の早生樹の導入を積極的に進め、これらの再造林面積を早期に現状の10倍まで拡大します。

第3に、担い手の確保、育成に取り組みます。おおいた林業アカデミーでは、幅広い世代に向けて給付金制度を拡充しており、これまでに43人の卒業生を送り出してきました。

また、VRシミュレーターを用いた伐倒作業の研修や、事故の原因となる作業者同士の接近を知らせる無線機、夏の暑さを軽減する空調服の支援など、新たな機材を活用した労働安全の向上と就業環境の改善に取り組みます。

あわせて、森林資源の偏りを解消するためにも、大径材の活用が必要です。製材の効率化や低コスト化を目指し、今年度構築する大径材ビジネスモデルによる加工機械の導入を進めるとともに、大径材製品の新たな乾燥技術の確立にも取り組みます。

木材価格が上昇している今、チャンスを逃さずに、持続可能な循環型林業を確立し、林業の成長産業化を加速させていきます。

三浦副議長 井上伸史君。

井上（伸）議員 多岐にわたりまして林業の施策、大変ありがたく思います。お話があった大径材の対策ですが、この促進会議が発足されたということですが、研究機関である林業試験場が協議会のメンバーに入っていないことがちょっと気になります。林業試験場は今までに育苗技術研究など大変優れています。伐期を迎えた森林が存在する中、大径材などの木材加工利活用を促進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

三浦副議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 大径材のビジネスモデル構築の促進会議ですが、森林所有者から原木市場、それから、製材工場、プレカット工場、そ

うった川上から川下までの方が入っていただいています。その中で当然、県と一緒に話を進める上で、オブザーバーとして林業研究部、それから、本庁の林務管理課、林産振興室、こういったところが当然いつも話に入って、一緒になって協議を進めています。

三浦副議長 井上伸史君。

井上（伸）議員 林業試験場は入っていないんですね。入っていますか。

三浦副議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 協議会の委員自体は民間の方で組織されていますが、当然、一緒になってオブザーバーとして林業研究部も本庁の職員も入って話合いをしています。

三浦副議長 井上伸史君。

井上（伸）議員 試験場も一種の研究機関なので、そういったこともひとつ入って一緒に協議していただければと思っています。

それから、今、林業界の話題になっているウッドショック対応についてですが、昨年の暮れ、私の知り合いが宝くじで10万円当たりました。ちょっと関係ないことですが、続いて、なぜか分からないが、木材が高いときに当たりました。これも神社を祭ったお陰だと、久々の二重の喜びだったということを申し上げますが、そういったことでした。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況が続いている業種である一方で、林業界においては、昨年、世界的な木材需要の逼迫等に端を発した木材価格の上昇、いわゆるウッドショックが発生しました。

今までの30年間、県、市町村と林業関係者は、国産材需要拡大等のため、森林環境税の創設など林業発展を叫んできました。需要は以前より増加したものの、丸太、製品価格にまでは波及しておらず厳しいものでした。昨年からのオイルショックならぬウッドショックで木材は高騰しました。

この背景には、他国に先駆けてコロナ禍から回復したアメリカや中国木材需要の拡大に加え、木材輸送に使われる海上コンテナの不足やそれに伴う海上輸送運賃の上昇で、十分な製材品が

輸入されなくなったことが主な要因と言われています。これにより木材需要の約6割を輸入材に頼っている我が国では、その代わりとして期待が高まった国産製材品の価格が急騰し、つられて杉やヒノキの価格が上昇した模様です。

今までに30年近く国産材の需要拡大などを叫び続けたのは何だったのかと言いたくなります。本県の丸太価格については、昭和50年代をピークに年々減少し、ここ数年は1立米当たり1万1千円程度で推移してきましたが、昨年6月は1万6千円を超えるなど大幅な上昇を記録した。丸太価格の上昇は、森林所有者や林業関係者にとって大変喜ばしいことですが、この状況がいつまで続くのか、今後大きな反動があるのではないかと不安の声も同時に聞こえてきます。現に、直近の丸太価格は1立米当たり1万3千円程度に下がってきている状況です。

今回のウッドショックをきっかけに外材から国産材へ切替えを進める動きも強まっていることから、県産材を売り込むには今が好機です。戦後に植林された杉、ヒノキは伐期を迎えた現状の中、大量に国産材が存在するとあれば、外材ストップか外材抑制の政策はできなかつたのかと考えます。今後こういった国産材への需要をどのように取り込んで山元に還元していくのか、農林水産部長に伺います。

三浦副議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 県産材の競争力向上については、需要変動への柔軟な対応と安定供給を続けることが重要であるため、効率的な加工・乾燥施設等の導入による製材所の規模拡大を進めています。他方で、木材需要の大半を占める住宅の新設着工戸数は、今後20年で半減すると見込まれていることから、新たな分野での需要創出も重要です。このため、木材利用の少ない非住宅建築物の木造化を図るべく、昨年改正された木材利用促進法に基づく協定を民間企業等と締結し、県内での需要拡大を図ります。

また、県産製材品の8割を消費する県外対策も重要です。今後増加する大径材の販路拡大に向け、県外プレカット工場にサンプルを提供し、

製品評価を実施することで、外材を使用する工務店等の県産材への転換を促します。

さらに、国の輸出拡大実行戦略の輸出産地に位置付けられている日田地域の製材品を核とし、米国など海外での販路開拓も進めます。

こうした県産製材需要の取組と供給力の強化を進めることにより、林業・木材産業に携わる関係者の所得向上を図っていきます。

三浦副議長 井上伸史君。

井上（伸）議員 ありがとうございます。私はかねがね、工務店との関係を密にして、木材の流通をもう少し勉強したほうがいいのではないかと考えます。林業界は固くて、そういったものをあまり気にかけていないようなので、今後は工務店に直接そういった形を強くすれば、私はもう少し売れる状況になるのではなかろうかと思っています。

それでは、山林火災についてです。

旧市町村で発生した火災などは市町村の対応ですが、コロナ禍で巣籠もりで火事場に駆け付けた出来事で感じたことを踏まえ質問します。

今年になって既に日田市上津江町では2件の山林火災が発生しましたが、住民の素早い対応で延焼を食い止めることができました。

しかしながら、山村の過疎化、高齢化で山村火災が発生すると対応が厳しい状況になっていることを改めて実感しました。合併前は、市町村役場が中心となり、消防指令指揮が明確で、地域の顔が見え、迅速な対応ができました。合併後の現在、広域連合消防組織は市中心部に位置し、有事の場合、20キロから30キロ離れた火災現場には消防本部からの到着が30分かかるため、火災発生時の初期消火体制の徹底が必要であると感じました。火災通報は早いですが、現場での指揮が消火までに時間がかかるなど、山林火災に迅速に対応できる初期消火体制の徹底が当たり前だと思われませんが、過疎化の進む山村では山林火災への対応が増すばかりです。過疎化における広域連合の在り方を見直すことを市町村に助言してほしい、そういう感じがするので、どうぞよろしくお願いします。

それから、火災に駆け付けたとき、なた、鎌

は持っていきましたが、それでは物になりません。今紹介する背負い式の消火の、これですが、これはだいぶ古いんですが、これは新しいものに変えてもらいたいという思いもあります。こういうのが出ているので、消防団に入っている方は分かるんですが、入っていない一般住民に、何を持っていったらいいかということになると、水を入れたこれをすぐ運ぶほうが初期消火に効果があるのではなからうかと感じたので、どうぞよろしくをお願いします。

それと加えて、前回もお願いしたんですが、何と申しても、火災発生現場の現況が分かるように、今後ドローン等も市町村の振興局に配布したら、便利というか、非常に効果があるのではなからうかと思っているので、その辺のところも過疎債とか、そういった災害の対応の支援はかなり国も前向きに考えているので、補助金もかなり対応できるのではなからうかと思っているので、どうかひとつ梶原防災局長、あなたは日田なので、よろしくをお願いします。

三浦副議長 梶原防災局長。

梶原防災局長 さきほどは温かいお言葉ありがとうございました。

私からは、山林等の火災についてお答えします。

山林等の火災に対しては、まず、地元の地形や気象条件などに精通している消防団が現場に駆け付け、初期消火活動を実施しています。また、消防本部は、消火活動とともに的確な状況把握に努め、火災の規模拡大等応援が必要な場合は、他の消防本部に応援を要請します。

さらに、県境に位置する日田玖珠広域消防組合等では、県外の隣接消防本部との相互応援協定も締結し、備えを固めています。

県としても、地上からの消火が難しい場合などには、防災ヘリコプターを活用した空中消火や、他県からの応援部隊である緊急消防援助隊の応援要請等を行うこととしています。

加えて、想定外の大規模な火災となるおそれがあれば、自衛隊の派遣要請も視野に入れています。

こうした体制を確保するとともに、地域防災

力の要である消防団員の確保や火災に対する予防、警戒等について、市町村への支援や助言も実施しています。

消防本部と消防団は、ともに火災の早期消火に尽力しており、県としても関係機関と連携を密にして、県民の生命、財産を守っていきます。

三浦副議長 井上伸史君。

井上（伸）議員 ありがとうございます。とにかく現場に近い消防団員といかに連携を取ってやるかが一番大事と思うので、よろしくをお願いします。

次に、第45回全国育樹祭について質問します。

第1回全国植樹祭の思い出ですが、私は林業後継者として、上皇御夫妻と会食しました。フォークの使い方などを家内に口やかましく言われたのは覚えていますが、会食は非常に緊張し過ぎて、何を話したか全く覚えていません。

森林は木材等の林産物を供給する働きはもとより、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、水源の涵養や土砂災害の防止など、様々な機能を有しています。

いよいよ今年の11月には本県で2度目となる全国育樹祭の開催が予定されています。昭和52年、大分の地から始まった第1回大会は、豊かなみどりのふるさとづくりを大会のテーマに、除間伐などの保育活動を推進する契機になるとともに、森林を複数世代にわたり人々が継続して守ることの重要性を広く認識させる記念すべき大会でした。

それから45年、当時の後継者は高齢化、時代は流れ、森林、林業を取り巻く環境は大きく変化しました。そうした中で、全国育樹祭の始まりの地である、ここ大分で再び開催される第45回全国育樹祭をどのような大会とし、また、開催を契機にどのように取り組んでいこうとしているのか伺います。

三浦副議長 佐藤農林水産部長。

佐藤農林水産部長 本大会の意義を広く伝え、将来につなげるため、次の三つの視点で大会を実施します。

一つ目は、切って使い、植えて育てるです。

皇族殿下によるお手入れや参加者による育樹活動などのほか、昭和電工武道スポーツセンターをはじめとした各会場で県産木材を積極的に活用し、森を守り育てることの重要性や循環利用の必要性を全国に発信します。

二つ目は、次代につながる森林づくりです。式典行事やみどりの少年団活動発表大会など、多くの子どもたちに活躍の場を設けるとともに、今年度作成する小中学校向けの副読本等を活用し、教育機関と連携した森林・林業教育を新たに展開します。

三つ目は、森林・林業県大分のPRです。式典会場での大型ビジョンによる映像配信や県産品を用いた弁当、記念品の配布などを通して、本県が誇る豊かな自然や林業、文化遺産、農林水産物などをアピールします。

このように本大会を契機として、循環型の森林づくりの輪を県民全体に広げるとともに、子どもたちへの森林・林業教育をさらに充実させ、将来の林業・木材産業の担い手となる人材を育成していきます。

三浦副議長 井上伸史君。

井上（伸）議員 ありがとうございます。この大会も一過性にならないように、ひとつじっくりやっていたきたいと思います。

次に、山の日記念全国大会のレガシーについて伺います。

昨年8月、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、1年延期となっていた第5回山の日記念全国大会が九重町などで開催されました。

九重町の九重文化センターで行われた記念式典に私も参加しました。チームタデ原のキッズガイドや玖珠美山高校の生徒など、次代を担う若い世代による活動報告があったほか、リレーセレモニーでは、歴代の開催地から引き継いできた山の日帽を次の開催地となる山形県知事に引き継ぎました。

大会のテーマである、山に遊び恵みをいただくのとおり、この大会を通じて、多くの県民に大分の山々のすばらしさを感じてもらい、山や森林を守り、次世代につなげていく活動のきっかけになったのではなからうかと思えます。

本県は、九州本土最高峰の中岳を含むくじゅう連山や、本年1月に再認定されたおおいた姫島ジオパークやおおいた豊後大野ジオパーク、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークなどを有しています。これらの財産を生かしながら、山の日記念全国大会で得られたレガシーを継承し、本県の豊かな自然環境を次世代にどのように引き継いでいくのか、生活環境部長の考えをお聞かせください。

三浦副議長 磯田生活環境部長。

磯田生活環境部長 山の日記念全国大会のレガシーについてお答えします。

山の日記念全国大会では、豊かな自然環境を守り、将来に引き継いでいくことの重要性やくじゅう連山をはじめとした大分の自然のポテンシャルの高さを再認識したところです。

大会のレガシー継承のためには、まず、次代を担う子どもたちや若者が自然環境に関心を持つことが重要であると認識しています。

そこで、子どもたちが自然の大切さを学ぶ機会を増やすため、自然体験型環境学習等を行うおおいたこども探検団やジオパークの教育活動等を継続して実施していきます。

また、若者も多く参加している野焼き等の環境保全活動への支援を強化します。自然環境保護のための実践の場を増やしていく取組を行います。

一方、アウトドア志向の高まりを受けて、大分の山々の自然への関心の高さを非常に実感しました。このため、エコパークやジオパーク等の自然豊かな地域資源を温泉と並ぶ観光素材とすべく、アウトドアガイド認証制度を創設することで検討しています。さらに、アウトドア情報に特化したWebサイトの開設など情報発信を強化して、観光誘客につなげていきます。

アフターコロナに向け、豊かな自然環境を守り、山の恵みを活用しながら次の世代に引き継げるよう、今後とも各種施策に取り組んでいきます。

三浦副議長 井上伸史君。

井上（伸）議員 次の世代につながるよう、ひとつしっかりとやっていたきたいと思えます。

それでは次に、交通体系の整備について2点伺います。

本年1月22日、日向灘において発生した地震は、県内で最大震度5強を観測し、人的被害こそ少ないものの、漁港等に大きな被害を与えました。この地震において、地震規模を示すマグニチュード6.6であり、南海トラフ地震の想定震源地域内で発生した比較的大きな地震であり非常に心配しましたが、気象庁の発表によると南海トラフ地震との関係を調査するマグニチュードの基準値未満であるとのことで、少し安心しました。

こうした災害は、どのような形で、どこで発生するかは予測のつかないものですが、県土強靱化を図り、土砂災害の危険地域を把握することや、デジタル技術を活用して様々なシミュレーションを繰り返すことは可能です。その中で、災害の発生は食い止められなくとも、発生後には迅速に県民の生活や経済活動の動線を確認することが重要です。そのためには、災害時のリダンダンシーを確保した道路網の整備が重要となります。

令和2年7月豪雨災害において、玖珠川氾濫による天瀬川の河川災害、九重付近での土砂崩れにより、大分自動車道と国道210号が同時に一時通行止めとなり、県民生活に大きな影響があったことは御存じのとおりです。幸いにして、県土木事務所をはじめ、関係各位の努力により迅速に処理できましたが、国土の強靱化はもとより、やはりこうした教訓を生かした道路網の整備が必要であると考えます。こうした観点から災害時の緊急輸送道路をどのように確保していくのか、その方向性について知事の見解を伺います。

三浦副議長 広瀬知事。

広瀬知事 道路網の整備に関連して、災害時の緊急輸送道路の確保について御質問いただきました。

緊急輸送道路は、災害直後の救命救急活動や支援物資の輸送などを支えるネットワークを形成し、県庁や市町村役場、病院、港湾などの防災拠点間を連絡する道路と位置付けています。

自然災害の激甚化、頻発化に加え、南海トラフ地震の切迫度が増す中、次の三つの観点から、緊急輸送道路の強化を進めていきます。

1点目は、県土の骨格軸を形成する高規格道路の整備です。平成24年の九州北部豪雨の際には、中津市耶馬溪町の国道212号が全面通行止めとなったものの、開通後間もない中津日田道路の一部区間が迂回路として活用され、正に命の道としての機能を発揮しました。

また、平成28年の熊本地震の際には、中九州横断道路を経由し、大分から熊本へ発電用の軽油など支援物資の輸送が行われました。

このような災害に備えるためにも、両路線に残るミッシングリンクの解消に向けて、積極的に取り組んでいきます。

あわせて、高速道路の4車線化も重要です。令和2年7月豪雨では、大分自動車道が全面通行止めとなりましたが、4車線で整備されていたことから、2車線の対面通行で、早期に開放することができました。

こうした経験を教訓に、東九州自動車道における4車線化を促進する中、来年度新規着手する候補箇所に、津久見インターチェンジから佐伯インターチェンジ間の3.3キロメートルが先週末に選定されました。引き続き、残る区間の事業化にも努力していきます。

2点目は、高規格道路を補完する国道や県道の改築です。災害が頻発し、交通の難所であった日田市の響峠は、昨年3月に国道212号のバイパスが完成し、安心して通行できるようになりました。

同様に、津久見港と津久見インターチェンジを結ぶ国道217号や、豊後大野市中心部と千歳インターチェンジをつなぐ県道三重新殿線など、県内各地でネットワークの整備を進めます。

3点目は、災害に備えた道路施設の強靱化です。地震や台風時には、電柱の倒壊による通行止めも懸念されるため、別府港から別府インターチェンジに向かう国道500号などで無電柱化を行っています。

加えて、橋梁の耐震補強や斜面の落石防止対策など、通行の寸断を未然に防止する取組を計

画的に進めます。

今後も、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を活用しながら、歩みを止めることなく、緊急輸送道路の強化をはじめとする強靱な県土づくりに取り組んでいきます。

三浦副議長 井上伸史君。

井上（伸）議員 様々な道路網の整備については、本当にありがたく感謝しています。

それではまた、次の質問に入ります。中津日田道路の進捗状況について伺います。

今定例会にも中津日田道路のうち日田山国道路の1号トンネルの避難坑工事と5号トンネル工事の3議案が工事請負契約議案として上程されています。日田市から見て山国町側に向けて、8.8キロメートル間に、山を縫うような形で5本のトンネルが準備されていると伺っています。

全線の総延長が55キロメートルのこの道路も、直轄権限代行区間の三光本耶馬溪道路の10キロメートル、耶馬溪山国道路の8.5キロメートル、今回の日田山国道路と合計27キロメートルで事業が実施されており、完成区間と合わせて、9割方姿が見えています。

一方で、日田山国道路から日市内内まではまだ調査区間であり、本道路のポイントとなる大分自動車道との連結についてはまだ見通しが立っていません。この道路の災害時の緊急輸送道路や日田中津だけでなく、九州全体の産業輸送道路としての優位性は既に語り尽くされていると思うので、一つ一つをここで論究しませんが、なるべく早期に完成にたどり着くよう事業執行を図っていただきたいと思えます。中津日田道路の今後の進捗と完成の見込みについて、土木建築部長に伺います。

三浦副議長 島津土木建築部長。

島津土木建築部長 中津日田道路は、九州北部の循環型ネットワークを形成し、産業の活性化や広域観光の促進はもとより、地域の暮らしを支える重要な路線です。

これまで、県事業と国による代行業業を組み合わせながら、戦略的に整備を進め、全長約5

5キロメートルの約4割が開通しました。

今後の進捗について、まず、三光本耶馬溪道路では、令和5年度に田ロインターチェンジから青の洞門・羅漢寺インターチェンジ間が開通予定であり、国道212号沿線から中津港等へのアクセスが改善されます。

また、今年度から新規着手した耶馬溪山国道路については、測量や設計等を急ぎ進めていきます。さらに、日田山国道路では、トンネル2本の掘削に同時着手するなど、日田市側での工事も本格化させます。

なお、残る日田市内の未着手区間約4キロメートルについては、渋滞解消等を目的に、現道の4車線化事業を実施中であり、まずはこの事業の早期完成に努めながら、大分自動車道との連結の在り方を検討していきます。

多くの関係者の御支援、御協力により、9割を超える区間での事業展開がかなったところであり、全線の完成時期を明示できる段階にはありませんが、引き続き全力で取り組んでいきます。

三浦副議長 井上伸史君。

井上（伸）議員 私も山国、日田から通ったんですが、線形が見えて、本当にできているなという感じがしました。大変楽しみにしています。よろしくお願いします。

それでは、久大本線での新幹線路線調査について伺いますが、今回の質問について周囲から、久大本線に新幹線が通るわけがないとか、できないことを言ってもつまらないとか、やめなさい、恥ずかしいよとかきっぱり言われましたが、そう言いながらも私のキャッチフレーズ、大変恐縮ですが、言わないと変わらないということで、言っても言わないでも、常に私は問題意識を持つことが大事ではなかろうかと、それが元気の源になるという思いで取り組んでいます。

この質問は、本来ならば久大沿線の議員が活性化のために物申すわけですが、大分市選出である我が会派の衛藤博昭議員が平成28年第1回定例会で久大本線での新幹線構想の実現に関わる質問をされたことに重みがあると感じます。彼の質問以来、衛藤議員のファンになったわけ

ですが、少しでも応えなければならぬと私自身、2回の質問をした記憶がありますが、さしたる回答はありませんでした。今回は最後のチャンスと思い質問します。

また、今期退官された久留米大学経済学部の大矢野栄次名誉教授が、令和3年6月に大分市内において、「物流新幹線構想と大陸への道」と題し、豊予海峡ルートによる長崎大分物流新幹線構想について触れていました。後で詳しく紹介します。

久大本線ルートを語る上で、大分駅と博多駅の距離として日豊本線経由のルートよりも久大本線経由のルートのほうが近いことと、そのルート上に九州の空の玄関口である福岡空港があることが前提であることを御理解いただきたいと思います。資料については、ここに掲げているように、長崎大分物流新幹線構想の図面は、この図の5のような路線です。そしてまた、空港と博多を直結する形で通した場合どうなるかの図面がこの図面です。

福岡空港は国内線366便、国際便、週に798便と、大分空港と比べ国内線で7.6倍、国際線で30倍と、空港としての利便性にかなり差があります。久大本線は赤字で、天ヶ瀬駅の無人化が検討される状況ですが、新幹線とはとんでもない話だと言われる方もあるかと思うが、路線計画調査結果により久大本線が有力となれば、認識も変わると思います。

ちなみに、令和元年の高速バス大分ー福岡間の利用者が40万人、日田ー福岡間が58万人、湯布院ー福岡間が22万人、別府ー福岡間が21万人、それに久大本線の乗客数を加えると231万人です。日豊本線の700万人とは差があるが、福岡への最短距離となり、福岡空港の集客力がポイントとなるのが久大本線ルートです。

本県では、大分空港が水平型宇宙港として機能を果たすように取り組んでいることから、今後、海外からの往来が多くなると考えると、国際便の多い福岡空港から大分に入り、大分空港から伊丹空港、羽田空港と帰途に就くルートが考えられ、大分空港も活性化につながると私は

期待しています。博多駅の存在は、以前の衛藤議員の資料でも、人口、商業の集積で九州内で群を抜いていることがよく分かります。また、大分も日本製鉄、大分キヤノンをはじめ、製造業が幅広い分野で立地しており、製造品出荷額も全国から見て上位で、福岡と近くなることで経済的発展が期待されると考えます。

先日、大矢野名誉教授に直接お会いしてお話を伺いました。同氏によると、新幹線はもともと貨物列車を走らせるために設計されたものであり、踏切がないので輸送途中でトラック輸送に比べ事故がなく、人件費もCO2も長距離トラックよりかなり削減可能とのこと。また、瀬戸内、九州で盛んな造船業にスポットを当て、大分経由でその物流をネットワーク化する構想も含め、四国と九州を結び直線的に長崎につなげるのであれば、日田久留米ルートとなり久大本線に新幹線を通すメリットがあるというスケール壮大なプランを伺いました。

物流新幹線で貨物の輸送を考えると、東京から四国を通って大分、日田、鳥栖、そして、佐世保、長崎へとつなげ長崎からの国際物流に乗せるという案も考えられると思います。さきほど述べたルートでは、福岡までの最短距離であることと、人流だけでなく物流で考えるという発想をつなげるとよいのではないかと思います。

大矢野名誉教授のこのルートは、国内輸送のリダンダンシーの形成と長崎新幹線の最終結節点を見越したネットワークの形成に期待できる話でした。国の太平洋新国土軸構想として関係者、県及び市町村がどう関わるかにかかっています。豊予海峡ルートを含め、久大本線には夢があります。久大本線の新幹線化に向けた路線の調査への取組をお願いしたいと思うが、見解を伺います。

三浦副議長 大塚企画振興部長。

大塚企画振興部長 東九州新幹線は、基本計画において、福岡市を起点に、大分市、宮崎市を通り、鹿児島市に至ると示されているのみであり、それ以上のことはいまだ何も決まっていません。そのため、具体的なデータに基づく幅広

い議論を行うため、関係する4県1市からなる期成会において、平成28年に調査を行いました。

日豊本線沿いのルートは、沿線の人口集積、関西方面への時間短縮、九州を循環するネットワークの構築等の観点から調査したものです。一方、議員御指摘のルートは、本年9月開業予定の西九州新幹線との接続や、福岡市への時間短縮等の効果が期待できるというメリットがあるのも事実です。

今後も引き続き、幅広い関係者から東九州新幹線のルート等に関する考えや意見を聞いてみたいと思います。

いずれにしても、具体的なルートについては、整備計画の決定に際して議論されることになるため、まずは東九州新幹線の整備計画路線への格上げを目指すことが何より重要です。県としては、引き続き国への要望や、県民の機運醸成に取り組んでいきます。

三浦副議長 井上伸史君。

井上（伸）議員 格上げして、どの路線が有効なのかは検討するという答弁ですが、長崎新幹線の開通とか、平成28年よりもいろいろ模様が変わってきたんですね。そういった意味で、久大本線ルートも路線ルートを調査する価値があるのではないかと考えているので、どうかひとつ前向きに考えていただきたいと思います。最後に、日田出身の広瀬知事の考えがあればお聞かせ願います。

三浦副議長 広瀬知事。

広瀬知事 今、大塚部長から答えたとおり、この東九州新幹線が基本計画路線になったのが昭和48年で、50年前です。それから随分様子がいろいろ変わってきています。例えば、さきほどお話があったように、西九州新幹線があって、それとの接続を考えたらいいではないかという議論もあります。それから、宇宙港が大分県にできます。福岡の国際空港で外国からいろいろやってきて、そこで乗り換えて新幹線で宇宙港に行って、そこから国際宇宙ステーションに上がっていくような交通体系もできるかもしれません。

そういった意味で、いろいろ状況は変わってきていますから、東九州新幹線、50年前にこういうことで考えたからというものもあるわけではありませんが、前提が変わっていますから、今ここで大塚部長が答えたように、いろんな調査をし、議論して、そして、ルートが決まっていくと思っています。これからの課題として大変重要な問題提起をしていただいたと思っています。

三浦副議長 井上伸史君。

井上（伸）議員 前向きに考えていただき大変感謝しています。地方創生という意味からも、久大本線の活性化のためにどうかひとつよろしくお願いして、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

三浦副議長 以上で井上伸史君の質問及び答弁は終わりました。平岩純子君。

〔平岩議員登壇〕（拍手）

平岩議員 34番、県民クラブの平岩純子です。一般質問最後になりました。皆様お疲れのことと思います。早速質問に入ります。知事、そして、執行部の皆様、どうぞよろしくお願います。

21世紀は、平和な時代が来ると信じていました。先日は国際女性デーでしたが、世界ではロシアがウクライナに侵略して2週間になります。日を追うごとに、尊い命が失われています。ミャンマーのクーデターから1年がたち、民主化はますます遠のき、中国は一つの国家を標榜して台湾独立派への圧力を強めています。平和なように見える日本に住みながらむなしさと悲しみを覚え、自問自答する毎日です。

日本は今年、中国との国交回復50年、沖縄の本土復帰50年を迎えます。基地を押し付けられている沖縄では、日本の主権が制限される治外法権のような状況が続いており、日米地位協定下で、50年たっても私にはまるで植民地のように映ります。

このような時代の潮流の中で、広瀬知事は5期目の最終年度、20年目を迎えられます。

人口減少を実感する20年でもありました。原因は単純ではありませんが、経済的な問題で

結婚や出産を諦めてしまうなど、格差が広がっていることも一因だと思います。私は、どんなに時代が変わっても人々が自分の思いを述べることができる、人権が守られ、尊厳を持って安心して生きられる、子どもが夢を描き、その夢の実現のために努力することができる、つましくても平和に暮らすことができる、多様性が認められる、そんな社会の実現を目指し、活動を続けてきました。

広瀬知事が平松県政を受け継いだとき、財政状況に驚かれたと思います。すぐさま知事自ら先頭に立ち、行財政改革に着手され、人員削減という犠牲も払いましたが、県財政の健全化は担保されています。御苦勞がございました。

そこで、この半世紀を振り返って、大分県がどのように変わったのか、知事の政治姿勢をどのように県政に反映させてこられたのか、知事の考えをお聞かせください。

あとは対面席で行います。

〔平岩議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

三浦副議長 ただいまの平岩純子君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 平岩純子議員から、時代の潮流と県政の基本方針について御質問いただきました。

この半世紀で、時代は目まぐるしく変わっています。東西冷戦の終結後、グローバル化等の進展により、世界経済は急速に成長しました。技術革新も目覚ましく、IoTやAI、ロボットなどの先端技術が世の中のありようまで変える勢いで進んでいます。

大変心配なのは、最近の国際情勢です。パワーバランスの変化が加速、複雑化する中で、ロシアのウクライナへの侵略により国際秩序が脅かされるなど、再び緊張が高まっています。

また、世界的に人口増加が進む一方、日本では少子高齢化、人口減少が進んでおり、そこから地方の活力が失われていくことも心配されています。

こうした時代の潮流を踏まえ、大分県としては、次の三つを基本に県政を進めます。

第1は、健やかで心豊かに暮らすことのできる安心の大分県づくりです。子育て満足度、健康寿命、障がい者雇用率の三つの日本一の実現など、県民福祉のさらなる向上を図ります。また、好調が続く移住についても、就業に必要なスキル習得から移住、就職までのワンストップ支援などをさらに拡充します。

第2は、知恵と努力が報われる活力ある大分県づくりです。地域の隅々まで仕事を生み出す農林水産業は、生産、流通の両面から後押しし、魅力ある、もうかる産業へと成長させます。また、地域経済を支える商工業では、産業基盤を拡大する企業誘致に引き続き取り組みます。さらに、ドローンやアバターなど、発展著しい先端技術を積極的に活用し、地域課題の解決を図りながら、新産業の創出に向け、果敢に挑戦します。

第3は、人を育み基盤を整え発展する大分県づくりです。世界でも活躍できる人材を育成するため、STEAM教育などを推進しながら、教育県大分の創造に取り組みます。

また、ハード面では、頻発、激甚化する自然災害に備え、国土強靱化5か年加速化対策を活用し、着実に進捗させるなど、インフラ整備も進めます。

こうした政策の推進にあたって、大切にしなければならないのは、県民中心ということです。県民の心を心として、何が県民のために一番よいかを常に念頭に置き、判断します。また、現場から課題を吸い上げ、適切な解決策を見つけていくことも大事です。県政ふれあいトークなど、地域の皆さんから直接話を伺い、知恵をいただいています。

時代の潮目を読み、誰もが安心して心豊かに暮らし、知恵と努力が報われ、将来とも発展可能性豊かな大分県を目指します。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 御丁寧にありがとうございました。知事が初めて就任されたときに、私も初めて県議会議員になって、何も分からない議員ですが、広瀬県政は何をするのかを一生懸命見て勉強してきたような気がします。

この19年間、本当にうれしいこともありました。チャレンジおおいた国体や、それから、OPAMの成功もありましたし、ラグビーワールドカップもありましたが、つらいこともいくつもあって、毎年のように豪雨災害に見舞われたり、九州北部豪雨や熊本・大分地震もありました。鳥インフルエンザもありました。どうなっていくんだろうと本当に心配ばかりしていましたが、何とか前に進むことができた、トラブルが回避されてきたのは、やっぱりスタッフの方たちが、現場の人たち、その関係者の人たちの御努力があったんだなとつくづく思います。

知事はいつも、職員は県庁の宝ですと言われているので、これからもそのことを進めるために県民党でぜひやっていただきたいと思います。次に行きます。

県では、子育て満足度日本一の実現を目指し、子ども医療費、保育料、私立高等学校授業料無償化など、経済支援の取組を着実に進めてきました。さらに社会的養護を必要としている場所でのアドボケイターの導入や、里親委託の推進、一時保護所や児童相談所のケースワーカーの増員、そして、今議会で提案されているリトルベビーハンドブックの導入などは、特記すべきことだと思っています。

残念なことに人口減少に歯止めはかからない状況にあります。今回は、子どもを取り巻く環境を見つめ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さずに健やかな成長を社会全体で後押しすることができればと願い質問します。

各市町村では、子育て支援のために給食費の無償化、医療費助成、公営塾の運営など様々なプログラムが準備されています。それはありがたいことですが、市町村の財政状況などにより、子育て支援に差が生じていることは残念です。

給食費の無償化や医療費助成については、国による全国一律での実施が必要です。ただ、それが実現するまでの間、大分県が先進自治体として真の子育て満足度日本一を目指すのであれば、子育てに対する不安や悩みを和らげ、子どもや子育て家庭が抱える様々な課題に目を向け、きめ細かに対応するなど、子育て支援策のさら

なる底上げが必要ではないでしょうか。

子どもは産まれる場所も親も選ぶことはできません。7人に1人が貧困状態にあるとされ、学力テストの正答率と就学援助家庭の相関性は明らかです。例えば、どこにも居場所がない子どもは、非行や基礎学力の低下、栄養失調など様々な問題を抱えがちです。幸いなことに地域には、空き家になった家屋や時間的ゆとりのある大人が大勢います。

一つの提案ですが、地域の子どもたちの居場所を用意し、大人たちの関わりの中で、社会全体で子どもを育て、子どもたちが異年齢で活動する、地域に学び合う場所づくりができれば親も安心です。取りまとめは大変かもしれませんが、お金はそんなにかかりません。

また、こうした取組は児童虐待を防止し、地域での見守りにつながります。地域の子どもの居場所づくりに今後どのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

三浦副議長 広瀬知事。

広瀬知事 子どもの居場所づくりについて御質問いただきました。

私は、人を大事にし、人を育てるを基本目標に掲げて、一人一人の子どもが健やかに生まれ育つことができる温かい社会を目指して、子どもたちの居場所づくりに力を入れています。

現在、県内に88か所ある子ども食堂は、地域の住民や企業、団体などにより様々な形で運営されており、食事の提供のみならず、学習の支援や悩みの相談にも応じる、子どもたちの大切な居場所となっています。

以前、子ども食堂を訪問した際、食材費など運営資金の確保に苦慮している話を伺ったことから、昨年9月に、県としては初めてのクラウドファンディング子ども食堂応援プロジェクトを実施しました。その結果、ありがたいことに、県外在住の県出身者も含め、多くの方々から賛同いただき、目標額を大きく上回る600万円余りの寄附が寄せられ、各食堂に配分できました。

また、昨年6月から、県内6か所の子ども食堂や児童館などで、朝食を週1回、無料提供す

るという全国でも先駆的なモデル事業を実施しています。学校現場からは、遅刻しなくなった、授業中の集中力が高まったという声のほか、食堂のスタッフに挨拶するようになったなど、子どもが地域の大人と関わる場として、期待以上の成果が早速現れています。

また、子ども食堂が多世代交流の場となっている例もあります。九重町では、町内4か所で、子どもから高齢者まで誰もが参加できる多世代地域食堂が毎月開かれています。食や遊びを通じて互いに触れ合うことで、顔の見える関係がつくられ、高齢者による子どもへの声かけや見守りが自然に行われるなど、地域で共に支え合う意識が芽生えています。

県では、こうした多世代が集う交流共生の場を各地で展開できるように、地域づくりを牽引する人材の育成や、活動の立ち上げなどを支援しています。

さらに、県内403の放課後児童クラブでの学年を超えた交流や、地域の住民が子どもを守り育てる協育ネットワーク活動も行われています。

今後とも、子どもたちが自分の可能性と輝く未来を信じて健やかに成長できるように、家庭、学校に続く第3の居場所づくりにしっかりと取り組んでいきます。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 ありがとうございます。子ども食堂だとかフリースクールだとか、本当にいろんな人たちが自ら立ち上げて子育て支援をしてくださっているのは十分承知していますが、それ以上に何かできないかな、子どもたちの居場所づくりは何かもっとできないかなと、本当に自分が漠然としていながらこんな質問をしていて申し訳ないんですが、今の子どもは本当にかわいそうだなと思うときがあります。十分に遊んでいるのかな、十分に自己主張できているのかな、いろんなところが制約されて厳しい状況にいるが、地域には本当に時間があるおじちゃん、おばちゃんが大勢いらっしゃる。そして、空き家もあるんですね。だから、そういうところをもしかして各市町村が、うちはこんなことをや

りたいと言ってくださって、それを取りまとめていって、そして、県でこのくらい支援しましょうということができれば、また違った形で子育て支援ができるのではないかな、それが社会が子どもたちを育てることにつながるのではないかなと思って、私もまだ研究を始めたばかりなので、またこれは勉強しながら質問していくので、次に行きます。

里親制度についてです。児童福祉法改正以降、要保護児童が施設で生活する施設養護から里親やファミリーホームなどで生活する家庭養護への移行が進み、大分県の里親委託率は2020年度で34.9%と全国平均を上回っています。里親による家庭的な支援をさらに充実させていただきたいと思います。

里親の方々は、子どもの最善の利益を確保するという高い理念の下、子どもとの関係を紡いでいらっしゃると思いますが、厳しい生活を経てきた子どもたちを受け止め、傷つきゆがんでしまった心を癒やし寄り添うことは、決して簡単なことではないと思います。家庭養護が進み、里親の需要が高まる中、同時に里親支援の重要性も高まっています。

県において家庭的養護が進んだ背景には、関係者の御努力があったと考えます。そこで、これまでの里親制度の取組と今後の方針についてお尋ねします。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 里親制度の今後の方針と展望についてお答えします。

本県では、全国に先駆けて児童相談所に配置した専任職員を中心に、里親の募集からマッチング、委託後の支援に至るまで、里親委託の推進に包括的に取り組んできました。特に近年は、乳児院や児童養護施設、グリーンコープなどの民間団体、産科医療機関等と幅広く連携して、制度の普及に努めてきました。その結果、本県の里親等委託率は、平成14年度の全国43位から令和2年度は6位まで大きく上昇しています。

また、今年度から、中央児童相談所に里親・措置児童支援課を新設し、専任職員を増員して

相談支援体制を拡充してきました。

さらに11月には、日本財団と連携して、里親家庭への訪問や電話相談、レスパイトケアなどを行う児童家庭支援センターを佐伯市に開設しました。今月14日には日田市にも開設する予定です。

今後も、市町村はもとより、乳児院や児童養護施設、企業・団体など多様な主体と連携を深め、里親をしっかりと支えながら、さらなる家庭養護の推進に力を入れます。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 ありがとうございます。私は、子どもが保護された、児童養護施設に入ったときに、ああよかった、これで美しい環境のところでもちゃんと御飯が食べられると思っていたのですが、でも、それだけではなかったのです。子どもはやっぱり家がいい。集団の中でどんなに優しくされても、やっぱり家がいい。だから、家庭的な養護が本当に必要なんだと逆に教えられます。レスパイトという言葉があります。一生懸命頑張っている里親の方たちが、一時的に休息することが本当に必要になってくると思います。

今度新設される児童家庭支援センターでは、そうしたレスパイトケアに取り組むということですが、県が取り組む里親支援については、そのほかどのような具体的な支援があるのか、福祉保健部長にもう一度聞きます。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 他の支援策としては、県内全ての乳児院や児童養護施設に電話相談や訪問を行う里親支援を専門にした職員を配置していただき、県はその配置に必要な経費を支援しています。

また、里親が養育上の不安等について先輩の里親から助言を受けることができるような里親サロンを大分県里親会に委託して、県下6ブロックで定期的に開催しています。

加えて、初めて子どもを預かって間もない里親の負担軽減を図るため、希望に応じて里親ヘルパーを派遣するなどの制度も設けています。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 ありがとうございます。里親認定について聞きますが、2020年の全国の里親世帯数の割合は、夫婦世帯が85.6%、ひとり親世帯は14.4%となっています。今後は、結婚は望んでいないが子どもを育てたいと考える単身者も増えると思います。

また、大阪では男性カップルの里親認定が行われています。社会的養護を必要としている子どもは様々な事情を抱えていて、例えば、性的虐待を受けた子どもや自身が性別に違和感を持っている場合など、委託先としてLGBTQの家庭があれば、子どもがより安心して暮らせる家庭を提供することができると考えます。

県の里親要件の第一には原則夫婦であることが挙げられていますが、家庭の在り方も多様化しており、これからは単身者やLGBTQの方の里親認定を丁寧に進めていくべきだと考えます。見解をお示してください。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 単身者やLGBTQの里親認定について御質問いただきました。

養育里親になるには特別な資格や経験は必要ありません。子どもの養育についての理解や熱意があり、心身ともに健康で経済的に困窮していないことが主な要件となっています。

また、何よりも大事なものは、養育里親家庭には子どもが安全、安心して生活できる環境が用意されているかどうかです。

従来から、単身者でも里親として認めてきており、現在県内では5世帯のひとり親が子どもを養育しています。LGBTQの方についても、里親認定にあたっては特段異なることはなく、児童福祉審議会において広く専門家の意見を伺いながら、丁寧に対応します。

子どもの特性に応じて里親の選択肢を増やすことは、子どもの最善の利益を確保するためにも重要です。今後も引き続き里親の新規開拓を行う中で、多様な里親確保に向けた制度の普及啓発にも力を入れます。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 単身里親の方が5世帯あると初めて聞いて、ありがたいなと思いました。LGBT

Qの方の里親という皆さん驚かれますが、でも、愛知県名古屋市でもそういうカップルの方が里親さんになられたということですから、家庭の形、家族のありようは今どんどん変わっているのです、政府が言うお父さんがいて、お母さんがいて、子どもが2人いてという家庭だけが家庭ではなくなっている時代だと思うので、またぜひこのことについても広げていっていただきたいと思います。

専門人材の育成について伺います。

児童相談所など福祉関係職場では、民間の福祉関係者と連携して対応している状況も多いと思います。民間では長期にわたり様々な経験を積んだスタッフを育成しており、実際は行政よりも持っている力量が大きい場合もあると感じています。

県でも、これまで人員の育成や班編成などに苦心していただき、人材配置についても、大分県は他県に比べて高い水準を保っています。一方で、扱う事案が毎年複雑化し、重篤な場面や神経をすり減らすケースも多く、今後も人材が育つには厳しい環境です。

今後の現場を抱える職場の核となる人材の計画的な育成や継続性を考えた異動時の配慮、そして、民間との協働などをどのように考えていらっしゃるのか、福祉保健部長に聞きます。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 福祉関係職場の専門人材の育成についてお答えします。

年々複雑化する虐待事案に対応する児童相談所職員には、より高い専門性が求められます。このため、新任者の育成に当たる班総括には必ず経験者を配置し、保護者面接への同席や同行訪問などを通じて丁寧な指導を行うとともに、所内研修や専門研修も充実させています。

また、職員が一人で悩みを抱え込まないように、所長や課長も含め重層的に支えています。

さらに、毎年の増員により140人を超えることとなった中央児童相談所については、この4月から部を設ける組織再編を行い、職員マネジメントや人材育成のさらなる強化を図ります。

また、異動に際しては、本人の希望に配慮し

つつ、適性が高いと思われる職員を将来の幹部候補として計画的かつ継続的に配置することとしています。

民間との協働では、児童養護施設や里親等の連絡協議会と連携し合同研修会や虐待防止啓発行事を実施しているほか、今年度開設された里親支援のNPO chie dsに委託して新規里親の開拓や認定前研修等を展開中です。

今後も、こうした民間団体とも連携しながら、福祉関係職場の専門人材を育成します。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 ありがとうございます。県の福祉人材の配置については、一般の人事の中で行われていると思うので、異動した先ではまる人と、どうしても合わない方が出てくるのは当然のことだと思いますが、はまっていく人たちがずっと続けていられるような関係になるといいなとも思うし、特に、収容された子どもたちはわらにもすがる思いで職員に頼っていく傾向があると思います。そのときに、養育がうまくいっていない、虐待を受けている、そして、愛着表現がどういうものだと十分分かっていないと、子どもと一緒に共倒れになってしまうこともあるし、本人がとても苦しい思いをします。

ですから、客観的な目を持ちながら、でも専門性を高めていくためには、僅かな期間ではそういう人たちはなかなか続かないし、そういう人たちが鎖になってつながっていかねばならないと思うので、私はいつも福祉のことばかり言っていますが、ぜひそこところに力点を置いていただきたいと思います。

同じような質問を、生活環境部が所管するDV被害者や性暴力被害者支援、デートDV防止啓発の分野についても、人材育成や民間との協働をどのように考えていらっしゃるのか、生活環境部長に聞きます。

三浦副議長 磯田生活環境部長。

磯田生活環境部長 DV・性暴力関係職員の専門人材育成についてお答えします。

DVや性暴力の被害者に寄り添い支援するためには、職員のスキルアップが非常に重要です。そのため、被害者支援に従事されている専門家

を講師に招き、DV相談員向けには年に5回、性暴力被害者相談員向けには2回の研修を実施しています。国等による各種オンライン研修にも積極的に参加してもらっており、専門性を高めることを行っています。

加えて、DV・性暴力被害の対応困難事例研修、いわゆるスーパービジョンですが、この研修についても、外部有識者から実践的な指導、助言を受けています。

また、被害者の自立のためには、民間団体との協働も不可欠です。例えば、昨年の大分県女性のチャレンジ賞を受賞したNPOえばの会は、約20年にわたり女性被害者を支援する活動を続けています。

昨年度からは、国の交付金を活用して、同伴児童の学習サポートなどを新たに展開しています。吉本代表には、高校等で実施しているデートDV防止セミナーの講師なども務めていただいております、具体的で分かりやすいと非常に好評です。

今後も、職員の専門性を高めるとともに、民間団体と協働しながら、DV・性暴力被害者の支援をしっかりと行います。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 ありがとうございます。虐待を受けている子どもと同じで、DV被害者の人たち、多くが女性ですが、本当に立ち直ってエンパワーメントをつけていくまでにもすごい時間がかかるのだなと私はそばで見ているつもりですが、それを支援するのが民間団体で、直接的な支援がとてたたくさんのことがあるのですね。住居のこと、経済的なこと、生活保護のこと、裁判所のこと、子どもの学校のこと、そうすると、本当に本人がとても弱っているところに、何とか気持ちを保ってもらいながら、そばで見守る、そういうことを民間は何年も何年もやっているから、かなりレベルが高いです。

県職員の方たちは、本当に一生懸命だと思えますが、どうしても人事で替わってこられるので、民間との差がすごくある。でも、ここを分かってもらわないと前に進めない。なぜなら、権限は県が持っているし、財政的な支援も県の

ほうがある。だから、そこが本当に折り合うまでに時間がかかります。それはしようがないことかもしれませんが、ですから、専門性を蓄えていけるような職員の方たちがどうぞ何人か残っていただいて、ずっと支援につながっていくといいと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

では次に、子どもと共にいる教職員を支えることについてです。

今年1月に文部科学省が発表した教師不足に関する調査では、2021年度の始業日時点で小、中、高校、特別支援学校の教師が全国で2,528人不足とされていました。子どもが安心して学校生活を送るためには、まずは先生がきちんとそろっていること、そして、元気であることが第一条件です。しかしながら、それすらも実行されていない状況が何年も続いています。

県教育委員会では、毎年こころのコンシェルジュを配置されています。メンタルダウンする教職員が多い中で、それなりの効果は出ていると思いますが、こころのコンシェルジュよりもっと専門的な免許を有するカウンセラーを配置すべきだと考えます。見解を伺います。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 こころのコンシェルジュは、教職員のメンタルダウンを早期に発見し対応するため、各教育事務所及び福利課に12人配置しています。教職員の心の問題をワンストップで受け止め、悩みを聞き、必要に応じて専門医等につなぐ役割を担っていただいています。

加えて、精神科医による月4回のこころの健康相談、臨床心理士による月2回のカウンセリング相談のほか、民間医療機関メンタルヘルス相談なども実施しています。

学校現場の経験が豊富なコンシェルジュを配置することで、相談してきた教職員からは、悩み事をしっかり聞いてもらえた、相談ができて先の見通しが立ったといった評価が得られています。

このような取組によりメンタル休職者は、コンシェルジュを導入する前の平成21年の88人から、近年は50人台に減少しています。

今後も、こころのコンシェルジュ活動と、専

門医等による相談事業を組み合わせながら、教職員のメンタルヘルスにきめ細かな対応を行います。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 ありがとうございます。カウンセラーではなく、こころのコンシェルジュでいくということだと思いますが、病気休職者は本当に多いんですね。一番多いときで117人だったときがあると思いますが、それから100人を超すことはないが、それに近いような数で動いていて、そして、ほかの公務職場に比べると、教職員の病休はとてつもなく多いと思いますが、どうしてこんなに多いのか、教育長は分析されていますか。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 端的に言うと、やはり教職員の皆さんに係るストレス、負荷がかなり大きいと推測しています。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 どこの世界でもストレスはかなりあると思いますが、業務が細分化されて、どんどん広がって行って、それに追い打ちをかけるようにコロナが来て、大変厳しい中で、難しい家庭のお子さんとか、それから、保護者の方も難しく、訴訟問題にまでなるような、本当にいろんな状況を抱えているので、そこはやっぱりしっかりと守っていかなければいけないなと思います。

病気休職者が100人近くいる中で、6割はメンタルなので、これは本当に多過ぎる数だな、それは日本中どこもそうだと思いますが、だから、教職員の仕事自体が本当に神経を張り詰めていると思いますが、一番大切なのは、子どもの前に立ったときに、先生が笑顔でいるかどうかです。今このマスクの中で、本当に何を見ているかという、先生の顔を見ているんですね。その目が笑っているか、そこがやっぱり一番大事なことだと思うので、ぜひ教職員の支援もずっとしていただきたいと思います。

その支援のために、一つ聞きたいのですが、教職員の年次有給休暇について伺います。

大分県では年休を暦年で管理しており、年間

の日数と前年分の繰越日数を付与する初日を1月1日としています。沖縄県も以前は同様でしたが、2016年からは、公立学校に勤務する職員について、初日を9月1日に変更しました。これにより、繰越限度日数を超過しそうな年休を8月の夏休み期間にまとめて消化しやすくなり、職員一人当たりの年休取得日数が向上したそうです。

年休取得率を上げ、心と体をリフレッシュできれば、教職員の働き方改革につながります。条例さえ改正すれば、大分県でもすぐに取り組みると考えますが、導入に対する考えを聞きます。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 休暇制度については、情勢適応の原則を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員との権衡の観点から、これまでも対応を行ってきました。

年次有給休暇を暦年ではなく、9月1日を初日として管理している都道府県は、全国では、議員御指摘の沖縄県を含む6県にとどまっている状況だと認識しており、導入の是非については慎重に考える必要があると考えています。

本県ではこれまでも、休暇の取得しやすい環境づくりに向けて、校務支援システムなどICTを活用し、学校全体の業務量を見直すなど、教職員の負担軽減や業務の効率化に取り組んでいます。

また、夏季休業中に休暇を取得しやすい環境を整備するため、研修や会議の見直し、精選を行い、加えて、研修を実施しない期間の設定や、盆期間の学校閉庁などにも取り組んでいます。

今後も、様々な施策を通じ教職員の働き方改革を一層推進することで、年次有給休暇の取得促進を含め、働きやすい職場環境の整備に努めます。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 ありがとうございます。現時点では難しい。他県とそろえなければというところだと思いますが、代表質問の教育長の答弁で夏休み期間中の研修をできるだけ減らしていくと聞いたときに、ああ、これは夏休みに年次有給

休暇が取りやすいと思ったのです。遊ぶためではなく、心をリフレッシュさせるためには休暇が必要だと思うので、年休がほかの時間できちっと取れる状況であればいいが、なかなかそれができない。それができないから、病気になっても病院にすら行っていなかった。最近お二人の方が亡くなりましたが、何でもっと早く病院に行けなかったのだろうということもあるので、ぜひここは前向きに検討していただきたいと思います。

同じように、育児短時間勤務について聞きます。

育児短時間勤務教員がいる学校では、その短時間勤務をカバーする非常勤教員が必要ですが、運がよくないと見付からず、また見付かったとしても、2人が交代で学級担任をすることは現実的ではないなど、小規模校では校内人事や分掌に支障が出るため、育児短時間勤務は取得しづらい状況です。これは子育て満足度日本一を目指している県にとっても残念なことです。

この原因は、短時間勤務であるにもかかわらず、定数1とカウントされるためと考えます。これを定数外とし、県が単独で予算措置すれば、学校現場には定数いっぱいフルタイム勤務教員プラス育児短時間勤務教員という体制になり、気兼ねなく育児短時間勤務を取得しやすくなります。このことについて、実現に向けた検討をすべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 教職員の定数については、標準法で定められており、育児短時間勤務職員を定数外とすることはできないとされています。

このような中、今年度当初、育児短時間勤務を取得した教員は県立学校で9人、市町村立学校で18人いますが、非常勤講師の追加配置や学級担任以外の業務を分掌させるなどの対応により、負担の軽減を図っています。

教員が育児に参加しやすい環境を整備することは、教員の働き方改革を進める上でも重要と考えています。このため、来年度から産休代替教員の早期配置を、現在の1学期に加え、2学

期も対象としました。

今後も、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境をつくるために、教員の育児と仕事の両立を支援していきます。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 ありがとうございました。私はいい提案だなと思って言ったのですが、なかなか難しいなと正直思いますが、毎年毎年新しいいろんな形の制度ができてきて、それは本当にありがたいと思いますが、せっかくあるのに使えないところが、この育児短時間勤務で、これプラス部分休業の制度もそうです。

問題はいくつかあるのですが、一つは、この制度があまりにも周知されていない。まるで産前産後の休暇みたいな思われ方をしている。これを取ったら賃金も減ることを周りの人が分かっていないから、御本人たちが本当に制度として難しいというのと、管理職すら分かっていない。だから、育児短時間勤務を取りたいのと言うと、あからさまに迷惑だ、やめてほしいと随分言われてきているので、管理職の研修もきちんとやらなければいけない。

ペアを見付けると、本当に大規模校でなければやっていけないような状況なので、諦めている人たちがたくさんいます。だから、それが何とかいけるようになるといいと思うし、今若い人たちがたくさん増えて、結婚して出産する方が多くて、その人たちが遠距離通勤で子育てしているのです。大分、佐伯とか、中津、日田とかですね。そうすると、保育所のお迎えの時間に間に合うように学校をぎりぎり出なければいけない。できれば安全な時間を持って行ってほしいと思うので、ここはとても課題が大きいのですが、せっかくある制度なので、これをやっぱり使っていただいて、そして、教職員にとっても子育て満足度日本一なんだよというところをぜひ広げていただきたいと思います。またこれからよろしくお願いします。

では次に、子どもの新型コロナワクチン接種についてです。

5歳から11歳までの子どもの新型コロナワクチン接種の受付が2月末から始まりました。

ワクチン接種を望む声も聞かれますが、副反応も含め子どもへの接種に不安を抱いている保護者の方も多くいらっしゃいます。

県では、どのような考えで進めていくつもりなのかお聞かせください。心配している保護者の方々は、ワクチン接種による効果と副反応のリスクをきちんと知り、接種現場でのインフォームドコンセントを徹底していただきたいとの願いを持っています。

加えて、接種を強制することなく、集団接種ではなく、個別に保護者付添いの下、病院での接種がきちんとできるようにしていただきたい。また、注射薬にアレルギーを持っている子どももいます。同調圧力や接種しないことに関する差別が決して生じないよう啓発もしていただきたいと願っていますが、見解をお示してください。

三浦副議長 山田福祉保健部長。

山田福祉保健部長 子どもへの新型コロナワクチン接種についてお答えします。

オミクロン株の流行に伴い新規感染者が急増する中、感染者全体に占める小児の割合が増えています。

重症化リスクは低いとされていますが、全国的にはまれに小児の中等症や重症例が確認されていることから、特に基礎疾患を有する小児へのワクチン接種が重要となります。

今後の新たな変異株の出現も想定し、既に県内では、小児科での個別接種を中心とした体制を整えました。

また、ワクチンの効果と副反応を分かりやすく解説したリーフレットを接種券とあわせて各家庭に送付し、正しい知識に基づいて保護者の判断をいただくこととしています。

あわせて、住所地以外でも円滑に接種ができるよう、手続の簡素化など柔軟な対応を市町村に要請しています。

さらに、ワクチン接種に関して同調圧力や差別が起きないよう学校で指導を行うとともに、新聞やホームページ等で啓発するほか、令和2年11月から新型コロナの人権相談専用ダイヤルを設置するなど、随時相談に応じています。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 ありがとうございます。大人のワクチンと同じ、それ以上に子どもにも気を遣っていただいていると思いますが、子どものワクチンはこれまで例がなかったことと、大分市も始まっているし、これは質問するのが時期が厳しかったなど正直思いますが、まだ今から始まる場所もあります。接種券はほとんどの場所が行き届いていると思いますが、本当に保護者の方たちは悩んでいます。7割は打ちたいと思っている、でも3割は心配だと思っている、何で判断していいかわからないという厳しい状況もあると思います。

私もこの間ずっと、リモートなどで医者の話を随分と聞いてきました。ドクターが言われるのは、持病がある方は早く打ってくださいと言われるし、ただ、子どもの接種は焦ることはないよと言われる方もいる。小児のオミクロン株の後遺症について不明なことがまだまだたくさんあると言われる方もいるし、子どもは今免疫を学習している発達段階にあるから、そんなに急がなくてもいいと言われる方もいるし、先になって何が起こるかはわからないと言われる方もいます。重症化はしないけど、子どもは打っても意味がないのではないかとと言われる方もいるし、まずは大人がきちっと打って、それから子どもだと言われる方もいる。医者によってみんなそれぞれ違うのですが、一律にテレビで打っているところを放映されると、やっぱりみんな打たなきゃいけないのではないかとこの焦りを覚えるのも正直保護者の方々は当たり前のことだと思うので、打つ打たないにしても、ここは本当に慎重に、納得してその行動が取れるようにやっていかなければいけないと思うので、また一緒によろしくお願いします。

それでは最後に、夜間中学校について聞きます。

昨年11月に、今春の開校を予定している福岡市に伺い、ニーズ調査のためのアンケート方法を含め、調査してきました。福岡市のアンケートは、2021年度に文部科学省が出したアンケートや夜間中学校の手引を参考に作成し、より正確な内容を捉えてきたそうです。その結

果、担当者によると、全国と比較しても、福岡では外国籍より日本国籍の人や若い人が多いとのこと。

九州では、福岡市以外に大牟田市、宮崎市、長崎県、熊本県が早ければ2023年の開校を目指しています。大分県の夜間中学校開設についての現状をお示しください。

三浦副議長 岡本教育長。

岡本教育長 県では、平成29年度以来、若者から高齢者まで幅広くニーズ調査を実施してきました。本県の調査は、文科省の手引や他県調査を参考にして、入学希望理由や年齢、居住市町村、最終学歴、それから、平日の通学の可否など、より詳細に聞き取る内容としています。

他県の夜間中学では、生徒の8割程度が外国籍であることから、今年度の調査では国際交流関係団体等にも協力をお願いしました。対象は2千人以上に上り、SNS等の活用や、多言語で回答できる工夫も行いました。

調査開始以来、これまでに延べ200人を超える回答をいただいています。その中で、入学対象と思われる方はごく少数にとどまっている状況です。

検討を深めるために、先進地である京都市や広島市などへの視察も行い、学習内容や時間割、修学旅行等の学校行事、募集定員、必要となる教職員の数や立地条件などについて聴取もしています。

設置にはニーズの高まりが欠かせないことから、今後も入学希望者の実情を把握できるよう調査を行い、引き続き市町村と協議しながら検討を重ねていきます。

三浦副議長 平岩純子君。

平岩議員 2016年の教育機会確保法から、各県でつくる努力をということなので、私は少数の人数であってもつくっていくべきだと思います。

私たちの独自の情報では、該当者が998人いるという調査結果も出ているので、昔々は、自主夜間中学校の頃は、本当に識字学級の状況で始まったのが、今は形式卒業している人とか、それから、外国籍の方とか、いろいろですが、

ぜひまた希望する人がいたら、そこにつなげていきたいなと思います。私たちは、「こんばんは」という自主夜間中学校の実録をつくったビデオを、ちょっとコロナで遅れていたんですが、できるだけ県内の方に見ていただこうと思っているので、またそのときは教育委員会もバックアップしていただきたいと思います。その「こんばんは」の中に、高齢のおばあちゃんが出てきて、こう言うんです。学校に行くと子どもになれると。人生の中で子どもでいる経験をすることが大事なんだと言われたときに、本当に学ぶことの原点がここにあるなとも思ったので、過去2回も県議会で質問して、まだ言うかというところですが、すみません、よろしくお願ひします。

最後に、この3月をもって退職される知事部局、教育委員会、警察本部、各種委員会、企業局、病院局の職員の皆様、一言お礼申し上げます。

議場にいらっしゃる部局長の皆様をはじめ、各職場で頑張ってくられた方々、たくさんのことを教えていただきました。本当にありがとうございました。

人生100年時代と言われます。定年で退職される方だけではなく、定年を待たずに別の道を歩まれる方もいらっしゃると思いますが、皆様の新たなスタートがすばらしい未来につながることをお祈りしています。本当にありがとうございました。

これで質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

三浦副議長 以上で平岩純子君の質問及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議題となっている各案件のうち、第16号議案から第39号議案まで及び第1号報告並びに今回受理した請願2件は、お手元に配付の付託表及び請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、他の委員会にも関連のある案については、合い議をお願いします。

—————→……←—————

付 託 表		
件 名	付 託 委 員 会	
第16号議案	包括外部監査契約の締結について	総務企画
第17号議案	大分県個人情報保護条例等の一部改正について	〃
第18号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について	〃
第19号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃
第20号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正について	〃
第21号議案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について	〃
第22号議案	大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について	福祉保健生活環境
第23号議案	大分県医師研修資金貸与条例の一部改正について	〃
第24号議案	大分県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部改正について	〃
第25号議案	大分県介護福祉士等修学資金貸与条例の廃止について	〃
第26号議案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	〃
第27号議案	大分県自然海浜保全地区条例の一部改正について	〃
第28号議案	大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について	〃
第29号議案	権利の放棄について	〃
第30号議案	大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正について	商工観光労働企業
第31号議案	令和4年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について	農 林 水 産
第32号議案	権利の放棄について	〃
第33号議案	大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について	〃
第34号議案	大分県道路占用料徴収条例等の一部改正について	土 木 建 築
第35号議案	令和4年度における土木事業に関する経費の市町村負担について	〃
第36号議案	工事請負契約の締結について	〃
第37号議案	工事請負契約の締結について	〃
第38号議案	工事請負契約の締結について	〃
第39号議案	工事請負契約の変更について	〃
第1号報告	令和3年度大分県一般会計補正予算（第12号）について	総務企画 商工観光労働企業

日程第2 特別委員会設置の件
御手洗議長 日程第2、特別委員会設置の件を議題とします。

特別委員会設置要求書

次のとおり特別委員会を設置されるよう会議規則第66条の規定により要求します。

記

- 1、名称
予算特別委員会
- 2、目的

令和 4 年度予算審査のため

3、期間

令和 4 年 3 月 9 日から令和 4 年 3 月 25 日まで

4、付託する事件

第 1 号議案から第 15 号議案まで

5、委員の数

42 人

令和 4 年 3 月 9 日

発議者 大分県議会議員 井上 伸史
 " " 志村 学
 " " 今吉 次郎
 " " 大友 栄二
 " " 木付 親次
 " " 古手川正治
 " " 嶋 幸一
 " " 高橋 肇
 " " 木田 昇
 " " 羽野 武男
 " " 尾島 保彦
 " " 玉田 輝義
 " " 戸高 賢史

大分県議会議長 御手洗吉生 殿

—————→…←—————

三浦副議長 井上伸史君ほか 12 人の諸君から、お手元に配付のとおり特別委員会設置要求書が提出されました。

お諮りします。要求書のとおり予算特別委員会を設置し、第 1 号議案から第 15 号議案までを付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

三浦副議長 御異議なしと認めます。

よって、要求書のとおり予算特別委員会を設置し、第 1 号議案から第 15 号議案までを付託することに決定しました。

—————→…←—————

予算特別委員会に付託した議案

第 1 号議案 令和 4 年度大分県一般会計予算
 第 2 号議案 令和 4 年度大分県公債管理特別会計予算
 第 3 号議案 令和 4 年度大分県国民健康保険

事業特別会計予算

第 4 号議案 令和 4 年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
 第 5 号議案 令和 4 年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算
 第 6 号議案 令和 4 年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算
 第 7 号議案 令和 4 年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算
 第 8 号議案 令和 4 年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算
 第 9 号議案 令和 4 年度大分県県営林事業特別会計予算
 第 10 号議案 令和 4 年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
 第 11 号議案 令和 4 年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
 第 12 号議案 令和 4 年度大分県用品調達特別会計予算
 第 13 号議案 令和 4 年度大分県病院事業会計予算
 第 14 号議案 令和 4 年度大分県電気事業会計予算
 第 15 号議案 令和 4 年度大分県工業用水道事業会計予算

—————→…←—————

三浦副議長 お諮りします。ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長を除く 42 人の諸君を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

三浦副議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議長を除く 42 人の諸君を予算特別委員に選任することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、委員長及び副委員長互選等のため、本日の本会議終了後、本議場において委員会を開催願います。

—————→…←—————

三浦副議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

お諮りします。明10日、11日、14日から16日まで及び23日は、予算特別委員会開催のため、17日、18日及び22日は、予算特別委員会分科会及び常任委員会開催のため、24日は議事整理のため、それぞれ休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

三浦副議長 御異議なしと認めます。

よって、明10日、11日、14日から18日まで及び22日から24日までは休会と決定しました。

なお、12日、13日及び19日から21日までは、県の休日のため休会とします。

次会は、25日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

—————→…←—————

三浦副議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時55分 散会

令和 4 年 第 1 回
大分県議会定例会会議録

第 9 号 3 月 2 5 日

令和4年第1回大分県議会定例会会議録（第9号）

令和4年3月25日（金曜日）

議事日程第9号

令和4年3月25日

午前10時開議

- 第1 第1号議案から第15号議案まで
（議題、予算特別委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 第2 第16号議案から第39号議案まで及び第1号報告並びに請願14、請願15
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 第3 第55号議案及び第56号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第4 議員提出第2号議案から議員提出第5号議案まで
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第5 委員会提出第1号議案及び委員会提出第2号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第6 閉会中の継続審査及び調査の件
- 第7 常任委員の選任
- 第8 議会運営委員の選任

本日の会議に付した案件

- 日程第1 第1号議案から第15号議案まで
（議題、予算特別委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 日程第2 第16号議案から第39号議案まで及び第1号報告並びに請願14、請願15
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 日程第3 第55号議案及び第56号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

- 日程第4 議員提出第2号議案から議員提出第5号議案まで
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第5 委員会提出第1号議案及び委員会提出第2号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第6 閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任

出席議員 36名

議長	御手洗吉生	副議長	三浦 正臣
	志村 学		井上 伸史
	清田 哲也		今吉 次郎
	阿部 長夫		太田 正美
	後藤慎太郎		大友 栄二
	井上 明夫		鴛海 豊
	嶋 幸一		元吉 俊博
	成迫 健児		浦野 英樹
	高橋 肇		木田 昇
	羽野 武男		二ノ宮健治
	守永 信幸		藤田 正道
	原田 孝司		小嶋 秀行
	馬場 林		尾島 保彦
	玉田 輝義		吉村 哲彦
	戸高 賢史		河野 成司
	猿渡 久子		堤 栄三
	荒金 信生		麻生 栄作
	末宗 秀雄		小川 克己

欠席議員 7名

吉竹 悟	衛藤 博昭
森 誠一	木付 親次
古手川正治	阿部 英仁
平岩 純子	

出席した県側関係者

知事	広瀬 勝貞
----	-------

副知事	尾野 賢治
副知事	黒田 秀郎
教育長	岡本天津男
公安委員長	石田 敦子
人事委員長	石井 久子
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	和田 雅晴
企画振興部長	大塚 浩
企業局長	浦辺 裕二
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	松田 哲也
福祉保健部長	山田 雅文
生活環境部長	磯田 健
商工観光労働部長	高濱 航
農林水産部長	佐藤 章
土木建築部長	島津 恵造
会計管理者兼会計管理局长	森山 成夫
防災局長	梶原 文男
観光局長	秋月 久美
労働委員会事務局长	稲垣 守

午前10時 開議

御手洗議長 おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

御手洗議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、2月の例月出納検査の結果について、文書をもって報告がありました。

次に、同法第242条第3項の規定により、住民監査請求の要旨について文書をもって通知がありました。

なお、調書は、朗読を省略します。

次に、同法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和3年度包括外部監査の結果について報告がありました。

なお、文書は既に各議員に配付しています。

以上、報告を終わります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第9

号により行います。

日程第1 第1号議案から第15号議案まで
(議題、予算特別委員長の報告、
質疑、討論、採決)

御手洗議長 日程第1、日程第1の各案を一括議題とし、これより予算特別委員長の報告を求めます。予算特別副委員長大友栄二君。

[大友議員登壇]

大友予算特別副委員長 予算特別委員会の審査の経過と結果について御報告します。

今回、本委員会に付託を受けた案件は、予算議案15件です。

委員会は、去る9日の本会議において設置され、委員長及び副委員長を互選するとともに、10日から16日までを質疑のための委員会、17日及び18日を分科会、23日を採決のための委員会とし、それぞれ関係者の出席を求め、慎重に審査した結果、第1号議案、第6号議案、第10号議案、第11号議案及び第15号議案については賛成多数をもって、第2号議案から第5号議案まで、第7号議案から第9号議案まで及び第12号議案から第14号議案までについては、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって予算特別委員会の報告とします。

御手洗議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。堤栄三君。

[堤議員登壇]

堤議員 おはようございます。日本共産党の堤です。上程された予算議案について討論を行います。

討論に入る前に、ロシアのウクライナへの侵略戦争により、自分の意に介さないからといって、国際法や国連憲章などを無視して他国へ侵略戦争を仕掛ける行為、子どもや病人を含む多

くの一般市民を無差別に殺傷する残虐行為に強く非難すると同時に即刻の撤退を求めます。

では、討論に入ります。

まず、第1号議案2022年度一般会計予算についてです。

2022年度一般会計予算総額は約7,178億円です。まず、歳入についての内訳を見えます。

県税収入は1,298億円で、前年比13.6%増と見込んでいます。長引く不況で県内の飲食業や宿泊業など中小企業等の業績は悪化している中でも、デジタル関連のIT企業や金融・製造業等の業績が大きく、県税の収入増となっています。県内企業の99.9%を占める中小企業などを応援する施策をし、活性化させることが、大分県経済の底上げにつながります。

このような経済状況の中、資本金が10億円を超える大企業には様々な優遇税制や人件費削減等によって内部留保が2012年から2020年にかけて130兆円も増え、累計466兆円もの莫大な金額が積み上がっています。日本共産党はこの積み上がった部分に課税し、中小企業への支援を強めながら、最低賃金など賃上げに使うことなどの提案をしています。ぜひ実現させ、コロナ禍で中小企業滅びて大企業栄えるという事態が起きないように、税制度の在り方を根本から転換することを求めるものです。

次に、歳出はどうでしょうか。全国でもオミクロン株が高水準で推移している中、新型コロナウイルス感染症によって、これまで県内感染者が延べ約3万人、亡くなった方が134人に上っています。この再拡大を食い止めるための施策と体制を構築することが最優先課題です。

今回の予算では、新型コロナウイルス感染症対策事業やワクチン接種体制緊急強化事業などの予算が約27億4,600万円計上されています。第6波対策と第7波以降感染を拡大させないためには、やはりいつでも誰でも無料で受けられる抗原検査とPCR検査の徹底が必要です。現在は、感染に不安のある人のPCR検査が始まっていますが、これでは不十分です。さらなる拡充によって感染を抑え込む対策が必要

です。

そのためにも保健所や職員の増員が必要です。2021年度と2022年度で9人の増員は評価しますが、統合前の職員数は、保健師で77人、医師などその他で134人、事務職員で63人、これが統合し9か所になった後は、保健師では82人、医師等その他で98人、事務職員で56人となっています。全体では43人の減となっています。今回のコロナ感染症でエッセンシャルワーカーの重要性が再認識されたはずですが、統廃合や職員の削減を反省し、感染が減少傾向にある今こそ保健所の増設と職員の増員を実施すべきです。

また今回は児童生徒を対象にしてヤングケアラーの実態調査を実施したことは評価します。そのための支援体制強化事業も計画されています。子どもの貧困の拡大の根本は、親の非正規・低賃金、社会保障制度の貧困など多岐にわたることが重なっているのが実態です。ここに本格的な対策を取ることが大切であり、それを国に強く求めるべきです。

また、県立病院として、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で奮闘していることに敬意を表するとともに、今後も高度専門医療を強めていただきたいと思います。

今後のコロナウイルス感染症、新興感染症の対応が必要である県病として、今回の対応で様々な教訓を蓄積したと予算特別委員会でも述べていました。ぜひこの方向性を強めていただきたいと要望します。

二つ目には、無駄な事業から撤退し、県民の安全優先、県内中小企業・小規模事業者への支援こそ重点的に行うことです。

東九州新幹線推進については、これまでシンポジウム等を開催し、機運醸成をし、費用対効果で効果のほうが大きいと述べていますが、将来的に費用が上回る可能性も今十分考えられます。

また、並行在来線については廃線や減便など他地域では生じており、地域コミュニティの崩壊につながってしまう危険性もあります。シンポジウムなどで議論されるべきは、効果のみを

訴えるのではなくて、具体的に他地域ではどのような影響が出ているのか、また、地域の振興策でどう影響が出ているかなどの面の情報も県民に提供すべきです。

また、豊予海峡ルート構想は全く動きがなく、負担金のみ支出している事業です。夢のために灯は消さないなどという幻想はやめて、期成会からの脱退をすべきです。

J R九州の身勝手な無人化問題は障がい者だけではなく、高齢者や子どもなどの安全に関わる問題であり、県としてJ R九州には利便性の確保を求めていくという態度から一歩進め、無人化は許さないという立場に立つべきです。

そして、中小企業への支援も重要です。コロナ禍の第1波から第6波までの拡大によって、県内中小企業は、2021年度は2020年度に比べても国や県、市の各支援金が3分の1になるなど、大変な経営を余儀なくされているのが実態です。これまで時短要請協力金など県の支援策は一定評価できますが、もう一歩進んで、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大傾向の際は、予算特別委員会でも県内の事業所の状況も聞きながら、必要があれば検討すると言われたように、また、中小企業活性化条例にもあるように、中小企業が屋台骨としての役割を果たせるような支援策の拡充や創設をすべきだと考えます。そして何よりも、中小零細企業に大きな負担を強いる来年10月からのインボイス制度導入の中止と、消費税は廃止を目指しながら当面は5%への減税を実現すべく国に求めるべきです。

今回も企業立地推進事業として16億5,400万円を計上しています。2022年度は製造業など49社へ補助を出すと言っていますが、大企業は補助金があるから立地するものではなく、土地や人など利活用が優位だから立地するものです。大企業誘致のために補助金を出すのではなく、県内で地について頑張っている中小企業にこそ補助金を使うべきであると強く求めます。

3点目に、早急なデジタル化の進行で個人情報の流出が心配される施策が計上されていることです。

デジタル化は県民の利便性の向上のためには必要などころもあります。それは個人の情報が漏れないこと、連携されないこと、流出しないことなどが前提であり、企業のもうけの対象にするものではありません。

県はマイナンバーカード取得率向上のため、大分県版マイナポイントなどで2022年度までにほとんどの県民が取得するよう取組を強めると言っていますが、取得しないのは情報流出や情報の一元管理、プロファイリングの危険性など多くの県民が不安を感じているからです。県として、情報の一元管理にはならない、県職員の一人一人にセキュリティに対する研修をすると言っただけであり、これまでの情報流出事件やデジタル庁設置などが示しているように、全くの実効性がありません。

そして国は、こども家庭庁の来年4月発足に伴い、その基本方針で、各地方公共団体で個々の子どもや家庭の状況、支援内容に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に連携集約するデジタル基盤の整備を挙げています。これこそ情報連携であり、将来的に情報をオープンデータ化し、民間のもうけの対象にしようとするものでしかありません。

また、地方公共団体情報システムの標準化についても、地方自治体の住民への暮らし向上の施策を縛ることにつながり、直ちに中止すべきものです。

さらに教育分野においても教育デジタル化の推進で、マイナンバーとの対応や、GIGAスクールによるICT活用など進められようとしています。国のデジタル推進はビックデータの民間開放が原則であり、もうけの対象となります。

早急なるデジタル化は人的ミス、技術的ミスなどを生じ、個人情報流出してしまう危険性もあります。子どもたちの学習の手助けになるICTは必要ですが、ICTを主体とした学習の在り方は是正すべきです。

4点目には、いまだに部落差別解消と言って同和関連予算の計上をしていることです。今回も部落差別解消推進事業として相変わらずの8

20万円の委託料という補助金を、地域に詳しい運動団体だからとして予算計上しています。

インターネット上、悪質な書き込みが見られるとして予算の正当化をしていますが、それらは教育など一般施策の中で解決できるものです。人が心の中で思うことまで規制をかけようとする姿勢は憲法違反と断じなければなりません。

そのような姿勢は今回予算外議案として提案されている大分県人権尊重社会づくり推進条例の改正箇所の随所に「部落差別等」や「部落差別をはじめ」など文言が書き込まれていることにもつながっています。人権審議会でも、題名に一つの固有の人権を挙げていることに違和感がある、条例の名称も現行のままでよいという意見が多数を占めているにもかかわらず、県として総合的に判断したとあって審議会などの意見に耳を貸さない姿勢は重大であり、意見を尊重していないこととなります。こんな姿勢だからいまだに部落問題で予算を計上するのはいい加減予算化すべきではないではありませんか。その削除を求めます。

さらに教育分野でも同和教育で、子どもたちが主体的に深い学びを行うための事業がありますが、それは同和教育ではなく一般的な施策の中で行うべきです。

同和関連教育予算を削減し、その予算を特別支援学級の施設設置基準に合致した改修を早急に実施することなど他の施策に使うべきです。

五つ目には、県民の安全と中小企業への仕事起こし予算を増やすことです。

予算の中で身近な道改善事業や通学路整備、歩道・路肩などの整備、洪水時河川情報提供事業や監視カメラ等設置でも、要望する市町村に対して2分の1補助するなど、河川周辺住民の不安解消のための予算など評価できるものも含まれています。

また、今回予算特別委員会でも明らかとなりましたが、県議団として求めてきた公営住宅の60歳未満単身者入居についても、高齢者や子育て世代の入居の妨げにならない場合は入居が可能となる施策が今年4月1日より実施されます。県内の県営住宅の自治機能の強化のために

も必要なものであり、評価します。

住宅改善事業の子育て・高齢者世帯住環境整備事業は否定するものではありませんが、コロナ禍で疲弊している中小建設業者の仕事起こしに大きく貢献する一般的な住宅リフォーム助成制度を実施すべきです。

この制度の経済効果は二次波及も考えれば補助の17倍の波及効果があり、仕事起こしだけではなく、雇用者所得の誘発就業者増や住民税の税収増にもつながります。さらに住宅の長寿命化のためにも実施すべきです。次回の予算に反映させていただきたいと思います。

六つ目には、県内農林水産業の振興を図ることです。

農林水産業は大分県の基幹産業ですが、その産出額は九州最下位となっています。輸出拡大や、白ねぎ、ベリーズなど生産拡大策も大切ですが、国連でも言われている家族農業の10年の観点に立ち、小規模農家等への支援に力を入れ、国内生産の確保が今こそ必要です。

また、最近の輸入飼料や原油の高騰によってますます経営が厳しくなっています。県内農林水産業の振興のためには、支援の拡充と国内農業を破壊してしまうTPP、日欧EPA、日米FTAなどから直ちに脱退し、地に足の着いた農林水産業の振興に取り組むべきです。今突き付けられている現実、食料、種、肥料、飼料などを海外に依存している国民の命は守れないということです。

また、里山を破壊し、災害を招いてしまい、さらに地域住民の同意なきメガソーラー建設は中止すべきであり、林地開発許可は地元の同意を必須条件とするべきです。

7番目には、警察の違法捜査をしっかり監視する体制をつくること。

DNA型等については、取扱規則にのっとって取り扱っていると予算特別委員会で述べています。しかし、個人情報保護法では、利用する必要がなくなったときは削除すると規定されていますが、それは警察内部で処理されるものであり、削除されたかどうかは第三者には確認できません。最高の個人情報と言われるDNA型

がこのような形で警察庁に保管されていることに大きな違和感を覚えます。

そして、今回の予算には、以前、全国的な大問題になった別府の組合事務所盗撮事件にも使用されたデジタルズームカメラ等のリースとして35台、363万円が予算計上されています。また、今年2月では155台のビデオカメラ等の機器があるとされています。

このカメラなどは2021年では47件捜査で使用されていますが、どのような事件で使われていたかは明らかにされていません。このような予算の支出には反対します。

以上で2022年度の一般会計予算に対する討論を終わります。

続いて、各特別会計予算についてです。

第6号議案2022年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算について。

流通業務団地では、2021年度の方譲率が1・2工区で96.44%、3工区では63.32%となっています。販売促進に奮闘された県職員の結果が数字にも表れています。しかし、起債残高も2021年度末には26億9,100万となります。分譲が進まなければ利子の負担などが増え、販売単価の上昇につながり、ますます分譲が進まなくなる危険性があります。分譲完了の当初目標は平成15年度でしたが、いまだに完売の時期を明確にできない状況であり、負の遺産です。

第10号議案2022年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算についてです。

今回13億8,400万円の予算は、6号地C-2地区の維持及び借金払いのための公債費に計上されている予算です。県としてその売却に頑張っていますが、売却が進まなければ、さらなる利子払いの負担だけが大きくなってしまいます。このような塩漬け土地のための予算には反対します。

第11号議案2022年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について。

これは港湾管理と重要港湾などの施設建設、ガントリークレーンの更新等を目的とし、48億5,500万円もの予算を計上している事業

です。一部の大企業のための事業に県民の税金を投入することには反対します。

第15号議案2022年度大分県工業用水道事業会計予算についてです。

この事業会計は、低廉で豊富な水を臨海工業地帯等の大企業群に供給する事業会計です。大企業群に供給している水の料金は、一般家庭の水道代の14分の1から24分の1となっています。正に大企業優遇の水道行政です。

また、日本製鉄、鶴崎共同動力、エネオスなどに工業用として安く仕入れた水を、船舶などへ飲料水として1トン当たり182円から197円で転売し、収入を上げていることなど、到底県民は納得できません。このような予算には反対します。

以上、討論終結にあたり、今季で退職される県執行部及び職員の皆様方へ。長きにわたり住民サービス向上のため、公務現場で奮闘されてきた皆様に感謝します。今後、地方自治法の問題と活動されてきた経験を生かし、地域においても御活躍されることを祈念し、感謝の言葉とします。

以上で各予算議案に対する討論を終わります。
(拍手)

御手洗議長 駕海豊君。

[駕海議員登壇]

駕海議員 おはようございます。自由民主党の駕海豊です。

私は自由民主党を代表して、令和4年度大分県一般会計当初予算案並びにその他の予算議案に対する予算特別委員長の報告について、賛成の立場から討論を行います。

我が会派では、様々な地域や団体からいただいた声を、時期を捉え、知事をはじめ、関係部長に要望、提案してきましたが、それらに十分応えていただいた予算案となっています。

令和4年度予算については、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底と社会経済の再活性化に加え、人口ビジョンの実現に向けた大分県版地方創生の加速、さらに、DXの推進、先端技術の活用、宇宙への挑戦など、ポストコロナに向けた構造改革の三つを基本方針として取り組

むこととしており、9年連続のプラスの積極予算を編成、また、特別枠であるポストコロナおおいした挑戦枠には23億円、109の事業を盛り込むなど、その内容についても充実した予算となっています。

我が会派は、新型コロナへの守りを固めつつ、進展する技術革新を広範に取り込み、ポストコロナ社会における大分県づくりを力強く展開する広瀬知事の熱い思いと、その姿勢を高く評価するものであり、今後一層の御尽力をお願いする次第です。

さて、予算案の具体的な内容を見てみると、様々な施策を積極的に講じています。

まずは新型コロナウイルス感染症対策の強化です。感染の予防から早期発見、早期治療まで対応に万全を期すため、3回目のワクチン接種の推進やPCR等検査の無償化、入院病床・宿泊療養施設の確保に予算が投じられています。また、医療提供体制のさらなる強靱化として救急医の増加に向けた医師研修資金貸与条例の改正や、感染管理認定看護師の資格取得支援にも取り組むこととしています。

コロナ禍で停滞した県経済の再興に向けて、経済活動を活性化させることが大切です。当初予算に計上している事業はもとより、新たなG o T o トラベルなどの国による総需要喚起策や地域消費喚起プレミアム商品券などにより、経済の再興に向けた対応をお願いしたいと思いません。

次に、三つの日本一に向けた挑戦です。

子育て満足度日本一については、まず、好調な出会いサポートセンターによる結婚応援を充実させ、AIが相性のよい相手を提案するマッチングシステムの導入が計上されています。また、4月から公的医療保険が適用される不妊治療について、保険適用されない先進医療に係る自己負担を、保険治療と同様におおむね3割となるよう助成することとしています。

また、支援の必要な子どもへの対応も充実させています。

ヤングケアラーについては、本人や家族を含めて社会的認知度を高めていくとともに、いつ

でも相談できるようSNS等の相談窓口が設置されます。さらに、学習障がいなどの症状があるにもかかわらず、発達障がいの確定診断には至らない子どもへの支援に向け、就学前後の支援体制を構築するほか、医療的ケア児に対する相談体制を構築するため、医療的ケア児支援センターを設置することとしています。

次に、健康寿命日本一です。令和元年の健康寿命に関する調査では、男性が全国1位となり、女性も4位と大きく飛躍しました。これまでの取組が功を奏した結果だと思えます。今後も県民総参加の健康づくり運動に取り組んでいただきたいと思えます。

また、障がい者雇用率日本一については、その達成に向け、就労系事業所を対象に、一般就労の実績に応じた奨励金制度を創設するほか、県立さくらの杜高等支援学校では、特別支援学校からの一般就労を促進するため予算が計上されており、これらの事業が障がい者雇用率を押し上げられることを期待しています。

これら三つの日本一の達成は、県民が安心を実感できる社会の実現に向け大きな推進力となることから、引き続き我が会派も全面的に支援していきます。

また、人口増対策として移住・定住の促進にも積極的な予算編成がなされています。

現在、移住者のスキル習得から移住・就職までのワンストップ支援に力を注いでいますが、これまでのIT分野に加え、さらに支援対象に保育や介護、看護の3職種を加えるなど、より幅広く移住者の仕事確保を応援することとしています。

また、空き家を求める移住者などに、建築士や宅地建物取引士、行政職員などによるマッチングチームを県下6ブロックで編成し、物件交渉等を支援するほか、空き家の購入、改修や家財処分への助成が行われます。

県土の強靱化に向けては、昨年第4回定例会で既に可決された令和3年度補正予算（第11号）において、国の関連予算を最大限受け入れていますが、頻発・激甚化する自然災害への対応に向け、当初予算案とあわせた16か月予算

として、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化や急傾斜地崩壊防止などにしっかりと取り組んでいたきたいと思います。

次に、農林水産業についてです。本県の農林水産業をめぐる情勢は、農業産出額の低迷、担い手の高齢化など危機的な状況の中、生産者、関係団体、行政が一体となり、生産から販売まで一貫した取組による農林水産業の成長産業化が必要です。

そのため、農業では重点的な取組として、マーケットニーズが高い短期集中県域支援品目である、ねぎ、ピーマン、ベリーツ、高糖度かんしょの4品目について、共同調製場の整備などの生産拡大と販路開拓アドバイザーの設置などによる販路開拓を実施し、JA全農おおいなどが行う産地課題の解決と販売促進活動を支援することとしています。

また、農業分野以外にも畜産、林業、水産業の分野で意欲的な取組が盛り込まれています。

畜産では、繁殖農家で生まれた和牛子牛を預かり、共同育成するキャトルステーションの整備や、生産力の高い酪農経営体制を構築するため、県酪農業協同組合に生乳分析機の導入を支援するなどの予算が計上されています。

林業では、市場での流通が限定的な大径材の製品化と販路確立に向けた対策も盛り込まれています。また、11月には全国育樹祭大分県大会が控えています。ぜひとも成功させ、そのレガシーを今後の森林・林業教育に生かしていただきたいと思います。

水産業では、令和3年の天然モジャコ不漁によるブリ取扱量の減少という課題を解決し、種苗の安定確保を図るため、ブリ養殖の種苗に使う小型天然モジャコの育苗手法確立を目指しています。

次に、商工業の振興についてです。長引くコロナ禍により中小企業・小規模事業者の多くは業績回復が遅れています。そういった状況から、まず、県制度資金において、新型コロナ対応の独自の特別資金や過去最大となる1千億円の新規融資枠を前年度に引き続き確保するなど、中小企業等の経営状況に合わせた金融支援策を盛

り込んでいます。

ポストコロナを見据えた企業の体質強化に向けては、DXの実践を推進し、経営者の理解促進に向けたセミナーや相談会を開催するほか、IT企業の伴走により、多様な業種でDXを試行し、好事例を横展開することとしています。

また、経済活動の基盤を拡大する企業誘致について、10ヘクタールを超える広大な工業用地の需要の高まりを受けて、大規模工業団地の整備に対する市町村補助を拡充するとともに、民間ディベロッパーなども開発事業に取り込みながら、団地確保を加速することとしています。

先端技術への挑戦について、当初予算案には、多様な分野でDXを推進するための事業が計上されています。交通分野では、大分空港起点のMa a Sを実証する事業が、介護分野では、県社会福祉介護研修センターにDXアドバイザーを配置し、県内事業所の介護記録の音声入力システムなどの導入からフォローアップまでの支援が盛り込まれています。

全国に先駆けて実証実験を始めた本県のドローン物流については、運航事業者の育成、収益モデルの検証など、ビジネス化をにらんだ運航体制の構築に本格着手しています。また、県と民間企業との共同によって、ドローンの飛行性能を評価するドローンアナライザーを開発し、県産業科学技術センターに導入していますが、今後、機体認証制度に合致した性能試験の手法を確立し、実績を重ね、本県がドローン産業の拠点になっていくよう期待しています。

観光業の復活として、自然体験型の観光コンテンツに対応したアウトドアガイド認証制度の創設、ツール・ド・九州2023を契機としたサイクルツーリズムを県下全域に広げるための滞在型モデルコースの造成などが行われます。

日中韓交流の東アジア文化都市2022も、5月22日の開幕式典を皮切りに、県民総参加の多彩な関連行事が各地域で開催されます。インバウンドの回復に向け、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、教育県大分の創造です。ICT教育をさらに進めるため、一人1台端末の機能をフル

活用した授業が展開できるよう、ICT教育サポーターを学校現場へ派遣するほか、タブレット活用の優良事例などを集約したポータルサイトを開設し、教員のICTを活用した授業の充実を図る内容となっています。

女性の活躍推進については、私立学校の女子生徒などに対して、ものづくり企業の職場体験会などを実施し、理工系への進路選択の幅の拡大に向け取り組むこととしています。また、私学に対しても、ICT教育などの支援を拡充し、魅力ある学校づくりを後押しすることとしています。

地方創生を加速前進させるために公立、私立を問わず次代を担う人材の確保、育成に向け、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上のことから、我が会派としては、上程された全ての予算案について賛成するものです。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済の再活性化など、本予算案に計上された事業については、早期に着手し事業効果が速やかに県民に還元されるよう要望して、我が会派の賛成討論を終わります。

御手洗議長 馬場林君。

〔馬場議員登壇〕

馬場議員 おはようございます。県民クラブの馬場林です。

第1号議案令和4年度一般会計予算案並びにその他の予算案に対する予算特別委員長の報告について、賛成の立場で県民クラブを代表して討論を行います。

まず、当初予算案ですが、金額にして前年度比2.2%増、新型コロナウイルス感染症対策の強化、県経済の再興を軸とし、歳入においては、県税が13.6%増、とりわけ法人2税については、大幅な増収増を見込んでいます。コロナ禍が長期化する中、大きなダメージを受けた事業所がある一方、堅調な事業者、また、コロナ禍ゆえに多忙を極めている事業所もあるのも事実です。

予測し得ない急激な社会、経済情勢の変化から、県民生活、県内事業者を守り、将来の健全な財政運営の継続を見据えつつ、ポストコロナ

社会に向けた希望が見えてくる予算の執行を希望するものです。

コロナ禍を通じ、地方への移住をその選択肢として考える方が増えています。移住決断の最大の課題となる仕事について、そのサポート施策の拡大が盛り込まれています。本県での具体的な職業生活がイメージでき、そして、移住後もずっと大分で働き、生活していきたいと思えるよう、切れ目のないサポートをお願いします。

そして、アジア初の水平型宇宙港の実現、ホーバークラフト復活と大分空港の利活用について県民の関心、期待が高まっています。ホーバークラフト復活については、県民に向けて丁寧に分かりやすい進捗状況の情報発信に加え、既存バス路線とは相互補完、共存共栄の関係があってこそ空港へのアクセス改善につながるという前提で事業を推進するようお願いいたします。

2019年の厚生労働省の国民生活基礎調査で、本県の男性の健康寿命が全国1位、女性は全国4位となりました。これは職場ぐるみの健康づくり、おおいた歩得（あるとつく）の開発など官民挙げての地道な取組の成果だと思えます。今後も男女共に健康寿命日本一に向けた取組を推進していただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は感染力の強いオミクロン株による第6波が発生し、現在は減少傾向にありますが、まだ注意を要する状況となっています。そのような中、知事をはじめ、それぞれの部局で感染対策についての職務を遂行される皆さんに感謝します。

第5波や第6波での経験を踏まえ、ワクチン接種の体制整備、PCR検査等の無償化、入院・宿泊療養施設の確保など感染予防から早期発見、早期治療までの予算化が計上されています。

県民の皆さんが安心して生活していけるためにも、第6波の早期収束と新たな変異株に対応できる体制を整えていただきたいと思います。

ヤングケアラー等の支援について、来年度は、これまで十分な支援が行き届いていなかった子どもたちへの対応に注力したいと知事は提案理由の中で述べられています。

まず、子どもたち自身や大人が気付くこと、

そして、相談しやすい環境をつくり、早期発見把握をし、個別支援計画を立て、具体的に支援していくことが求められています。これらの一連の取組の中で、教育現場との連携がとても大切だと思いますので、十分な連携を取っていただきたいと思います。

また、ヤングケアラーの支援とともに、発達障がい確定診断に至らない子どもたちや医療的ケアを常時要する子どもたちとその家族への支援もお願いします。

昨日、防衛省から日出生台における米軍実弾射撃訓練が4月16日から4月27日までの12日間実施されると発表がありました。これまで県として、九州防衛局に早期の訓練日程の開示や協定の遵守等について要請を行っていただいているのですが、これからも県民の不安解消と安全安心を確保するために、協定等の遵守、新型コロナウイルス感染症対策等を米軍に求めることを国へ働きかけていただくとともに、将来にわたる縮小、廃止に向けても取り組んでいただきたいと願います。

長引くコロナ禍で、県経済は大きなダメージを受けています。飲食、宿泊、公共交通をはじめ、本県の主力産業である観光関連の景況は深刻で、まん延防止等重点措置解除後も客足は戻らず、卸業など関連の事業所も相当の痛手です。

当初予算には、県制度資金の預託財源、また、ポストコロナを見据えた国内誘客など社会経済再活性化に対する予算が計上されていますが、苦しい境地にある事業者にスピード感を持って対応し、必要な施策を効果的に講じていただきたいと願います。

また、景気低迷が長引けば、新たな就職氷河期の到来となりかねません。スペースポートに必要な宇宙関連産業の誘致に加え、コロナ禍で広がったデジタル化の波を捉え、DXの推進を通じた新産業の創出など、雇用対策の強化も極めて重要です。

一方、コロナ禍を通じて物価上昇が続いてきた中に、ロシアのウクライナ侵攻による影響も加わり、石油、LNGばかりか、小麦や、ひいてはそばの価格もどこまで高騰するか見通せず、

経営不安は増すばかりです。

特にエネルギー価格の上昇は、県民の日々の暮らしはもちろん、業種や企業規模にかかわらず、ほぼ全ての事業者に影響する大変な問題です。ガソリン価格高騰については、国において実効ある措置が取られるよう期待しますが、その他、原材料価格等の高騰に対しても、何らかの対策が必要であることを国に要請いただきたいと思います。

農林水産業は、県下の地域の活性化に直結する重要な産業であることは多くの方々に御理解いただけたところだと思います。

本県の2019年農業産出額について、2018年の農業産出額をさらに下回る状況であることが昨年3月に公表され、農林水産部では大分県農業非常事態を宣言し、大分県農業総合戦力会議を立ち上げ、生産者、農業団体、行政が現状の課題と対応策について議論を重ねてられました。そして、JAグループ大分の大分県農業の再生に向けた行動宣言として発せられました。

特に、2022年度に向けた大分県農協の営農指導体制の強化、営農指導員の能力向上、営農指導業務の効率化について、行動していくこととしています。

予算規模としては、ほぼ例年並みの予算額ですが、それぞれの事業が農業に限らず農林水産業就業者の所得向上と元気づくりに結び付くように農林漁家、JAなどの生産者団体、市町村や県とが一体となって取り組み、成果を上げていただきたいと思います。

土木建築部では、昨年に引き続き、強靱な県土づくりと危機管理体制の充実、まち・ひと・しごとを支える交通ネットワークの充実を施策の中心課題に位置付け、多くの事業を予算化しています。

2019年7月の豪雨で大きな被害を受けた地域では、県の迅速な災害対策によって復旧・復興の道筋も見え、着実に取組が進んでいます。しかしながら、今後も地球温暖化の影響などが原因とされる激しい大雨の発生が予測され、総合的な治水対策はますます重要になると考えら

れます。より災害に強い治水対策に向け、力を尽くしていただきたいと思います。

今定例会では、国の5か年加速化対策を積極的に活用した県土の強靱化の推進や、広域交通ネットワーク等の整備を推進する予算案が提案されました。南海トラフ地震への対応を含め、県と国の強靱化事業を組み合わせながら、積極的な対策事業を進めてほしいと考えます。

一方、少子化の中で人手不足が深刻な課題となっています。これまで以上に関係機関との連携強化を図りながら、男女ともに働きやすい就業環境の改善やU I Jターンの促進などとともに、土木建設事業の魅力強く発信していく工夫が重要なポイントではないでしょうか。今後の建築産業を担う人材確保と人材育成の取組を強く進められるよう期待しています。

教育委員会関係における一番の課題は、教職員不足だと考えます。今回、教員採用試験において、2021年度1次試験を合格した方について、22年度は1次試験免除と変更しています。勤務しながら採用試験に臨む臨時講師にとって負担軽減できることから、とてもいいことだと考えます。

このように、採用手法は緩和されていますが、これに伴い、臨時講師不足が深刻となっています。教育委員会として、産休・育休代替の早期配置など様々な施策を進めていますが、配置しようにもその人材がない状況が起きています。

これから、大学の教員養成課程の定員拡大などの取組が必要です。また、本県においては、小中学校教員の広域異動施策など、他県の教員に比べ負担が大きいものについては検討が必要ではないかと考えます。

予算案では、一人1台のタブレットを活用した取組の推進として指導者の配置等も行われます。効果的な取組を期待するとともに、他方、紙と鉛筆を使った基礎的な学習がおろそかにならないよう配慮が必要なことも指摘しておきます。

警察関係については、特筆すべきは特殊詐欺の被害額の減少です。2020年、被害額が約2億9,400万円だったものを、2021年、

3分の1以下である約8,200万円に抑えることができたことは、これまでの取組が実を結びつつあるものと考えます。しかしながら、被害者の増加、巧妙な手口に対し、引き続き未然に防ぐ取組をお願いします。

最後になりますが、今年度退職を迎える本会議場におられる皆さん、そして、県職員の皆さん、教職員、県警職員、関係機関職員の皆様に、これまでの御労苦に対し感謝を申し上げ、今後も御健勝で県勢発展に御支援いただきますことをお願いし、県民クラブを代表しての賛成討論とします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

御手洗議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第2号議案から第5号議案まで、第7号議案から第9号議案まで及び第12号議案から第14号議案までについて採決します。

各案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第1号議案、第6号議案、第10号議案、第11号議案及び第15号議案について、起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

各案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

御手洗議長 起立多数であります。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

—————→…←—————
日程第2 第16号議案から第39号議案まで及び第1号報告並びに請願14、請願15

（議題、常任委員長の報告、質疑、

討論、採決)

御手洗議長 日程第2、日程第2の各案件を一括議題とし、これより各委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境副委員長今吉次郎君。

〔今吉議員登壇〕

今吉福祉保健生活環境副委員長 福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案8件及び請願2件です。

委員会は、去る18日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第22号議案大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について、第23号議案大分県医師研修資金貸与条例の一部改正について、第24号議案大分県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部改正について、第25号議案大分県介護福祉士等修学資金貸与条例の廃止について、第26号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、第27号議案大分県自然海浜保全地区条例の一部改正について、第28号議案大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について及び第29号議案権利の放棄については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

次に、請願14子どもたちへの新型コロナワクチン接種に関して配慮を求めることについては、採択すべきものと、全会一致をもって決定しました。

次に、請願152022年度年金支給額引き下げ中止を求める意見書の提出については、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定しました。

なお、第22号議案については土木建築委員会及び文教警察委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にしました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告とします。

御手洗議長 商工観光労働企業副委員長太田正美君。

〔太田議員登壇〕

太田商工観光労働企業副委員長 おはようございます。商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案1件及び報告1件です。

委員会は、去る17日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第30号議案大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと、第1号報告令和3年度大分県一般会計補正予算(第12号)のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告とします。

御手洗議長 農林水産委員長後藤慎太郎君。

〔後藤議員登壇〕

後藤農林水産委員長 農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案3件及び前回継続審査となった請願1件です。

委員会は、去る17日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第31号議案令和4年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、第32号議案権利の放棄について及び第33号議案大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

次に、継続請願12コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出については、さらに審査を要するので、別途、議長宛て閉会中継続審査の申出をしました。

以上をもって農林水産委員会の報告とします。

御手洗議長 土木建築委員長大友栄二君。

〔大友議員登壇〕

大友土木建築委員長 土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案6件です。

委員会は、去る17日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第34号議案大分県道路占用料徴収条例等の一部改正について、第35号議案令和4年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、第36号議案工事請負契約の締結について、第37号議案工事請負契約の締結について、第38号議案工事請負契約の締結について及び第39号議案工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって土木建築委員会の報告とします。

御手洗議長 総務企画副委員長清田哲也君。

〔清田議員登壇〕

清田総務企画副委員長 総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案6件、報告1件です。

委員会は、去る18日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第16号議案包括外部監査契約の締結について、第18号議案職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について、第19号議案職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正については、全会一致をもって、第17号議案大分県個人情報保護条例等の一部改正について及び第20号議案職員の給与に関する条例等の一部改正については、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、第1号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第12号）についてのうち本委員会関係部分については、承認すべきものと、全会一致をもって決定しました。

なお、第17号議案については福祉保健生活環境委員会に、第18号議案については文教警察委員会に、第21号議案については他の全委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にしました。

以上をもって総務企画委員会の報告とします。

御手洗議長 以上で委員長の報告は終わりました。

た。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。猿渡久子君。

〔猿渡議員登壇〕

猿渡議員 日本共産党の猿渡久子です。予算外議案などについて討論を行います。

まず、第17号議案大分県個人情報保護条例等の一部改正についてです。

今回の条例改正は個人情報保護法の改正に伴い条例の改正を行うものですが、今回の個人情報保護法改正そのものに様々な問題があります。以下、問題点を指摘します。

デジタル関連法の施行とともに、強力な権限を持つデジタル庁が発足しました。これによって、コロナ対策をはじめ様々な問題が解決するかのように言いますが、同法が目指すのは、行政機関などが保有する個人情報を企業のもうけのために利活用する仕組みづくりにほかなりません。個人情報保護をないがしろにすることは許されません。

個人情報の不正な流用や本人の同意を得ない第三者提供が後を絶ちません。プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないよう関与する権利、自己情報コントロール権、情報の自己決定権を保障することこそ急務です。

しかし自公政権は、行政機関などが持つ個人データを、特定の個人を容易に識別できないよう加工すれば本人の同意なしに第三者に提供できる仕組みを導入し、さらに、デジタル関連法によって利活用の邪魔になる規制を緩和しました。

行政、民間、独立行政法人で別建ての法律だったものを個人情報保護法で一元化し、保護の対象となる公的部門の個人情報の範囲を狭めます。

また、地方公共団体に対しては、来年をめど

に自治体独自の個人情報保護条例を一旦リセットし、全国共通のルールを設けた上で、自治体独自の保護措置は最小限に制限します。自治体が条例で国より強い規制をすることに縛りがかかります。

デジタル関連法が国と地方自治体の情報システムの共同化・集約を掲げ、国基準に合ったシステムの利用を自治体に義務付けていることも重大です。国のシステムに合わない自治体独自の施策が制限されかねません。自治体本来の役目である住民福祉の向上に逆行します。

このような問題のある背景を抱える個人情報保護法の改正に基づく条例の改正には反対します。

次に、第20号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について反対です。

これは、人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国や各県の給与改定等の事情を考慮して、職員の期末手当を引き下げようとするものです。正規職員は0.15月分、再任用職員や任期付職員などは0.1月分の引下げとなる条例案です。これを実施すれば、任期付職員などを含めた県職員だけでも17億8,900万円もの期末手当の削減となり、将来の年金等にも影響が出ます。国家公務員や市町村職員を含めた県下全体の公務員給与の減額総額はさらに大きくなります。国が進めようとしている賃金アップの政策とも逆行しており、コロナ禍で痛めつけられた地域経済の立て直しにもマイナスになるため、コロナ禍で奮闘している公務員の給与は引き下げるべきではないと考えます。

次に、第28号議案大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正についてです。

SNS等による誹謗中傷、性的少数者や感染症に伴う偏見や差別を解消すべき課題として前文に明記することについては評価するものです。しかし、条例名を大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例にするというもので、これに反対です。また、改正案の随所にも「部落差別等」や「部落差別をはじめ」などと「部落差別」の文言が散りばめられており、こうした文言は削除

すべきと考えます。水平社創立以来100年にわたる国民の運動や行政側の差別解消の取組によって、基本的には部落問題は解消されているという現在の到達点を無視し、差別解消に逆行するものだと考えます。

条例改正の背景の第1に県民意識調査で、同和地区の人と結婚する場合、何らかの形で反対が約6割に上るとしていますが、架空の同和地区を前提にした設問自体が部落差別の掘り起こしと助長、拡大を誘発、誘導するものであり、改定の根拠となり得ないと考えます。また、婚姻の成立は、憲法24条に定められているように両性の合意のみとされ、これを阻害するような他者の関与を両親といえども排除しており、この点でも設問自体の違憲性は明白であり、改正の背景の根拠とはなり得ません。

この設問は、あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますかというものです。また、あなたは、住宅を購入したり、アパートを借りるなど不動産を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望に沿っていても、その他の条件により避けることがあると思いますかという設問に、(1)同和地区の地域内である、(2)小学校区が同和地区と同じ区域になるなどの回答から、1、避けると思う、2、避けないと思うなど5項目から選ぶ形になっているものもあります。

こうした架空の同和地区を前提にした設問自体が差別を助長し誘発するものであり、これらの調査そのものに問題があると言わざるを得ません。

都道府県の課の名前に部落差別解消という言葉を含むのは大分県だけであり、フィールドワークを行政主催で実施している自治体も県外には見当たりません。

条例の一部改正(案)についてのパブリックコメントにおいても、条例の名称も現行のものでとても分かりやすく、改正の必要があるのか。様々な人権問題がある中で部落差別の問題を取り立てて表記することに違和感を覚えるという御意見や、条例名はなるべくシンプルなものがよく、現行の名称は非常に分かりやすく優れて

いるという御意見が、全4件中2件寄せられています。

人権審議会でも、部落差別解消の言葉を条例名に入れることに違和感を覚える、疑問に思うなどの意見が多数であるにもかかわらず、審議会の意見が尊重されていません。パブリックコメントや人権審議会の多数意見を尊重すべきです。

以上3点の条例改正には反対します。

次に、請願152022年度年金支給額引き下げ中止を国に求める請願書について賛成の立場から討論します。

岸田政権は、4月からの公的年金額を前年度より0.4%削減しようとしており、2年連続の削減です。厚生労働省の試算では、老齢基礎年金満額の場合、月259円の削減で6万4,816円に、老齢厚生年金の場合は、標準的な夫婦世帯で月903円の削減で、21万9,593円にしようとするものです。食料品やガソリン代などの値上げが続く中、年金額削減は今でも苦しい家計をますます悪化させるもので、健全な国民生活の維持及び向上に寄与するという公的年金制度の目的に逆行しています。年金生活者に対しての1人5千円の給付金の支給が決まりましたが、これは年金生活が厳しいものであることを政府・与党が認めているためであり、給付金ではなく年金額の引下げ中止こそ求められています。

以上の請願については、採択していただきたいと考えます。御賛同をよろしくお願いします。

最後になりましたが、長年にわたり県政に貢献され3月をもって退職される職員の皆さま方に感謝します。特に近年は前例のない大規模な災害や感染症などへの対応に各分野で奮闘されたことに敬意を表し、今後ともこれまでの経験を生かして御活躍されることを祈念し、感謝の言葉とします。

以上で討論を終わります。(拍手)

御手洗議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第16号議案、第18号議案、第19号議案、第21号議案から第27号議案まで、第29号議案から第39号議案まで及び第1号報告並びに請願14について採決します。

各案件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、第17号議案、第20号議案及び第28号議案について、起立により採決します。

各案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

御手洗議長 起立多数であります。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願15について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択ですが、採択について採決します。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

御手洗議長 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

日程第3 第55号議案及び第56号議案

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

御手洗議長 日程第3、第55号議案及び第56号議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 初めに、新型コロナウイルス感染症について御報告します。

お陰さまで、新規感染者数や病床使用率などは改善基調が続いています。県内状況は好転しています。全国的にも、今月21日をもって、まん延防止等重点措置が約2か月半ぶりに全面

解除となりました。今後、社会経済の再活性化にさらに力を入れていきます。

しかし、油断は禁物です。年度替わりに伴い、これから人の往来が活発化し、歓迎会など会食の機会も増えていきます。県民の皆様には、常時の換気、不織布マスクの適切な着用、密の回避など、基本的な感染対策の徹底、継続をお願いします。また、飲食の際には認証店を利用し、会話時のマスク着用のほか、同一テーブルを4人以下とするなど配席にも工夫をいただきますよう、重ねてお願いします。

ともあれ、ここまで状況が落ち着いてきたのも、感染対策に対する県民の皆様の御理解、御協力、そして、医療関係者の皆様の変わらぬ御尽力のお陰です。改めて御礼申し上げます。

なお、今回は、感染力の強い変異株で、議員の中にも感染された方がおられると伺っています。心からお見舞い申し上げます。

ただいま上程された人事議案について説明します。

第55号議案監査委員の選任については、県議会議員のうちから選任する監査委員について、駕海豊氏及び戸高賢史氏を選任することについて、第56号議案収用委員会委員及び予備委員の任命については、委員直野清光氏及び予備委員井上正文氏の任期が6月19日で満了するため、委員として直野清光氏を、予備委員として井上正文氏を再任することについて、それぞれ議会の同意をお願いするものです。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

御手洗議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。両案は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、両案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第55号議案について採決します。

〔駕海議員退場〕

御手洗議長 初めに、駕海豊君について採決します。

駕海豊君の監査委員選任に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、駕海豊君の監査委員選任に同意することに決定しました。

〔駕海議員入場、戸高議員退場〕

御手洗議長 次に、戸高賢史君について採決します。

戸高賢史君の監査委員選任に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、戸高賢史君の監査委員選任に同意することに決定しました。

〔戸高議員入場〕

御手洗議長 次に、第56号議案について採決します。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

—————→…←—————
日程第4 議員提出第2号議案から議員提出第5号議案まで

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

御手洗議長 日程第4、議員提出第2号議案から第5号議案までを一括議題とします。

—————→…←—————
議員提出第2号議案 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書

議員提出第3号議案 医学部入学定員削減の方向性を見直し、医療現場、地域医療の実態に即し、医師数をOECD平均以上の水準とするよう求める意見書

議員提出第4号議案 女性や子どもの自殺防止対策の強化を求める意見書

議員提出第5号議案 日米地位協定の見直しを求める意見書

→…←

御手洗議長 提出者の説明を求めます。羽野武男君。

〔羽野議員登壇〕

羽野議員 県民クラブの羽野武男です。ただいま議題となった議員提出第2号議案から第5号議案まで一括して提案理由を説明します。

まず、議員提出第2号議案「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書についてです。

聾者の手話の習得の機会の拡大や手話文化の継承、発展を図ることは、全ての人が平等に安心して暮らせる社会を実現するために欠かせません。

そのため本県では、障がいのある人とない人が相互に人格と個性を尊重し共生する社会を実現するため、大分県手話言語条例を昨年3月に制定したところですが、国においても早期の法整備が望まれるため、国等に対し、手話言語法を制定し、手話の日の制定や、幼児やその保護者、家族への必要な支援、手話習得の機会の提供、聾者である教職員の養成など、必要な施策を講ずるよう求めるものです。

次に、議員提出第3号議案医学部入学定員削減の方向性を見直し、医療現場、地域医療の実態に即し、医師数をOECD平均以上の水準とするよう求める意見書についてです。

厚生労働省医療従事者の需給に関する検討会と医師需給分科会が1月12日に了承した第5次中間取りまとめでは、医学部入学定員の在り方や今後の医師偏在対策の方向などが整理され、早晩、医師過剰になると指摘しています。

具体的には、医師の時間外労働を年間960時間以下程度にした場合や年間720時間以下程度にした場合を想定して、医師の需要と供給が均衡する時期を算出し、その後は医師過剰となるとしていますが、年間720時間というのは、一般労働者の時間外労働の上限で、これだけでも極めて過酷と言えますが、年間960時間の想定は医師の命と健康を軽視するもので、医療事故にもつながりかねません。

また、需要と供給が均衡する医師の数を36万人としています。日本の医師数をOECD平均レベルと仮定して試算すると、約45万人となり、9万人も少ないこととなります。

医学部入学定員についても、削減していくべきという方向性が示されていますが、日本の人口10万人当たりの医学部卒業生は6.9人で、OECD平均13人の半分でしかありません。

新型コロナウイルスの感染拡大で医療逼迫が叫ばれ、医療現場での医師の過重労働による疲弊が問題となっています。今後、新たな感染症に加え、地震や津波などの自然災害の発生、高齢社会のさらなる進展を考えると、医療需要はますます伸びることが予想されるので、国等に対して2024年度以降の医学部入学定員削減の方向性を見直し、医師数をOECD平均以上の水準とするよう求めるものです。

次に、議員提出4号議案女性や子どもの自殺防止対策の強化を求める意見書についてです。

警察庁の自殺統計による全国の自殺者数は、感染拡大以前の令和元年は2万169人でしたが、コロナ感染が広がり始めた令和2年では2万1,081人と912人増加しました。その内容を見ると、男性の自殺者数が23人減少している一方で、女性の自殺者数は935人も増加しています。また、未成年者の自殺者数の増加率も高くなっています。

近年、不安定で低賃金の非正規労働者が拡大し、今や働く女性の5割以上が非正規雇用となっています。生活保護基準以下の低所得者が生活保護を利用している割合は2割程度と試算されている中、コロナ禍で非正規雇用労働者の雇用環境が悪化し、学校環境も家庭環境も大きく

変化し、子どもたちも厳しい状況となっています。このような状況を一刻も早く解消させる必要があるため、国等に対し、女性や子どもの自殺防止対策の強化に向けて、自治体と連携して全国的な自殺対策を改善、進化させることや、自殺総合対策大綱に即した対策を実現するための予算の確保、非正規労働者の待遇改善のために必要な対策を講ずることなど、案文に記載の事項について特段の措置を講ずるよう求めるものです。

最後に、議員提出第5号議案日米地位協定の見直しを求める意見書についてです。

戦後76年が経過しましたが、日本国内には多くの米軍基地が存在し、米軍関係の事件、事故が絶えない状況です。しかし、日米地位協定は締結以来、一度も見直しが行われておらず、基地外で発生する事件、事故であっても捜査や事故の処理に対して、地本の警察をはじめとする公的機関が排除される事例は珍しくありません。

沖縄、山口、広島で拡大したオミクロン株の感染は、日米地位協定によって日本政府が入国管理や検疫を免除されているため、米軍が日本政府の要請に反して基地内ですさんな水際対策や感染対策を取っていたので、在日米軍基地から感染が広がったと考えられます。

地位協定によって、米軍施設・区域では原則として国内法が適用されず、自衛隊の航空機には許されない住宅地や市街地での低空飛行や夜間非行を行う米軍の訓練を制限することさえできていません。地元自治体は米軍基地内で環境汚染が疑われたとしても、その立入調査も米軍の同意がなければできない状態です。日本と同じさきの大戦の敗戦国であるドイツやイタリアとの協定では国内法の適用もあり、実態は全く異なります。本県でも陸上自衛隊日出生台演習場で行われた在沖縄米海兵隊の実弾射撃訓練で、県と地元3市町が九州防衛局などと結んだ協定や確認書で定めた約束は破られ、米軍の夜間砲撃が繰り返され、予定日数を超えた訓練も決行されました。

全国知事会も一昨年、米軍基地負担に関する

提言を決議しており、このような状況を一刻も早く改めさせる必要があるため、国等に対し、日米地位協定を早急に改正するよう求めるものです。

案文はお手元に配付しているので、朗読は省略します。

以上で説明は終わります。御賛同くださるようよろしくお願いいたします。

御手洗議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決します。

まず、議員提出第2号議案について採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第3号議案及び第4号議案について起立により採決します。

両案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

御手洗議長 起立少数であります。

よって、両案は否決されました。

次に、議員提出第5号議案について起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

御手洗議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————→…←—————

日程第5 委員会提出第1号議案及び委員会提出第2号議案

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

御手洗議長 日程第5、委員会提出第1号議案及び第2号議案を一括議題とします。

—————→…←—————

委員会提出第1号議案 大分県議会会議規則の一部改正について

委員会提出第2号議案 大分県議会委員会条例の一部改正について

—————→…←—————

御手洗議長 提出者の説明を求めます。井上伸史君。

[井上(伸)議員登壇]

井上(伸)議員 ただいま議題となった委員会提出第1号議案及び第2号議案について、提案理由の御説明をします。

まず、委員会提出第1号議案大分県議会会議規則の一部改正についてです。

現在進めている議会デジタル化の取組の一つとして、本会議録の配付を電磁的方法による措置に変更するため、所要の改正を行うものです。

次に、委員会提出第2号議案大分県議会委員会条例の一部改正についてです。

平時、災害時、コロナ禍等にかかわらず、議会機能を十分に発揮し、議会活動のさらなる活性化を図るため、オンラインによる委員会が開催できるよう、所要の改正を行うものです。

案文はお手元に配付しているので、朗読は省略します。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく願います。

御手洗議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

なお、両案は会議規則第39条第2項の規定

により委員会に付託しません。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決します。

両案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、両案は原案のとおり可決されました。

—————→…←—————

日程第6 閉会中の継続審査及び調査の件

御手洗議長 日程第6、閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

—————→…←—————

閉会中の継続審査事件

農林水産委員会

継続請願12 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について

—————→…←—————

閉会中における常任委員会、議会運営委員会の継続調査事件

総務企画委員会

- 1、職員の進退及び身分に関する事項について
- 2、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について
- 3、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について
- 4、条例の立案に関する事項について
- 5、県行政の総合企画及び総合調整に関する事項について
- 6、国際交流及び文化振興に関する事項について
- 7、広報及び統計に関する事項について
- 8、地域振興及び交通対策に関する事項について
- 9、出納及び財産の取得管理に関する事項について
- 10、他の委員会に属さない事項について

福祉保健生活環境委員会

- 1、社会福祉に関する事項について
- 2、保健衛生に関する事項について
- 3、社会保障に関する事項について
- 4、県民生活に関する事項について
- 5、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について
- 6、男女共同参画、青少年及び学事に関する事項について
- 7、災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項について
- 8、県の病院事業に関する事項について

商工観光労働企業委員会

- 1、商業に関する事項について
- 2、工・鉱業に関する事項について
- 3、観光に関する事項について
- 4、労働に関する事項について
- 5、情報化の推進に関する事項について
- 6、電気事業及び工業用水道事業に関する事項について

農林水産委員会

- 1、農業に関する事項について
- 2、林業に関する事項について
- 3、水産業に関する事項について

土木建築委員会

- 1、道路及び河川に関する事項について
- 2、都市計画に関する事項について
- 3、住宅及び建築に関する事項について
- 4、港湾その他土木に関する事項について

文教警察委員会

- 1、市町村教育委員会の指導に関する事項について
- 2、県立学校の施設及び設備の充実に関する事項について
- 3、教職員の定数及び勤務条件に関する事項について
- 4、義務教育及び高校教育に関する事項について
- 5、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
- 6、社会教育及び体育の振興に関する事項について
- 7、文化財の保護に関する事項について

- 8、治安及び交通安全対策に関する事項について

議会運営委員会

- 1、議会の運営に関する事項について
- 2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 3、議長の諮問に関する事項について

—————→…←—————

御手洗議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。

—————→…←—————

日程第7 常任委員の選任

御手洗議長 日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の常任委員会委員氏名表のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御手洗議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

—————→…←—————

常任委員会委員氏名表

総務企画委員

- 吉竹 悟
- 今吉次郎
- 鴛海 豊
- 原田孝司
- 小嶋秀行
- 戸高賢史
- 末次秀雄

福祉保健生活環境委員

後藤慎太郎
三浦正臣
元吉俊博
御手洗吉生
羽野武男
二ノ宮健治
玉田輝義
荒金信生

商工観光労働企業委員

森 誠一
井上明夫
古手川正治
阿部英仁
木田 昇
藤田正道
猿渡久子

農林水産委員

井上伸史
太田正美
大友栄二
尾島保彦
平岩純子
河野成司
堤 栄三

土木建築委員

清田哲也
木付親次
嶋 幸一
成迫健児
浦野英樹
吉村哲彦
小川克己

文教警察委員

志村 学
阿部長夫
衛藤博昭
高橋 肇
守永信幸
馬場 林
麻生栄作

日程第8 議会運営委員の選任

御手洗議長 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

この採決は、起立により行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の議会運営委員会委員氏名表のとおり指名したいと思います。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

御手洗議長 起立多数であります。

よって、ただいま指名した諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員氏名表

志村 学
井上伸史
吉竹 悟
清田哲也
衛藤博昭
井上明夫
木付親次
成迫健児
木田 昇
羽野武男
尾島保彦
玉田輝義
戸高賢史

御手洗議長 各常任委員会及び議会運営委員会
は、委員長及び副委員長互選等のため、お手元
に配付の委員会招集通知書のとおり、委員会を
開催願います。

以上をもって今期定例会に付議された諸案件
は全て議了しました。

御手洗議長 これをもって令和4年第1回定例
会を閉会します。

午前11時38分 閉会

請

願

繼

統

請

願

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
14	令和4年2月25日	玖珠郡九重町大字右田687 子どもたちへの新型コロナワクチン接種を考 える有志 代表 小野 みゆき	
件 名 及 び 要 旨			
<p>子どもたちへの新型コロナワクチン接種に関して配慮を求めることについて</p> <p>現在、12歳以上を対象に新型コロナワクチンの接種が実施されており、今後、5～11歳の子どもたちに接種が進められようとしている。</p> <p>厚生労働省の新型コロナワクチン副反応疑い報告には、死亡、重篤を含む副反応疑いが多数あげられており、その多くは因果関係が不明だが、子どもたちへの接種に不安を感じている。</p> <p>については、子ども及び保護者が、メリット・デメリットに関する情報を公平に得て、十分に理解し、納得した上で選択できるよう配慮をお願いし、次のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職場や学校、その他様々な環境において、接種の強要、同調圧力や差別、行動制限を行わない啓発をさらに進めること。 2 新型コロナワクチン接種に関するインフォームドコンセント（十分な説明と同意）をさらに推奨すること。 			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
成 迫 健 児 高 橋 肇 原 田 孝 司 馬 場 林 平 岩 純 子	福祉保健生活環境	採択	

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
15	令和4年2月28日	大分市下郡1602-1 全日本年金者組合 大分県本部 委員長 笠村伸一	
件 名 及 び 要 旨			
<p>2022年度年金支給額引き下げ中止を求める意見書の提出について</p> <p>オミクロン株による爆発的な感染拡大と医療逼迫という厳しい現実の中で、多くの高齢者は苦難を強いられている。そんな中、厚生労働省は、2022年度の年金支給額を0.4%引き下げると発表した。</p> <p>厚生労働省によれば、指標となる2021年度の物価変動率はマイナス0.2%、賃金変動率はマイナス0.4%で、物価変動率よりも賃金変動率のマイナス幅が大きいときは、賃金変動率を改定率にするとして、マイナス0.4%引き下げるといふ。</p> <p>しかし、今、原油高や円安の影響で物価上昇が続き、電気・ガス代や生鮮食料品も1年前に比べ1割以上値上がりし、加えて、後期高齢者医療費の窓口負担増や介護保険料の引き上げも控えている。</p> <p>今後も諸物価が上昇することが予測される状況を踏まえ、2022年度の年金引き下げは行わず、据置きとすることを求める意見書を国に提出していただきたい。</p>			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
堤 栄 三	福祉保健生活環境	不採択	

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
12	令和3年9月8日	大分市古ヶ鶴1-4-26 大分県農民運動連合会 会長 佐藤隆信	
件 名 及 び 要 旨			
<p>コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失から、2020年産米の過大な流通在庫が生まれ、市場価格は大暴落した。2021年産米についても、政府が打ち出した36万トンの上乗せ減反と、感染拡大によるさらなる消費減少により、昨年以上の米価下落が危惧されている。</p> <p>加えて、国内消費量は30年間で4分の3に減少しているが、ミニマムアクセス米は年間77万トン輸入されており、一切見直されていない。</p> <p>また、コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食料支援では、米をはじめとする食料配布が歓迎されている。</p> <p>については、農業者の経営と地域経済を守るため、次の事項を実現するよう、国に意見書の提出を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。 2 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援で活用すること。 3 国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）について、当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。 			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
猿 渡 久 子 堤 栄 三	農林水産		継続審査

